

令和 7 年 第 1 回 知名町 議会 定例会

第 1 日

令和 7 年 3 月 4 日

令和 7 年第 1 回知名町議会定例会議事日程
令和 7 年 3 月 4 日（火曜日）午前 10 時 00 分開議

1. 議事日程（第 1 号）

- 開会の宣告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
(議長)
- 日程第 4 行政報告
(町長・教育長)
- 日程第 5 報告第 1 号 知名町水道事業経営戦略について
- 日程第 6 令和 7 年度施政方針表明
(町長)
- 日程第 5 一般質問
 - ①福井 源乃介議員
 - ②田尻 博樹議員
 - ③西 文男議員
- 散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1 番	田 尻 博 樹 議員	2 番	長 山 美 香 議員
3 番	原 崎 幸 雄 議員	5 番	西 吉 信 議員
6 番	高 風 勝 一 郎 議員	7 番	福 川 勝 久 議員
8 番	窪 田 仁 議員	9 番	根 釜 昭 一 郎 議員
1 0 番	西 文 男 議員	1 1 番	福 井 源 乃 介 議員
1 2 番	川 畑 光 男 議員	1 3 番	外 山 利 章 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

藤 田 孝 一	議会事務局長	元 榮 聡 子	議会事務局主事
---------	--------	---------	---------

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

氏名	職名	氏名	職名
今 井 力 夫	町 長	赤 地 邦 男	副 町 長
田 中 幸 太 郎	教 育 長	成 美 保 昭	総 務 課 長
西 富 士 雄	総務課長補佐	永 野 道 也	企画振興課長
岡 越 豊	農 林 課 長	上 村 隆 一 郎	農業委員会事務局長
英 敬 一	建 設 課 長	下 田 浩 治	耕 地 課 長
平 和 仁	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	井 上 修 吉	税 務 課 長
元 栄 吉 治	町 民 課 長	中 村 里 佐 子	保健福祉課長
根 元 幸 治	保健福祉課参事	久 永 裕 一	上下水道課長
原 田 孝 二	子育て支援課長	池 沢 由 美 子	教育委員会事務局長
田 邊 栄	教 育 委 員 会 事 務 局 参 事	東 里 樹	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長
夏 迫 裕 作	建 設 課 参 事	切 通 健 雄	教 育 委 員 会 事 務 局 指 導 主 事

△開 会 午前１０時００分

○外山利章議長

議場におられる皆さん、ご起立ください。

一同、礼。おはようございます。お座りください。

ただいまから令和７年第１回知名町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

△日程第１ 会議録署名議員の指名

○外山利章議長

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって長山美香議員及び原崎幸雄議員を指名します。

△日程第２ 会期の決定

○外山利章議長

日程第２、会期決定の件を議題とします。お諮りします。

本定例会の会期は、３月４日から３月１４日までの１１日間としたいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から３月１４日までの１１日間と決定しました。

△日程第３ 諸般の報告

○外山利章議長

日程第３、諸般の報告を行います。

報告事項は、お手元に配付してありますが、若干申し上げます。

２月５日、東京で行われた全国町村議会議長会において、知名町議会が特別表彰を受賞しました。この表彰は、全国９２６の町村議会の中から推薦のあった議会の中でも、特に顕著な業績があると認められる団体を特別に表彰するものであり、今

年は、北海道下川町議会、神奈川県寒川町議会と共に知名町議会が選ばれました。

今回の受賞は、これまで培ってきた知名町議会の伝統に加え、女性議員誕生に向けた取組や、政策サイクルを意識した議会運営、政策提言書の提出など、前期にスタートした議会改革に議員及び議会事務局が一丸となって取り組んできた成果であり、大変名誉なことでもあります。

まずは、この受賞を喜ぶところではありますが、議会における活動はまだまだ町民の皆様へ伝わっているとは言えないところがあります。議会活動の見える化は、二代表制における議会の役割を町民へ伝えるとともに、その重要性や必要性を知らせることにもつながります。特に、議員の成り手不足が深刻化する中で、議会の活動をより身近に感じてもらうことは、その解決の一助になるものと考えます。

この受賞を機に、改めて町民との情報共有を積極的に行い、議会の役割をより明確に伝える努力を続けてまいります。また、議会改革についても、前期の引継ぎ事項を着実に実行しながら、政策サイクルを意識した議会運営に努めているところであります。新しい取組であることから、試行錯誤しながらではありますが、議員間の対話と討議を通じて新しい時代の議会の在り方について模索し、町民福祉の向上に直接的に資する議会を目標に、さらなる議会改革の推進を図ってまいります。

以上、補足させていただきます。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果を同条第3項の規定により、また、地方自治法第199条の第4項及び第7項の規定により補助金団体等に関する定期監査の結果については、同条第9項の規定により地方自治法第199条第5項の規定に基づく監査結果について、それぞれ監査委員から報告があり、お手元に配付のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告

○外山利章議長

日程第4、行政報告を行います。まず、今井力夫町長の報告を求めます。

○今井力夫町長

それでは、議場内で傍聴されている皆様、そしてインターネット中継をご覧の皆様、改めましておはようございます。

議場内で傍聴の皆様におかれましては、公私ともにご多用な折にもかかわらず、ご来場いただき、誠にありがとうございます。お礼を申し上げますとともに、今後と

も町政に対するご理解、そしてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、私の行政報告を行いますけれども、詳しくはお手元の資料に記載してありますので、それをご覧いただければと思います。私のほうでは大まかなものを幾つかご説明を申し上げます。

12月14日土曜日、鹿児島県医師修学資金貸与医学生及び卒業医師と出身地の首長及び郡市医師会等との意見交換会がありまして、出席してまいりました。

その中で、まず、大島郡を代表いたしまして、大島郡の宮上医師が講演を行いました。少しその講演内容をご紹介しますと、大島郡医師会の設立は、大島郡の名瀬役場内に明治44年に設立されたということだそうです。その後、奄美群島日本復帰までは、鹿児島県医師会大島郡支部として活動しており、奄美医療圏における幾つかの抱える議題はその後30年間で大きく変化し、現在では65歳以上の人口がやや減少し、75歳以上は少し微増しているということで、しかしながら、生産人口に関しましては激減しているので、地域の包括ケアを支える人材の育成が急務であるということでした。

今後、地域医療ビジョンといたしましては、緊急医療や災害医療、そして周産期医療、小児医療、予防医療、遠隔医療に関わる医療従事者との連携を推進するためには、現場の運用にICTの活用が不可欠であろうということでした。

また、医療従事者と行政関係の間に顔の見える関係づくりを構築し、条件不利地域における人材の確保や資質向上に向けた方策を共同で構築していかなければいけないであろうということでした。

私個人といたしまして、医学生と数名話をする機会がありまして、私のほうではコロナパンデミック時における三者連携は大変大きな課題解決に功を果たしたという話をしました。

各地域での対策で有効な対策につきまして、ほかの市町村との意見交換もすることができ、特に、沖永良部出身の医学生との話の中では、私のほうからは離島における産婦人科医や小児科医療に取り組んでいきたいという思いを医学生から聞くことができ、離島医療における課題として、今後ますます高齢化社会が進展していく中で、安心して出産できる環境整備や小児科の充実などに医療従事者不足が懸念されているということを伝え、将来、島で活躍していくために、多くの医療知識や技能、経験を積んでから島のほうに戻ってきてほしいと、また、鹿児島大学の医局とは、県の保健部と島の医療関連における実態や精神科医療に関する課題などについて意見交換をすることができ、大変有意義な時間を持つことができたのではないかと考えております。

12月9日金曜日に、奄美地域の離島航空路協議会がございました。

その中で、補助対象路線をどこにするのかということの討議がありまして、沖永良部－鹿児島間におきましては、収支目標が90.9%でありましたがけれども、9月現在では75.3%までしか達していない。そのため、島の過疎化や高齢化の中で、今後この路線を維持していくためには、令和7年においても補助対象路線とすることが必要であると、ただし、事業の効率化やコスト削減等の努力を要すると。

この間、令和7年度、損益見込書では、国県により、この沖永良部、鹿児島県には補助費として4億8,000万円が必要とされると補助対象の中でも特に突出しております。徳之島－奄美間においては、国県から1億7,000万円の補助が必要であろうと。徳之島－奄美間においても、収支目標は78.9%でありますけれども、今現在は67.1%しか達成できていない。したがって、次年度においても補助対象路線として認定する必要があるという決定をいただきました。

また、航空各社への要望といたしまして、離島割引カードをJALカードに登録する際に、沖永良部空港でしか対応できていないので、ウェブで対応するか山田運送店でもできるように対応してほしいという要望をいたしました。この件につきまして、JACからは、現在ウェブで対応できるようにソフトの改善を検討しているということでございました。

それと、急な欠航が多いので、利用者や島内ホテル業者は大変苦慮しているので、この欠航に関してはなるべく欠航がないように改善をしてほしいというような要望をしてきたところでございます。

それから、奄美群島航空・航路運賃軽減協議会がその後がありまして、令和7年度には那覇－奄美間を準住民も対象にできるようにというような話をするのができ、そのため沖縄と奄美群島の交流促進を奄美振興策に入れてあることを沖縄県ともしっかりと、鹿児島県と沖縄県同士で検討していただきたいという要望をしたところでございます。

12月22日に全国沖洲会総会及び沖縄沖州会100周年記念祝賀会、総会等がございましたので出席してまいりました。

この中で、沖縄・奄美交流促進のためにも、沖縄から航路航空路運賃の軽減について鹿児島県と沖縄県との協議を進めるよう各地区の沖洲会からも提案があり、今後さらに国県に要望していこうということが決定されました。

12月25日、対馬市の脱炭素化と漂着ごみ処理を視察をしてまいりました。

海岸漂着ごみに、対馬市においては2億8,000万円の費用がかかっていると。漁協や地区住民に漂着ごみの回収依頼に約1億8,000万円かかっている。ごみ

の収集とその選別と、それから硬質プラスチックのチップ化に破砕機を活用しながら漂着ごみをリサイクル業者に販売をすることによって収支をなるべく保てるようにしているということ。

また、ごみ交流として、日韓の市民間でビーチクリーン事業を行い、また、国内の大学生などのワークショップやスタディーツアーを行ったり、日韓の海洋環境のシンポジウム、それから日米韓海洋環境シンポジウムなどを行い、今後、リサイクル商品の拡大や対馬モデルを確立し、大阪万博においても今取り組んでいることを情報発信を計画しているということでした。再生可能エネルギーにつきましては、洋上風力発電を計画しておりますけれども、なかなか漁業補償などの課題があり、進展していないというのが現状であるということでした。

翌日には、壱岐市の視察を行い、壱岐市においても沖永良部と同様に、独立電源で構成されており、再生可能エネルギーとして太陽光と風力発電には出力制限がかかっており、20%の発電能力を有しておりますけれども、13%しか利用できていない。そのため余った再生可能エネルギーを活用して水の電気分解を行い、水素発電と酸素を活用した、フグ、ヒラメの陸上養殖事業を実施していると。低塩分の陸上養殖によるシステムは、魚にストレスを与えることがないので、通常よりも早く成長できる利点があるということだそうです。エネルギーの地産地消と環境に配慮した漁業をまちづくりの基幹としていることは、大変すばらしい取組であると感じました。しかしながら、同様なことを本町で取り組むには、生きたフグやヒラメを消費地に輸送するには幾つかの解決しなければならない課題があるのではないかと感じました。

壱岐・対馬市における海洋ごみの利活用や再生可能エネルギーによるまちおこしは、これからの地球環境や持続可能なまちづくりにおいては、大いなる参考になるものでありました。各離島においても、今後積極的に取り組んでいかなければいけないことだと痛感しました。

それから1月16、17日に台湾・台北市を視察をしてまいりました。

令和7年1月16日木曜日に、台北にあります101高層タワーを見学しました。

ここは、台北市内を一望できる高層ビルで、この高層ビルは地震の多い台湾においていかに高層ビルを安定させるかということで、建物上部に約6トンのおもりをつるしていると。このおもりが地震の揺れを軽減する仕組みになっているということ、そして、このビルの中には大谷翔平選手がフィフティー・フィフティーの記録を打ち立てたホームランボールを展示してありました。このボールは、世界各国からこのボールを見るためにこのビルを訪れる方が、日に数千人いるということで、

今後、このボールは各国に貸し出されるということで、購入代金以上の経済効果を生み出しているということや、台北市内における観光産業にも大きなプラスの効果をもたらしているということでした。

平野の少ない台北市内には、非常に高層ビルが乱立しておりまして、一つの高層ビルで約数百億円の家賃を稼いでいるということでした。また、市内の建物はほとんど鉄筋コンクリート造りであるということは、地震や台風対策のためであると感じられます。

それから17日には、台湾の首都になります台北市の市役所、g 0 v ・ t w（ガブゼロ）というシステムを見学させていただきました。

この台湾のg 0 v ・ t w（ガブゼロ）、零時政府と言われますけれども、これは台湾で発足した中心型市民科学技術コミュニティーと言われて、ゼロアワーガバメント、市民による社会貢献と市民同士のつながりを深めることに特化した草の根活動を行う民間コミュニティーであるということ。コミュニティーの参加者はエンジニアやデザイナー、社会運動家、教育者、作家など各専門分野の専門家などであり、会員の方々はITとコラボレーションで社会をよりよくするために団結しているということだそうです。情報の透明性やビッグデータがオープン化されており、市民から集められたデータを自在に加工することは誰でもできると、利用することができるということだそうです。

このようなオープンなコラボレーションに重点を置き、市民が自由に活用し、台北市内における公共問題に取り組むことができる仕組みにもなっているということだそうです。台湾のデジタル担当大臣を務めておりましたオードリー・タンもこのグループに参加をしていたということです。コロナ感染症のときの患者の数やマスク、医療機関における対応可能数など、市民がスマホでこれらの情報を確認でき、感染防止にも大変大きな効果を発揮したということだそうです。

また、市内における交通状況や市民が自転車などの利用状況などのデータもいつでも活用できるようになっており、市内における渋滞の状況や人々の活動範囲などの状況も一目で確認することができるようになっております。

午後からは、源泉智慧農場というところを視察をしてまいりましたけれども、ここでは農業生産のスマート化と生産販売のデジタル化により農業をハイテク産業に導いております。

今回、視察をした事業所はハイテク機器を活用し、数十種類の葉物野菜を水耕栽培で行い、民間企業の施設でありましたけれども、水耕栽培に使用される液肥の調整や照射をする光の種類や明るさを全てプログラミングされており、工場内で働く

職員も3名程度でありました。葉物野菜が現物で出荷をされているが、6次産業化された乾燥野菜も国内外に出荷をしているということです。

このようなシステムは、北欧や中東などにも今輸出をされ、世界の食料供給だけでなく、台湾の外貨獲得にも大変、功を奏しているということだそうです。台湾が世界で有数のデジタル国家であるということ、そしてビッグデータを市民がいつでも活用でき、そのデータを利用して起業家の育成にも役立っているということから、日本やこの知名町におけるデジタル化推進の必要性を大変痛感させられました。

日本は世界でもマナーが最もよい国だと私は思っておりましたが、台湾の自転車やオートバイの駐輪状況は大変見事なものでありました。路側帯付近には整然と自転車やオートバイが一行に駐輪されており、歩道や車道にはみ出る自転車、バイクは全く見られません。このことは日本が大いに学ばなければいけないことではないかと思いました。

また、台湾のパスポート保持者は人口の半分以上に当たる。それに対して日本は人口の5分の1しかパスポートを保有していないということは、台湾の国民は常に国外に目を向け活動しているということ。日本がなかなか国外にいろいろな視察や旅行をするのにはまだ世界に後れを取っているのではないかなというのが推察されます。

そのような意味から、今後日本においても海外への目を向けていくために積極的にパスポートを所持し、そして国際感覚を養うための視察等は必要ではないかなと思っております。

来年度は、自治体職員を海外派遣をするというプログラムが組まれておりますので、本町職員からも希望者が出た場合には推薦してまいりたいと思っております。

1月29日と31日に、沖縄奄美連合会との意見交換会を行いました。

この中では、面白い意見が出たのは、沖永良部は農業を基軸にしておるが、沖縄のようにもう少し観光面にも目を向け、新しい産業をつくり、若者や地場産業との協議をした地域発展に目を向けるべきではないかと。それから、海という環境資源をもう少し生かした産業の創出をすべきであると。それから、沖縄のOIST、科学技術大学なんですけれども、このOISTは世界的な頭脳集積場所であるので、次世代のグローバルな視野を育成する上でも積極的に活用すべきであり、特に、子供たちの修学旅行の一つにすることも必要ではないかと。

それから、NIACという、これは南西地域産業活性化センターなんですけれども、ここに職員の人事交流を行ったり、ここで市場分析や沖縄との経済交流に生かすべきではないかと。ネックとなっているのはとにかく航空運賃が割高である。そ

のため産業交流を積極的に行い、奄美群島への集客を進めるようにするためには航空運賃の軽減を積極的に行っていく必要があるということでございました。

午後からは、航空自衛隊や海上自衛隊、陸上自衛隊を訪問させていただき、驚いたことには、ドクターヘリでの運航ができない悪天候や夜間の傷病者の輸送に陸上自衛隊のヘリを依頼しておりますけれども、沖永良部の利用が郡内で最も多く、これまでに600名を超えているということでしたので、この輸送に対してお礼を申し上げてきたところでございました。ちなみに、2番目に多いのが徳之島の300名弱でございました。

あと、やんばる広域の推進協議会における話題といたしましては、行政側の交流は毎年できているけれども、今後は経済活動や子供たちのスポーツや国際的な視野を高めるように、双方の交流を進めていくべきではないかというような参考になる意見をいただきました。

2月26日に、第6回ゼロカーボンアイランドおきのえらぶ推進協議会がございまして、脱炭素先行地域に選任されておりますカーボンニュートラル達成に向けた離島モデルの確立を目指す、独立した電力系統を有する離島特有の電力システムという特殊な条件下において、再生可能エネルギー導入の課題を解決、全国のエネルギー問題を解決する一助となるように離島モデルとなるような、この1年、本町が取り組んできたことを報告をさせていただき、参加しました各関係機関の皆様と意見交換を行いました。

この事業は、令和9年度までに両町の公共施設分の再エネ化を進めるという計画でございしますが、本町においては2,562キロワットの太陽光発電と省エネルギー設備により、年間6,225トンの二酸化炭素削減を目標、この目標を達成しなければなりません。

そのためには、九州電力との間で系統への連携に向け、疑似慣性力を有するDGRや再エネ電源などを統合制御するEMSなどにより、再生可能エネルギーを主力電源として地域の脱炭素化の推進をしてまいります。

2月18日には、環境省から沖永良部の取組に関して中間評価報告がありまして、このままこの先進的な、そしてモデル性のある取組が評価され、今後も事業継続をというような評価をいただいております。

協議会委員からは、今後新しいエネルギーをどのように取り組んでいくのか、また、脱炭素先行地域としての取組を、地域の経済活性化の面にどのようにつなげていくのかということについての質問や課題をいただいたところでございましたので、これらの点についても、今後検討して地域経済の活性化に、この脱炭素というのを

有効に活用してまいりたいと考えております。

以上で、閉会中の私の行政報告を終わります。ありがとうございます。

○外山利章議長

これで、今井町長の行政報告は終わりました。

次に、田中幸太郎教育長の報告を求めます。

○田中幸太郎教育長

それでは、閉会中の教育行政について、主なものを抜粋して報告をさせていただきます。

12月15日、町民体育館においてスポーツ少年団卓球大会が行われました。出場した子供たちは、仲間や保護者、地域の方々の声援を受け、各コートで精いっぱいプレーしていました。団体戦には男子8チーム、女子6チームが出場し、男子の優勝は田皆Aチーム、女子の優勝は知名チームとなりました。

1月2日、あしびの郷・ちなを拠点に第50回町内一周駅伝競走大会が行われました。全10チームの選手は、沿道で多くの町民の声援を受けながら健脚を競い、結果はAブロック第1位、西目チーム、第2位、黒貫チーム、第3位、小米チーム、Bブロック第1位、下・屋チーム、躍進賞、住吉チームとなり、西目チームは今回の優勝で7連覇を達成しました。午後からは二十歳のつどいが行われ、対象者70人中58人が出席し、保護者や来賓等が見守る中、りりしい姿で式に臨んでいました。終始和やかな雰囲気の中、代表者の挨拶も頼もしく、二十歳をお祝いする意義深い式典となりました。

1月9日、この日から2日間にわたり、人事異動に係る校長面接を行いました。異動対象者の状況を詳細に確認するとともに、次年度の人的配置を含めた経営構想等について校長から説明を受けました。

1月11日、和泊町役場において、大島教育事務所長による校長面接が行われました。内容は、さきの教育長による校長面接と同じで、3者で異動対象者の状況等を詳細に確認しました。午後からは知名漁港で行われた消防出初め式に出席しました。

1月15日、田皆中学校を除く各小・中学校で、鹿児島学力・学習状況調査が行われました。これは、昨年度までの鹿児島学習定着度調査の名称を改めたもので、対象は小学5年生、中学1、2年生でした。今後、町校長研修会等を通して、各学校の分析結果に基づく学力向上策を確認、指導してまいりたいと思います。なお、田皆中学校は21日から22日にかけて実施しました。

1月17日、本年度最後の校長研修会を行いました。私のほうから、本年度の学

校経営の省察や次年度の学校経営の準備、人事異動資料の記載等について指導した後、課題研修として、本年度の研修のまとめと次年度の課題把握を行いました。次年度も、年間研修計画に基づき適切に校長研修会を運営してまいりたいと思います。

1月20日、委員会室において、各学校長の推薦に基づき、知名の子表彰審査会を行いました。要綱や基準に基づき審査を行い、学校から推薦された個人、団体を全て承認することができました。特に、本年度は友情賞の該当者がおり、皆勤賞も含め6部門全てで被表彰者が決定されました。

1月23日、大会議室において、町誌編さんの行政部会を開きました。代表として部会長に委嘱状を交付した後、町誌編さんの基本計画やスケジュール等の確認、執筆要領の協議などを行いました。今後、役場OBや現職職員も含め、チームとして編さん業務に当たれるよう努めてまいりたいと考えております。

1月24日、会計年度任用職員の勤務状況等を把握するため、全校の学校訪問を行いました。各校長から職種に応じた職員の勤務状況等を聞き取った後、今後の事務手続や展望等について説明しました。今後、職種ごとの欠員状況や応募状況等を総合的に勘案し、次年度の適切な採用及び配置に努めてまいりたいと思います。

1月27日、学習障害（LD）児への指導、支援の在り方を学ぶため、鹿児島市立城南小学校の通級指導教室を訪問し、授業参観や意見交換等を行いました。個別の指導計画や個別の教育支援計画、授業のパターン化、教材、教具の工夫等多くの学びを得ることができました。午後からは、市町村自治会館で行われた県道徳教育フォーラムに出席しました。子供たちの心を豊かに育むために、子供たちをポジティブに捉えることや、褒め言葉の重要性を改めて感じました。

2月2日、あしびの郷・ちなをスタート、ゴールに、第60回島内一周駅伝競走大会が行われました。職場や字、同好会等でエントリーした全19チームの選手はどの区間でも力走を見せ、結果は、優勝OSRT、第2位、沖永良部消防署、第3位、国頭ガジュマルとなりました。本町関係では、ALL田皆が第5位と大健闘しました。

2月5日、上城小学校において、本年度最後の町教頭研修会を行いました。私のほうから校長の補佐役としてのまとめ、教育課程の編成、校務の継続性等について指導した後、会場校校長による学校経営の説明、年間研修計画に基づく研修等を行いました。

2月10日、第2回県山村留学連絡協議会が行われ、オンラインで参加しました。西之表市教育委員会、徳之島町教育委員会の事例発表の後、義務教育課による関係施策の情報提供、グループでの意見交換という流れで進められました。里親制度を

導入している自治体での里親の確保、留学生の住宅の確保等の課題が出されたほか、要綱や財源等についての情報交換ができ、意義のある協議となりました。

2月14日、大会議室において、町教頭・教務主任合同研修会を開きました。私のほうから、教師の仕事や教師が育つ場所について指導した後、次年度の行事を全体で確認したり、中学校区ごとで調整したりしました。各学校が教育活動を円滑に推進できるよう、今後とも指導、助言に努めてまいりたいと思います。

2月15日、あしびの郷・ちなにおいて、知名の子表彰及び島唄・島ムニ大会が行われました。知名の子表彰では、学芸、読書、友情、体育、善行及び皆勤の6つの分野で該当の児童生徒を表彰しました。その後、行われた島唄・島ムニ大会では11の個人・団体の発表がありました。小学生や一般の個人・団体が日頃の練習の成果を発表し、会場は終始和やかな雰囲気にも包まれていました。

2月18日、沖永良部警察署において、イラブ・ユンヌ被害者支援ネットワーク総会が開かれました。このネットワークは、犯罪被害者等の置かれている現状を踏まえ、関係機関及び団体の緊密な連携と相互協力により各種支援活動を効果的に推進することを目的に、沖永良部島及び与論島の関係者で設立されたものです。当日は想定事例に基づく検討を行った後、かごしま犯罪被害者支援センター事務局長の講話があり、被害者支援の在り方等について理解を深めました。

2月19日、あしびの郷・ちなにおいて、南三島文化協会及び文化行政担当者研修会が行われました。この研修会は、南三島の文化協会役員及び文化行政担当者が一堂に会し、各地域に根づいている伝統文化の交流を図るとともに、文化協会の取組について情報交換を行い、地域の文化振興に寄与することを目的に開催されたものです。当日は、文化協会加入団体の現状や取組状況について発表や質疑応答を行い、お互いの文化活動を理解する有意義な研修会となりました。

2月26日、委員会室において、令和7年度奨学生推薦会を開きました。応募者6名について、学業、人物、健康及び家計の選考基準に照らして入念に審査を行い、採用の可否を判断、決定しました。今後とも適切な事務処理に努めてまいりたいと思います。

以上で、教育行政報告を終わらせていただきます。

○外山利章議長

これで、田中教育長の行政報告は終わりました。

以上で、行政報告を終わります。

△日程第5 報告第1号 知名町水道事業経営戦略について

○外山利章議長

日程第５、町長から提出のありました報告第１号、知名町水道事業経営戦略については、お手元に配付のとおりです。

△日程第６ 令和７年度施政方針表明

○外山利章議長

日程第６、令和７年度施政方針表明について、今井力夫町長の令和７年度施政方針表明を求めます。

○今井力夫町長

それでは、令和７年度、私の施政方針を述べさせていただきます。

町民の皆様及び議員各位におかれましては、平素から町政運営にご支援・ご協力を賜り、子や孫に誇れるまちづくりに向けて一歩ずつ前進できつつあることに心から感謝申し上げます。

令和７年度知名町議会第１回定例会３月議会に当たり、令和７年度予算案をはじめ関係議案等を提出し、私の町政に対する基本的な考え方や施策の概要につきまして述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

地球温暖化による気候変動に起因すると思われる自然災害の多発化と激甚化、急激に変動する国際情勢としてロシアのウクライナ侵攻、北朝鮮の核・ミサイル開発、米中の台湾・南シナ海をめぐる情勢の緊迫化は、我が国の安全保障に重要な問題となっております。

国内におきましては、２０２５年には多面的な法制改正が予定されております。

４月には育児休暇取得状況の公表義務対象を含む育児介護休業法の改正や、希望者全員への６５歳までの雇用機会の延長が義務化される高年齢者雇用安定改正法など雇用に関する改正法が施行される予定であります。６月には、原発の６０年を超える運転の再開を可能にするグリーントランスフォーメーション、GX脱炭素電源法が施行される予定でございます。

さらに、法改正で自治体や企業に様々な対応が求められ、よりよい社会の構築と経済性の発展への効果が期待されます。

他方、急速に進展する少子高齢化により、日本の人口が５人に１人が７５歳以上の後期高齢者となり、社会保障の自己負担増や労働人口の減少など、いわゆる２０２５年問題が生じるほか、企業のデジタルトランスフォーメーション、DXの

遅れによって予想される２０２５年以降の経済損失を総称した「２０２５年の崖」も控えております。

加えて、アメリカ・ファーストを掲げる第２次トランプ政権誕生により、多くの国も保護的な政策を採用する可能性が高まり、関税や国内企業優遇政策による世界的な自由貿易停滞が懸念されるとともに、中東情勢などのリスク要因も複数あります。極端な円安の進行と人材不足などに起因する物価高騰は、経済に急激な変動をもたらしており、とりわけ外海離島であります沖永良部においては、本土以上に経済活動に大きな影響が心配されております。

本町におきましては、第６次知名町総合振興計画における２０２０年から２０２７年、令和８年度までにおいて、「子や孫が誇れるまちづくり」を町政の基本方針に据え、子や孫の世代に住みよい地球環境を引き継ぐことを今を生きる大人の責務と考え、そのシンボルとなる新庁舎が脱炭素社会に向けた省エネルギーと自然エネルギーを生かした島の自然環境に配慮された設計で、エネルギーの７３％を削減しており、全国でも例を見ない庁舎であります。今後、学校や他の公共施設への自然エネルギーの導入を進めてまいります。さらに、老朽化した公共施設の更新と再整備、旧庁舎跡地や長寿園の活用についても検討を進めてまいります。

子供やお年寄りの皆さんが安心して通行できる歩道の整備や劣化した道路の舗装整備、持続可能な水道設備の整備と送水管や家庭水道設備の根詰まりの原因となる水道水の硬度低減化、町営住宅改修など「いつまでも住み続けたい環境整備」。安心して出産し子育てできる環境づくりや子供からお年寄りまで安心して暮らせるまちづくり、２１字の持続可能な地域づくりなど「持続していくためのコミュニティの創出・育成」。農業、水産業、観光産業を軸とした農商工等の連携、町外企業の誘致・支援、次代を担う子や孫が帰ってきたいと思える教育環境などの「未来を支える産業競争力の強化と次代を担う人材づくり」の３つを基本理念、ミッションを基に、目標を達成するための行動計画アクションプランを２１項目定め、町民と一体となったまちづくりを推進してまいります。

また、本町は昭和２１年９月１日に町制が施行され、来年は町制８０周年になりますことから、８０周年記念事業実施内容等についても準備委員会等を設置し、検討してまいりたいと思っております。

それでは、ビジョン実現に向けた令和７年度の予算と主な施策についてご説明申し上げます。

本町財政は、各種の施策を的確に実行しながら財政の健全な運営に努め、財政力を示す各財政数値、第２表をご覧ください、は改善してきておりますが、しかしな

がら、子育て環境や教育環境のさらなる充実を図るための経費や高齢化の進行などにより、扶助費などは高止まりの状況になっております。

また近年、町営住宅、給食センター、新庁舎建設などの大型普通建設事業を実施し、今後も脱炭素推進に向けたゼロカーボンアイランドおきのえらぶ推進事業費、水道事業における硬度低減化・管路整備等に伴う出資等を行うことから、町債残高につきましては、令和7年度末で81億79万円を見込んでおり、昨年度、令和6年度末は82億3,626万6,000円となっております。依然として高い水準で推移をしております。

今後も、人口減少対策や社会保障の増加、教育環境の整備、生活基盤及び地域社会の維持など、必要不可欠な事柄への対応をはじめ、公共施設の整備更新及び長寿命化等維持管理の的確な実施を求められるなど、非常に厳しい財政運営が求められております。

このような状況を踏まえ、第6次知名町総合振興計画に基づき、ターゲットや手段及び目標を明確にしながら、事務事業の効率化や見直しを行いながら、成果を一層重視した事業の取組による予算編成を行いました。

本町の令和7年度当初予算規模は、歳入歳出をそれぞれ73億3,500万円、昨年度よりも4億8,600万円、7.1%増加しております。年度別の当初予算額の推移につきましては、第1表のとおりでございますのでご覧ください。

予算の内容につきまして少しご説明します。

歳入予算につきまして、自主財源は、歳入予算の23%、16億8,570万7,000円となっております。

町税につきましては、町民税の定額減税終了により1,102万1,000円の増となり、繰入金は国営地下ダム事業完成に伴う地元負担金の予納を行うため、土地改良事業基金繰入金を4億2,537万6,000円計上したことにより、8億646万8,000円となっております。これは、前年度に比べまして4億3,935万4,000円の増となっております。

依存財源につきましては、歳入予算の77%、56億4,929万3,000円、これも前年度より0.5%増となります。

地方特例交付金は、定額減税減収補填特例交付金が廃止されたことによりまして2,063万4,000円の減となります。

地方交付税は、能登半島地震による特別交付税の減少を見込み2,500万円減となります。

国庫支出金が8,882万1,000円の増となり、県支出金は5,691万円

の増となっております。

財政力指数につきましては、平成31年から令和4年度までのものを記してありますので、ご覧いただければと思います。

この中で、注目していただきたいのが、将来負担率、これが年々減少しているというあたりは、財政の健全化が少しずつ進んでいるというあたりではないかと思っております。

歳出予算につきましては、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）は歳出予算の40.2%、29億4,794万6,000円となっております。投資的経費といたしましては、歳出予算の13.7%、9億9,666万5,000円となっております。

一般行政経費が、歳出予算額の46.1%、33億9,038万9,000円となっております。

令和7年度各会計における当初予算は、表3のとおりでございまして、一般会計、特別会計を合わせまして、総額が94億485万7,000円となります。

町債の残高の推移につきましては、第4表にありますとおりでございます。

それでは、主な施策の概要についてお話をします。

これらの項目は、第6次の総合振興計画に基づいて、大きく3つのミッションを掲げてありますので、それを中心に説明をします。

まず1番目に、いつまでも暮らし続けたい環境の維持・生活基盤の整備につきまして、（1）ゼロカーボンシティ構想を推進し持続可能な自律自足システムの構築について、ゼロカーボンアイランドおきのえらぶ事業を継続的に進め、公共施設への再エネ及び省エネを年次的に導入し、EVの推進やごみを資源として活用するシステムの調査を行いながら、民生部門における2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けた離島モデルの構築を図ります。さらに、ごみ削減やごみの資源化に向けた調査研究を進めます。

これらの新技術の実用性と信頼度を高めながら、環境省や関係団体と連携をしながら、堅実に進めてまいりたいと考えております。

また、令和5年度から太陽光パネルや蓄電池DGR等の整備を進めてきた本事業につきましては、令和7年5月をめどにPPA事業を開始し、知名中学校、あしびの郷・ちな、役場庁舎での運用が開始される予定でございます。これにより、本格的に再生可能エネルギーでの電力消費が始まると思います。

令和7年度、主な事業等につきましてはご覧ください。

続きまして、（2）良質な生活環境（上下水道）の確保につきまして、本町の水

源は地下水に頼らざるを得ません。その水質は硬度が高く、配水管の根詰まりや石灰分の析出により、水道を使用する機器の耐用年数は本土よりはるかに短いのが現状であります。

さらに、家庭用軟水機器とその維持費、飲料水の購入に係る費用として島外に流出しているお金は、町全体では数億円を要しているものと考えられます。

将来にわたり持続可能で、強靱かつ安心・安全な水を安定的に供給をし、町に良好な経済循環をもたらすためにも、施設の災害強化対策として、水道管路緊急改善事業及び水源開発や硬度低減化に向けた水道施設再編推進事業は、町民の長年の切実な願いでもあります。

令和５年度から、硬度低減化や水道管路改善に対する国の補助を受け、上城浄水場から西部送水管、これは田皆・住吉配水池に向けてであります。それから東部送水管、上平川、久志検、瀬利覚配水池への送水管が完成します。さらに、上城浄水場に設置する硬度低減設備の造成、それから一部施設の工事を進め、令和８年度末には全てを完了させ、各家庭に硬度の低い水道水を配水する計画であります。

本町の下水道に関する施設は整備後２０年が経過をしており、設備の経年劣化で機能が低下しているということから、計画的に更新をしていかなければなりません。知名環境センター及び農業集落排水施設においても、経年劣化により機能低下が見られることから、施設の長寿命化と機械・電気設備の更新を行い、機能回復やコストの削減を図ってまいります。

また、公共下水道、農業集落排水事業区域におきましては、宅内配管の工事費を補助し、接続率の向上を図ってまいります。

合併浄化槽区域におきましては、従来の市町村設置型から個人設置型に移行し、移行後２年間の間は個人負担を町で負担することにより、公共水域の保全や生活環境向上に努めてまいります。

具体的なものにつきましては、お手元の資料をご覧ください。

続きまして、（３）番、住みよい住環境の整備につきまして、高齢化や人口減少下においても、核家族やふるさと志向によるＵターン、Ｉターン希望者のための住宅整備は重要であります。

公営住宅につきましては、これまでに建設された公営住宅の長寿命化を図るため、改修工事を計画的に進めるとともに、田水団地の建て替えに向けた取組を順次着手します。

老朽化した空き家放置につきましては、倒壊のおそれがあるほか、悪臭や害虫の発生による衛生の悪化、景観の悪化など、どれもが深刻な問題につながります。そ

の対策といたしまして、危険空き家に係る解体費補助を毎年2棟ずつ実施してまいります。

また、定住人口増加や集落活性化を図る上からも、空き家の有効活用に関する取組を総合的に推進してまいります。

(4) 番、適切な道路環境の整備・維持と公共交通の利便性の向上につきまして、町内の県道におきましては歩道が約52%整備されております。

平成30年度から下平川内城線久志検工区、令和5年度から国頭知名線知名工区の歩道設置、令和元年度から国頭知名線田皆工区の線形不良区間の解消工事が県事業で進められており、今後も国頭知名線の屋子母から新城区間の歩道設置に向けて県に要望を続けてまいります。特に、正名字内における県道改良、歩道設置につきましては、県関係部署に強く要請をしてまいります。町道におきましては、観光道路や産業道路としての重要性から、現在、知名新城線舗装工事、知名正名海岸線改良工事を進めております。また、中央通線は、路肩幅員狭小のため知名小学校児童の通学等に支障を来しているということから、歩道の設置を進めてまいります。

開かれた町政運営の推進につきましては、住民サービスの向上や社会資本の充実に向け、町民との対話を大切にする行政を進め、身近な公共施設の活用方法、各種行事、イベントの見直しを行い、町民提案型まちづくり基金活用事業など個人や団体から提案のあった事業をサポートしてまいります。

第2期のまちづくり町民会議においても答申をいただき、旧役場庁舎跡地や旧長寿園、旧地域包括センター、旧保健センターの活用につきまして、町の活性化の観点から取組を進めてまいります。

(6) 番、デジタル化による住民サービスの充実・効率化につきまして、窓口BPR（業務改革）に取り組み、町民課におきましては窓口手続に伴い必要となる周りの課との手続について案内ができるように、手続漏れがないようにしてまいります。

また、町民の基本情報をデータ連携することにより、住民の手書き負担を軽減し、住民サービスの向上を実現してまいります。

大きなミッションの2つ目につきましては、持続していくためのコミュニティの創出・育成。人口減少、少子高齢化など町が抱える様々な問題を解決していくためには、離島という厳しい環境の中で、先人たちが結いの心で作り上げた字を中心に、多様性と強固なコミュニティーを基軸としたまちづくりが不可欠であります。

地域社会が持続していくために必要な子育て支援、医療・介護、保健・福祉の充実、防災・防犯などの整備充実に努めなければなりません。

(1) 集落活性化に向けた取組といたしまして、本年度、21集落活性化推進室、これはまだ仮称でございますけれども、これを設置し、人口減少という大きな課題に向き合い、知名町が持続可能な地域社会を築くための重要な取組を行います。

まずは、知名町の未来を見据えた施策の実現に、家庭や集落レベルでの思い描く将来像を丁寧に拾い上げ、それらを施策に反映させることが不可欠であるということから、集落ヒアリングを通して、その課題等の整理、取り組むべき内容を精査してまいります。

(2) 番目、安心して出産し、子育てができる環境づくり。

本町の総人口は、令和7年2月1日現在5,380人で、昨年度より135人減少しております。

年齢区分におきましては、年少人口ゼロ歳から14歳までが699人、約13%です。生産年齢と言われるのが15歳から64歳まででこれが2,511人、46.7%であります。老年人口65歳以上の方の人口が2,170人、大体40.3%となっております。令和6年度中の出生者予定数は29人となっており、令和5年度とほぼ同数になります。

出産や子育てに対する不安を取り除くことは、国や地方公共団体だけでなく、企業や職場、地域社会の重要な役割でもあります。子育て支援社会の構築に向け、以下の取組を実施してまいります。

まず一つ目、安心して出産子育てができる医療体制の確保・充実について。

地域で安心して子供を産み育てることができる周産期医療体制の確保・充実を図る必要があるということから、医療機関と協力を行い、令和7年度より鹿児島県の補助金を一部活用しながら、新規の産科医を徳洲会病院に配置します。

今後も、児童福祉・母子保健の両機能の連携を深め、妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進に係る包括的な支援、子供と家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく、漏れなく提供できるように取り組んでまいります。

続きまして、地域における子育て支援の充実につきまして、就学前の子供の教育、保育環境の充実を図るとともに、就学児のための放課後児童クラブ、家庭で保育をしている方のための地域子育て支援拠点や一時預かり等のサービスを継続し、その質の向上に努めてまいります。

3つ目に、安心して産み育てられるための切れ目のない支援の推進。

子育て支援金の支給や子ども医療費助成の拡充、島外療育旅費補助など、親が安心して子供を産み育てられるよう、子育てに要する経済的負担の軽減を図るとともに、きめ細やかな情報提供や相談体制の充実を図ります。

4 つ目に、子供の権利を尊重する社会の実現。

全ての子供に、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供するため、児童虐待防止策や障害のある子供に対して充実した支援を提供します。

5 つ目に、認定こども園さらさらは公私連携型の民営化に移行します。移行後の保育環境の確保について注視をまいります。

(3) 番、安心して健やかに過ごせるまちづくりとして、人生100年時代に町民が生涯にわたり健やかで心豊かに暮らせるよう、町民一人一人が健康づくりに関する知識を身につけ、主体的に行動し、家庭、地域、行政が一体となって、いつまでも健やかに生活できるまちづくりを目指します。

ア、第2次、知名町健康増進計画に基づく事業展開といたしまして、健康寿命の延伸の基本方針の実現に向け、食生活・栄養、身体活動・運動、休養・こころの健康、歯・口腔、たばこ・アルコールに関すること、健康管理に関するこの6つの分野について目標を達成できるように、個人、地域、行政それぞれが健康活動に取り組んでまいります。

イ、精神保健対策といたしまして、我が国の自殺者は、先進国の中で依然として高い水準にあります。自殺対策行動計画に沿って家庭訪問や電話による相談の機会を増やし、医療機関との連携を強化し、講演会なども実施しながら自殺の未然防止に努めてまいります。

ウ、障がい者福祉につきまして、視覚障がい者への同行援護の取組、それから移送事業や入浴サービスの開始など、障がい者の福祉サービスの拡充に努め、障がいのある方々が自立した生活が送れるように支援をまいります。

エ、社会福祉につきまして、相談支援体制を整え、重層的支援体制整備を行い、誰もが住み慣れた地域の中で生きがいを持ち、安心して心豊かに暮らしていけるよう、地域と連携した地域共生社会の実現に向けて取り組みます。

(4) 番、災害に強いまちづくりの推進。

防災行政無線の個別受信機の機能向上及び無線不感地域の解消を目的として、防災行政無線個別受信機再整備を行ってまいります。

(5) 番、集落が抱えている課題の一つであります人口減少から起因する活動低迷には、集落行事の参加者減少に伴う行事維持が困難となっております。

改めて、住民同士の相互扶助機能の向上を目指し、できる人ができることをそれぞれ持ち寄って、面で組織を支えていく取組を推進してまいります。

これまで、知名字や住吉字、正名字でパズルピース型の町内会システム手法を用いた集落の持続的な運営を支援する仕組みづくりを行ってまいりました。同手法を

参考としながら、各集落固有の課題解決や地域特性に合わせ、持続的な集落運営に資するための柔軟な仕組みづくりを継続します。

また、和泊町の国頭出身の伊口氏が創業いたしました株式会社アグトラストから頂きました寄附金3,000万円を原資に、集落及び団体が持続的に行うボランティア活動を通じ、地域の活性化と自主的かつ将来を見据えた自立的な活動に対し、補助金を支給し支援してまいります。

3つ目のミッション、未来を支える産業競争力の強化と次世代を担う人づくりにつつまして。

(1) 番、稼げる地域をつくる農業・畜産・水産業のための基盤づくりにつつまして、良好な営農条件を備えた農地や農業用水等の農業生産基盤の整備・保全管理は、農業生産力を支える上で重要な役割を担っております。

このような農業生産条件の整備を強力に推進し、効率的かつ安定的な農業経営体の育成や農業生産性の向上を図るため、担い手への集積・集約化と併せて、大型機械の導入が可能となるような圃場の整備や、畑地かんがい施設などの農業生産基盤を整備するとともに、頻発、激甚化する災害に対応したため池や排水路対策や、老朽化が進行している土地改良施設の機能診断や、省エネ技術の導入などの保全対策を推進してまいります。

また、農業者の高齢化や担い手の減少が進んでおり、農地の有効活用を図っていくため、担い手への農地の集積・集約と新たな担い手の確保・育成を図るために、新規参入者への農地の流動化を進めてまいります。

(2) 番目、活力ある農林水産業の育成につつましては、本町の農業はサトウキビを基幹作物に、野菜、花卉、果樹、葉たばこ、畜産など幅広い品目が生産されております。

その中で、バレイショと花卉、サトウキビと畜産などの複合経営による経営リスクの分散や輪作による生産力の維持が図られてまいりました。

一方で、機械化に伴い、バレイショやサトウキビにつつましては、経営面積の拡大が図られており、専作による大規模化が進んでおります。

現在、本町農業を取り巻く情勢は、農業従事者の減少や生産資材価格の高騰、自然災害の影響など厳しい状況があります。今後も、複合経営の推進と機械化による省力化・少人化を図るとともに、温暖な気象条件を生かした既存品目の生産性の向上及び高い収益性を見込める作物の導入に取り組み、活力ある農業・魅力あふれる農業の実現のための各種事業を実施してまいります。

ア、まず、作物別の取組につつまして、サトウキビは令和6・7年期は単収増で

推移しており、収量の増加が期待されております。近年、株出し回数が多く、低単収圃場が見られます。低単収圃場の植え替えや早期管理の実施など適期適正管理の励行と畑かんの積極的活用を推進します。黒穂病対策につきましては、転作や植え替えを推進し拡大抑制を図ってまいります。

バレイショにつきましては、奄美群島成長戦略交付金事業を活用し、あまみ農業協同組合知名事業本部のバレイショ選果機の機能向上が図られ、異なる階級や異物の混入防止や処理量の向上、品質保持による単価の安定が期待されております。

今後、関係機関と連携を図りながら、畑かん利用や病虫害対策、土づくりを推進しながら、生産量の安定化を図り、農家所得の確保に努めてまいります。

里芋とニンニクなどは、JAあまみ知名事業本部園芸振興会と連携を行い、生分解性マルチ利用を推進するなど省力化と環境負荷低減に努めてまいります。

花卉につきましては、高齢化や物価高騰、異常気象等により全国的に生産量が減少し、需要に対して出荷量が少ないということから今期は高価で推移しております。

本町においても、生産者、生産量は減少傾向にあるため、新規の花弁生産支援事業による生産者の確保や各種補助事業の活用により施設整備を推進し、本町の強みである温暖な気象条件を生かした産地強化を図ってまいります。

畜産につきましては、配合飼料などの資材価格が高騰しているのに対し、子牛価格が物価高騰や需要の減退等の背景により低迷しており、畜産農家の経営が非常に厳しい状況にあります。

本町の農家戸数及び飼養頭数は減少傾向にあり、経営の安定化が急務となっております。トランスバーラなどの栄養価、収量性の高い自給粗飼料の確保、耕畜連携を推進するとともに、購買者に求められる子牛づくりの町有牛の活用による優良繁殖雌牛への更新を促進し、畜産農家の経営安定を図ってまいります。

令和3年度から取り組んでおりますエダマメにつきましては、価格なども良好で秋作・春作の二期作が可能であり、有望な品種となっております。

しかしながら、労力がかかることや既存品目との作業競合、病虫害被害等の課題がございます。機械化による規模拡大や病虫害対策、品質向上対策などの課題を解決しながら、生産安定に向けた取組を進めてまいります。

また、カボチャなど本町の気象条件を生かした品目の取組も始まっております。本町の優位性を発揮し、収益性を見込める品目があれば情報収集に努め、支援策を講じながら普及を図るなど、農家の所得向上を図ってまいります。

イの地産地消6次産業化への取組につきましては、令和5年度に地産地消推進協議会、町及び町教育委員会とあまみ農業協同組合知名事業本部との間で、学校給食

における地場農産物の活用に関する協定を締結しております。

今後も、地産地消推進協議会を基軸に、地産地消の取組を推進してまいります。

また、学校給食への牛肉や魚肉の提供など地場産品を活用した食育を進めるとともに、6次産業化など特産品開発につきましては、商品開発から販売までサポートし、魅力ある特産品づくりを支援してまいります。

ウの担い手の育成・確保につきましては、新規就農者に対する圃場巡回や相談活動の充実及びリタイア農家などからの農地流動を促すとともに、新規就農者育成総合対策事業を活用いたしまして、新規就農者の円滑な安定を図ります。

また、定年退職後に島に戻り農業を始めようとしている島出身者への支援を継続し、Uターン者の就農機会を提供してまいります。

認定農業者をはじめとして多様な担い手につきましては、各種作物の振興及び各種補助事業を活用しながら経営の発展を図ってまいります。

エの生産力・持続力の強化につきましては、緑肥や堆肥を活用した土づくりや耕畜連携を推進し、農作物の単収向上及び農業経営の安定を図るとともに、減化学肥料による環境に優しい農業を推進し、みどりの食料戦略システムの目指す姿に向けて取り組んでまいります。

畑かん営農の推進につきましては、畑かんの受益地区が順次拡大していくことから、営農情報の提供や積極的畑かんの利用を促進し、安定生産による農業所得の確保に努めてまいります。あわせて、収入保険制度及び農業共済への加入を促進し、農業経営の安定化を図ってまいります。

オの林業の振興。

林業振興につきましては、森林環境譲与税を活用した木製遊具等の導入を検討するとともに、木工教室など木育の機会を提供してまいります。

また、大山周辺の森林環境整備を行い、森林機能の保全を行ってまいります。

カの水産業の振興につきましては、本町の水産業を取り巻く環境は、燃油の高騰や漁具資材の値上がり、漁業者の高齢化、島内消費の落ち込みなどから、漁業経営は厳しい状況にあります。

鮮度保持や島外出荷、島内消費の促進など、沖永良部漁協及び知名漁業集落の活動を支援し、漁業者が意欲を持って取り組める環境づくりに努めてまいります。

以上、これらの取組を的確に実施し、活力ある魅力あふれる持続性の高い知名町農業の確立を目指してまいります。

具体的な細かい事業につきましては、資料をご覧ください。

(3) 番目、観光資源の充実と交流人口拡大による競争力のあるまちづくりにつ

きまして、魅力ある観光地づくり事業、観光施設等の整備を進め、町民及び観光客等の満足度向上に努めてまいります。

主な施策の中につきましては、そこに書いてあるものを皆さんご覧いただければと思います。

（４）番の地域みらい留学事業の準備につきまして、沖永良部高等学校の活性化と地域の魅力向上を目指し、地域みらい留学事業の導入を検討してまいります。

近年、沖永良部高等学校への進学者が減少しており、その対応をするために、全国の中学生を対象とした留学制度の構築を目指してまいります。

この取組では、一般社団法人地域・教育魅力化プラットフォームと連携を行い、地域みらい留学導入に向けた可能性調査を実施します。

調査では、沖永良部高等学校の教育プログラムの魅力化を図るとともに、島の豊かな自然や文化を生かした地域の魅力向上策も検討してまいります。

具体的には、地域みらい留学合同説明会への参加を通じて、沖永良部高等学校を全国の中学生の進学先の選択肢として位置づけるための方策を探ります。また、地域の関係者や教育機関と連携を行い、留学生受入れに伴う課題の整理や、島ならではの教育プログラムの開発に努めてまいります。

これらの取組を通じて、沖永良部高等学校と地域の魅力を相乗的に高め、持続可能な教育環境と地域社会の構築を目指してまいります。

（５）時代の変化に即応する学校教育。

一人一人の児童生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会のづくり手となることができるようにすることが必要であります。

また、全国的な人口減少及び少子高齢化が進行する中、本町においても子供の数が減少し続けており、学校教育の目的及び目標をよりよく実現していくための教育環境づくりといたしまして、学校の適正規模、適正配置の検討は喫緊の課題となっております。そのための検討委員会の設置についても準備を行います。

ア、一人一人の個性を生かす学校教育。

新たなＩＣＴ環境や先端技術の活用により、学習の基盤となる資質・能力の確実な育成、多様な児童生徒一人一人の興味・関心等に応じ、意欲を高め、やりたいことを深められる学びの提供、学校ならではの児童生徒同士の学び合いや多様な他者と協働した探求的な学びなどを通じ、地域の構成員の一人や主権者としての意識を育成してまいります。

また、全ての教育段階において、インクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨とし、全ての子供たちが適切な教育が受けられる教育環境整備、障害のある子供とない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実整備を図ってまいります。

国際的な視野を持つ人材の育成。

島の歴史・文化・自然を題材にした探求的な学習を通し、得た知見やコミュニケーション能力などを駆使して発信できるとともに、相手の価値観を尊重しつつ、グローバルな視野で活躍できる児童・生徒の育成を目指します。

ウ、教育の情報化の推進。

I C T支援員、これは地域おこし協力隊を活用する予定でございますが、を配置し、学校におけるI C Tの環境整備や教員のI C T関係業務をサポートするとともに、児童生徒の情報活用能力の育成を図ります。

エ、学校の在り方検討委員会設置に向けた準備委員会。

知名町立小中学校の今後の在り方について広く意見を求めるための準備委員会を設置してまいります。

オ、教職員の働き方改革につきましては、教職員の働き方改革と部活動の安定的な指導力の維持のため、令和5年度から取り組んでおります部活動地域移行、本年度は部活動の町を超えての統合がある可能性を見据え、和泊町と連携を図りながら、地域連携の体制から今後の方向性を探ってまいります。

(6) 番、共生社会を構築する生涯学習の充実。

町民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができるような環境を整えてまいります。

(7) 番、町誌編さん事業の推進。

町制80周年記念事業の一環といたしまして、町の歴史、文化、自然、産業、集落の様子を記録し、次世代へと引き継ぐための知名町誌編さん事業を推進し、令和10年度の刊行を目指してまいります。

最後に、国立の社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研でございますが、が2014年消滅可能性都市リストに896の自治体が公表され、各界に衝撃を与えました。

あれから10年がたち、今般、2023年データを基に新たな消滅可能都市として744自治体が昨年11月に公表されました。

幸いにも知名町は消滅市町村からは脱却しておりますが、安閑としてはられません。人口減少は、地方消滅だけでなく、経済の縮小も連鎖し、国際協力など国力低下や国際的な地位低下にもつながってまいります。

人口減少と同時に経済の活性化にも大きな課題がございます。島外に流出するお金を最小にとどめ、同時に稼ぐ力の育成を図ることが必要であります。

基幹産業の農業と観光産業を連携した取組は今後ますます重要になります。このような課題を解決するために、各世代の町民と語らい、行政と一緒に課題解決に向けた方策を町政に反映します。

そのため、私が町長就任以来掲げてまいりました子や孫が誇れる持続可能なまちづくり実現に向けては、みんなで考える協考、みんなで取り組む協働、みんなでつくり上げる協創という三つの基本姿勢を基に、今後取り組んでいくことが肝要だと思っております。

以上、私の令和7年度に向けての施政方針といたします。ご清聴ありがとうございました。

○外山利章議長

これで、今井力夫町長の令和7年度施政方針表明を終わります。

しばらく休憩します。

次の会議は、午後1時から再開します。

休 憩 午前 1 1 時 3 1 分

再 開 午後 1 時 0 0 分

○外山利章議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第7 一般質問

○外山利章議長

日程第7、一般質問を行います。通告に従って、順次発言を許可します。

通告1番、福井源乃介議員。

○福井源乃介議員

議席11番、福井源乃介が一般質問を行います。

まず1点目は、町長選挙についてであります。

本年12月に任期満了となり執行される知名町長選挙に、今井力夫町長は3期目

の出馬をされますか。町民最大の関心事ですので、明確な意思表示を求めます。

2点目は、水道水の硬度低減化についてであります。

水道水の硬度低減化については、水源開発が終わり、現在町内5か所の集配水施設を連結する工事を行っています。令和8年度には原水の処理施設整備を行い、令和9年度から硬度100前後の軟水を給配水する計画となっています。しっかりと財源を確保して、計画どおりに実現できますか。また、水道料金の改定に向けてどのように考えていますか。

3点目は、旧役場庁舎跡地の再開発についてであります。

役場が新築移転をし、町の中心部の人流が大きく変わり、空洞化しています。跡地ににぎわいの拠点づくりを早急に進めなければなりません。旧役場庁舎跡地の再開発事業について、どのように考えていますか。

4点目は、島留学制度の拡充についてであります。

上城小学校の児童数減少により、いち早く特認校指定や島留学制度が導入され、今年度、児童数20名まで回復しました。今後も引き続き児童数の維持・確保を図るため、島留学制度（生活支援金の増額や適用年数の拡大等）を拡充すべきではありませんか。

5点目は、芭蕉布工場の存続についてであります。

沖永良部芭蕉布工場の長谷川代表も高齢となり、次世代への保存継承が大きな課題となっています。本人から、芭蕉布工場や糸芭蕉植栽地を知名町に無償譲渡・移管してでも、鹿児島県の伝統的工芸品である奄美の芭蕉布を保存・継承したいとの申出があります。町としてどのように対応されますか。

以上のことについて、執行部の前向きな答弁を求めます。

○今井力夫町長

それでは、福井議員のご質問に回答してまいりますけれども、大きな質問の4番につきましては、これは教育長所管事項となりますので、教育長が答弁します。

それでは、まず1番目の件について回答を申し上げます。

知名町は歴代の町長と町民の皆様が心血を注ぎ、今日の知名町の礎を築いてこられました。私は、この積み築かれました基礎をベースに、町の将来像、ビジョンとして「子や孫が誇れる知名町」、そして、「潤いと活力のある持続可能な知名町」を目指して、町民目線で、共同参画による協働、そして共創の町政運営に努めてまいりました。

8年前に選挙で掲げましたこのビジョン達成のため、行動目標といたしまして、マニフェストは「子育て」、「人づくり」、「力強い農畜水産業づくり」、「安

心・安全なまちづくり」、「活気ある商工業産業づくり」など、5項目について21の政策を掲げて、これらの目標を達成するために、町民の皆様、町議会議員の皆様、各関係機関の皆様の協力いただきながら、徐々に進めることができてまいりました。

2期目には、これまで人類が経験したことのない、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、パンデミック状態になっておりましたが、コロナ禍の中においても、町民の生命、健康を守り、経済を停滞させないために、国・県の新型コロナ対策、沖永良部医師会、関係機関、町民の協力をいただき、ある程度終息をさせることができたと思っております。

このような厳しい社会情勢の中においても、町民の皆様のご協力をいただき、毎年、まちづくり町民会議を開催することができ、町の様々な課題解決に町民と共に取り組んでまいりました。中でも、昭和38年以来、知名町の発展を築いてこられました庁舎も老朽化が激しく、新庁舎建設という大きな事業に着手をし、令和6年5月に開庁式を迎えることができました。新庁舎は、世界的な課題であります地球温暖化防止と、町民に親しまれ、自然環境に優しく災害に強い庁舎は、国内外に誇れる庁舎となっているものだと思っております。

また、町民の長年の悲願でありました水道水の硬度低減化に向けても着手し、令和8年には、安心・安全でおいしい水を町民の皆様に届けることができるよう取り組んでおります。

日本は世界に類を見ないほどの急激な少子高齢化や人口減少が急速に進んでおります。このような中において、人口減少時代のまちづくり、社会保障の対策、教育環境の充実、生活基盤及び地域社会の維持、公共施設の整備・更新及び長寿命化、維持管理、行政改革としての役場組織の再編などの確に実施を求められるなど、多くの課題が山積しております。これらのほかにも、持続可能なまちづくりには経済の活性化も大きな課題となっております。そのために、島外に流出するお金を最小限に止めるとともに、稼ぐ力の育成を図る必要があります。基幹産業であります農業と観光産業の連携した取組は、今後ますます重要になります。

これらの山積した課題を解決するために、各世代の町民と語らい、行政と一緒に課題解決に向けた方策を町政に反映させたいと思っております。これまでの取組をさらに進め、知名町民の福祉向上に向けて、さらに改革を強力に推進してまいります。その覚悟を持って、3期目を目指して立候補したいと思っております。

現在進めております第6次知名町総合振興計画においても、令和8年度で終わります。さらなる知名町の発展に向けた第7次の知名町総合振興計画の策定に着手を

し、子や孫が誇れる潤いと活力のあるまちづくりに邁進してまいる所存であります。

町民の皆様や町議会議員をはじめ、多くの知名町応援団の皆様のご協力をお願い申し上げ、3期目に向けて意思表示とさせていただきます。

続きまして、2番目の水道水の硬度低減化についてのご質問に回答いたします。

先ほど少し申し上げましたけれども、硬度低減化事業においては議員もご存じのとおり、国庫補助金が2分の1となり、一般会計出資金が約4分の1、企業債発行4分の1で事業を行っております。

昨今の原材料等の高騰により、事業費増の懸念が拭えませんが、新浄水場の詳細設計も今年度完了となりますので、詳細設計に基づき業務発注を行ってまいります。

水道料金につきましては、硬度低減化処理施設運用開始後の令和9年度または10年度に料金の改定を計画しております。

料金改定案につきましては、新浄水場の詳細設計終了後に事業費の確定の上、来年度から令和8年度にかけ、動力費や薬品等のランニングコストの見直しも行いながら、財政状況を勘案し、知名町上下水道運営協議会や議会の皆様、住民説明会等を行い、適切な時期に適切な額の料金改定を行いたいと考えております。

旧庁舎跡地の利用につきましては、ご質問の内容につきましては、新庁舎建設前に懸念としてございましたが、これに対応するため、今年度採択されました国土交通省の先導的官民連携支援事業において、離島における自立的まちづくりのための公的不動産利活用事業調査業務委託を現在執行しているところであります。本事業は、町の遊休施設を官民連携でどのような方法で、どうした利活用ができるのかを調査する事業であり、今年度、島内外の事業者とヒアリングや現地ツアーなどを行い、離島である知名町の事情を勘案しながら、現在は最終の調査報告書をまとめている段階であります。

遊休施設は複数ございますが、ご指摘のとおり、優先度の高い旧庁舎跡地周辺エリアを中心に調査を行ってまいりました。成果品につきましては、今後、国土交通省、町ホームページで公表予定としております。来年度以降、本調査結果を基に旧庁舎跡地利用の一案として運用方法と併せ、実施に向けた検討を進めてまいります。

芭蕉布工房存続につきましては、回答いたします。

先月、2月10日、長谷川氏とその親族が来庁し、芭蕉布工房と糸芭蕉植栽地の無償譲渡や移管に関する申出について、ヒアリングを行いました。

長谷川氏のご高齢に伴い、奄美の芭蕉布という鹿児島県の伝統工芸品の存続・継承が喫緊の課題となっている現状を踏まえまして、町といたしましては、まず、芭蕉布工房としての今後の在り方につきまして、長谷川氏を含めた関係者間で協議を

していただく必要があると考えております。

具体的には、芭蕉布工房の未来像、存続・継承のための具体的な方策、そして地域産業としての発展可能性について、十分協議をしていただきます。その上で、これらの結果を再度行政側と協議をさせていただき、町としてどのような支援が可能かを検討していく方針であります。

沖永良部唯一の芭蕉布工房の重要性を再認識し、伝統技術の継承と地域産業としての発展に貢献できるように、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中幸太郎教育長

それでは、福井議員の島留学制度の拡充についてのご質問にお答えをいたします。

知名町立小規模校入学特別認可制度及び島留学制度につきましては、日頃より地域や学校関係者の方々に多大なご理解、ご協力を賜り、感謝を申し上げます。

島留学制度は、豊かな自然の中で、小規模校での学校教育、地域との交流を通して、地域の児童・生徒と相互に豊かな感性や創造性を育むとともに、知名町の教育の振興・充実に図り、地域の活性化や地域づくりに資することを目的に、令和3年度に受入れを開始し、今年度までに累計10世帯、14名の児童を受け入れてまいりました。

制度の拡充につきましては、留学制度の目的を達成し、さらなる島留学の推進、島留學生の確保及び育成を図るため、今年度より新たに奄美群島成長戦略推進交付金による支援拡充を行っているところでございます。

具体的には、これまで1世帯当たり3万円であった助成金を1児童当たり3万円としたこと、さらに、月額1万円を上限に家賃の2分の1を補助する家賃補助を新設いたしました。

また、継続を希望する世帯に対し、初年度を含め最長3年間、留学期間の更新ができるよう一部制度改正を行い、今年度の継続希望者から対応していく予定にしております。

来年度の受入れにつきましては、新たに3世帯4名、今年度からの継続希望1世帯2名、合計4世帯6名を予定しているところでございます。

以上でございます。

○福井源乃介議員

町長、3期目の出馬表明、しっかりと受け止めさせていただきました。子や孫がさらに誇れるまちづくりに前進していただきたいと思いますと思っております。

午前中は施政方針演説がありました。重複する部分もあろうかと思いますが、今

後、選挙に向けて3期目の選挙公約、マニフェスト等については、しかるべき時期に表明をされますか。

○今井力夫町長

3期目に向けてどのような施策を展開していくかということにつきましての具体的なマニフェストにつきましては、議員おっしゃるとおりに、早々に町民の皆様にもご提示して、取り組んでいく方針を示したいと考えております。

○福井源乃介議員

私が言うまでもなく、町の課題解決に向けてあらゆることをお考えだと思いますが、今回、3期目の目玉政策になろう水道水の硬度低減化の実現と旧役場庁舎跡地の再開発事業を取り上げたところであります。

まず、水道水の硬度低減化、計画どおりに実現できますかということは、今、当初計画の事業費が3割以上膨らむのが当たり前になっているような、恐ろしい物価高騰の波を受けています。

質問の趣旨は、例えば鹿児島県の総合体育館、当初計画313億円が、もう今は500億円ないといけないということです。ですから、大きな事業になればなるほど、ありとあらゆるものの影響を受けて事業費が膨らんでいます。500億円の体育館、本当考えたら、やはり時代かもしれませんけれども、できない状況にありますが、本町においても6億円、7億円、事業費がかさんでも計画どおりにいけるかということなのですが、その質問に対してまたお答えください。

○今井力夫町長

この件につきましては、実は令和7年度の当初、国土交通省の本町への補助予算が1億数千万円でしたので、本年度、令和7年度は大体13億円から14億円の予算を必要とするような事業に対して、1億数千万円では、とてもじゃないけれども、これは非常に難しいということで、国土交通省や県出身の国会議員といろいろ交渉をさせていただきまして、5億数千万円という補正予算も今回頂いておりますので、令和7年度におきましては、ほぼ予算を手に入れることは、確保することはできたのではないかなと思っております。

しかしながら、令和8年度につきましても、さらに17億円ぐらいの予算が必要になってくるのではないかなと思っております。この辺につきましても、先般、補助率につきましては2分の1を確保するというので、国、そして国土交通省との話がまとまっておりますので、確実に2分の1を獲得をして、町民の長い間の悲願であった水道水の硬度低減化に向けては、しっかりと実施してまいりたいと考えております。

なお、先ほど申し上げましたけれども、今後、私どもといたしましては、使用する薬品とか、いろいろなランニングコストをどう軽減していくことができるのかというあたりに、設計段階における各費用等についてしっかりと精査しながら、この事業を令和8年度には全て完成させて、令和9年度にはしっかりとした、安心・安全で、そして軟水の水道水を町民に配水することによって、知名町から外に出ていくお金を最小限に抑えて、これまで町外に出ていたお金をこの地域内にとどめ、そのことによって域内経済循環を回して、町の経済の活性化にもつなげていきたいと考えております。

以上です。

○福井源乃介議員

しっかりと財源を確保して、着実に進めていただきたいと思います。

今、上下水道事業をめぐって、全国的に大きな社会問題になっているのが3つあります。1つが有害物質、PFASの問題です。有機フッ素化合物が基準値の数十倍、水道水に混入しているという報道を受けて、本町としてどういう対応をされましたか。

○久永裕一上下水道課長

水質検査については、当然、項目がありまして、全てをやっているというところでは、ありません。

議員がおっしゃるとおりについては、二、三年前、この検査をしておりまして、基準値内という結果が出ております。また、来年以降は年に1回、進めていきたいと考えているところです。

○福井源乃介議員

ぜひ、検査項目に位置づけて、継続して監視をしていっていただきたいと思います。

それから2つ目が、埼玉県八潮市で発生しました道路が陥没をしてトラックが転落、いまだに運転手が救出されない状況にあります。一日も早い救出を願うとともに、日本全国の公道の地下に大きな危険が潜んでいるということを、改めて認識したところであります。

八潮市の下水道本管、トラックのキャビンが入って流れるぐらいの規模、鉄管ですが、本町と比較するわけにはいきませんが、規模は違えども管路の点検ということは共通課題であろうと思っています。本町における管路の点検等々はどうなっていますか。

○久永裕一上下水道課長

下水道の管路点検については、5年周期で公共下水道区域、農集排水区域、それぞれの区域を一巡できるような検査を目視で行っているところです。

○福井源乃介議員

5年に1回ということですが、とにかく管路の点検等についても、引き続き監視をしていていただきたいと思います。

それから3つ目が、何と言っても水道料金の改定、上下水道施設の老朽化、管の老朽化に伴いまして、施設の更新費用がかかると、また、布設替えの費用もかさむということで、全国の自治体が非常に苦慮しています。もう料金を上げざるを得ない状況にありますが、本町においても、硬度低減化に伴ってやはり大きなメリットがあります、町民の皆さんにとっては。先ほど来あるように、ボイラーや湯沸器、あるいは水道管、あるいはトイレ、いろいろ水回りの石灰詰まりが解消されるというメリットがある一方で、やはり受益者負担、一部はやはり負担していただかないといけないということで、先ほど答弁の中で町民説明会的なことがありましたが、事業説明と、もう上げざるを得ないという状況で、やはり早めにやっていただきたいとは思いますが、その辺の町民と語る会等についてはどうお考えでしょうか。

○今井力夫町長

まず、この硬度低減化事業も含めまして、それからほかにも本年度、令和7年度に向けて取り組んでいかなきゃいけない公共住宅等の改修も含めて、多くのことを取り組んでまいりますので、それらに向けて、住民の方に、町民にはしっかりとこういう計画を持ってこのように進めていきますと、それについて皆さんのご意見をお聞かせくださいというようなことでの、町政の、町がどのようなことをしているかということに対して、町民の皆様にご説明を申し上げ、そして、ご意見をいただくというような住民説明会というのを7月までには終了させておきたいと考えております。

○福井源乃介議員

ぜひ、説明責任を果たして、ご理解をいただけるように進めていていただきたいと思います。

料金の改定に向けては、まだ事業費も確定していない段階で議論するのは時期尚早かと思いますが、答弁の中では、ランニングコストを半年程度確認した上で協議に入ることになると、議場において条例改正案を承認、可決しないと料金値上げができませんので、もうはっきり令和10年度からという方向でされてもいいのかなと思いますが、いかがですか、手続を踏まなければ。

○今井力夫町長

先ほど申し上げましたけれども、その硬度低減化が、これまでにこの辺の地域では行われていないEDRという電気を使ってカルシウムイオンとマグネシウムイオン、これまでカルシウムイオンについては薬品投入というやり方で隣町などに行っておりますけれども、副産物としての炭酸カルシウムが産廃問題となったりしております。それからマグネシウムについては、マグネシウムイオンは薬品で抜くということは非常に難しいところがありますので、水道水の苦みというのを出不いたためには、マグネシウムとカルシウムを同時に抜き取らなきゃいけないと。そういう意味で、私はEDRという新しい技術を使った水道水の硬度低減化に取り組んでいこうかなと思っております。

これには当然かなりの電力量を必要としますので、そういう意味では、まず、半年近く新しいEDRを使ったやり方で、電気代がどの程度行くのかというようなあたり、昨今の電気代の高騰、こういうものもありますので、10年度からというよりは、まず一旦、半年近くやればどれぐらいのランニングコストが必要なのかというのが見えてまいりますので、そのあたりで料金改定に向けての議会での説明や、また場合によっては町民説明会等も必要になってくるのかなと思ってまいりますので、今、10年度から始めるというふうな断言はなかなかしにくいところがございます。

今現在、私どもが考えておりますのは、半年近くは様子を見てから、どの程度で行くのかというのをしっかり試算して、しっかりした数字をご提案したいなと思っておりますので、それまでしばらくお待ちいただければと思います。

以上です。

○福井源乃介議員

確かに、新しい手法のEDRということで、これについては、確実に産廃や副産物は発生しないということについては間違いありませんか。

○久永裕一上下水道課長

隣町のように副産物というものは出ないということになります。

○福井源乃介議員

我々は大幅な値上げに対しては反対勢力です、議会は。やはりどうしても、物価高の中で電気料金も極端に上がった上に、また公共料金、水道料金も極端に値上げというところは、しっかりと今後の議論していかなければならないし、できれば、町民の許容範囲である500円程度という壁かもしれませんが、その辺を軸に我々はやっていきたいなと思っています。非常に物価高で、さらに公共料金まで値上げするとなると家計を直撃していますので、その辺はじっくり、時期が来たら議論で

できればと思います。

それと一つ、次にいきますが、旧役場庁舎跡地の再開発のネックになっているのが一つあります。水道の集中管理システムが、今、旧庁舎で生きているんです。稼働しているんです、これが、古いのが。これをどうにかしないと再開発につながりませんが、その辺の、硬度低減化をすれば必要ないのかとは思いますが、集中管理システム、今の。今後必要ですか。

○久永裕一上下水道課長

当然、監視システムというのは必要です。新しい浄水場はもちろんですけれども、今使っている配水池関係にも水位計とか、制御システムとか入っていますので、監視システムというのは必要です。

今後随時更新を、今かけているところで、浄水場が完成すると同時に、旧庁舎にありますテレメータについては廃止という形になります。

○福井源乃介議員

ということは、永久的に向こうで……。もう一回。

○久永裕一上下水道課長

今現在、旧庁舎にあるテレメータについては、新浄水場、令和8年度ですけれども、完成と同時に廃止という形になります。それについては、各配水池も全てつながっておりますので、それについては随時、現在更新を、新しいシステムに替えているという状況です。

○福井源乃介議員

了解しました。

それでは、次いきます。

まちづくり町民会議からも、跡地の利用については答申が出ております。複合施設というくくりになっていますが、私が提案したいのは、やはり中央公民館、ぜひ2階に入れていただいて、また新たに中央公民館をどこかに金をかけて建てるというような将来負担だけはぜひなくして、できれば老朽公共施設の再編を優先して考えていただきたいと思います。

将来的な負担をなくす、無駄をなくす、また一つ一つ建て替えるとなると莫大な金がかかりますので、建物の管理主体として中央公民館を2階に入れて、そして、100人規模の大ホール、大会議室、中小会議室を備えて、会議不足をまず解消していただきたい。そして、各種団体の役員会、総会、研修会、あるいは各種会議は全てそこでやってもらって、庁舎にある会議室については庁舎内の会議のみに使ってもらって、また、大島郡の大会、関係機関の大会等があれば、そういった

100人規模も入らなければフローラル館がありますので、そういう人が集まって、人が流れるような施設に、これだけはぜひ考えていただきたいし、1階には社会福祉協議会であるとか、そら・SORAであるとか、あるいはカフェやレストラン、コンビニにしろ、何かいろいろ複合的に入ってもいいと思います。

ただ、そういう将来負担をなくす、無駄を省いて老朽公共施設をまず集約するというプロセスという観点で、事業は進めるべきだと思います。これはまた今後、検討していただければというふうに思います。一つの提案として捉えていただけますか。

○今井力夫町長

ご提案、ありがとうございます。

今、実際に中央公民館を使用できない状況になっておりまして、その代替地としてあしびの郷を使った活動をしていただいております。いろいろな公民館講座、こういうものはあしびの郷で行っております。

午前中、少しお話をさせていただきましたけれども、今、福井議員がおっしゃるように、今後に大きな負担を残さないような活用の仕方というのを考えていかなきゃいけないかなと思うときに、社人研は人口の減少から、本町における人口が4,000人を割るであろうと言われておりますので、これからの人口減少社会の中において、公共施設を1つにまとめていくというのは非常に大事な視点だと考えております。

逆に、今度は、それだけ人口減少社会の中で、今後、今使えているようなところに集約をかけていくということも必要ではないかなと。あそこの役場庁舎跡地というのが、あの広さの中に、今現在、金融機関等との話もしておりますので、あそこに確かに人が集う場所と同時に、本町がある意味ではふるさと納税でなかなか収益を上げ切らないのは、新しい加工品がなかなか作られていないということもあります。そういう意味では、あの辺に、ある意味では今後お土産とか知名町の特産品となるような加工施設も持ちながら、なおかつ、議員おっしゃるように人が集えるような場所、そういうふうな視点も必要ではないかと。このようなものが町民会議の4班の中から、4つ班を作っておりますけれども、ほとんどの皆さんがこれについては複合施設にしてほしいというようなことも出ております。確かに複合施設は大切だと思っておりますので、その規模については、今後の知名町の人口とか、沖永良部全体の人口というのとも考えながら、規模については考えていく必要があるかなと考えております。

これについては答えになかなかならないかもしれませんが、検討期間が十

分必要ではないかなと思っておりますので、先ほど申し上げました官民連携推進事業の中の回答を参考にしながら進めていければなと思っておりますので、ご了解いただければと思います。

以上です。

○福井源乃介議員

提案として受け止めていただいて、将来の無駄を省くという観点も必要かと思えます。

また、道の駅的なところは、もう既にいろいろ情報がありましたので、それについては、今言われたように加工品、あるいは特産品、そして道の駅的な、町長は島の駅という表現をされますが、そういうところも入れていただいて、できれば3階建てにさせていただいて、3階は町民ギャラリー、催物会場、例えば住吉貝塚の出土・埋蔵文化財の展示であるとか、先般、崎山さんから頂いた世界の昆虫標本の展示、あるいは児童・生徒、町民の作品展示とか、夢はいっぱいあります、金もかかりますけれども。そういう本当に人が集う集客施設として人の流れ、人の渦をつくっていただけると、フローラルホテルと、稲水公園とそして道の駅と、そして商店街、いろいろうまくいくのかなというところに目を向けて、今後、どのような計画になろうかとは思いますが、そういうところも取り入れていただくと。

大型事業が続きます。町の借金もやっぱり増えていきますので、財政健全化、いろんな面からコンパクトにやっていただけるとないうところを伝えて、次にいきます。

島留学制度については答弁にもありました、これまで1世帯に対する支援をお一人当たりと。やはり何よりも6名、今現在4世帯でしたか、答弁ではありましたが、今年度から拡充に向けて取り組んでいると。

非常に、下城字だけじゃなくて、上城校区全体の活性化の核になっていただいているんです。島留学制度の家族の皆さんが、本当に積極的に字の行事や校区の行事、学校行事に本当に中心的な役割を担って、非常にいい制度が導入できたと思っているとあります。

今後も引き続き拡充に向けて、ある程度成果がありました。要求どおり実現できていますけれども、やはり一つ、離島物価ということを考えると、家族で来ていただいている以上、我々島の人たちのそういう生活感と、やはり離島の物価高というのは肌で感じていると思っておりますので、今後また、今は3万円の支援ですが、将来的には2万円ほど引き上げていただいて、これはもう全国の里親制度、あるいはいろんな留学制度で行っている自治体、大体平均すると5万円の支援が多いかなと思

ますので、その辺また検討していただいてもらいたいと考えているところです。どうでしょうか。

○池沢由美子教育委員会事務局長

ご提案ありがとうございます。

離島留学で来られたご家庭への支援につきましては、本年度から1世帯当たりというところを、児童1人当たりにも拡充しております。例えば、これまで3万円であったところが、児童2名連れてこられたご家庭につきましては、6万円の補助という形になっております。

また、家賃補助につきましても新たに追加いたしまして、1万円が上限ですけれども、2分の1を補助するという形で取らせていただいているところです。

しばらくはこの形で様子を見させていただいて、また全国の市町村や、郡内の市町村の情報も手元にありますので、そちらを参考にしながら今後は検討させていただきたいと思います。

○福井源乃介議員

町長の施政方針の中で、子や孫が帰ってきたいまちづくり、教育ということでありました。

実は期待しているのは、留学生の皆さんが大人になって、そして、移住していただいたり、あるいは起業して島おこし、あるいは地域協力隊としてまた帰ってくる、あるいは役場職員として、その子供たちが成長して大人になったときに、島のためにまた帰ってくるような、そういう留学制度にもつながるのかなというところも期待しています。教育は未来への投資ということで、島留学に対しても未来への投資だと思って、ぜひ今後、検討していただきたいと思います。

ある程度のことはできましたので、次にいきます。

芭蕉布についてですが、ご存じのとおり、人間国宝である平良先生の弟子だというのが非常に思い出が強く、ここで途切れさせるわけにはいかないということでの今回の相談、申出になってきております。

今後は二者間協議じゃなくて、後継となる予定というか、言っているのかな、これ。失礼しました。訂正。

じゃ、今後はしっかりと協議を進めていってもらいたいと思います。

それでは結びに。

今回、知名町制78年の歴史の中で、これまで立候補者すらいなかった中で、女性議員が誕生いたしました。ただ、これが波及していないんですよね。できれば女性の区長さんがどんどん出てきてくれたり、女性のPTA会長がどんどん出てきて

くれたり、女性の各種団体長、いろんな役員にどんどん女性が出てきてほしいなと思っております。男女共同参画、そして女性活躍社会の実現、私一人が旗を振ってもうまくいきませんので、やっぱり行政を挙げてその辺の波及も後押ししていただきたいと思います。

町長、これから人事作業に入られますけれども、中村、池沢課長に続く、やはり女性の管理職というところも町が率先して、男女共同参画、女性活躍社会を進めていくことを要請して、一般質問は終わります。

○外山利章議長

これで、福井源乃介議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

次の会議は、午後２時から再開します。

休 憩 午後 １時５０分

再 開 午後 ２時００分

○外山利章議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

通告２番、田尻博樹議員の発言を許可します。

○田尻博樹議員

通告２番、議席番号１番、田尻博樹が次の４点について質問いたします。

まず初めに、１番、子育て支援について。

令和３年４月に子育て支援拠点、そら・ＳＯＲＡが開所し、現在子育て広場及び一時預かり事業の利用が増えている。また、子供たちは近年の異常気象等により屋外で遊ぶ機会が少なくなっている中で、全国的にも屋内遊び場が広がっている。

そこで、本町についても田水団地建て替えと並行して、子育て支援拠点そら・ＳＯＲＡを移転し、屋内遊び場を整備できないかお伺いいたします。

大きな２番、旧庁舎前のガジュマルについて。

町木でもある旧庁舎前のガジュマルの保存について町はどのように考えているのかお伺いいたします。

大きな３番、農業振興について。

現在、サトウキビをはじめ、多くの作物で収穫期を迎えているが、収穫後の農地の活用について、次の２点についてお伺いいたします。

①エダマメをはじめ、二期作、二毛作には現在どのような品目が栽培されているのか。また、今後検討している品目があるのかお伺いいたします。

②景観づくりや土づくり、赤土流出防止の観点からソルゴーやヒマワリの種子を助成し、推奨できないか伺います。

大きな４番、防災ラジオについて。

①防災ラジオでは行政情報も放送されるなど、情報入手のツールとして重要だと考えるが、転入者や防災ラジオが未設置の家庭への設置の周知はどのように行っているのか伺います。

②現在の防災ラジオは聞きにくいや音量の調整ができないなど、多くの不具合があると聞くが更新の計画はないか伺います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○今井力夫町長

それでは、田尻博樹議員のご質問に順を追って回答いたします。

まず、子育て支援につきまして、ただいまご提案いただきました屋内遊び場の設置につきましては、これまで町が実施してまいりましたアンケートなどでも要望いただいておりますが、現時点での方向性はまだ定まっております。

また、田水団地建て替えにつきましては、現在整備計画を進めているところであり、具体的にどれぐらいの空きスペースが発生するのか確定していない状況でございます。また、空きスペースができた場合、その活用方法につきましては関係者で協議し、決定することとなります。その中で、今回いただいた内容についても活用方法の一つとして協議を行っていきたいと考えております。

また、知名町社会福祉協議会へ委託して実施しているそら・SORAにつきましては、利用者の皆様に大変ご好評をいただいております。今後も継続してご利用いただけるよう必要な整備等につきましては協議を進めてまいりたいと考えております。

ガジュマル移植につきまして、まず旧庁舎正面の花園にありますガジュマルが植樹された経緯について具体的な資料等が確認できませんでしたが、昭和５７年６月発行の知名町誌に掲載された写真では、現在のガジュマルではなくヤシの木が植えられており、花園の形状も現在とは異なったものでございます。

また、ガジュマルは昭和５７年２月に町木に制定され、当時在職していた退職者の話によりますと、当時の日吉町長が昭和５６年１２月に就任した後年度に、その花園の形状を変更する工事を行い、その際に植樹されたもので、特別なもの、もしくは記念品として植樹されたものではないと伺っております。

旧庁舎のガジュマルにつきましては、現時点で特段の保存や移植について決定しているわけではございませんが、旧庁舎の跡地利用の検討の中でその対応方法につ

いては考えてまいりたいと考えております。

農業振興につきまして、同じ農地で同じ品目を時期を変えて栽培し、1年に2回収穫を行う二期作では、現在エダマメ、カボチャが栽培されております。

また、同じ農地で1年に2回違う品目を栽培する二毛作につきましては、エダマメ栽培後のバレイショ、あるいはカボチャがあります。また、その反対でバレイショ栽培後にエダマメ、カボチャを栽培する例もございます。そのほかには、豆類で使用したネットを生かした後作にニガウリ栽培なども挙げられます。

現在のところ、先ほど述べた以外で検討している品目はございません。ただし、二期作や二毛作につきましては栽培スケジュール管理の難しさなどデメリットもあるものの、農地の有効活用や生産量及び収入の増加につながるメリットもございますので、今後も農業経営の安定化のために、栽培品目や農地の状況などを見ながら推進してまいりたいと考えております。

景観づくりににつきましてのソルゴーの活用につきましては、農業者の高齢化や労働力不足、規模拡大等による借地の増加など、土づくりに対する農業者の意欲の低下が懸念されております。

また、肥料価格や燃料、農業資材などの生産資材の価格上昇から、土づくりの重要性は認識しているものの、コスト意識によりちゅうちょしていることも考えられます。

しかしながら、作物が良好に生育をし、単収向上を図るには、土壤環境を整え、地力を向上させる必要があります。そのためには、土壤診断に基づき農耕地に堆肥などの有機質資材や土壤改良資材を適正に施用し、物理性、化学性、生物性のバランスの取れた土づくりを行うことが重要でございます。

堆肥や緑肥などを活用した土壤改良に取り組み、地力向上に伴う減化学肥料、減農薬による環境に優しい農業を推進するため、さらには農業経営の安定に資するためにも緑肥や堆肥、土壤改良資材に係る費用の一部を助成することで土づくりを強化してまいりたいと考えております。

これらの緑肥の活用が推進されることにより、作物の植生がない状態の農地、いわゆる裸地が減少し、そのことにより赤土の流出が抑えられるとともに、ヒマワリなどを活用することで、ひいては景観づくりにもつながるものだと期待をしております。

4番の防災ラジオにつきまして、防災ラジオは原則、家屋に設置されるものであり、入退去時の移動を想定していないため特段の周知活動は行わず、問合せがあった場合のみ総務課にて対応をしております。

しかしながら、最近は年度当初及び台風シーズン前に防災ラジオの問合せが増加していることから、広報等を活用して周知活動を実施しております。

②につきましては、各家庭に貸与しております防災ラジオにつきましては、令和7年度、8年度の2か年で町内全世帯を対象に戸別受信機へ更新をする見込みでございます。

また、更新予定の戸別受信機につきましては、音量調節や録音機能など防災ラジオにはない機能が搭載されているため、情報収集ツールとしてより一層ご活用いただけるものだと考えております。

以上でございます。

○田尻博樹議員

それでは、順を追って再質問をしたいと思います。

大きな1番からしたいと思うんですけれども、まず子育て支援についてなんですが、初めにそら・SORAの現状ということで、地域子育て支援拠点、愛称はそら・SORAというんですけれども、どのような活動、事業を行っているのかお伺いいたします。

○原田孝二子育て支援課長

そら・SORAのほうは地域子育て支援拠点事業ということで、先ほど田尻議員のほうからございましたが、事業を大きなのが2つ、そして事業費のほうは額で言うと小さいものが1つあります。大きなものとしては子育て広場、そして一時預かり事業と地域支援ということで、こちら地域の高齢者の方と行事をしたり、今年度は秋祭りということで町体のほうで田皆中学校の生徒さんにご参加いただいて、夏祭りのような屋台みたいなのを中学生の方がやっていただいたりして、利用者の方がそこで遊んでいただくということをやっているところです。

○田尻博樹議員

このそら・SORA、最初、保健センターが実施して今の場所には令和3年の4月に開所したということで、町長からも答弁にもありましたけれども、非常に利用者数が多くなったと。またそら・SORAのほう、今のフローラルパークのほうに来てから、それまでは子育て広場しかやっていなかったのが加算事業で一時預かりとこの地域支援というところで、あと2つの取組も拡大したということなんですけれども、実際に今の、現在の子育て広場と一時預かりの利用人数、昨年と今年、お伺いいたします。

○原田孝二子育て支援課長

利用者なんですけれども、今年が2月現在で子育て広場のほうがお子様のほうが

1, 331名で、保護者の方が1, 221名で合計2, 552名、一時預かりのほうで2月のほうで682名です。令和5年のほうは大体2月のほうで子育て広場のほうが子供のほうが1, 150名、保護者のほうが1, 000名、2, 170名、一時預かりのほうで約900名となっております。

○田尻博樹議員

昨年より今年が多くなっているということで、子育て広場は週5ですので、それで割ってみると大体1日10人ぐらいのペースで来ているんですけども、実際私もそら・SORAのほうにお伺いして、中のほうを見させてもらったんですけども、利用者の方をちょっと調べてみると島外出身者が非常に多いというふうに聞いていまして、まずそれがなぜかということなんですけれども、やはり今回、近年島外出身者のお母さん方が非常に多くなっている現状の中で、やはり子供を育てる中で、生まれ育った地域以外での子育てというのは非常に不安があるということで、そら・SORAがその不安や悩みや相談をいろいろ聞いていただいたり、またイベント、先ほど地域支援でありましたように秋祭りであったりとか、そして栄養講座等も行っているそうで、誕生日会、季節ごとの非常に多くのイベント事を行っているということで、この島外出身者のお母様方の集まる拠点として非常にお母様方から喜ばれているということで、私も非常にいいなと思っているところなんですけれども、その中でこの面積まで分かりますかね、実際。子育て広場と一時預かりの面積をお伺いいたします。

○原田孝二子育て支援課長

一時預かりをしているところの面積ですが、約24平米、子育て広場に使用している部屋の面積が約90平米となっております。

○田尻博樹議員

国の基準があると思うんですけども、恐らく数字上では多分その規定に乗っかっているとは思いますが。私も、そら・SORAもいろいろSNSで今活動を報告して、皆さんに周知しながら、こういう活動をしていますよというふうなのを見ているんですけども、ふだんはもちろんいいんですけども、やはりイベント事をする就非常に狭いというふうな意見が多数上がっていると思うんですよ、子育て広場にとしてはですね。一時預かりにとしてはやはりそのための拠点ではありませんので、改修しての施設ですので、どうしても壁が薄かったりと、ちょっと狭かったりと、やはり面積はなんですけれども、使い方がどうかと、中身がどうかと言ったら使いにくいところがやはりどうしても出ているというのが今の現状だと思うんですよ。それについて、課長さん、改修等考えているんでしょうか、お伺いいたします。

○原田孝二子育て支援課長

先ほど議員からありましたとおり、利用者さんから一部広くできたらいいんじゃないかというところで声は入っているところです。令和３年のところから開所してですが、具体的に拡張というところについてまでは検討のほうは進んではおりません。

先ほどの部屋の出たところですが、部屋の広さのところを考えると一時預かりのところ、例えばすまいるのゼロ歳児とかでも、大体３．３平米というところで、そこも確保できているというところ、すまいるの例えば広場、すまいるだと４歳児ぐらいであるところの教室のほうで６０平米ぐらいですので、それで大体同じぐらいの広さが確保できているというところですね。

広場の面積要件、先ほどございましたが、大体１０組程度ということで、お子様と保護者が来て２人で使われます。１０組程度というところですが、今年度の数字ではございますが、一番多い７月のところでも大体８名というところがありまして、狭くて一時預かりのところと壁が続いてちょっと使いにくいというところではございますが、喫緊で改修というところではちょっと現在考えてはいないところです。

○田尻博樹議員

考えてはいないということで、私これ、アンケートを多分ちょっと取っていると思うんですよ、このそら・ＳＯＲＡに。そのアンケートの中に実際書いてあったので、ああそうなんだなと思って、私もずっとそういうイベント事とかＳＮＳ等で見ることがないんですけれども、そのアンケート等でそういった実際声があるということだけは受け止めていただきたいというふうに思うんですけれども。

そこで、田水団地の建て替えのことについてちょっと聞きたいんですけれども、現在先導的官民連携事業等を活用して、今、株式会社地域計画建築研究所とまちづくり契約を結んで、ＰＰＰ／ＰＦＩ公営住宅推進事業ですか、田水団地を対象に基本計画を立てていると思うんですけれども、今さっき町長の答弁ではなかなか計画が進んでいないということなんですけれども、実際今年度どういった計画を立てようと考えているのかお伺いいたします。７年度です、すみません。

○英 敬一建設課長

田水団地の計画につきまして、お答えします。

今年度、役場のほうの発注で基本計画策定等業務ということで、おっしゃるとおり株式会社地域計画建築研究所のほうに基本計画策定をお願いしているところです。

７年度に計画しておりますのは、田水団地全体の造成の設計の発注、それから既

存の建物の解体の設計の発注、まずはハード的なところではなくて、設計をまずやっていくというのが7年度。

8年度になりましたら、そのままもう解体を実施していきながら、上の団地の敷地につきましては下水道の配管が入っていない状況でございますし、昭和51年、52年の建設ですから給水管のほうの老朽化もしてあるというところもありまして、その辺のインフラの設計、工事という計画ですね。それから、PPP／PFIに持っていくための制度設計というのを8年度に実施して、動き出しが9年度にできればなというところの計画になっているというところでございます。

○田尻博樹議員

今、計画を立てている中で、今回これを一般質問で上げたときにすごく考えたんですよ。先ほど福井議員からもありましたけれども、やはり今、町営住宅じゃなく町営の遊休不動産活用も、私もそっちから先に考えるべきじゃないかなというふうに思って、いろいろ調べたりもしたんですけれども、これから先を考えたときに、町の振興を考えたときに、子育て支援拠点というのをやっぱりちゃんとしっかりとした拠点を構築するべきじゃないかなと。

今、時代の流れとしてはやはり子育て支援、この少子化対策を進めていく中で必ず重点的に執り行っていかなければいけないのがこの子育て支援でありまして、また調べれば調べるほど町の人口が減っていく中で、今移住者事業等もある中でやはり島外出身者が多いと、またその島外出身者がこのそら・SORAを使っている、利用している人たちがまた多いということで、何とかこの田水団地に、この空き地にできないかなと思って考えたんですけれども、田水団地に私はちょっと意見というふうになるかもしれませんが、私はできたらやはり子育て支援住宅をこのPPP／PFI事業でできないかなというふうに考えているんですよ。その一つで、一体となってこの子育て支援拠点を整備していければなと。

また、費用対効果等を考えると、やはり拠点だけを整備するのではなくて、屋内遊び場も一緒になって、昨年全国的にも非常に暑い夏だったと思うんですよ、そしてまた12月に入っては非常に寒も入って、子供たちの遊び場というのが非常に少なくなっている中で、この屋内遊び場というのも重要視されているのかなと、今、町長の答弁でもありましたけれども、必要かなと思って。

また、これの中に今社会福祉協議会もちょっと行ってみたんですけれども、大分老朽化も進んでいます。いずれは社協もこの中に入っていきながら複合的な施設、拠点、そして将来的な包括的な子育て支援拠点を瀬利覚のこの田水団地でできないかなというのが本来の趣旨であります。

この田水団地の計画については、アルパックですかね、通称。このほうにもう計画を委託しておりますので、私がああだこうだ言うことはできないんですけども、ただ意見としてこういう町民の意見があるよということだけは、念頭に入れていただければというふうに思っています。

その中で、最後に一つだけ聞きたいのが、この計画の中で今恐らく70戸から40戸ぐらいまで計画というか戸数を減らすという話なんですけれども、今現在、住んでいる方にもう説明されているとは思いますが、この田水団地の建て替えについてなんですけれども、住んでいる人前提で計画というのは進めるのか、もう住んでいる人には1回退去してもらってゼロからなのか、そのあたりちょっとお伺いしたいと思います。

○夏迫裕作建設課参事

説明会を住民の方を対象に2月14日に実施しております。その前に、11月にアンケート調査を全世帯、住んでいる方を対象に行いまして建て替えに当たって一時的に引っ越しをしていただけるかとか、今後どのような建物を期待するかというようなたくさんアンケート調査させていただいたところ、引っ越しを2度するのはきついと。なので、できれば今のところに住んで、新しい建物ができたときにそこにもう引っ越したいというご意見がほとんどでございました。

ですので、今の方々を田水から離してどこかに住まわせるという計画ではなくて、今住んでいる方をまず田水団地にそのまま住んでいただけるような計画という流れで今進んでございます。

○田尻博樹議員

分かりました。田水団地の敷地というのは7,000平米余りあるみたいなので、やはり有効に、町の振興にどうリメイクしていけるかというところもあると思いますので、いろいろ鹿児島大学の生徒さんの意見も聞きながら、また多くの町民の意見も聞きながら進めていきたいというふうに思います。

大きな1番については、終わりたいと思います。

次に、大きな2番、旧庁舎前のガジュマルについてなんですけれども、私もこの旧庁舎前のガジュマル、ちょっと気になって見に行ったんですけども、樹齢とかどのくらいかなと思って、今、町長の答弁を聞いていたんですけども、日吉町長時代のときにそれまではヤシだったということで、そういう時代があったんだなと私も聞いてちょっと驚いているところなんですけれども、話を聞いて少し疑問に残ったというよりかは、そうなんだというところが多いですので、今後の保存についても、そこまで特別にあの木を記念樹としては考えていないというような考えでい

いんでしょうか。どうでしょうか、お伺いたします。

○今井力夫町長

私の答弁の中で、現時点では特段の保存や移植について決定はしていないという
ような答弁をさせていただきましたので、ですからしないんじゃないなくて、どのよう
なやり方をするかということがまだ決定されておられませんよと。

だから、あの旧庁舎跡地をどのように今後リメイクしていくのかということと合
わせて考えていかなきゃいけませんので、これ先にありきということではございま
せん。

○田尻博樹議員

分かりました。なかなか旧庁舎、私もどうしていいのかなと思って、例えば新庁
舎に持ってくるようになったときに、じゃどこに置いたらいいのかなというところも、
提案もしたほうがいいのかないところも考えたんですけども、なかなかそう
いうところも難しいと思いますので、広く町民の意見も聞きながら進めていただき
たいというふうに思います。

ちょっと調べたら和泊町はガジュマルと、町花が隣町も町木は一緒ということで、
本町は町花がハイビスカス、隣町についてはテッポウユリということなんですけれ
ども、ちなみにこの町花についてもどうなんでしょう、分かるんですかね。ついで
にというか、関連してというか、なぜ町花がハイビスカスなのか、分かるのであれば
お伺いしたいと思うんですけども。

○外山利章議長

どなたが答えられますか。

○今井力夫町長

正確な回答には自信がございませんので、後ほどこれは調べてから議員にお伝え
したいと思います。

ただ、今ガジュマルの件でしたので、今度は町花まで飛んでしまいましたので、
少しこちらのほうとしても予想外でしたので、提案された問題以外でしたので即答
できませんので、できますればこの後調べますので、その時点で回答させてくださ
い。

○田尻博樹議員

すみません、町花、知っているかなと思ってちょっと聞いて申し訳ございません
でした。胸のピンバッジが非常に輝いていたもので質問してしまいました。

では次に、大きな2番を終わって、大きな3番に行きたいというふうに思います。
農業振興についてなんですけど、収穫後の農地の活用ということで、今現在、令和

6年度農業振興計画を見ても、やはりサトウキビとバレイショで約9割ぐらいの耕作面積を誇っていると、その中でバレイショが約500ヘクタールということで、二期作、二毛作というのは大体バレイショの後であったり、その前のあれがよくされているんですけれども。

町長の答弁の中では、二期作ではエダマメ、カボチャ、そして二毛作であったらバレイショの後にカボチャ、バレイショの前にカボチャ等であったりするんですけれども、この新品目というふうに、エダマメの話を少しさせていただきたいんですけれども、エダマメが今この振興計画で見ますと約4ヘクタールということであります。ほかのバレイショ以外で見ると、やはりエダマメの面積というのが増えてきているんですよ、実際。

3年ぐらいですかね、もう栽培して、これなぜエダマメがここまで増えた要因というのはどういったところにあるのか伺いたします。

○岡越 豊農林課長

お答えいたします。

エダマメにつきましては、秋作と春作ということで2回取りができるということで、当初サトウキビの後作ということで考えておりましたけれども、そのサトウキビの後に春作だけではなくて秋作、それから春作と2回転ができるということで収量的にも単価的にも引き合いがあるという市場調査等もございましたので、農林課のほうで機械化を含め脱莢機の導入とか、出荷体制の整備にまず取り組んだのが一点ございます。

それから、エダマメの種子等につきまして、新規に取り組む方につきましては、エダマメの種代がかなり高額なものですから、それについて補助をするという形を取っておりますので、そういった意味合いでうまくそこがかみ合ったと思っております。

今現在、その振興計画にございますのは令和5年度の実績でございますが、その時点で作付面積は秋作のほうで広がりましてけれども、その年は非常に暑い年でかなり虫の被害がございました。あわせて、今年度についてもこの長雨、それから低温の影響ということで収量が少し思わしくなくて、今、春に向けては少し面積が低下傾向にございます。

ただ、秋作、これから春の出荷が始まりますけれども、秋作については1キロ当たり1,250円とか1,000円とか、今年に限っては野菜の単価が非常に高い単価で推移しておりましたので、エダマメだけがというわけではございませんが、かなり価格的にも魅力がある品目だと思っておりますので、一つ一つこの病害の関

係、それから時期の問題、品種の問題、いろんな課題はありますけれども、出荷体制の整備と合わせて推進をしていきたいと考えております。

○田尻博樹議員

少し気になるのが、今エダマメについてはいろいろ機械化を進めているということで、いろいろ事業があるんですけれども、その事業の中で新規品目栽培試験支援補助金というのがあると思うんですよ。今、輸送野菜についてはバレイショをはじめ里芋、豆類であったりニガウリ等、カボチャであったりとあるんですけれども、断然その中で耕作面積が多いのはバレイショなんですけれども、この新品目というのがどういうところに当たるんですかね。この新規品目栽培試験支援補助金というのは実際はエダマメにしか使われていないんじゃないかなと思うんですけれども、そのあたりいかがでしょうか、お伺いいたします。

○岡越 豊農林課長

議員ご指摘のとおり、今現在はエダマメのみで使用しております。

ただ、新規品目といたしておりますのは、今カボチャの取組も始まっております、いろんな作物の取組が始まっておりますので、そういったほかの作物への取組、そういった支援、試験的な取組が行えるように新規作物といたしておりますので、今後カボチャの推進等に伴いましてどういった支援が必要になるか、まずその支援策等が見えてまいりましたら的確に事業として取り組んでまいりたいと思っております。

○田尻博樹議員

よろしくお願ひしたいと思います。

分かりました。この新品目というのがなかなか、農家の皆さんも浸透していなくて、何かエダマメだけしか使われていないんじゃないかという指摘がありまして、私もこれ調べてJAのほうに聞いてみるとそういう話だったので、ちょっと質問させてもらったんですけれども。

1つ、ちょっと提案になるんですけれども、なかなかこの二毛作、バレイショの後の栽培というのは基本的に個人でやっている方々が多いと思うんですよ。これから先を考えると、やはり組織化が必要じゃないかなと思うんですよ。

そこで、二毛作部会とか二期作部会でも何でもいいんですけれども、そのあたりは組織づくりをしていくべきじゃないかなと思うんですよ、そのあたりいかがですか、町が主体となってそういった組織づくりはできないのかお伺いいたします。

○岡越 豊農林課長

農協出荷をされている皆さんにつきましては、園芸振興会の中で、議員がおっし

やるように各部会組織がしっかりしておりまして、各品目の振興が割とスムーズに図られてきているところでございます。

その個人の方々が先に取り組んでいる品目については、確かに情報を共有する場もないですし、個々の出荷体制にとどまっておりますので、そこはカボチャ等の今の広がりを見てもちょっとネックになっているところだとは考えておりますので、今後、技連会野菜部会のほうで、生産者の皆さんとの意見交換を交えながら、そういう情報共有の機会ができないか、勉強会が設けられないか、あとは出荷組織と本当はタイアップするというのが一番かと思いますので、農協等にそういう部会の設置ができないかも含め、そういう情報共有が図られるような形、振興がしっかり図られるような形で進めていけたらと思っております。

○田尻博樹議員

組織というのは、組織をつくればいろいろ計画もできて、私もなかなか組織をつくって、じゃどういうふうな取組が必要かなというのが、やはり最近あるのが地場産の給食等、提供していったり、みどりの食料システムであったりとか、そういったところを推進するためにはやはり組織等が必要なかなと思って、少し農家の人から言われたのが、やっぱりもうちょっと給食にもっと出したいということで、少し給食の状況を見てみたら５年度が野菜等で総量が１万８，５３９トンと、そのうち地場産が３，６５８トンしかない、２割しかないということで、私もその品目を見ても二期作、二毛作で作られている、例えばカボチャもそうですけれども、ニガウリであったりとか、スイカは１００％ですか、いったり、意外にもバレイショが使われていないというのにちょっとびっくりしたんですけれども。

そういったところ、組織化をすればこういう地場産の給食にももっと推進ができるんじゃないかなというふうに思っているんですけれども。ちょっと聞いたんですけれども、これについて推進しようということで地域おこし協力隊を配置する計画があるような話をちょっと聞いたんですけれども、地域おこし協力隊の配置についてどういう計画なのか伺いたします。

○岡越 豊農林課長

町長の施政方針の中でもございましたけれども、地産地消推進協議会を機軸としてこういう地産地消の取組、それから給食への地元産品の利用ということは推進をしていく予定でございます。

その中で、地域おこし協力隊を募集いたしまして、自分たちが募集をしていた業務の内容としましては、まずどういった品目がこの時期に出るのかという出荷の目安量的なものの把握と、それから給食の献立を立てていく上で、計画的に立ててい

かないといけないので、そこを結びつける役割を担ってもらいつつ、こういった品目が求められているかという推進まで含めて検討をしておりましたけれども。

一度、1名の方が非常に、何名か募集はありましたけれども、一緒に取り組みたいという声があって、採用まであと少しというところでしたが、ご家族の都合でちょっと残念ながら着任というか、一緒に取り組むことができませんでした。

その後も、地域おこし協力隊ということを募集しておりましたが、なかなか申込みがない状態が続いておりましたので、地域おこし協力隊ということでの募集は一旦断念いたしまして、今後会計年度任用職員さんであるとか地元の方でそういう野菜作りとかそういうことに詳しい方とか、そういう方を採用できないかなということで今計画を立てております。

○田尻博樹議員

分かりました。

あと、こういう組織をつくることによって、また分からない、個人で出している人たちとの連携も図れたり、このように地産地消協議会とも連携していくことによって、また次の②にもつながるかもしれませんけれども、販路拡大であったり、そういったところにもつながりますので、ぜひ部会等、組織化をしていただいてやっていただければと思っています。

すみません、新しい品目、まず行きたいと思うんですけれども、ないということで、なかなか難しいと思うんですけれども、私も農協の方とちょっとしゃべったり、今後こういう沖縄航路が適用になって輸送コストの適用範囲になって、上は無理でも下で何とかならないかなというふうな話をしたときに、サツマイモがいいんじゃないかと、鹿児島には送れないけれども、沖縄には送れるみたいなので、例えばバレイショの後にサツマイモを植えれば大体9月、10月ぐらいに出荷が可能ということで、そういう栽培をされている方も実際にいるみたいなんですよね。そこ、どうでしょうか、どう考えているのか伺います。

○岡越 豊農林課長

これについては、情報を持っているという程度でございますが、サツマイモについては伊仙町と和泊町さんに取り組んでいる農家さんがいらっしゃいます。考え方としてはこのように二毛作、バレイショの後に取り組むということでございます。

ただ、沖縄県が青果物のサツマイモを欲しがっているということではどうもないようで、一部大手デパートのところの商材として栃木とかそういう産地から運んでくるよりは奄美から運んだほうが近いということで、話があったものということ

は伺っております。

これは、ただ情報として聞いているところでございまして、今後サツマイモについて当地区でもできます。アリモドキゾウムシとかイモゾウムシの関係で出荷が本土にできないわけでございますので、沖縄向けにサツマイモに限らずいろんな、沖縄が今需要調査も来年から奄美全体で、広域のほうで行っていくということも聞いておりますので、そういう動向等を把握しながら本町にとって有利な品目があれば取り組んでいきたいと思っております。

○田尻博樹議員

ぜひ、取り組んでいただきたいと思います。

次に、②なんですけれども、景観づくりや土づくりということで、赤土流出防止、前回12月議会にも少し赤土流出に対しての質問もさせていただいたんですけれども、隣町でヒマワリを植えている大型農家の方がいて、本町でもああいう取組というのが広まっていったほうがいいんじゃないかという声もいただいて、今回このような一般質問も出させていただいたんですけれども、一部助成も考えているということなんですけれども、何か具体的にどういうふうにしたら助成してもらえるかというのはあるんでしょうか、お伺いいたします。

○岡越 豊農林課長

令和7年度の予算のほうに、新規事業で土づくり推進事業ということで計上をいたしております。内容につきましては町長の答弁からもありましたように、地力の増進を図っていきながら、農家の単収向上に努めていくという内容になっておりますので、そちらのほうで土づくりに資する堆肥であるとか、石灰等の資材であるとか、それから緑肥であるとか、そういったものの導入に対して支援が行えたらなというふうに考えております。

○田尻博樹議員

ぜひ支援していただきたいんですけれども、ちょっと農協で調べたら、ソルゴーは大体1キロ600円ということで、10アール当たり3,000円と、ヒマワリについては500グラムが1,700円、1反当たり大体2キロということで6,000円と、農協に聞いたらコスモスもできるということで、これが10アール当たり8,000円ということで、ちなみに牛の飼料のローズグラスというのが大体1反当たり1万5,000円から1万6,000円ということで、さほどそこまで高いということではないんですけれども、ただ規模が規模ですので、制限をかけてやらなければいけないなというのはあるんですけれども、この景観づくりであったりソルゴーであったりヒマワリであったり、やはり課題というのが1つありま

して。

何かって、なぜなかなか広まっていけないかと言ったらやはり植えるのはいいんですけれども、刈らないといけないわけです、モアで、このモアをかけられる農家というのがやはり限られていると、近年は兼業農家も増えている中で、機械化が進んでいる中で、やはり全ての機械をそろえられないと。そういう中でもモアを持っていないということで、なかなかこの緑肥、ヒマワリを植えられないということなんですけれども、これどうしたらいいかなと思って私もすごく考えたら多面的のほうでもう景観づくりというのが共同作業のほうであると思うんですよ、ちょっといろいろ聞いてみると予算の５％ぐらいであればいいということで、今年度の多面の予算を見てみても約５，０００万円ぐらいあるみたいですので、その５％、２００万円ぐらい、これは全体の予算ですので組織によって予算は違うんですけれども、モアをかけるの、この多面で、費用で賄えることというのは可能なのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○下田 浩治 耕地課長

お答えいたします。

今、田尻議員のおっしゃったように、水土里サークル活動の中で農道の草木の伐採などを行っておりますが、景観形成後のヒマワリの刈取りの部分に関しては、私も土地改良事業団体連合会の水土里サークルの担当の方にも確認をしたんですが、刈取りはオーケーですと、ただし、すき込みに関してはやはり緑肥ということで、営農サイドの意味合いが強くなりますので、事務局としては活動の判断も難しくなりますので遠慮いただければというお答えでした。

ただし、自作でバレイショなどの作物を作らないという字の、例えば住吉字だったり上平川字が、今県道沿いにヒマワリだったりコスモス、またえらぶゆりを植栽しておりますが、そういう花壇などは別として可能だと思いますので、ぜひ景観形成のほうで利用いただければと思います。

以上です。

○田尻 博樹 議員

できるところは協力してやっていただきたいんですけれども、やはり土づくりにしても、緑肥にしても、ヒマワリにしてもただ植えるというわけじゃなくて、まくときにもブローラーですかね、ブロードキャスターですかね、こういうのも、機械も必要になってきますので、そこまで考えた事業というのをやっていただければなというふうに思っておりますので、要請して大きな３番を終わりたいと思います。

次に、大きな４番、防災ラジオについてなんですけれども、転入者や防災ラジオ

未設置の家庭のということで、この防災ラジオを質問するきっかけになったのがこれなんですけれども、防災ラジオを知らないという人たちが結構いるみたいで、これどういう人たちかと言ったら、やっぱり転勤されてきている皆さん、ちょっと話を聞いてもそういうのを聞いたこともないと、あるのも知らないということで、本当に素朴な疑問で、これどういうふうに周知しているのかなということでちょっと聞いて、町長の答弁では台風前とか、今広報で防災無線等でもまたやったりとか修理とかやっているということなんですけれども、来月4月になるとやっぱり島外の転入者も増えてくると思うんですよ、この人たちにはどのように周知をしていこうと考えているんでしょうか、お伺いいたします。

○成美保昭総務課長

防災ラジオ、防災無線ですが、戸別受信機のことだと思いますが、当然初めて転入される方はこのようなものが自宅に備わっているかどうか分かりませんので、前いた方のところへ入る場合はほとんどはついていていると思います。

今、田尻議員がおっしゃった、あること、存在自体も知らないという方につきましては、短期的に来ていただいて、入替えが激しいような世帯につきましてはあまり必要性を感じていないのかなという点で、そういうことになっていると思うんですけれども、どうしても必要だから私たちは整備するんですが、総務課のほうに問い合わせいただければ、転入した後でも、いつでも新しいものを設置することはできます。

また、受信状態が悪いときにも外のほうに外部のアンテナ等をつけることも可能ですので、私たちもまたこれからこのようなことも周知してまいりたいと思っております。

○田尻博樹議員

戸別受信機なんですけれども、これちょっと聞いたら基本的にはアパートとかというのは大家さんをお願いしているというふうにも聞いているんですけれども、そこで大家さんのほうで転入してくる人、入居する人にはその都度その都度説明しているというような話も聞いたんですけれども、そういうことはないということでしょうか、お伺いします。

○成美保昭総務課長

私どものほうで、そういうような指導というかお願いはしてはいませんので、それは大家さんのほうからそのようなことやお問合せ、声かけをしているのだと思っております。

○田尻博樹議員

分かりました。なかなか未設置の方も多いと思いますので、なかなか若い人では最近LINEであったりとか携帯のほうでホームページ見たりとかということで、必要ないという人たちも、私もよく耳にするところなんですけれども、やはり必要だと思しますので、そこは今度更新するという、②なんですけれども、更新するというので進めていきたいというふうに思います。

②についてなんですけれども、更新を行うと、令和7年、8年、2年間かけて行うということなんですけれども、また新機能として録音ができると、音量調整もできるということなんですけれども、何か聞いたら字内放送じゃなくて集落内放送もこれで聞けるようになるというような話も聞いたんですけれども、そのあたりはいかがなんでしょうか、そういうふうになるのかお伺いいたします。

○成美保昭総務課長

現在、使っている戸別受信機と完全に入替えということになりますので、今おっしゃられた字の放送等もこの無線一つでできるようになります。現在、新城字とか屋者字とかがコミュニティー無線を別で入れていまして、受信機が2つ今ある状態ですが、それも全て一括で新しいものの一つで済むようになりますので、そのほか機能的にはいろいろあると思いますが、この事業が令和7年度と8年度にかけて行う事業となっております。運用の開始が8年度の中旬ぐらいになると思います。

○田尻博樹議員

もう一つちょっと聞きたいんですけれども、知名字だけかもしれないんですけれども、防災無線と防災ラジオ、これリンクされているのかなということなんですけれども、例えば何か災害が起きました、原野火災が起きましたと、防災無線で鳴っているときというのは防災ラジオも鳴っているのかなと思って、これ知名は結構鳴っていないという、なっているんですけれども、何か聞こえたり聞こえなかったり、これは場所の問題なのか、実際その使い分けというところがあるのかお伺いいたします。

○成美保昭総務課長

原則的に、緊急性がある災害時、火事等のときには一斉放送といいまして、これは消防のほうから直接行うんですが、外と中と一緒に流すのが原則ですが、夜間等、時と場合によっては外のみとか、その区域のみとか、そのあたりは聞いたことはありますが、原則としては中も外も一緒に一斉で流すことになっております。

○田尻博樹議員

分かりました。

私もこれ何人かから聞きながら、字内を回ったこともあるんですけれども、聞こ

えたり聞こえなかったりしているという、聞こえているんだというところもあれば聞こえていなかったりとか、特に町営についてコンクリート建物というのはなかなか受信もしにくいということで、そういうところがあるのかなというところもありますので、実際今度のこの新しい受信機というのは受信そのものも何か変わるというように聞いているんですけれども、実際受信方法も変わるのでしょうか、お伺いいたします。

○成美保昭総務課長

今度の防災の戸別受信機につきましては、若干今までと受信区域というものが変わってきます。今までよりも中継局のほうを少なくしております、これはコスト的なものも含めまして。ですので、1つの受け持つ範囲が大きくなりますので、その分感度がどうかという話もありますが、そこは実地調査等を含め、今までの結果をもちまして決めたことですので、そのあたりは問題なく受信できるものと考えております。

○田尻博樹議員

聞こえないということがないように、情報難民という方が出ないように進めて、令和8年までに完全に進めていただければというふうに思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○外山利章議長

これで、田尻博樹議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

次の会議は、午後3時15分から再開します。

休 憩 午後 2時59分

再 開 午後 3時15分

○外山利章議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

通告3番、西 文男議員の発言を許可します。

○西 文男議員

改めまして、議場の皆様こんにちは。

本日、傍聴を開会の10時から現在までしていただき、本当にありがとうございます。我が町知名町の育成と一緒に、執行部、議員、そして町民とつくっていただければというふうに思っていますので、今後ともどうぞご指導をよろしくお願いします。

それでは、議席番号 10 番、西 文男が大きな 3 点について質問をさせていただきます。

大きな 1 番、農業振興について。

町では、農業後継者の育成の観点から、新規就農者の農業経営の確立と地域への定着を図り、経営が安定するまでの期間、農業次世代人材投資事業及び新規就農者総合対策事業による支援を行っているが、農業生産振興計画書に書かれているが、現在何名の方が対象か伺う。

②農業次世代人材投資事業、新規就農者育成総合対策事業を利用して農業経営を行った農業者から事業についての要望等はなかったか伺います。

③成長意欲を持った青年農業者が規模拡大を計画しているが、農地の賃借ができないと伺っている。町の新規就農者への農地のあっせん等はどのように行っているか伺う。

大きな 2 番、町営住宅の建設について。

①今後、各集落等への町営住宅の計画はどうなっているか伺う。

②正名字に町営住宅の若者定住住宅が 3 棟を建っています。その敷地には住宅の施設予定地の空き地がありますが、今後住宅建設の予定はどうなっているか伺う。

大きな 3 番、地域おこし協力隊について。

①知名町に現在まで何名の地域おこし協力隊が着任し、どのような業務を行ったか。また、費用対効果等はどうか伺う。

②知名町に着任した地域おこし協力隊の中で、知名町に定住・定着している方はいるか伺う。

以上、壇上からの質問を終わります。

○今井力夫町長

それでは、西 文男議員のご質問に順を追って回答させていただきます。

農業振興①につきまして、新規就農者に対する給付金事業は、平成 24 年度から給付を開始し、令和 7 年 2 月現在まで 45 名の方が支援を受けております。

当該事業は、国の事業要綱等の改正に伴い、事業内容の変更や名称が変更されてきました。事業ごとの対象人数につきましては、青年就農給付金事業 21 名、農業次世代人材投資事業では 16 名、新規就農者育成総合対策事業では 8 名となっております。

現在、給付中の対象者は、農業次世代人材投資事業では 5 名、新規就農者育成総合対策事業では 7 名となっております。

②につきまして、対象者からは、面談やフォローアップを行う中で、資金や農業

機械等の導入に対する希望や相談がございます。各作物などの事業化の中で事業導入が図られており、対象者の事業導入実績につきましては、花卉生産者2名、果樹生産者1名が農業創出緊急支援事業を活用して、農業用ビニールハウスを導入しております。また、畜産農家4名が畜産クラスター事業を活用して、畜産に関する機械を導入しております。

③につきまして、農業が盛んな本町において、余剰農地は少なく、特に就農後間もない新規就農者の農地の確保は困難なのが現状でございます。農地の確保につきましては、地域の農業、農地の状況に詳しい各地区の農業委員へ相談することがまずは大切だと思っております。また、今年度、各地区において地域計画の案が策定され、現在各地区公民館等において公告縦覧中であります。令和7年度からこの地域計画に基づいた各地区の地域農業を展開していくことが必要だと思います。

各地区において、この地域計画を活用し、将来リタイアする農家の農地を誰が担っていくのかなどを各地区で話し合い、その中で青年農業者への農地の確保という点においても協議をしていただきたいと思います。また、町といたしましても、リタイア、規模縮小を行う農業者の農地と農業機械を新規就農者にマッチングする基盤づくりに取り組んでいく予定であり、少しでも新規就農者の安定した定着が図られるように進めてまいりたいと考えております。

大きなご質問の2番目、①、②については関連しますので、まとめてお答えします。

現在、町営住宅の建替え、改修などにつきましては、令和元年度に策定しました知名町公営住宅等長寿命化計画に基づいて実施しているところであります。これまでに知名C団地建替え、白浜団地などの改修工事を実施してまいりました。今後も当該計画に沿って、新住吉団地改修工事や田水団地の建替えを行う計画となっております。正名字への住宅建設につきましては、現在のところ、当該計画には含まれていないところでございます。町といたしましては、定住促進のための住宅整備は重要な施策の一つと考えておりますが、まずは当該計画に基づく既存住宅の改修や建替えを優先し、事業を進めてまいります。その上で今後の事業の進捗、人口の推移、住宅の需要、財政状況等を総合的に勘案し、正名字を含めた各集落等への住宅整備については検討を進めてまいります。

大きなご質問の3番につきましては、議員ご質問の地域おこし協力隊制度につきましては、地方自治体が都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊として委嘱をし、一定期間以上農林業の応援、水源保全や監視活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住・定着を図る取組かと思っ

ております。

これまで知名町で受け入れました地域おこし協力隊員につきましては、既に任期を終えた方を含めまして11名が着任しており、地域力の維持強化に直接資する活動、いわゆる地域協力活動を行ってまいりました。具体的には、それぞれの協力隊員が集落の活性化やフローラルホテルの経営再建、教育支援などといった様々な取組を行っております。費用対効果といたしましては1年間以上の活動期間があった協力隊員の活動に要した経費、主に隊員の給料となる報償費や活動費については、特別交付税措置といたしまして1人当たり520万円（上限）が措置されておりますので、町の財政に大きな影響、負担をかけることなく、一定の効果が得られているものだと思っております。

②につきましては、本日時点におきまして、既に任期を終えた協力隊員の方は7名いらっしゃいますが、この7名のうち、現在1名の方が知名町で生活されております。なお、関係人口として、上城字で行っているえらぶゆりの島留学運営者が1名おります。

以上で、回答を終わります。

○西 文男議員

それでは、順を追って再質問をしたいと思います。

先ほど町長の答弁の中で、45名の事業を新規就農という形で受けて、農業に携わって、ゼロからスタートしたというふうな形の答弁があり、それから、青年の就農給付で21名、次世代で16名と、育成で8名というふうな答弁がありました。これ名称については先ほど答弁の中であったように、事業の名前が変わったということで内容的には似たような形ですが、これ、融資の金額において変わっていると思うんですけれども、そこら辺、具体的に説明を求めます。

○岡越 豊農林課長

お答えいたします。

青年就農給付金が平成24年度からスタートいたしました。青年就農給付金につきましては、5年間150万円を給付するということでスタートしました。その後、農業次世代人材投資事業に名称が変更されまして、その中で事業内容が変更され、これは初年度の1年目から3年目までは1年に150万円、4年目、5年目は120万円を最大交付するという形で5年間というふうに改められました。

今現在、新規就農者育成総合対策事業が継続されておりますが、こちらにつきましては、3年間150万円の給付ということで、年数が5年から3年に短くなって、その代わり経営発展支援事業との併用も認めるということで、給付型の給付を受け

る事業、プラス事業導入もできるようなものをセットで国のほうは準備をさせていただきます。

○西 文男議員

名称の変更、それから内容の変更は理解できました。

そして、新規就農事業等々を受けている方で、現在農業しながら就農をして生活しているわけですが、受けている方から、例えばこの事業について、こういう形の事業もあったほうがいいのか、要するに就農事業を継続している方の意見交換等は、現在町で行っているかどうかお伺いします。

○岡越 豊農林課長

この事業の受給者という方々は、申請時に認定新規就農者になっていただきます。青年等就農計画ということで、自らの就農1年目から5年目までの計画を立てて、その計画に基づいて関係機関でフォローアップを行っていくというような立てつけになってございます。あわせて、その5年間を経過後も就農状況報告ということで、就農状況報告を年2回、事業終了後も継続して行うということで、定期的に意見交換と就農状況をチェックする体制が取られておりまして、その中で例えば、先ほど町長の答弁でもございましたけれども、事業の活用とか、そういったことがなされております。

○西 文男議員

そうしたら、その事業を導入して農業をしている方で、事業を受けた方全員農業を継続してやっているかどうかお伺いします。

○岡越 豊農林課長

先ほど町長から45名の方がこれまで受給しているということで、答弁がございました。そのうち、5名の方が残念ながら離農をされております。

○西 文男議員

45名中5名ということは、約9%ですか。これ理由は、具体的に離農をした方々と面談をして、明確な理由等は分かっているかどうかお伺いします。

○岡越 豊農林課長

離農された理由は、それぞれございます。家族、子供さんの病気であって、どうしても島内では治療ができないという方、それから、本人の腰の病気で、ちょっと農業にもう従事できないという方、そういったご家族、またご自身の病気を理由としたもの。それから、他産業、親の事業を継ぐという形で、他産業に従事をするということで方向転換をされた方、そういった事情がございます。

○西 文男議員

当初、面談の中で当然これだけの多額の助成を受けて農業、新規就農するわけですから、当然定着・定住というのが第1目標だというふうに認識をしております。

先ほどの話の中で、やむを得ない理由の中の方々は分かるんですが、それ以外で例えば島内にて、もう農業をやらないという方はいらっしゃるかどうかお伺いします。

○岡越 豊農林課長

やむを得ない事情の方、病気等、その方は給付金の返還等も免除されます、しっかりと理由があれば。ただ、明らかに就農していない、また虚偽の報告を行っている、もういつの間にか町内を離れてしまっている、そういう方が1名だけいらっしゃいます。この方については、給付の返還というような形で今対応しているところでございます。

○西 文男議員

当然、補助事業を受けて申請して、相当の理由なくというふうな形であれば、現在受けて事業している方が、もっとこういう形で事業拡大には、例えば、先ほどあるような農機具においては、バレイショでは掘り取り機、それからモウアで飛ばすと、それから管理機も必要になってくると。それからサトウキビであれば2連カルチ、それから株ぞろえ機等々いろいろその作物によって違ってきますが、そういう形の補助も受けたいというふうな希望等々ありますので、そこら辺は厳密に返納について明確にしていなければなというふうに思います。

それと、これは全て国庫補助金という解釈、理解でよろしいですか。であれば余計いろいろ審査等が厳しくなってくるかと思えます。そこら辺は、ぜひ平等に受けられて、より農業生産が上がるような形で、当初から指導していただければというふうに思います。これで大きい1番を終わります。

それから2番に行きます。

答弁の中で、花卉生産2名、それから果実が1名、ビニールハウス等々、畜産が4名の方が事業を活用して頑張っているというふうな答弁がありました。それで、その方々の中で、例えば、やっぱり土地がないと生産物を作れません、物を作れないと補助金も活用できません。そのために土地を借りたいというたくさんの声を聞きました。その方々にどのような形で対処しているかお伺いします。

○岡越 豊農林課長

先ほど町長の答弁でもございましたように、なかなか新規就農者というので、昔から農業されている方々に比べると、どうしても新規で入った方については、農地がなかなか出てこない、地域の信頼というものをまだ培われていない状況ですので、

血縁等親族とか、そういった方に対する農地の貸借ということで、本町これまで営農が展開されてきておりますので、なかなか新規就農者が土地、農地を欲しいと言っても、なかなか出てこないのが現状でございます。

町といたしましては、なるべく農業委員さんに、先ほど申し上げた青年等就農計画を策定する中では、農業委員さん、それから指導農業士の方、地域の区長さんも入っていただいた中で、青年等就農計画の審査を行います。その中で、農地について、これだけ規模拡大をしていきたいということでそれぞれの計画が出てきますので、そういった個々の計画等も区長さん、農業委員さんに知っていただいた上で、応援していただくという体制を取っておりますが、そういう内容、本人たちの計画に対して農地が十分に提供されているかと申しますと、そういう状況にはございません。

○西 文男議員

今の話の中でいろいろ私のほうも聞いていまして、またいろいろな形で検討していくような話もあります。

まず、このビニールハウスと花卉生産と果樹をした方では、現在特に事業の中で要望はないですか。あったら具体的に答弁を求めます。

○岡越 豊農林課長

ビニールハウス、テッポウユリの方々です。それから果樹についてはマンゴーでございましたが、今、就農後間もないということもございまして、次の規模拡大に関する要望等はまだ承っておりません。

畜産クラスター事業につきましても、草を刈る機械であったりいろんな機械の導入が図られますので、要望がある際には対応しているところでございますので、今具体的に、ここの今事業の活用をされた方から、別途事業の申込みがあるかと申しますと、そういう状況ではございません。

○西 文男議員

事業をやっていく中でまたいろいろ欲しい、計画したいという形になっていると思うので、そこら辺はまた十分意見を聞いていただければというふうに思います。よろしくお願いします。

それで、畜産のほうで増収について、以前、農林課長の答弁の中で、町長の施政方針の中でもありました優良種等含めてですけれども、現在、鹿児島県は非常に畜産農家が頑張って日本一になったりしています。1頭当たり高く生産をしている農家への取組として、我が町から畜産生産者等々一緒に行って、実際に先進地視察というふうな形、年間計画は立っているかどうかお伺いします。

○岡越 豊農林課長

農林課として、そういう視察等に対する計画は持っておりませんが、技術員連絡協議会のほうの畜産部会のほうで、農協と普及含め部会を組織してございますので、その中で視察研修等も行われておりますし、生産者段階の中でも、JAの部会等で畜産の研修会は毎年されております。

○西 文男議員

その部会は毎年されているのは理解できているんですが、やはり、例えば県内で非常に高値で競りに出す農家はいると思うんですよね。そこに対して、実際具体的な研修等を行っているかどうかお伺いします。

○岡越 豊農林課長

沖永良部管内、JAは1つに畜産のほうはなっておりまして、和泊町、知名町も含め沖永良部家畜市場で子牛の競りは行われております。その中で、毎競りごとに、そういう分娩間隔であるとか、あと、こういった血統を好まれると、それから飼料作物についての研修会であったり、盛んに研修会を行われております。あわせまして、授精師の方々がいらっしゃいますので、優良な種について、こういった牛、種を導入していこうと、そういったのも組合のほうで話をされて、こういうことに取り組もうと、優良な母牛に更新しながら、購買者に好まれる子牛づくりをしていこうということで取り組んでおりますので、そういう情報共有はできていると認識しております。

○西 文男議員

情報共有は関係機関でということは理解できましたが、実際に、やっぱり行ってみて、その先進地農家という、やっぱり何か変わった取組をしないと、高額な競りにならないし、作物についてもやっぱり作っている方で同じ品種でも当然品物が違いますので、そこら辺は、ぜひ農協含め、部会含め、県の普及課も含めて、全てで取り組んでいていただいて、高反収に向けての具体的な取組をぜひやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○岡越 豊農林課長

今、子牛価格は非常に低下をしておりますので、生産農家は厳しい状況でございます。その中で、何度も申し上げますけれども、購買者が好む子牛というものは血統、それから生まれてから出荷されるまでの体重の乗り方であるとか、肥育農家を買っていったときに、しっかり体重が乗ってくれる素質のある牛、そういったものが好まれますので、そういった研修会を通して、そういういい牛にしていくというところの取組は進めてまいります。あわせて、町といたしましても、町有牛、今貸付事

業を行っておりますが、なかなかこの厳しい中で、町有牛に取り組みたくても取り組めないという声もございますし、少しでも知名の牛は魅力のある牛がたくさんいるなということで、農家に意欲を持って取り組んでもらうために、そういう町有牛に対して意欲的に取り組む農家に向けての支援等を行っていく予定をしておりますので、そういったことで取組について注視していただければと思います。

○西 文男議員

ぜひ、協力体制を持って、せっかく育てますので高い金額で処理ができるように、一緒に頑張ってくださいよう要請をします。これで②番終わります。

③番です。

町内の遊休農地、どれぐらいあるか具体的数字をお伺いします。

○上村隆一郎農業委員会事務局長

遊休農地については、毎年農地パトロールをして調査をしている状況です。すぐに、荒廃程度が軽くて、ある程度の作業で解消できる荒廃農地については、18ヘクタール程度だと思っております。ただ、もう森林原野化している農地も結構ありまして、それはかなりの面積になっております。

○西 文男議員

長期の遊休農地については、また別な方法で取組があるかと思いますが、取りあえず18ヘクタールについては、そんなに開墾等々しないでもできるというふうな答弁ですが、それについて、農林課と協力をして、実際に現地を見て、どのような形をしたら、開墾して農地として借用できる、そういうような打合せ、町の中で課内の連携は取られているかお伺いします。

○上村隆一郎農業委員会事務局長

先ほど議員おっしゃったような遊休農地の解消についてですけれども、これについては過去には国の事業もあって、それを活用して解消したところも出てきたところでは。

それから直近では、多面的の事業の中でも解消が認められておりますので、そういったものの解消もできることになっております。また、新しい事業もまた予定されておるので、どの事業を活用するかについては、また地域、それから役場の中でも耕地課ですとか農林課とか農業委員会、また連携して、どう解消していくかということは協議した上で解消していければと考えております。

○西 文男議員

今の答弁の中で、実際に農業関係、耕地課、農林課含めて、農業委員会含めて、遊休農地についての有効利用という形は、会議を持ったことがございますか。お伺

いします。

○上村隆一郎農業委員会事務局長

これまでは、なかなかお互いにそれぞれ情報は持っているかと思いますが、3課が役場の中で集まってどうするかということについて、具体的に協議をしたことはありません。

○西 文男議員

ぜひ、今後はそれぞれの役割があるかと思いますが、情報共有をしていただいて、農業立町の意欲のある農家を始める方々に、新規就農者が特に優先的な形で土地のあっせんができるよう強く要請をしたいと思います。

それから、そのほかに先ほど言ったように農業委員や推進委員が町内にいますので、そこら辺も含めた連携を強く要請をします。

やはり令和6年度の農業生産振興計画において、令和5年度と6年度と実際に増額の当然計画を立てております。ちなみに、令和5年の実績として45億2,577万円です。農家戸数736戸。それから、令和6年度計画において、46億3,089万1,000円、増額に対して1億500万円の増となっています。これ具体的にどの品目で、どのような形で増額を計画し、実際の振興計画にのせたかお伺いします。

○岡越 豊農林課長

町の令和6年度知名町農業生産振興計画におきまして、議員からもございましたように6年度の計画が46億3,000万円余りということで、令和5年度よりも1億500万円の増額で計画をいたしております。

こちらにつきましては、振興計画は各作物の実績に基づいて、それから振興方策に基づいて一つ一つ積み上げていきます。先ほど田尻議員からもございましたけれども、今本町は、サトウキビ、それからバレイショの面積が非常に割合として多くございますので、まずはその反収に今大きく左右されるのが本町の農業の大きい形態となっております。今回は、令和6年度のサトウキビのほうを注目していただければと思いますが、ここで前年度より9,800万円余り増の計画となっております。主にはサトウキビが大きく、反収等の増を見込んでおりまして、計画としては、上方のほうの計画にいたしておるところでございます。

○西 文男議員

当然一番大きい面積を誇って一番売上げがあるので、そういう形のサトウキビになるかと。ただし、露地作物において、黒穂病であったりとか間伐、それから台風等々の自然災害等があった場合には、そこら辺の非常に露地栽培をしている我が町

の農業の売上げについてはマイナスになってくるかと思います。そこら辺も含めた、具体的に例えば個別の生産、ハウス品目であったりとか、そういう形で高収入が得られる技術、当然品目、それから一番重要になってくる土づくりというふうな形になってくるかと思うので、そこら辺をぜひ、書いてある以上は実行するように率先して、農林課がリーダーシップを持って農家に指導していただければというふうに思います。強く要請して、大きな1番を終わります。

それから、大きな2番、町営住宅についてです。

先ほどの答弁の中で、正名には住宅計画なしというふうな答弁がありました。

町営、公営町営住宅長寿命化等計画の中に書いてあります。そのとおりです。そこで、我が正名の若者定住住宅が建っているところがあります。これ、多分6棟ぐらいの計画であったと思うんですが、3棟しか、平成8年に建てて、その後、この有効な町有地をどういうふうに利用するかと、正名字の字民が常に言っているんですが、こちらのほうの空き地について、町有地の有効利用をどういうふうに考えているかお伺いします。

○英 敬一建設課長

今ありました若者定住住宅、これにつきましては平成8年、平成9年度にかけて、特定地域における若者定住促進緊急プロジェクト事業ということで、フローラル館、あしびの郷・ちな、あと若者定住住宅ということで建てられたというふうに聞いております。その建設後、建設課のほうで管理をしているということでございます。その当時、何棟計画があったというのはちょっと今ここでは分からないんですけれども、議員がおっしゃったように、平面的に見ますと、あと3棟ほどは建てるスペースがあるのかなというふうに感じております。

今現在、その土地の利用については計画はございませんが、また今後、長寿命化計画の見直しもありますので、その際には、先ほどありました人口、あと住宅需要等を見ながら、正名字も含めて、また地域分散のほうも計画を検討していきたいと考えております。

○西 文男議員

隣町におきまして、町有地の有効利用の事業がありました。ご存じだと思います。沖永良部警察署の隣の土地です。ほかの集落もあるんですけれども、貸付け及び譲渡に関する募集ということでありまして、これは平成23年6月から6月1か月のみで事業を募集して、要はどのような内容かといいますと、町有地、これ15年間貸借すると、あとは譲渡するんですね。その土地は、和泊町の所有地、要するに抵当権とか設定してなくて、住宅を意欲があって建てる人がいたら建てて、15年間貸

料を下さいということで、例えば、畦布のほうでいけば292平米で、面積当たり、1平米当たり10円、貸付総額52万5,600円、15年ですよ。そうすると、土地は自分の名義になります。そしたら町はその後どうなるかというと、当然固定資産税も入ってきます。この例えば、正名でそういう事業ができるかできないかというのは、これは当然、これ提案ですので、頭の中に入れといていただければ。そういう利用方法もある中で、まだたくさん町有物件の有効利用があるというふうに認識をしております。

それから、町長の施政方針、それから6次計画の中、今現在進められている町の一番、字の元気の出る、我が正名字における集落運営について、令和6年度大島地域共生・協働推進協議会地域リーダー研修会の事例発表を正名字西登美勝区長さんがしました。これには、我々も町に、町長がいつも言うように何もしないで住宅を建ててくれとかそういう要望じゃなくて、例えば、正名字の人口推移を見れば、平成12年、豊かなむらづくりということで天皇杯を頂いたときに、平成12年、今からだから25年前ですか。4分の1、四半期前です。小組合数が5個で戸数が130戸、人口382人、今現在、令和7年、25年後、戸数121戸、マイナス9戸、人口285人、これはちょっと子供の数が減ってそういう形で人口減っているんですけども、年間に3.88人減っているかどうかという。ただ、まだお子さんが生まれて、自分の字に帰っていきたいという強い要望があって、この数字をちょっとはじいたんですが、そこら辺含めて、建設課長にお伺いしますが、この計画の中を見ると、田水団地しかないんですね、計画が。これ鹿児島県のほうに提出する計画というふうに伺っています。この計画に今の事情を踏まえて入れることは可能でしょうか、どうかお伺いします。

○英 敬一建設課長

現計画につきましては、令和元年度に策定してございますが、その段階で検討されたのが、令和11年度において人口減少とありますので、公営住宅の戸数を190戸にするという計画でございました。その190戸をするためにはどのようにして減らすということで、1番は、やはり田水団地はもう建て替えはしないといけないということで、田水団地を現入居者がいる程度の戸数にして、全体的な戸数を減らすというような計画になってございます。その当時は、42戸程度入居者がいたかと思うんですけども、現時点では、今現在31戸ということになってございますので、計画より約10戸程度減らすことができるのかなと考えております。そうなりますと、180戸ですので、残り10戸程度は今の現状でいけば建設が可能ということになろうかと思えます。

また、先ほど申しましたが、また今度の次回、次期計画の中で、その辺も踏まえまして、各地域からの要望もありますので、その辺も含めて検討してまいりたいと考えています。

○西 文男議員

当然、事業を進めるにおいては、長期計画の中で計画立てて進めていくかと思います。ただし、その過程の中で、当然その計画の内容を見直しせざるを得ない部分等々も出てくるかと思います。これ、なぜそういう形で話をしているかといいますと、住吉小学校の人口も非常に、生徒の数も減っておりまして、できたら自分の生まれ故郷である字に帰って小学校に子供を入れたいという思いがある子供がいました。それをもって、町有地があるのに何で建設の計画はないのかというふうな問いがありました。それについては答えることができなかったもので、計画の中にまずのせて、そのためにはどうやったらのるかということを開きますという話をしていきます。今の話の中では、計画、具体的に何と何と何というのはいないんですけれども、答弁の中でなかったんですが、のせることは可能でしょうか。

○英 敬一建設課長

これにつきましては、今、のせられる、のせられないというのは、即答はちょっと。やはり人口、あとそのようなものも含めまして検討していかないといけないというのがございますので、現時点で今のせられるというふうにはちょっと。

○西 文男議員

すみません、質問はのせられるか、のせられないかということは言っていません。のせるような形にこの文言を変えたり、要は土台にできるのかどうか。全く駄目、もう住宅建設、田水団地以外はこの何年間駄目ですという答弁なのか、そうじゃなくて、やっぱりそういうのがあれば当然人口減少等々、今言ったように、人口減少の話を25年間で具体的な話をしたので、それについてどうですかという答弁を求めています。

○英 敬一建設課長

また議員がありましたのを含めまして、担当課だけでは難しい面もございますので、やはり町の財政を見ながら、今後、田水団地、まず一番お金がかかる事業が控えておりますので、その辺も進捗を見ながら、また財政も含めながら、前向きに検討してまいりたいと考えております。

○西 文男議員

ぜひそういう形で。やっぱり検討していただかないと、せっかくこういう形で、町長いつも言っているように、字で年4回、字づくり実行委員の中でごみ拾いをし

て、それから夏は子供会でせごどんの撮影をして、それから老人会は、先ほど話があったように会合を年に2回も3回もして、要はこれから町長がやっていただいた生活館においては拠点になるから危ないからと、材料を出すから字で何とかできれば、二十数名の清掃メンバーが集まって、12立米のコンクリ、建設課が出していただいたので、作業しているんですよ。全てにおいて町に依頼ということは一切考えておらず、ぜひ、字でできなという形をどういうふうな形で、計画検討にのせられるかというまずこの住宅建設、のっていないという答弁だったので、のせるためにはどうしたらいいですかという問いですので、そこら辺は理解をしていただければというふうに思います。

それと、建設課において、12月質問の中で、町内県道の横断歩道の線が薄くなっており、即対応していただいたことについて、子供たち、それから保護者、地域から、安全面を気をつけるようになっていくんじゃないかというふうに話がありましたので、報告をさせていただきます。非常に助かっているということです、そのような即対応して頑張っていらっしゃるので、ぜひそういう形、住宅についても、そういう形で検討をするよう強く要請して、2番は終わります。

地域おこし協力隊についてですが、先ほどの答弁の中で、11名で7名のうちあと1名は残っているということですが、実際に、この資料を頂いた中で質問しますが、11名の中で、平成29年4月1日から始まっていますね。最初は、任期が3年、4年、3年、3年と、令和3年1月1日に着任した方までは任期を満了しています。それ以降、今の6名のうち3名が任期を待たずに、残念ながら地域おこし協力隊のリタイアをしています、具体的な内容をお伺いします。

○永野道也企画振興課長

ただいまのご質問の任期を満了せずに退任された方ということなのですが、まず本町の契約形態についてご説明をさせていただきます。

3年間ずっと契約というわけではなく、1年1年の契約をさせていただき、状況を見ながら、2年目、3年目とさせていただいております。その中で、フローラルホテルの料理部門における経営再建の方が2年で退任されております。これについては、現状いろんなことがありまして、本人の思っていた内容と、ここで働いたことのずれによるものだというふうに思っております。

また、今年度、観光関係の島のディレクターとして地域おこし協力隊として従事されている方がいらっしゃるんですが、やはり家庭の事情とか、ご家族で来るという方もいらっしゃいますので、様々な諸事情が重なりまして3年間という任期を迎えたいということもあります。

教育委員会に関しては、教育委員会事務局のほうから答弁をお願いしたいと思います。

○池沢由美子教育委員会事務局長

教育委員会のほうでは、公営塾に勤務するとして田皆中学校に入っておりました方が1名、約半年で職を離れるということになっております。こちらにつきましては、田皆中学校で本年の9月から公営塾を開催しておりましたけれども、前半のほうはなかなか参加するお子さんたちがすごい少なかった、夕方から学習をするというようなことについて、前半は部活動があったりということで、後半3年生が受験に向けての対策になった時期に、徐々に5名から10名という参加は増えてきたんですけれども、実際その公営塾を進める中で、実際に学校内で十分に学習をできる状況は確保されている。そこに協力隊として自分が関わって、さらに何かをしていくというところは、今後まだ難しいのではないかという判断があったのかと思います。

また、地域の探求学習も進めていくというような形でしたけれども、田皆地区については、既に地域のご協力の下に、生徒の皆さんも地域学習というのは積極的に進められており、改めてこういうことを進めていくというところはちょっと必要性を感じず、当初、彼自身が想定していた活動ができないという判断になったかと思われます。

○西 文男議員

なかなか公営塾も町立中学校において、非常に難しいんじゃないかなと思うんですけれども、この募集をした理由と実際に面接を受けてこの方のこの事業に対する理解度、そして当然、本人もオーケーして、町もオーケーして事業をスタートしたと思うんですが、その面接段階で何か要望等はなかったかお伺いします。

○池沢由美子教育委員会事務局長

面接の中では、児童・生徒の学習の支援、それから探求学習、あとは英語教育に関わる海外との交流なども含めた展開ができないかということで、お話をさせていただいております。彼自身も海外での生活の経験等がありまして、そちらのほうとつなぐことはできるんじゃないかというような話とかもあったんですが、この半年の間にそういう企画をした、計画はしたんですけれども、具体的に実施、また参加者を集めるというところまでは至らなかったというふうに伺っております。

○西 文男議員

この事業は、総務省が進めている事業だと思うんですけれども、じっくりと時間をかけて仕事や居住地等の定住に向けた準備ができます。任期後、定着率70%と

というような文言が総務省から出ています。これは、外海離島においてそのままイコールかというとなかなか難しいんじゃないかなと思いますが、今の半年でリタイアするというのは、特にそれについて問題意識、どのような形を持っているかお伺いします。

○池沢由美子教育委員会事務局長

昨年の3月からこの公営塾の関連については事業を開始しまして、当初計画で2名体制で知名中、田皆中両方の支援を行うということで進めさせていただいておりましたが、当初の計画、考えていたとおりになかなか進まず、知名中学校におきましても、前半はやはりほとんどの参加者が少ない状況で、2学期以降、運動会等、部活動引退があった後に10名前後の参加者がようやく集まってくるとこのような形となりまして、地域おこし協力隊自身も、先進地を視察して、どのような活動が望ましいかというところは見て、考えたり回ったりもしましたし、学校と相談して、どのような活動をしていくかというようなところもいろいろ検討はしたところなんですけれども、なかなか難しいところがあったというところでございます。

○西 文男議員

先ほど農林課長も話していましたが、地域おこし協力隊で農業の従事ってなかなか難しいので、そこら辺は、やっぱり今現在、結果が出ていますので、次回以降は、そういう形がないようにというふうな強い要請です。

それから、地域おこし協力隊で来たフローラルホテルに着任された方々で、いろいろ、なかなかなじめなかったというふうな形の話聞いております。職人においては、自分で培ったこの道と、また沖永良部の地元料理と多分開きがあったと思います。職人においてやっぱり自分の腕で生活を支えてきたので、なかなか師匠、弟子といいますか、最初から面倒見ていれば理解もできるんだと思うんで、なかなかできない部分が多いと思います。そこら辺を今後どのような形で考えていくか。もう今の任期も3年です。その後どのような形、計画を持っているかお伺いします。

○永野道也企画振興課長

現在は、フローラホテルの支配人を含めながら、料理長のケアをできるようにということで、ホテル側のほうからまずケアをしていただき、その報告を上げていただく。その中で課題が出たら都度対応させていただくという方針を取っております。

○西 文男議員

いや、料理長の任期終了後、次回その方が定住するという意思表示はしています

か。なかったら次はどのような形で料理長を考えているかお伺いします。

○永野道也企画振興課長

本町の地域おこし協力隊について、定住を目的というふうに強く言うてはおりません。ただ、よろしければ住んでいる中、活動する中で、この町のことが好きになっていただければ、定住していただきたいという思いがありますので、基本それについては隊員さんのご意思を尊重しようと思っております。

以上です。

○今井力夫町長

人材不足、これがどの事業においても、今、非常に気になっているところなんです。特にこの調理師を見つけるというのは、至難の業なんです。私も出張であちこち行きますけれども、ほとんどのホテルが料理の部分をもうカットしております。泊まるだけ。奄美のホテルにしても、ランチはもうしませんとか、朝食のみです、夜もしませんぐらいに、それぐらい今調理師というのがホテル業界でキャッチするのが非常に難しゅうございます。今、新しく調理長を見つけることもできたのは、非常に有名な調理長、京都の料亭の板さんのお弟子さんをどうにかキャッチして今取り寄せることができて、町のホテルだったらいいんですけども、これ離島のホテルで食事を提供できないとなると、非常にホテル運営が難しくなります。そういう意味で、今回声をかけて来ていただいた方は、一緒に島に行って活動したいという方も一緒に連れてきて、今料理部門で頑張っていただいております。

3年間、取りあえずまずやって、ホテルの立て直しをしていただければなど。もし3年後に帰るとなると、我々はとにかく調理師をどう確保していくか。腕のいい調理人をどう確保していくかというのは、これはもう非常に至難の業でございます。ですから、ただ単に申し込んだって取れませんので、そういうふうに、京都のある有名な料亭の板さんと今パイプをつくってありますので、その人を通じてどうにかこうにか我々が調理師を確保できている状況でございます。

○外山利章議長

西議員、まとめてください。

○西 文男議員

要はその終了後、どのような形が、至難の業の現況は理解しましたが、島内なのか、再度地域おこし協力隊で募集するのか、またその辺の2人目含めた方々をお招きしてやったんですがということを踏まえて、検討していただければというふうに要請をして、私の質問は終わります。

○外山利章議長

これで、西 文男議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

明日５日は、午前１０時から会議を開きます。お疲れさまでした。

散 会 午後 ４時１８分

令和 7 年 第 1 回 知名町 議会 定例会

第 2 日

令和 7 年 3 月 5 日

令和 7 年第 1 回知名町議会定例会議事日程
令和 7 年 3 月 5 日（水曜日）午前 10 時 00 分開議

1. 議事日程（第 2 号）

○開議の宣告

○日程第 1 一般質問

①長山 美香議員

②窪田 仁議員

③西 吉信議員

④高風勝一郎議員

⑤川畑 光男議員

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1 番	田 尻 博 樹 議員	2 番	長 山 美 香 議員
3 番	原 崎 幸 雄 議員	5 番	西 吉 信 議員
6 番	高 風 勝 一 郎 議員	7 番	福 川 勝 久 議員
8 番	窪 田 仁 議員	9 番	根 釜 昭 一 郎 議員
1 0 番	西 文 男 議員	1 1 番	福 井 源 乃 介 議員
1 2 番	川 畑 光 男 議員	1 3 番	外 山 利 章 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

藤 田 孝 一	議会事務局長	元 榮 聡 子	議会事務局主事
---------	--------	---------	---------

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

氏名	職名	氏名	職名
今 井 力 夫	町 長	赤 地 邦 男	副 町 長
田 中 幸 太 郎	教 育 長	成 美 保 昭	総 務 課 長
西 富 士 雄	総務課長補佐	永 野 道 也	企画振興課長
岡 越 豊	農 林 課 長	上 村 隆 一 郎	農業委員会事務局長
英 敬 一	建 設 課 長	下 田 浩 治	耕 地 課 長
平 和 仁	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	井 上 修 吉	税 務 課 長
元 栄 吉 治	町 民 課 長	中 村 里 佐 子	保健福祉課長
根 元 幸 治	保健福祉課参事	久 永 裕 一	上下水道課長
原 田 孝 二	子育て支援課長	池 沢 由 美 子	教育委員会事務局長
田 邊 栄	教 育 委 員 会 事 務 局 参 事	東 里 樹	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長
夏 迫 裕 作	建 設 課 参 事	切 通 健 雄	教 育 委 員 会 事 務 局 指 導 主 事

△開 会 午前１０時００分

○外山利章議長

議場におられる皆様、ご起立ください。

おはようございます。お座りください。

これから本日の会議を開きます。

△日程第１ 一般質問

○外山利章議長

日程第１、昨日に続き一般質問を行います。

通告４番、長山美香議員の発言を許可します。

○長山美香議員

議席番号２番、長山美香が一般質問いたします。

１つ目、コメの不足と高騰について。

全国的に米の不足と価格高騰がニュースとなる中、知名町においても店頭から米がなくなる現象が起きています。減反政策と土地改良事業により、沖永良部島では換金作物としての米栽培は行われていません。主食である米が手に入らない、また高値が続くことは、町民の健康、福祉の面からも大きな問題と言えます。

①町としてこの現状をどう捉えていますか。

②こども園や介護施設等において米は入手できていますか。

③小・中学校の給食に支障を来してはいないですか。

２つ目、方言（地域言語）の町無形文化財指定について。

方言は、地域文化の象徴的存在として、また地域社会の基盤や精神的支柱、アイデンティティーの形成に大きな役割を果たしています。しかし、ユネスコ（国連教育科学文化機関）が平成２１年に発表した消滅の危険がある言語の中には、沖永良部島の方言、国頭語も含まれています。

①町、教育委員会として方言を消滅させないための取組について伺います。

②町の無形文化財として指定できませんか。

３つ目、航空機の遅延・欠航について。

航空機の遅延、欠航が多く、町民生活や観光、ビジネスに支障を来しています。町としてどのような対策を取っていますか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○今井力夫町長

議場内の皆様、改めましておはようございます。

２日目も傍聴されている皆様、町政にいろいろ興味をお持ちになって、そしてご協力をいただいていることに対しまして感謝申し上げます。

それでは、本日お一人目の長山美香議員のご質問に順を追って回答いたしますけれども、大きな設問の２につきましては教育長の所管事項となりますので、教育長答弁に代えさせていただきます。

まず、１番目の米不足への対応についてでございます。経緯等を含めましてお話をさせていただきます。

１９６０年代後半から１９７０年代にかけて米の生産過剰が問題化し、米価の下落が懸念されてきました。これらを受けて、政府が１９７０年に減反政策を開始しております。本町においても米の作付面積を削減するよう農家に指導が行われ、転作を開始してきております。知名町でも米の作付面積を削減するよう農家に指導が行われ、転作作物の栽培が奨励されてきました。

本町におきまして、米は島外からの仕入れに依存しており、全国的な米不足による影響を本土以上に受けているのが現状でございます。

国が備蓄米の放出等による対策を検討し、そして先般、備蓄米の放出ということが決定され、今月中旬には入札が行われるというようなニュースを耳にしております。このようなことから、今後、米価格の値下がりが起こっていくのではないかとということを静観しているのが現状でございます。

ただ、私どもの市町村長会におきましてもこの問題は大きく取り上げられておりまして、米だけではなく、昨今の物価高騰につきましては、離島における諸物価高騰は本土以上のものがあるということで、国・県に対しての要請活動を行っていかうということになっております。

今現在のところ、本町といたしましては、町が直接町民の米購入に対して対策を講じておりません。国の今回の米の放出について、米価格の下落につながるものを期待しているところが現状でございます。

続きまして、こども園や介護施設における米不足等の現状等あるのかということでございますが、こども園はこれまで、米不足により米が入手できなかったということはございません。介護施設につきましても、町内の各施設に確認をいたしましたところ、これまで米を問題なく入手できているということでございます。

小・中学校の給食につきましては、学校給食で使用する米につきましては公益財団法人鹿児島県学校給食会から購入をしております。先月末に学校給食会へ今後の

米の入荷状況を問い合わせたところ、今年度末まで、そして来年度4月以降については、現時点では通常どおりの納品ができる見込みであるという回答をいただいております。

続きまして、3番の航空機の遅延・欠航につきまして回答いたします。

J A C（日本エアコミューター）の沖永良部の空港発着便につきましては、昨年2月に機材の製造時の不具合が見つかったということにより、2か月程度長期運休が発生しております。また、先月から今月にかけては整備計画の見直しに伴い機材が不足したということから、一部の便においては欠航便が発生しているところであります。このようなことから、町といたしましては鹿児島県奄美地域離島航空路線協議会において、生活路線としての役割も鑑み、島民に支障のないよう適切に対応していただくよう要請をしております。

また、私が現在、日本エアコミューター株式会社の取締役という職に就いておりますので、定期的な取締役会においてもその都度適切な運航を務めていただけるよう要請しているところでございます。

以上で回答を終わります。

○田中幸太郎教育長

それでは、長山議員の2番、方言の町無形文化財指定についてのご質問にお答えをいたします。

まず、2の①でございます。

本町及び教育委員会の取組につきましては、公民館講座で「しまむに・ことばサロン」を令和元年度から開講しております。毎月第1土曜日の2時間、国立国語研究所の先生が2名、講師としてオンラインで指導に当たり、毎月20名前後の受講者が島ムニを話したり勉強したりしております。

また、毎年2月中旬には島唄・島ムニ大会を開催しており、今年度の第27回大会は個人、団体合わせて11の参加があり、公民館講座の「しまむに・ことばサロン」の皆さんも寸劇のしまむにラジオ体操で出演しておりました。ちなみに、昨年度の同大会では本町町歌を島ムニバージョンで初披露しております。

なお、昨年6月16日以降、日曜日午後3時の防災無線放送でのラジオ体操は島ムニバージョンで放送しているところでございます。

東京の国立国語研究所とは、平成31年1月に方言に関する協定書を和泊町と共に締結しており、方言に関する調査研究、継承活動を連携しながら推進しております。その一環として、危機的な状況にある言語・方言サミットに本町や国立国語研究所から旅費を支給して派遣するとともに、令和4年度の同サミット沖永良部大会

は本町のあしびの郷・ちなで開催して、全国各地からパネラーや関係者が集まり、消滅の危機にある方言について取組事例を発表したり意見交換したりすることができました。

鹿児島県におきましては、11月の第3週を鹿児島県方言週間として制定し、同期間を中心に、県内各地域において世代を超えて受け継がれている方言を次世代へと継承していくために、広報啓発活動や関係機関に対する方言の伝承活動の働きかけを行っております。

本町内の小・中学校におきましても、島ムニ継承活動として様々な取組を実施しております。朝の会で島唄を歌う、総合的な学習の時間に地域の方に指導していただく、しまむに週間を設けて方言で挨拶をする、授業の号令や校内放送で方言を行う等の活動を実施しております。

また、町民が学校、家庭、地域において島ムニを習得できる環境づくりに取り組み、その保存や定着を図ることを目的として、昨年9月に知名町島ムニ継承推進協議会を設立したところでございます。

今後も、関係機関と連携協力しながら方言の継承活動に取り組んでまいります。

次に、2の②についてです。

本町の文化財の指定につきましては、町の区域内に存する文化財のうち、町にとって重要なものを知名町文化財保護条例に基づいて指定することができます。このことを踏まえて議員からのご質問にお答えをいたします。

まず、文化財保護条例第2条におきまして、無形文化財は「演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で町にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの」と定義されており、本町で既に指定されているものとしましては、久志検チンカラ踊り、瀬利覚の獅子舞、西目イシシハカマ踊りが上げられます。あわせて同条例第4条では、「無形文化財を指定無形文化財として指定しようとするときは、保持者又は保持団体を確認しなければならない。」とあり、保持者や保持団体の確定が必要となります。

以上の点から、言語、方言の単体での指定は制度上難しいものと考えております。

以上でございます。

○長山美香議員

それでは、再質問させていただきます。

まず、こちらの写真になるんですけれども、ここのところの小売店の様子です。ご覧のとおり、お米がふだん置かれているところ、がらがらの状態になっています。こちらのほうに2つ紙が貼ってあるんですけれども、今度いつお米が入荷する予定

ですよ、店頭に並ぶ予定ですよというのと、あと1家族1袋までの購入になりますというものが貼られています。お店のほうに伺ったところ、お店にお米を並べると大体2日ぐらいでなくなってしまうと、あとの残りの日にちはこういった状態が続くということです。今までは、注文すれば注文した分だけお米が順調に入ってきたということですね。昨年の秋頃から1家族1袋という現状になって、だんだん注文した数ではなくて、取引先のほうからもうこれだけですという数が今来ている状態だそうです。その数もどんどんやっぱり減ってきている、お米の種類も減ってきているという状態になります。

お店のほうでは、こういった入荷できたものから、さらに大口の予約、先ほどありましたけれども、こども園さんであったり施設であったり予約をされている分をまず取り置いて、その残りを店頭に出すという形を取っているそうです。なので、今のところお米が手に入っているというのはやはりお店の努力があって、また、実際にお米の数は、昨年度お米が順調に入っていたときに比べて3分の1程度になっているんじゃないかなと担当の方がおっしゃっていましたので、確実にお米が手に入っていない方たちもいらっしゃるということです。

なので、予約している分は取れるんですけれども、例えば、これ毎週木曜日にお米が入るんですけれども、日曜日、また土曜日にバスで週に1回お米を買いに来る高齢者の方たちは、なかなか手に入らない状態とかもあるのではないかとということをおっしゃっていました。

何回か伺って、2月末に最後お伺いしたんですけれども、実はということで、3月からさらにお米が入る量が減りますというファクスが届きましたというのを教えていただきました。電話ではなく、もうファクス1枚、ぱらっと送られてくるだけで、あとお店の側ではもうこれ、どうしようもない状態ということでした。

消費者からも、お米がいつ入るのか、また、店頭にお米がないということで、そういう苦情の電話やお話というのが最近増えているということでした。

こども園さんのほう、保育料の中から多分給食費というのが出ていると思うんですけれども、今後、そういった保育料の値上げとかは検討されているんでしょうか。

○原田孝二子育て支援課長

先ほどお米のお話のこととかがありました。今のところ、実際賄材料費のほうでも上がっているところが確認できているところであります。その中で、今まで例えば生鮮を使っていたものを缶詰とか、量、栄養はそのままで安価なものを仕入れて対応しています。

昨年度の2月と今年の2月の献立表などを確認したところ、そういう高騰分の吸

収というところで、おやつに月2回おにぎりを出していたんですけれども、それを1回にするとか、そういったところで経費の上昇を抑えているというところで、現在、保育料の値上げという話は出ていないところです。

○長山美香議員

今のところ、現場の努力で何とかなっているというふうに理解しました。

老人ホームや給食サービス、介護保険サービス以外のところの事業者さん、経済的な支援というのは行われているのか伺いたいです。

○根元幸治保健福祉課参事

配食サービス事業者のほうには、物価高騰の対策支援金という形で令和5年度、令和6年度と支援金を支給しているところでございます。

○長山美香議員

では、介護サービス適用の施設、こちらはたしか食費は利用者負担ということになっていると思うんですけれども、今後その利用者、入所者の食費が値上げ等になる可能性はありますでしょうか。

○根元幸治保健福祉課参事

介護施設サービス、通所系のサービスとか、食費とかは通所事業所ごとに決められておりますので、値上げするかどうかというのはこちらではお答えできないところなんですけれども、配食サービスの料金に関しての値上げは現在のところ検討しておりません。

○長山美香議員

やはり現場の努力が今すごく行われているのではないかなと思います。ただ、こうした事業者努力のみではやはり今後難しくなっていくのではないかと予想されるんですけれども、その高騰に対する対策というのが今行われているわけですね。今後お米が手に入らなくなった場合、そういった場合に何か手だてがあるのかどうかというのをお聞きしたいです。

○今井力夫町長

離島における離島からの農産物の輸送等に関しても、台風等が発生したときに輸送ができない、送ることもできない、来ることもできない、そのようなことは、昨今、地球温暖化が関係しているのか災害の多発化というのが起こっておりますので、そういう趣旨から今、大島郡の町村会の中で検討を始めているのが、各島々に備蓄倉庫というのを建設すべきではないかということの意見が出て、実は二、三日、三反園国会議員が議場で離島における備蓄倉庫を建設する意図はあるかということで国交省に質問した記事が載っていたんじゃないかなと思います。それは、私ども

市町村長会の中での話を各県内の県選出の国会議員のほうにも今後いろいろな、例えば自然災害等による物資の輸送が途絶えてしまうということも想定されるし、もっと広い意味で考えると、この南西空域・海域、非常に危険度を増しているのが今の現状なんですね。このような状況を踏まえたときに、防衛的な観点からも、離島におけるそのような有事に係る場合に食料というものの備蓄が必要になってくるんじゃないかというようなあたりも我々の中では検討は始めております。そのことが、県選出の国会議員に事あるごとに各島々における備蓄倉庫の建設ということも念頭に入れておいていただきたいということは、まだ書簡では出していませんけれども、懇談会の中ではそういう話が出てきております。

また、県と我々が話し合いをする中では、離島懇談会というのがありますけれども、その中で県知事に対して各島々またはブロックごとに要望とか意見書を出すところがございますので、そういうあたりでもこの問題については、物資の輸送、そしてそれから島々における食料品等の確保という意味では、備蓄倉庫の話が話題としても出ているのが今現状でございますので、私どもといたしましては、こういう町村会全体での要望をきちんと出していこうと。それに対して国・県がどう対応していくかというあたりを今、回答待ちをしているような現状でございます。

以上です。

○長山美香議員

今、私が米問題で質問をしているのは、備蓄に入れるお米がないよというお話です。

学校給食のほうでは、お米が来年度4月までは大丈夫だよというお話がありました。来年度4月以降が多分まだ不透明ということだと思うんですけども、給食、お米の価格自体はどうなりますか。

○東 里樹学校給食センター所長

お答えします。

現在、学校給食会のほうから10キロ当たり3,610円で購入しております。米の価格として10キロ実際には4,970円かかっております。その1,360円の差額分については学校給食会のほうで負担していただいております。

令和7年4月以降、米の値段が約1.9倍、10キロ当たり6,860円になると聞いております。

○長山美香議員

驚くほどの多分値上げになって、献立等にやっぱり支障を来すというか、栄養士さんも頭を悩ませる問題だと思うんですけども、給食費の値上げ等は検討されて

いますか。

○東 里樹学校給食センター所長

お答えします。

令和 7 年 2 月に学校給食運営委員会のほうで給食費の値上げについて検討いたしました。実際は値上げしないといけないところなんですけれども、町長はじめ財政と協議の結果、令和 7 年度については給食費の値上げをしないで現状維持でということになっております。

○長山美香議員

保護者の皆さんにとっては、少しほっとできるニュースではないかなと思います。

米の問題を取り上げる中で、米の問題は市場の問題で、公的機関ではどうにもならない問題ではないか、なぜ議会で米問題を取り上げるのかという、もしかしたら疑問に思われる方がいらっしゃるかもしれません。

憲法第 25 条には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」第 2 項「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」とあります。主食である米の不足は、国においても国民においても深刻な問題です。

憲法第 25 条第 2 項に基づいても、国は国民の生活のあらゆる側面において必要な措置を講じるべき責務があると考えます。そして、国民の一番身近な存在である地方公共団体、町ですね。も当然その責務もあり、主食である米が住民の手に届くことができるよう様々な手だてが求められていると私は考えています。

そこで、低所得者や困窮者への支援を何か考えていらっしゃるか、お聞きしたいです。

○今井力夫町長

お米以外にも、各種物価高騰が今非常に町民の生活負担というのを大きくしているというのは重々承知しております。

先ほども回答いたしましたけれども、一つ一つの町で物価高騰に対してどう対応していくかという高騰対策は限りがございます。そういう意味で、先ほど申し上げましたように、群島全体でどう国・県に現状、本土との格差というのを減少させていくのかというあたりの要望活動というのが非常に大事になってくるのかなと思っております。

コロナ対策のときには物価高騰対策も含めて交付金というのが支給されておりますので、物価高騰対策のこのような交付金というのを国のほうに要望していくというようなあたりが、これからの各市町村が動いていくところではないかなと考えて

おります。

以上です。

○長山美香議員

1つの市町村で行えることというのはやっぱり限界があると思います。なので、少しご紹介させてください。

今ちょっと注目を浴びている市があります。泉大津市、大阪府です。サプライチェーンということを今やっているんですけれども、こちらの市が農地があまりないところです。なので、ふだんから世界的な恐慌や輸入の前途、不測の事態に対応するため、市民の食料確保を行わなければいけないということで取り組んでいるのがこのサプライチェーンというものです。

国のみどりの食料システム戦略に呼応する形で、平時における安全・安心な食の提供、また不測の事態に対応する安全・安定的な食料の確保ということで、主食であるお米を主軸として、あとは提携するところの特産品も含めてサプライチェーンということを行っています。

こういったものかといいますと、現在提携しているところが和歌山県の橋本市、沖縄県の石垣市、長野県の南箕輪村、北海道の旭川市など9自治体、南は沖縄県から北は北海道までの幅広い自治体と提携して、その土地でお米ができたときに買い取ります。備蓄をして保管、使う前に精米して加工して出荷を行う。平時は安全・安心なお米を就学前施設や小・中学校の給食で使用しています。今回のような不測の事態が起きた場合、価格高騰が起きた場合は、既に米を確保しているので価格への影響がありません。また、流通の途絶ということでお米が市場に出回らなくなったときに市民に支援として提供することができるという、こういうシステムをつくっています。

このメリットは、泉大津市さんにとっては安定的に食料を確保できるというメリットがあります。市場価格に左右されにくい供給体制が整えられる、あと不測の事態への市民への食料の提供が可能ということです。提供する側、お米を作っている側の自治体としては、安定的に農作物を販売、安心して生産が可能ということです。農業の将来にわたる持続的な発展、農家の収入の安定化、農地農業用施設等の活用、担い手の育成確保ができますということです。

こういったサプライチェーンということを行っているんですけれども、沖永良部の場合だと、お米はないんですけれども、ジャガイモであったりカボチャであったりエダマメであったり、作られているものがあります。また、ソデイカであったり海産物もあります。そういったものとお米を作っているところと提携して、ふだん

からつながりを持っておくということがすごく大事なかなと思います。また島の農家さんにとっても、市場の確保であったり価格の安定化ということで、とてもいいメリットがあるのではないかなということで紹介をさせていただきます。

ただ、やはりお米をずっと入れる、入れてもらうというか、主食なのに手元にお米がないというのは不安だなと思います。

それで、現在やめてしまった稲作なんですけれども、実は陸でもお米はできます。奄美群島振興開発事業の交付金などを利用して試験栽培を始められないかなと考えるんですけれども、その点どうでしょうか。

○岡越 豊農林課長

議員がおっしゃるように、陸稲というものもございますので、陸でお米の栽培はできます。ただ町史、それから知名町の農業振興計画の過去のことを遡っていきますと、もともと川がある地区、東部地区に関しては水稻の二期作が行われておりましたし、田皆とか正名とか水の乏しい地域では天水を利用した天水田で水稻を作っておりました。

陸稲の品種について鹿児島県の米の担当等とちょっと話をしましたが、基本的にはモチ米種ということで、おかきであるとか煎餅であるとかお餅であるとか、主食用のウルチ米に関しては陸稲の品種は鹿児島県にはないそうで、栃木とか茨城とかそういったところにおいても陸稲はありますけれども、モチ米が作られているということです。ただ、コシヒカリとかそういう早期水稻関係の水稻というものは陸稲としても栽培できると言われてはおりますが、あまりお勧めはできないと。収量性の問題ですね。

そういったことから、もし本町で取り組むとなりましたら水稻をどのように作っていくかというような取組になるのかなとは思っておりますが、陸稲というところも排除しないで、作ることができるかという問いに対してはできるというふうに思っております。

○長山美香議員

できれば、やっぱり稲作の文化が島にもあったので、田んぼでお米が作れるというのはすごく期待したいところですし、また、陸稲のデメリットである収量であったり味であったりということも、作られていないから品種改良が進んでいないだけであるので、今後、作ることによって品種改良が進むという可能性もありますので、両方で検討していくというのはすごく大事なかなと思います。

今回、米が簡単に手に入らなくなったということで、改めて地元地域で主食である米をやることの大切さ、必要性というのをやはり強く感じました。身土不二、三

里四方のものを食べることで健康でいられるということわざもあります。主食であるお米、稲作文化をなくしてはならない。わらとかぬかとか利用して循環する文化というものも含めて、いま一度私たちの手に稲作というのを取り戻す、その今、最後の際に立っているのではないかと思います。そういった意味で、サプライチェーンと、あと地元で米を作る、これを両輪として考えて進めていただけたらと考えます。

そして町長、国にもいろいろと要請をしていただいているということなんですけれども、私のほうからもぜひ国に要請していただきたいことがあります。

今回の令和の米騒動と言われている問題は、2004年の食糧法の改正にまで遡ると思われます。いわゆる規制緩和ですね。このメリットは、農家さんと個人がお米の買取りとかやり取りができるようになったことで、有機農法であったり減農薬、無農薬でお米を作っている農家さんを応援することができるというメリットはあるんですけれども、今回のように米を扱っている業者がすごく増えてしまうと、どこに米が行ったのか後追いができなくなってくるという問題もあります。食糧法の改正を行い、米を扱う業者の許可制を再び導入し、個人間でのやり取りはできるというふうに改正して持っていただきたいというのと、また、2024年、昨年の8月に米の先物取引が開始されたというののもかなり大きな原因ではないかと思われます。

2月7日の衆議院予算委員会で農林水産大臣江藤氏が、実際、米がマネーゲームの対象になっている、投機の対象になっているという発言をされています。主食であるお米がマネーゲームの対象になっているという衝撃の発言なんですけれども、やはり先物取引、これは廃止を進めていただきたいなと思います。

そして3点目、米農家さん、現在平均年齢が70歳を超えています。あと10年、もしかしたらあと5年したらお米を作る農家さんが日本にいなくなるという問題がすぐそこまで来ています。価格保障や所得補償を行い、担い手の育成等確保ですね。今だったらまだ70代ということで、若い農家さんに米の手法を伝えることができると思います。もう多分これを過ぎてしまうと、お米、稲作文化自体がやっぱり日本から消える危機にきています。お米で農業が続けられる状態にしていくには、やはり価格保障や所得補償というのがどうしても必要になってくると思います。

この3点、お米を作っていない自治体と協力して、ぜひ国のほうへ要請していただきたいと思います。

○外山利章議長

要請でよろしいですか、回答いただかなくていいですか。

○長山美香議員

はい。

〔「もらったほうがいい、それは」と呼ぶ者あり〕

○長山美香議員

では、回答をお願いします。

○今井力夫町長

食料をどう安全に確保していくかということは非常に国策レベルで大切な事項だと思っております。ただ、先ほどの先物取引、これを制限できていくのかということとは、それから個人売買にある程度の歯止めをかけるということにつきましては非常に難しいところがあるのかなと思っております。

ある意味では、いわゆる作物とか商品の差別化を図ることによって、それを作っている人たちは、工夫した人は工夫したなりの利益を得ていくことができるような社会、これがある意味では資本主義社会の根本にあるのはそこだとも思います。いいものを作ればいい値段で売れるんですよ。ジャガイモにしても、中東なんかにも本当の無農薬、全て無農薬でしたときに、ここは数十倍違った値段で中東ではジャガイモが売れているというようなこともあります。だから、個人売買とかにつきまして、やる気のある農家をどうつくっていくかという視点も考えていかなければいけないので、一概にこういう方向でいきましょうというのはなかなか難しいところがそこにはあるのかなと。日本の農業所得をどう上げていくかという意味では、一生懸命工夫した農家はそれなりに稼ぐことのできるチャンスというのをつくっていかなくちゃいけないというのもあります。

それから先物取引、お米が議員もおっしゃるとおり、私も非常に危惧しているのが、ある国の富裕層の皆さんがおっしゃるようにいわゆる買い占めておいて、それをどこにどれぐらいの高額の値段で売るかという投資目的になってしまっているという、このあたりは非常に危惧しているところでありますので、ですから今、議員がおっしゃったような、米農家の減少というのが3つ目にありましたけれども、農業新聞を私も取っておりますけれども、この中で今の若い世代の米農家というのは、農地を広げていくことによって法人化して定期的な休みをきちんと取れるようにして、農業というものの考え方を若者たちが変えていこうとしている、そういう流れが今、日本全国にも起こっておりますので、旧態依然とした農業が悪いとは言いませんけれども、若者たちは若者たちなりに今、非常に農業に対して農業の魅力を感じているところがございます。

全体的な農家数は減少していきんだけれども、しかし、ある一部の若者たちは非

常にこれを自分たちの好機と捉えて動いているところもありますので、そういういろいろなものが絡み合ってきますので、ただ共通してどうしても訴えていかなきゃいけないのが、単なる主食のお米を外国人によるいわゆる稼ぎ場にされているような、そこについてはやっぱり国としてはメスを入れていかなきゃいけないものだと考えておりますので、今ご指摘いただいたものについて、いろいろな方面から検討しながら、国・県に対しても意見交換の中では出してみたいなと思っております。ご意見ありがとうございます。

○長山美香議員

資本主義の末路が今のこの生きにくさにつながっているというのは、多分、国民の皆様も少しずつ感じられてきているのではないかなと思います。

次の質問に移りたいと思います。

先ほど無形文化財の指定は難しいというお答えをいただいたんですけども、方言の価値については、文化財としての価値があると考えておられますでしょうか。

○田邊 栄教育委員会事務局参事

はっきりとはちょっとお答えできませんが、文化財としては該当するのかなと考えております。

○外山利章議長

もう一度回答いただけますか。

○田邊 栄教育委員会事務局参事

文化財に該当するのかなと私としては考えております。

○長山美香議員

指定は難しいけれども文化財としての価値はあると受け止めさせていただきたいと思います。それがそうだからこそ、これだけの事業、例えば長年続けられている島唄・島ムニ大会であったりとか、学校で行われている継承活動であったり、しまむにサロンで方言を残そうとしている方たちへの場というのを設けてくださっているのだと思います。

ただ、日常会話の中で方言が話されるということがなかなかなくなっている、もう既になくなってきているのではないかなと思っていて、今回のなくなる危険性のあると言われているその根幹になっているところが、琉球大学の法学部の教授、狩俣繁久さんが掲載されているものなんですけれども、無形文化財としての方言の保存と継承という文章の中に書かれているんですけれども、方言の危機度は子供の母語（この場合、方言）の習得状況によって測ることができるとあります。子供たちが日常会話で方言を使わなくなった時点で、次に続いていかなくなってしまふの

で廃れていく、滅びていくということなんですね。なので、今すごく取り組んではいるんですけれども、なかなか日常会話、遊びの中であったり家庭の中で方言というのがやはり出てこない状況がある、これが一つのすごく大きな壁になっていると思います。

これをどうやって日常会話の中に方言が話せるようにまでなるのか、その辺、もし具体的な方策等ありましたらお答えしてください。

○田中幸太郎教育長

長山議員の思いと私も全く同じであります。

一つ事例を紹介します。

これは令和4年度、令和5年1月に全国方言サミットが本町で行われました。そのときに国立国語研究所の横山先生があるデータを紹介しました。これを読みますと、家の中で方言で話しかけられていた世代、つまり1925年から1961年、大正の終わりぐらいから昭和36年ぐらいまで、この方々は、家の中で使われている言語が全面的に方言で、祖父母や両親からも方言で話しかけられていた世代であると、自分が返答する言語も全て方言だったと回答しているということなんですね。つまり、家の中で方言が日常的に使われていた世代ということになります。

また、今度は自分より上の世代は方言で話すけれども自分は共通語で話しかけられていたという世代、これが1959年から1975年、昭和34年から50年、このあたりの方々は、第1言語は共通語であるものの、理解度テストを見ると方言の理解度は母語話者並みに高い世代であると。たとえ本人には共通語で話しかけられていても、親同士の方言を使う人たちが身近にいた場合、子供が聞くと理解できる、受動話者になる可能性を示している、つまりいわゆる潜在話者になると思います。聞くことはできるけれどもなかなか話しづらい。

3つ目が、これは家の中で親世代以降が共通語の世代、つまり方言が話されていない、ここになりますと方言の理解度が極端に下がってくるというデータを示されました。

横山先生はまとめとして、今後方言を継承していくとすれば、社会で方言を聞く機会、方言を使う機会をいかに増やすかが重要である。その中で家庭の役割は依然として大きいものと考えます。子供たちの言語能力を信じて、方言をたくさん話し、聞かせること、家族みんなで楽しみながら方言を学ぶことが島の文化を伝えていく一つの方法である。

私も、自分の生い立ちを考えたときに、小米で生まれまして、でも両親が田皆出身で、家の中で話す言葉、両親が話す言葉はずっと田皆の方言で育って来ましたの

で、ある程度聞くことはできるけれどもという、そういった潜在話者のグループになります。

学校の中では、いろんな取組をしていく中で学校の中の取組を新しく何かを入れるというのは非常に難しいと思うんですね、今やっている取組を拡充していくということはあるけれども。言いたいのは、家庭とか地域の中で子供たちに方言のシャワーをたくさん浴びせていく、そのことをどうしていくかということが求められていると思います。

したがって、今のこのことにつきましては、島ムニ継承推進協議会を立ち上げましたので、その中で協議をしていって、家庭の中で、あるいは地域の中でどうやって子供たちに方言をたくさん聞かせるかということを提言してまいりたいと思います。

○長山美香議員

今回方言の質問をするに当たり、方言の伝承、また研究をされている松村雪枝さんからいろいろお話を伺いました。やはり小学生の耳がすごくいいという話を伺いました。子供の頃に先ほど教育長がおっしゃいましたように方言のシャワーをたくさん浴びると、子供たちは本当にずっと浸透していくみたいなんですね。それをまた言葉にすることも得意なんです。私たちは聞いても頭の中では再現できるんですけども、それを口に出すときに、やはりネイティブの方が話す言葉と自分が話す言葉の間に違いがあって、なかなか表現ができない、難しいというジレンマに陥るんですけども、子供たちはそれが得意というか、素直に出てくるというところがあります。

そこで今、島々、集落ですね。集落ごとの方言が違うんですけども、それがどうもごっちゃになっているなと感じるところがあります。そうすると、やはり今後、島々の多様性を尊重していく上で、この島々の方言を残すことがすごく大事なのかなと思います。ぜひ、公民館講座のさらにステップアップされた形でスペシャリスト、読む、書く、聞く、話すという、あと国際音声記号の習得まで含めたスペシャリストをつくること、あと添削作業までできるエキスパート、さらにその上ですね。そういった方々が島々にいらっしゃることが大事になってくると思います。そういった方々が学校に出向き、今コミュニティ・スクールという構想がありますね。その中で学校任せにするのではなく、地域の方々が自分たちのこととして自分たちの文化を子供たちに継承するということで、学校と地域と、あと専門家を交えた三者で方言を守っていくという取組が物すごく大事なのではないかなと思います。

今、方言、辞書とかデジタルデータをA Iを使って、A Iで方言のA L Tですね。

英語の A L T の方言バージョンなんですけれども、そういった開発プロジェクトも始まっていると聞きました。ネーティブの方々だけでなく、そういった最新の技術も使いながら、方言の継承にぜひ今後も取り組んでいていただきたいと思います。

方言は、文化形成の根源、源であると考えます。島のあらゆる文化の基盤になっています。ぜひ、無形文化財への指定は難しいとしても、誰もが認める文化財としての価値はありますので、今後も今の継承活動をさらに発展させていていただきたいと思います。

次に、こちらは運航状況です。

11月、12月、1月、色がついているのは天候ではなくて航空会社側の都合、例えば機材不良とか点検のために欠航しました、あとはその遅れが生じたということなんですけれども、見て分かるように物すごく色がついています。11月は13件ありました。12月が10件、もう二、三日に1回、遅延か欠航が3本のうちどちらかで起きているという状態です。

12月等は子供たちの受験シーズンでした。2日前にはやっぱり現地に入っているというお声も伺いました。いつ飛行機が欠航になるか分からないということで、保護者の負担もすごく多いと思います。研修や病院の予約等の変更も起きてきて、本当に生活に支障を来しています。また、ホテルのキャンセルであったり飲食店のキャンセル等も出てきますので、町の経済に与える影響もすごく大きいと思います。

先ほど町長から要請をしているということでしたが、ぜひ、色がついている部分が減るようにしていただきたいなと思います。

こちらが徳之島、与論ですね。徳之島は1日3便、与論は1日1便しか飛んでいないのに、1便がこれだけ欠航になっているわけですね。とてもじゃないけれども大変な状況だと思います。喜界島は1日2便、こういった状況ですね。奄美大島に関しては結構飛んでいるだけに、さらにやっぱり欠航も多い状態があります。

ぜひ、奄美群島の市町村の方々、首長の方々と声を上げていて、島民の足である航空路線の安全と安定的な運航を要請していただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○外山利章議長

これで、長山美香議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

次の会議は午前11時10分から再開します。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前 11 時 10 分

○外山利章議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

通告 5 番、窪田 仁議員の発言を許可します。

○窪田 仁議員

議場におられる皆様、そして傍聴席でご覧の皆様、さらにはインターネットでご覧の皆様、改めましておはようございます。

議席番号 8 番、窪田 仁が 1 から 4 まで一般質問をいたします。

大きな 1 番、畑灌整備について。

①基盤整備と畑かん整備が終了した地区（久志検・赤嶺・竿津）内の給水栓無設置の畑への給水栓の再整備はできないか。

②農家の高齢化に伴い、移動式スプリンクラーの利用が困難になっている。労力の少ない埋設型のスプリンクラーの整備はできないか。

大きな 2 番、農業振興について。

①令和 6 年度現在の農畜産物の販売状況について、サトウキビ、野菜、畜産、花の販売状況はどうか。

②農家の規模拡大傾向が見られますが、農地の有効利用の促進について二毛作の推進状況はどうか。

大きな 3 番、国立公園内の整備について。

①国立公園内の大津勘墓地除外許可申請について、役場で許可申請を効率的に行えないか。

②県指定天然記念物のビーチロックでは、高波時にビーチの砂がサイクリングロードを埋め、また、大雨時には大津勘橋下からビーチへ流れ込む水でビーチの砂丘が削られている。ビーチ保存のため整備はできないか伺います。

大きな 4 番、企業誘致について。

少子高齢化と人口減少により、農業、漁業、商工業、観光業等の人手不足や関係人口の減少で事業の衰退が心配されます。外部からの投資で企業誘致を図ることで人口増が望まれる一つの方法と思われます。企業誘致について伺う。

①農業関係で企業誘致の考えは。

②商工業関係で企業誘致の考えは。

③観光業関係で企業誘致の考えは。

以上、壇上からの質問を終わります。

○今井力夫町長

それでは、窪田 仁議員のご質問に順を追って回答させていただきます。

まず、1 番目の畑かんの整備等につきまして回答させていただきます。

議員ご質問の地区は畑地帯総合整備事業知名東部地区になります。知名東部地区は平成16年に畑かん整備が完了しており、約20年が経過しております。畑かん施設の管路と給水栓の耐用年数は40年であるということから、畑かん施設更新事業導入の検討を始める時期にはまだ来ていないのが現状でございます。

更新に係る経済効果など事業導入要件を満たすハードルが高いですが、多くの要望をいただいておりますので、検討時期も含めて関係機関の指導の下、再整備へ向けて進めてまいりたいと考えております。

②につきまして、スプリンクラー本体の更新整備につきましても整備可能でございますが、先ほどの答弁同様、耐用年数や一定規模の面積のまとまりが必要などの採択要件がございますので、事業計画策定のタイミングも県と相談をしながら更新整備へ向けて進めてまいります。

農業振興につきまして、①令和6年から7年にかけて、農畜産物の販売状況について、サトウキビは12月2日から刈取りが始まり、製糖が始まっております。糖度は、製糖開始前の10月、11月に降水量が多かったことから低糖度も懸念されておりましたが、基準糖度帯の範囲内でスタートし、2月20日現在では累計で13.95度となっております。また生産量は、当初見込み量を9万1,531トンとしておりましたが、1月までの収穫実績から2月13日に見込数量を修正し、両町では9万5,567トン、4,036トンの上方修正がされており、単収の増加が期待されているところであります。

次に、野菜につきまして、管理及び植付け作業が行われる9月から11月中旬まで降水量が多かったことから、作業遅れや湿害などの影響を懸念しておりました。品目によって差はありますが、その後順調に生育していると考えております。現在、バレイショの出荷が始まっておりますが、市場価格もキログラム当たり200円を超す価格で推移しております。JAあまみ知名事業本部営農販売課によると、バレイショは出荷が他産地と競合する4月の集中出荷、それによる単価の低下の懸念はあるものの、現在のところ計画の修正は行わない見通しと報告を受けております。

豆類等その他の品目も、全国的な品薄を背景に価格帯は順調に推移しております。出荷期間終了まで生産者の生産意欲維持につながる単価で推移することを期待しているところであります。

一方、畜産につきましては、沖永良部家畜市場における子牛価格は前年5月から今年1月までの平均では42万4,000円となっており、過去10年間で最も低

くなっております。3月の競りをこれから迎えてまいります、少しでも単価が回復するよう期待をしているところであります。町としても、国・県の支援策を注視しながら、家畜生産農家、畜産農家やJAと一緒に、生産性、価格の向上につながる取組を進めてまいります。

花卉につきましては、高温多雨の影響で全品目において生産量は減少する見込みであります。しかしながら、価格の面では全国的な品薄から高単価で推移しており、全体的には生産量は減少するものの、生産額的には微減を想定しております。

以上のような農産物の生産及び販売の状況となっております。

②番目、田尻議員のご質問にもお答えしましたが、同じ農地で1年に2回違う品目を栽培する二毛作につきましては、エダマメ栽培後のバレイショあるいはカボチャがあります。また、その反対で、バレイショ栽培後にエダマメやカボチャなどが取り組まれております。

二毛作や二期作は、栽培スケジュール管理の難しさなどデメリットもございますが、農地の有効活用や生産量及び収量の増加につながり、取り組むメリットも大きいものと考えております。今後も、農業経営の安定化のために、栽培品目や農地の状況などを見ながら情報収集に努め、市場性の高い品目があれば推進してまいります。

次、国立公園内の整備につきまして、まず当該区域は奄美群島国立公園の第2種特別地域に指定をされており、特別地域から除外を行う場合は、除外する必要性を明確に整理した上で除外に係る申請を環境省へ提出する必要があります。また、申請後は特別地域からの除外による生態系や景観への調査や環境省の自然公園法に基づく審査機関である審査会での審議などの手続を行う必要がありますので、相応の時間と手間を要します。

なお、特別地域における除外申請や工作物の新築に係る許可申請については、その行為をする個人及び団体が申請することとなっております。しかしながら、手続が非常に複雑でございますので、ご相談いただければ町としてサポートしていく所存でございます。

なお、今回の質問に出ております墓地の除去につきましては、希望されている方の意図を十分に把握した上でこれは対応しなければいけないものだと考えておりますので、今後、対象となる皆さんとしっかりと中身、情報を確認して対応してまいりたいと考えております。

②につきまして、議員おっしゃるとおりに、大雨や台風時には道路の冠水やビーチへの流水が確認されております。過去にも対策を検討しており、ビーチ側の擁壁

に切れ目がございますが、こちらを塞いでしまうと反対側の山側からの排水が逃げ場を失い、町道周辺を冠水させ周辺の墓地や畑を侵食するおそれがあるということから、対策を行えていないのが現状であります。

今後、対策を検討する上で、設計に係る専門家の意見や、ビーチ側は奄美群島国立公園第2種特別地域にも該当しますので、環境省の意見等をいただきながら検討してまいりたいと考えておりますが、現状のまま、自然のままがよいのではないということも考えております。

企業誘致につきまして、農業分野における企業誘致については、想定される企業の形態として、地元で生産された農産物を加工する農産物加工の企業、農業体験や収穫体験など農村観光を提供する企業、農業と連動した再生エネルギー事業を手がける企業など様々な形態がございます。これらの企業の誘致は、大きな消費地から遠いといった本町の特性上、非常に難しいのが現状であります。しかしながら、本町に豊富にある農産物などの1次産品を用いて加工、販売などを行う企業の誘致、育成につきましては、可能性があるのではと考えております。

農業分野の企業の誘致、育成の効果といたしましては、地元産品の流通・販売の拡大、地元雇用の増加や活性化も見込まれますので、機会を捉えながら取り組んでまいりたいと考えております。

②番目、商工業関係につきましては、令和2年3月に知名町企業立地等促進条例を策定し、経済活動の本町内で行おうとする企業に対し、特に必要と見られる助成措置及び便宜供与を講じ、企業の育成及び誘致を促進し、町内の産業の振興と雇用の増大を図る取組を行ってまいりました。これまで、同条例に規定されている助成措置を行った事例はございませんが、現在、町外の事業者からこの助成措置を受けることを念頭に本町へ事業所を移転する相談を受けているところでございます。こちらにつきましても助成措置の対象となる要件が合致するか否かを確認している段階でございますので、確認でき次第、事業所の移転を前提とした協議を進めてまいります。

③番目、観光業関係におきましては、地域住民やおきのえらぶ島観光協会をはじめとした地域の観光関連事業者の意見を踏まえながら、企業誘致に取り組むことが重要であると考えております。

現在、本町を含む奄美群島は、一部の地域が世界自然遺産に登録されたことやアフターコロナにおける旅行先として注目を浴びておりますが、群島内において旅行需要を受けてホテル建設の計画が持ち上がったものの、地元集落から反対される事例も確認をされております。このことから、観光業における企業誘致に関しては、

本町の自然環境や景観を保全することや地域住民の理解を得ることなど、乗り越えるべきハードルの高さから慎重に検討すべきものだと考えております。

以上で私の回答を終わります。

○窪田 仁議員

これより再質問を行います。

大きな1番の①から、干ばつ時に給水栓がないので散水できないという地元の要望が多いです。また、地下ダムの本管が近くを通っているので、畑の収量増を図るために整備の要請はできないかという意見も出ております。耐用年数とかいろいろ、40年更新の事業についての今説明がありましたので、再度、整備を進めるという方向をもう一度強く表明していただければなと思うところです。どうですか。お願いします。

○下田浩治耕地課長

ありがとうございます。お答えいたします。

先ほど町長の答弁にもございましたが、久志検、赤嶺、竿津、知名東部地区に限らず、過去事業において整備した移動式散水施設を固定式の散水施設に更新整備することは可能であります。一定規模の面積、約20ヘクタール以上のまとまりですね。知名東部地区でいいますと畑かん整備が46.9ヘクタール、給水栓があって水をかけられる状態なんです。虫食いの状態ですと工事費もかさんでしまいますので、面積のまとまり、そして残存施設の耐用年数、先ほど40年と申しましたが、耐用年数などの確認をして、そういうものの採択要件がございますので、それをクリアして再整備に向けて協力していきたいと思っております。

以上です。

○窪田 仁議員

今言われました20町歩がまとまりということなんですけれども、先ほど、字を回った農業振興座談会がありました。そのときには10町歩かなと思ったんですけれども、20町歩と10町はどちらなのでしょう、伺います。

○下田浩治耕地課長

お答えします。

事業のメニューにもありますが、担い手の支援事業だったり事業のメニューによって10ヘクタールのものと、担い手育成型というものもありまして、そちらは20ヘクタールという、事業によってちょっと内容が違ふことで、10ヘクタール、20ヘクタールと分かれております。

○窪田 仁議員

今言われたのは、給水栓のないところに給水栓を引くという、その面積が２０ヘクタールあればできるということなのか、１０ヘクタールなのか、メニューによって違うと言うんですけれども、１０ヘクタールのメニューはどれなんでしょうか、伺います。

○下田 浩治 耕地課長

申し訳ありません。新規の基盤整備などの場合の育成型ということで２０ヘクタールとお答えいたしました。

○外山 利章 議長

１０ヘクタールでも対象となる事業はどれですかという質問だと。

○下田 浩治 耕地課長

更新事業に関しては、県のほうに確認したところ２０ヘクタール以上ということでしたので、東部地区も２０ヘクタールは最低限必要かなと考えております。

以上です。

○窪田 仁 議員

４６．９ヘクタールの中で２０ヘクタールということですので、多いほど事務手続は大変なので、１０ヘクタールの規模でできるのであれば事務手続や労力が低くて済むということなんですけれども、今のところは２０ヘクタールということで、②にいきます、そしたら。

移動式のスプリンクラーの設置整備も同様なのか、それを伺います。

すみません。ただいま移動式のスプリンクラーと言いましたけれども、埋設型のスプリンクラー、移動式から埋設型に希望する方が多いので、高齢化のため労力が低いということで、その埋設型のスプリンクラーの整備も同じような条件なのか伺います。

○下田 浩治 耕地課長

先ほどちょっとお答えしたんですが、移動式を固定式に更新整備する際も２０ヘクタールという要件がございます。

以上です。

○窪田 仁 議員

今、移動式のスプリンクラーは何年も、１０年も２０年も倉庫に眠っている状態で、全く使わない方が多い。そこで固定式を移動式に変えたいという方が結構増えてきているので、それももっとやりやすい方向があればいいんですけれども、基盤整備の面積から１０ヘクタール、２０ヘクタールの要望を取るのは、ふだんよりはやりやすいという話が出ております。ぜひ、更新の整備を進められるように窓口を

開けて、より単価を下げられるような方向も検討されていただければと思いますので、要請して終わります。

大きな２番、農業振興について。

令和６年度現在の農畜産物のサトウキビが約４，０３６トン増しということで、大変豊作、一時は大雨で大変な状況だったというんですけれども、雨のおかげで１メートル延びて、それに糖度が乗ったということで、さらに豊作という流れが出ているようです。そのまま順調にいきますよう願います。

畜産がやや低迷、今伸びないという流れなんですけれども、野菜、バレイショが今、平均キロ当たり２００円以上ということは手取りだと思えますね。売上げとは違って手取り額が２００円だと思えますが、２００円以上はっていないか伺います。

○岡越 豊農林課長

出荷日等によって単価の変動はございますが、品種によっても違います。品種によって２６０円とか２４０円とかというのも見えますし、品種によっては２００円を下回らない形で、今２１０円とかそういった価格で推移しているかなという印象でございます。

○窪田 仁議員

回答のところでキロ２００円と言ったのが、手取り２００円ということで修正でお願いします。

切り花のほうが生産量が大幅減って、需要と供給の流れから生産量が少ない中にも高値で販売されているという今の質問ですけれども、新規花卉生産事業で取り入れたグラジオラスの状況はどうでしょうか。

○岡越 豊農林課長

新規花卉生産事業は、グラジオラスだけではございませんで、全ての花卉品目に対して対象としております。その中で、昨年来グラジオラスの単価が非常に高単価で推移しているということもございまして、昨年度グラジオラスを選択された方、また今年度についてもグラジオラスに新たに取り組まれる方がいらっしゃいます。

今年度、グラジオラスについては昨年よりも価格は上昇をしておりますで、その規格によっても差はございますが、平均単価として１１０円から１２０円というような推移をしているかと思っております。

○窪田 仁議員

以前、円高のときに台湾からグラジオラス、菊が中国から大変入ってまして、今、円安という状況で、輸入状況等も関係しているのかどうか。それと、地元の生

産量はこれ以上まだまだ増やせる見込みがあるのか伺います。

○岡越 豊農林課長

議員がおっしゃるように、過去、東日本大震災の頃から生産量は激減をいたしました。それは国内の需要もそうですが、円高によりまして海外からの輸入切り花等がかなり多く入ってきたと。今現在、円安を背景に輸入される切り花等の価格も上がっておりまして、また、国内においてもかなり切り花の生産者が燃油高騰等で減っておりまして、そういった関係から、切り花の需要というのは高いものの供給が追いついていないという状況が生まれております。そういったことから言いますと、この冬から春にかけて暖房を使わずに暖かい気候条件を生かして生産できるという当町の強みがございますので、まだまだ切り花には魅力があると思っております。

○窪田 仁議員

いいという状況で、②にいきます。

農家の規模拡大傾向が見られますが、農地の有効利用推進について二毛作の状況を、今年、畑を回ってみますと、また植えられているような２度作のところが結構見られますが、推進状況はどんな状況でしょうか、伺います。

○岡越 豊農林課長

農地を高度利用して回転数を上げていくということは、農業所得の確保にとって非常に重要な視点かと思えます。その中で、本町としましてもエダマメ等推進をしまいましたが、今、本来であれば他産地がカボチャ等を出荷しておる時期に、大分そういったほかの産地の出荷も減ってきている品目等がございまして、そういった品目について今、農家個々によりますカボチャ等の導入等も進んでいるところでございます。

昨日、田尻議員の質問にもございましたけれども、このように市場から求められる、また単価的にも農家所得が確保できると見込まれる品目については、市場調査、市場の状況等も確認をしながら、当地区で栽培できる見込みのあるものについては推進を図ってまいりたいと思っております。

○窪田 仁議員

生産組織をつくるという前回、話が出ていましたので、さらにそれも拡充していただきたいなと思うところです。

これぐらい農畜産物の状況がよいと販売高が５０億円前後になるのかなと思いますが、そのような期待度はどうでしょうか、伺います。

○岡越 豊農林課長

非常にそうなってくれたらうれしいと思いますが、先ほどサトウキビについても

反収は増加の見込みでございますが、昨年度は反収もますます、１６．４７というかなり高糖度でございまして、キビの農家手取り価格も上昇いたしました。今年度は基準糖度帯に落ち着いてきているということもあって、昨年ほどの農家手取り額にトン当たりのキビの価格になるかなというところ、そこは見込めない状況でございます。あとは、それをどのように反収がカバーをしていくかという状況です。

バレイショにつきましても今、単価というのは安定をしておりますが、今後、産地の見込み、それから本年度、１１月集中豪雨がございましたけれども、植付け等がずれた関係から今後どのように価格が推移するか、生産量がどこに落ち着くかというところで左右されますので、そういった状況等で、達成できれば非常に喜ばしいですけれども、不安要素は抱えているというような状況でございます。

○窪田 仁議員

農畜産物の販売高は生産者の住所、所在地での案分で決まるようなんですけれども、耕地面積が知名町は２，１１０ヘクタール、和泊町が２，３２０ヘクタール、隣町はあるようですが、どうも入ったり出たりする農地があるようなんですけれども、それでもっと面積が減ったりするのかなという流れもあります。

実際、流動的な農地はどれぐらいあるのか、農業委員会のほうでは分からないでしょうか、伺います。

○上村隆一郎農業委員会事務局長

流動的といいますか、農地の状況については農業委員さん、それから最適化推進委員さんで毎年アンケート調査をしております。高齢である方たちだとか、それから現役で頑張っていらっしゃる方たちを対象に、規模拡大志向があるのか、それから現状維持なのか、それから規模縮小をするのか、そういった調査はしておりますので、ある程度農地がどう動いているかというのはそのアンケート調査から把握することができます。

ただ、現状としては、農地の規模を縮小して、貸し出せる農地が少ないのが現状となっております。

○窪田 仁議員

分かりました。ちょっとニュアンスが違いましたけど。

今後、人口減少による離農者の農地あるいは耕作放棄地が後々出てくるとは思いますが、それを見据えた対策を推進していただくことを要請して、終わります。

大きな３番、国立公園内の整備について。

国立公園は、知名町のホームページにこのような地図が載ってまして、国頭、田皆、正名から屋子母辺りまでの地図のところに地目が４つぐらいに分かれており

まして、普通地域に当たるこの地域の要望が出ておりまして、そこが天津勘地区なんですけれども、国立公園前に天津勘の字の集団墓地があるということで、集団墓地は、これから石垣が壊れたり直したり、あるいはコンクリートに換えたりいろいろ増改築が入るんですけれども、それに対して国立公園内ということなので、今言われたように個人あるいは団体で国・県に申請するようという流れなんですけれども、大変難しい状況で、それを役場内でスムーズにできる方法をつくっていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○今井力夫町長

今、議員がご質問されたのは墓地内のお墓の墓石を作ったりその周りを囲ってやりたいという、これは国立公園法の中では適合とされております。何ら自分たちの墓の周りを石を積んだり、またはブロックで積んで墓の周りを囲むということは、墓自体の形態を変えている、周りの景観には大きな影響を与えないということ、これは合法ですので、これについて除外申請しなきゃいけないというのは法律の中には載っておりません。昨日それは確認をしました。何ら問題はございません。

○窪田 仁議員

何ら問題もないということなんですけれども、ここに墓地がありまして、墓地の基礎まで造っているところに墓石を置きたいという、これが申請が必要ということで大変ご苦労しているんですけれども、これはまた置けない状態で、さらには重機が入れられないという状況があります。それは追って話しますけれども、大まかな流れとしてはこういう状況ですが、先祖代々の集落の集団墓地が国立公園内にあるために、新築や増改築の手續が随時必要となります。集団墓地は字有地にありますが、新築や増改築や墓地周辺の樹木の伐採も自由にできない状態にあります。違反すると罰則もあります。申請手續も多くなりつつあり、高齢化する住民には大きな負担になります。これを町役場窓口でスムーズにできるような体制を望んでおります。

そして、これができないのであれば国立公園内から集落の集団墓地を除外するよう国・県に要請できないか、お尋ねします。

○今井力夫町長

今、議員がおっしゃったことに関しましては、もう少し国立公園法という法の中身をしっかり精査されたほうがいいのかなと思います。

確かに、国立公園内にある木を取り除いたりすることに関しましては許可が必要になります。草刈りをしたり、その景観自体に大きな影響を与えないものについては、何ら申請する必要も何もしないということです。

それから、除外をしたいという場合には、先ほどご説明しましたけれども、除外するためにはきちんと申請が必要ですと。かなり複雑になりますので、その辺については、先ほど申しましたように、役場のほうでサポートしながらお手伝いをしていきますよという先ほどの回答のとおりでございますので、墓を造ったり、そこに今、土台を造ってありますけれども、そこに墓石を乗つける、これは墓自体をそのまま造るということなので、何ら法には触れないというふうに昨日確認をさせていただきました。

○窪田 仁議員

分かりました。

国立公園に指定するときには、指定する過程で地元の意見や意向が重視され、説明や協議が行われると思います。その協議は行われたのかどうか伺います。

○永野道也企画振興課長

国立公園につきましては、その前になる国定公園の頃からその範囲というのを示されており、国立公園に制定するに当たり、幅広くパブリックコメントという形で意見をもらっていると伺っております。また、国立公園に指定するときに本課の職員のほうが集落等に説明を行っている。

また、国立公園って何なのかなということについて、ご存じだと思うんですが説明をさせてください。

集落の皆さんとかが大事にしている大津勘ビーチロックをはじめ屋子母海岸とかについては、それぞれの選定理由があります。大津勘及び屋子母海岸については、サンゴ礁を有する砂浜の海岸でビーチロックが特徴である、また、後背地の植生を含め海浜全体の風致の維持を図るということを理解されて国立公園の指定をしておりますので、字の皆さんの思いも多分きっと一緒だと思い、清掃ボランティア等々に努められていると思います。そういう背景の下、国立公園の指定がされていますので、ご理解の下、今後ご協力をお願いいたします。

○窪田 仁議員

今の内容で大分分かりましたが、その前に調査と計画というのがありまして、環境省や専門機関が対象地域の生態系について調査を行い、国立公園の計画を策定するというので、その後に地域との協議というのがありまして、計画段階で地元自治体や住民との意見交換が行われ、地域のニーズや懸念事項ですね、今の墓の問題です。懸念事項を理解するための協議が行われるということです。

その後、説明会があって、地域住民に向けた説明会などが開催され、国立公園のメリットや計画内容についての理解を深めてもらうという、その説明会がある。最

後にまた公聴会というのがありまして、意見聴取のための公聴会が開かれる場合もあり、地元住民が直接意見を言える機会が設けられるということで、これらの意見を反映して、最終的に国立公園として決定を行うということなんです。

地元に説明なしに国立公園が指定されることがあったのかどうか、それと、地域の意見が考慮されるプロセスが含まれているのか、それについて伺います。

○永野道也企画振興課長

国の手続関係なので、もちろん説明を行ってはいます。その中で、意見というのがパブリックコメント等というふうに公の方法を使って取ったものだと思います。

また、先ほど町長のほうから説明もありましたが、届出が不要なものとして、墓石を新築する分については届けが不要ですよということになっていますので、そういうところの配慮もした上で指定をしたというふうに認識をしております。

またちょっと蛇足になるかもしれませんが、国立公園については、開発をしては必ずしも駄目というわけではなく、1回相談していただいて、そこが本当に届けが必要なのかどうか、また、許可が下りないということも中にはあるとは思いますが、けれども、例えば看板とかであれば茶色に塗っていただくとか、そういうのをしながら最短で1か月時間がかかる、今までの経験上、三、四か月でこういう方針で許可が下りるということもありますので、決して駄目ということのくくりではないというふうにご理解をお願いいたします。

○窪田 仁議員

大分内容が分かりました。

役場のほうで手続をやりやすいようにサポートするということが分かりました。ただ、地元の意見もいろいろあるだろうと思いますので、今後に引き続きます。

②ですね。大津勘のサイクリング道路整備について、大津勘のサイクリング道路に砂が台風時に打ち上げられ、そして上の大津勘橋から流れる水で砂丘が侵食されるという、その対処はどのようになっているのか伺います。

○英 敬一建設課長

今の対策を考えたときに考えられる方策としまして、台風の高波の際にサイクリング道路側に砂が上がってこないような対策を取るためには、離岸堤、あと消波堤ですね。それを海岸のほうに設置する必要があるかと思います。

また、大雨、陸側から海側に砂が持っていけないようにするためにはそこをせき止める方法があるかと思いますが、そうすると道路を上げて、そうするとそこら一帯周辺が冠水するということになり、なかなか方策が難しいというふうに考えております。

○窪田 仁議員

個人案ではございますが、サイクリング道路の上の辺りに沈砂池みたいなのを造れば地下に浸透するんじゃないかなというのがあるんですけども、それか大量の水が流れないような対策、海から台風時に砂が上がらないような対策、それが国立公園内で可能なのかどうか伺います。

○永野道也企画振興課長

今、国立公園の中でそういう対策ができるのかどうかということについてなんです、先ほどの話とちょっと重なってしまうんですけども、やはり先ほど建設課長が申し述べたビーチロックの先のほう、海のほうに防波堤とかを造ってしまうと、そもそも国立公園に指定したという、集落の皆さんが大事にしているところのやっぱり景観を損ねてしまう課題が出ると。また、上から流れる、川から流れる部分にせき止めるために防波堤を造ると、やっぱり周辺のまたお墓や畑にも影響があると。なかなかここに国立公園として申請をした場合、許可が下りるかどうかは環境省の判断となりますが、手続等、協議等に時間を要するものだというふうに思っております。

○窪田 仁議員

今の状況でしたら解決が分からないので、環境省の方を呼んで説明を伺うほうが早いかなという状況があります。ぜひ、近場にいるようですので、隣の島にいるようですので、呼んでその解決策を協議されてはいかがかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○永野道也企画振興課長

本日、先ほどの現場のほうも、大津勘のビーチロックのほうも見ていただいております。その後、状況とかいろんなことをこういうふうだよということできいろいろご教示いただこうと思っております。

○窪田 仁議員

いい方向に進んでいると思いますので、これで大きな3番を終わらしまして、大きな4番に移ります。

企業誘致について、少子高齢化の中、ここに知名町振興計画書の中から抜粋してきたグラフですけども、この辺りにちょうど2025年の数字が出ていまして、これは国立社会保障・人口問題研究所、社人研と言われるらしいんですけども、が決めた数字なんですけれども、この黄色い部分が15歳から64歳の働く方、生産年齢と言うらしいんですけども、この上はもう高齢者ということで、これが高齢化に進んで人口もどんどん減って行って、しかも働き方、15歳というのが意味

分らないんですけれども、2, 350人と上の65歳以上が2, 100と、ほぼ若い人が1人で高齢者を支えているような状況もあります。これが経済状況にどんどん人口の減少で出てきているんですけれども、それをやや緩やかに、やや右肩上がりにできないかなということで、今、4番、企業誘致に来ております。

農業関係で企業誘致の考えということで、すぐには出てこないとは、長い間経験がありますから、プロの皆さんですから、これから1年、長い期間こういう企業誘致のチャンスが出てくると思います。それにタッチして誘致を図られるのもいいし、今いろいろアイデアがあればそれでやっても構いませんですし、この前、日置市に行ったときに、オリーブの栽培は鹿児島銀行がバックアップしているという流れがありました。どれもいいんですけれども、どこかがバックアップしてくれるとか外部からの投資で企業誘致を図ることは、これからの人口増が望まれる一つの方法だと思いますので、進めていただきたいなと思います。

短期間ではなく1年を通して考えるということはどうでしょうか、農業関係で。伺います。

○岡越 豊農林課長

農業関係の融資、それから企業の誘致につきましては、町長の答弁にもございましたけれども、なかなか離島という条件の中で難しいものがございます。

ですが、ご存じのように本町は農業が盛んなところでございますし、周りも海に囲まれております。すばらしい農産物はたくさんございますので、そういったものを生かした取組、1次産品としての青果物の出荷だけではなくて、加工して出荷もしていく、そういった加工品の取組なども必要かと思えます。

本町の産業形態で製造業が大変少ないというところも町民の所得に大きく関わる場所かなと思いますので、1次産品の生産体制ということもしっかり取り組みながら、そういった本町にあってほしいと思うような特産加工品、そういったものができるかというような視点も持ち合わせながら、そういった企業の育成、それから誘致、融資をいただけるような取組を進めてまいりたいと思っております。

○窪田 仁議員

ここで、世界の高齢化ということで、この赤いところ、これがイタリア、ドイツ、フランスに次いで日本が断トツ高い高齢化です。永良部だけじゃなくて日本全体が高齢化に入ってきている状況でございます。

GDPの変化で、今、先進国の中で韓国に負けて22位のところまで来ております。こういう厳しい状況の中に本町の農家の高齢化率ですけれども、60歳から80歳が、本町が農業委員会が出たんですけれども約68%。隣町が70%に来て

おる、60歳から80歳。少子高齢化ですから、どの分野でも経済停滞が出てくると思います。これを起こすための企業誘致、これをぜひ図ってほしいと思うんですが、商工業関係で企業誘致はどうでしょうか、伺います。

○永野道也企画振興課長

先ほど町長も答弁していただきましたが、商工業に関しましては業種的なものが製造業、情報通信業、コールセンター、試験研究所と特段に町長が認めたものというふうになっておりますので、その業種に関しては助成金を出しながら企業誘致を図るということで現在進めております。

○窪田 仁議員

現在、企業誘致を図られた企業は何件ぐらいあるか伺います。

○永野道也企画振興課長

現時点で本制度を活用した企業誘致はゼロでございます。

○窪田 仁議員

農業関係では何件でしょうか、伺います。

○岡越 豊農林課長

農業関係で企業の誘致ということは今までなされておりません。

○窪田 仁議員

1つ戻りまして、農業までいきましたけれども、③番にいきます。

今のところ企業誘致はないということで、考える構想はあるということでありませう。観光関係で企業誘致の考えはないか伺います。

○永野道也企画振興課長

観光業につきましては、宿泊業とかツアーガイドのことが想定されます。

現時点、本町にはフローラルホテルという宿泊業がありまして、その中でも現状稼働率があまり高くないという中で、なかなか宿泊業の誘致は難しいのではないかと。特段、何かの形に特化した宿泊業種であれば可能性も見いだしております。

ただ、観光ガイドにつきましては、場所場所によっては地域住民との、入っていない場所、入られない場所などあつれきを生む可能性もありますので、特にここは慎重に行わなければいけないというふうに思っております。

○窪田 仁議員

地域資源活用ですね。地元の文化、歴史、自然、環境を生かした観光資源を整備し、訪問者にとって魅力的な体験を提供するという、地元の特産品や伝統行事をアピールすることも重要ということで、隣町で宿泊施設が結構増えてきておりまして、今まで観光で来られた方が——観光で永良部に来られた方はちょっと忘れたので、

商工会、観光協会の人数が出ていますが、今、永良部に観光で来られている、あるいは観光業の総会に出ている人数は何人ですか。

○永野道也企画振興課長

令和５年度の資料になりますが、沖永良部島両町に統計上来た観光客は約１万２，０００人というふうになっております。

○窪田 仁議員

１万２，０００人の中で１万人を目標にしていると思います、何かの資料にありましたが。あったかないかはまたちょっと失言かもしれません。

ストーリーの作成をしてほしいんですけれども、農業関係や商工業関係、観光業の関係者の理解を得るストーリー、体験コースなり体験を喜ぶパターンのストーリー、これをつくってほしいんですけれども、魅力的な体験を提供するということで、それはいかがですか。

○外山利章議長

窪田議員、最後の質問です。

○永野道也企画振興課長

すみません、先に訂正をお願いいたします。

先ほどの１万２，０００人というのは観光協会が独自に取ったデジタル観光統計オープンデータより集計した数字となります。

今、議員のご質問の体験型のストーリーをつくってはどうかと。これにつきましては観光協会といろんな分野で計画策定、どのようにしてお客さんを入れていくかというのをしておりますので、ぜひ参考にして体験型観光をつくっていききたいと思います。

○外山利章議長

まとめてください。

○窪田 仁議員

今言われたとおり、官民一体となって魅力的なストーリーを各関係機関が共有できるものとして農業関係、商工業関係、観光関係でつくっていただきたいなと思うところです。それを要請して終わります。

以上です。

○外山利章議長

これで、窪田 仁議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

次の会議は午後１時１５分から再開します。

休 憩 午後 0 時 1 2 分

再 開 午後 1 時 1 5 分

○外山利章議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

通告 6 番、西 吉信議員の発言を許可します。

○西 吉信議員

議場内の皆さん、そして傍聴席の皆さん、インターネット配信をご覧の皆様、こんにちは。

ただいまより議席番号 5 番、西 吉信が大きな 1 から 3 番までを壇上より一般質問を行います。

大きな 1 番、第一住吉集水池裏の安全対策設置について。

第一住吉集水池裏の道路は路肩と集水池の間に高低差があり、危険なため対策が必要だと考えます。ガードレール設置などの安全対策についてどう対応するのか。

大きな 2 番、旧幼稚園跡地の再利用について。

①旧住吉幼稚園、旧田皆幼稚園、旧上城幼稚園跡地の再利用について、今後どのような活用を考えているのか。

②園舎内を改築して町営住宅として活用できないか。

大きな 3 番、住吉貝塚整備の進捗状況について。

①平成 13 年に今後の保存活用に役立てるための範囲確認調査を実施し、調査の結果、住居跡や土器や瓦器、貝、骨、装飾品が多数出土し、集落の様子や自然環境が分かってきました。その重要性について町としてどのような認識を持っていますか。

②整備に向けたこれまでの経緯と協議内容について伺う。

③平成 13 年の調査から既に 23 年が経過しています。住吉字においても貝塚の公園整備を字民が待ち望んでいますが、現在の進捗状況と着工予定はいつ頃を計画していますか。

以上、壇上より質問を終わります。

○今井力夫町長

それでは、西 吉信議員の設問が 3 つあります。順を追って回答させていただきますが、住吉貝塚につきましては教育委員会の所管事項でございますので、教育長答弁に代えさせていただきます。

それでは、第一住吉集水池裏の安全対策につきまして回答させていただきます。

ご指摘の第一住吉集水池裏の道路につきましては、現場確認を行ったところ、路肩と集水池との間にかなりの高低差が確認されたために、対策が必要だと判断いたしました。つきましては、ガードレールの設置を含めた安全対策について早急に検討を始めてまいります。

幼稚園跡地の再利用につきまして、まず①、ご質問の施設につきましては、旧田皆幼稚園については放課後児童クラブとして利用するため令和2年に町で改修工事を行い、同年、社会福祉法人幸福福祉会を指定管理者としてその運用を開始しております。次に、旧上城幼稚園につきましては、学校敷地内に位置することから上城小学校の物置として現在使用しております。最後に、旧住吉幼稚園につきましては、平成28年6月からNPO法人おきえらぶ子どもリハビリサポートセンターが使用しており、事業規模の拡大により、平成30年5月に旧下平川幼稚園に移転しております。移転後の旧住吉幼稚園につきましては、当時の生涯学習課が埋蔵文化財の保存場所として現在まで使用している状況でございます。

旧住吉幼稚園及び旧上城幼稚園は築47年が経過しており、爆裂や雨漏りなどの劣化が著しいので、現状の利用方法の場合、軽微な補修で利用可能であること、また立地的に車両通行や一般利用が困難な場所であるということから、現時点で将来的な活用方法については検討しておりません。

②につきまして、町営住宅につきましては、知名町公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な管理戸数となるよう維持、改善をしているところであります。

旧住吉幼稚園及び旧上城幼稚園ともに築昭和53年、新耐震基準となる以前に建設されたものであり、既に47年も経過しており、現在の建物状況といたしましては、漏水や構造体へのひび、ひさしの爆裂などの劣化が確認をされております。町営住宅として供給するためには耐震性の確保が第一とします。劣化の改善及び便所、浴室、台所といった良好な生活環境を新たに確保するための工事が必要になります。これらの改修に費用を要することから、今後の建物寿命を考えますと、町営住宅としての活用は適切ではないと判断しております。

3につきましては教育長が答弁いたしますので、私の回答は以上で終わります。

○田中幸太郎教育長

それでは、西吉信議員の住吉貝塚整備の進捗状況についてお答えをいたします。

まず、3の①でございます。住吉貝塚につきましては、調査の結果、縄文時代後期から弥生時代初期にかけて出土した遺物に加え、14基の建物跡や、島外との交流を示す遺物である黒曜石や鹿の角が見つかっております。このような遺跡は奄美群島及び沖縄での調査事例も少なく、南西諸島における先史時代の歴史を知る上で

貴重な成果であると認識をしております。

現在は、遺跡から出土した遺物をあしびの郷・ちなほワイエにおいて展示し、一般公開を行っているほか、教育委員会主催の文化財巡りやその他のイベント等に合わせ、現地見学を行ったり、実際の遺物に触れる機会を設けたりするなど、当該史跡の重要性の周知に努めているところでございます。

次に、３の②、③でございますが、ご質問の②、③は関連がございますので、併せてお答えをいたします。

平成１９年度の国指定以降の取組としまして、初めに平成２０年度から２１年度の住吉貝塚買上げ等事業において史跡指定地の公有化をいたしました。平成２２年度から２３年度にかけて整備検討委員会を設置し、事業を推進する上での課題を協議しました。令和２年度からは、住吉貝塚の保存活用計画の策定を目的とした住吉貝塚保存計画策定委員会を設置しております。本会につきましては、整備、活用の基本方針や保存活用の構想、出土資料の展示場所について、地元有識者との協議、共有を図ってまいりました。現在は、これまでの協議内容を再整理し、課題を抽出している状況でございます。

史跡の整備を実施するに当たり、この保存活用計画の策定が必要となりますので、整備の開始時期につきましては現段階では具体的に申し上げることはできませんが、今後とも、関係機関と連携し、保存活用計画の策定及び整備に向けた業務を段階的に進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○西 吉信議員

町長の答弁からもありましたように、第一住吉集水池裏の道路、ガードレール設置は早急にということがありましたが、第一住吉集水池は平成１８年に完成し、１９年が経過をしておりますが、その裏の道については非常に危険性が高い中、この道路を通る方々からは再三にわたって早めにガードレール設置をという申出が私のほうにありましたので、この質問をしたところでございます。早急に設置をしていただきますように要請して、終わります。

大きな２番の旧幼稚園跡地の再利用についてということで質問いたしましたが、田皆幼稚園は放課後事業で取り入れているということで、私の周知不足でございました。旧上城幼稚園と住吉幼稚園については老朽化が激しく、町営住宅等に利用することは費用が大分かかりますのでということがありましたので、またほかの取り入れ、活用を考えてみたいと思います。

それで、大きな３番、住吉貝塚整備の進捗状況についてただいま教育長さんより

答弁がありました。住吉貝塚は、第1回史跡整備検討委員会ということで平成20年に8名の専門の方々を招いて、所属的に言いますと大学教授であったり考古学専門で奈良文化財研究所史跡整備、財団法人土木センターなごさ所長、海洋工学等々の専門の方々をお呼びして第1回目の史跡整備を行っておりますが、その後、20年、21年にわたって今の土地を買収してあります。その買収からもう既に17年という月日が過ぎているわけでありましたが、検討をやめて、もうそろそろ着工準備に持っていったらどうでしょうかと思いますが、そこらはどうでしょうか、伺います。

○田邊 栄教育委員会事務局参事

着工ということですが、大分年数がたって申し訳ございません。

着工する前に住吉貝塚の保存活用計画を策定しないといけませんので、その計画を先に策定しまして着工という運びになりますので、もう少し時間をいただきたいと思っております。

○西 吉信議員

もう少し今、時間も要するということではありますが、17年かかってもう少しというのは、その貝塚の進め方ということはこれまではじゃ止まっていたということになりますか。どうですか。

○田邊 栄教育委員会事務局参事

当初の協議内容を確認したところ、住吉貝塚の現地において展示する箱物を造ったりとか、あと竪穴式住居を復元したりとか大規模な計画ということで、予算も大分、億単位で予想されたので、町としても予算がないという時期でしたので、計画が長年続いたということだと認識しております。

ここ二、三年の協議内容を見ましたところ、大規模な計画はそれほど必要ではないということで、携帯のスマホで読み取ってから画像を見たりとか、あと遊歩道を設置したりとか芝生を張ったりとか、比較的安く予算が済むような形でということで協議内容でありましたので、職員体制が整えられれば着工に運ぶ、今までよりはスピードも着工までそんなに期間はかからないのかなと認識しております。

○西 吉信議員

私もこれまで2回、3回と貝塚整備検討委員会というのをしておりますので、読み上げてみたいと思います。

第2回住吉貝塚整備検討委員会ということで、平成23年10月20日の木曜日に2時から2階委員会室で行われております。これは旧庁舎のことですね。第3回目住吉貝塚整備検討委員会、これが平成24年6月30日の土曜日午前9時より、

場所があしびの郷・ちなりハーサル室で行われております。

鹿児島県の縄文時代国指定史跡をちょっと調べてみましたので報告いたします。

まず、1番目に指宿橋牟礼川遺跡、指宿市、これが大正13年度ですね。2番目に宇宿貝塚、奄美市が昭和61年、3つ目に椿ノ原遺跡、南さつま市が平成9年、4番目に上野原遺跡、霧島市、平成11年、そして5番目に住吉貝塚、知名町が平成19年7月26日に国指定にされております。

住吉貝塚整備活用事業企画委員会ということで目的が、本委員会は、国指定史跡住吉貝塚の整備活用について、将来的な事業方針について意思決定を行う。また、史跡周辺の関連事業計画の把握と事業を推進するに当たっての諸課題について整理、関係行政機関や地元自治会との調査合意形成を図ると。

2、住吉貝塚の概要といたしましては、国指定に至る経緯として、昭和31年、九州学会調査による発掘調査を行っております。平成12年度、町指定史跡、平成13年から16年度に国庫補助事業を導入し、範囲確認調査を行っております。平成17年度、発掘調査報告書が刊行され、平成19年度、国指定史跡、7月26日ですね。住吉貝塚シンポジウム開催と。平成20年度、先ほどもお話ししましたように史跡指定、公有化で土地を買収しているというふうな運びとなっておりますが、いろんな細かいことを見ても、やはり検討会ももういいんじゃないかと。検討会じゃなくて、令和7年度の4月以降から、来月以降からは着工に向けた準備委員会というのを設けたらどうでしょうかと思いますが、いかがでしょうか。

○田邊 栄教育委員会事務局参事

教育委員会の中で検討させていただきたいと思います。

○西 吉信議員

再三申し出ているように、検討はもういいんじゃないですか。17年もかけて検討しているわけですから、もうここで着工に向けての準備ということが望ましいんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○田邊 栄教育委員会事務局参事

着工に向けての検討委員会を設置するという事で、教育委員会の中で協議したいと思います。

○西 吉信議員

協議してみますということですが、協議の前にもう着工の準備委員会を立ち上げるということはどうですか。協議をしながらというか、協議の前に着工委員会を立ち上げて協議をしますというふうなことはどうでしょうか。

○田邊 栄教育委員会事務局参事

私個人の判断では申し上げられませんので、埋蔵文化財の審議委員とか教育長とかと協議してまいりたいと思います。

○西 吉信議員

協議しながらというのは分かりますけれども、何回も言うようですが、17年間の間動いていれば、もう既に着工準備に入っているところじゃないですか。もうあと3年もすると20年、二昔になりますよ。

だから、私が言うのは、私でもう4人目だと思いますが、この貝塚についての一般質問は。島明議員から山崎議員、今、議長されている外山議員、議員時代ですね。それで私と、4人目の議員が質問をするというのは、これはあまりにも年数がたち過ぎると思いますが、そこら辺をしっかりと総まとめにした上でやはり着工準備、もう検討委員会も要りませんよ。もう検討し過ぎた。あまりやり過ぎると、20年後にしたらもったいないことになりますよね、これ。

20年前に、ちょうどまた令和10年頃に20年を迎えると思うんですね。ですから、令和9年3月いっぱいをめどにというふうな感じで持っていけたら市民にも話をしやすくなりますけれども、そこら辺はもうちょっと詰めて、短くですね。これまた検討されたら10年はすぐ過ぎていきますので、これはもう私がこの世にいるかどうか分かりませんから、やはり私の任期中にどうにかして、4人目にもなりますので、ここを重視して、今までは検討検討で済ませていたみたいですが、これ、検討検討で、はいそうですかですと、また検討しますと。この検討を上積みしているのもあまりよくないと思います。それまでにやはり着工準備に向けて、それから検討に入ったほうが、着工が前向きに、スムーズにいくんじゃないかと、このようにと思いますが、どうでしょうか。

○田中幸太郎教育長

長い年月がたっておることで、このことにつきましては大変教育行政をあずかる者として申し訳ないなと考えております。既にこの議会におきましても再三にわたり質問が出ているということからすれば、なおさらのことです。

大まかな方向性としましては私が先ほど答弁したとおりでありますけれども、これは要因をいろいろ考えてみますと、一つはマンパワー不足、もう一つが業務の進捗管理、これができていなかったということ。ただ、これは私たちが公務員であることから言い訳になりませんので、しっかりと責任を持って、スケジュール感を持って業務を進めていくということが大事であろうと思います。

その上で、常々教育委員会の職員の中には月例会というのがありまして、その中で、私のほうで責任を持って仕事を進めていく、それからタイムスケジュールをき

ちんをつくってやっていくことが大事だろうということを話しております。

今月末にこの住吉貝塚に係る協議を行います。これは関係機関を集めて、関係者を集めて行いますけれども、そのときに担当のほうには、現在のあなたが抱いているこの貝塚をどうしようかという、そのスケジュールというか、スケジュールを含めて自分の青写真を持って会議に臨んでほしいということは伝えてあります。

ですから、なかなか今、議員が頭の中に置いているほどこの件については協議が進んでおりませんが事実でございますので、そこはおわび申し上げながら、できるだけスピード感を持って対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○西 吉信議員

大変分かりましたけれども、今後、もうなるべく早めに対応していただいて、教育委員会の中でも対応していただいて、令和9年までには何とかという、こういうまた今は回答は無理かも分かりませんが、大体おおよその時期とか着工準備に向けたというか、着工の準備ですね。そこら辺を正確にじゃなくておおよそでいいですので、大体令和9年、10年前ですね。2桁になる前に、なるべく早めに着工の準備あるいは着工に向けた志というのか気配り、目配りというのか、そういうのをを出していただいて、そうすることによって、私も字に帰ってこういうことで一応の何年度の着工に向けてという話ができますので、そのまま検討で帰るとあんた何もしないというふうになりますので、ひとつそこらも嚴重に重視しながら、検討もいいでしょう。この検討もまた、これに向けての検討じゃなくて、再三言うようですが、着工に向けた検討ということで、着工準備委員会というふうな名前を変えることはどうでしょうか。

○田邊 栄教育委員会事務局参事

今月下旬に開催する予定である住吉貝塚検討委員会の中で諮りたいと思います。

○西 吉信議員

諮りたいと思いますじゃなくて、諮ってくださいよ。諮って、再三言いますが、令和9年3月をめどにこれはまたつけてくださいね。令和9年をつけないと、検討してまた過ぎ去るといけませんので、重々これは把握して、私はもう令和9年3月と思っていますので、また皆さんもこれだけじゃなく、いろんな業種があって大変だとは思いますが、どうかひとつ着工に向けた検討ということで強くお願いしたいと思います。どうでしょうか。

○田邊 栄教育委員会事務局参事

着工に向けた検討委員会ということで、今月に行われます住吉貝塚検討委員会で

提言したいと思います。

○西 吉信議員

じゃ、その今月末の会でしっかりと取り入れて、これまでの１７年分をひとつ振り払っていただいて、再三言うようですが、令和９年をもってしていただけたと思います。

前に戻っては駄目ですか。

○外山利章議長

いや、いいですよ。

○西 吉信議員

よろしいか。まだちょっと時間がありますので。

すみません。さっき言えばよかったんですが、旧幼稚園跡の②についてですが、住宅はもう老朽化しているということが町長から答えがありましたので、住吉貝塚のいろんな飾り物がありますよね。それを住吉幼稚園跡に置くことはできないのか。

○外山利章議長

展示物ですか。

○西 吉信議員

はい。どうでしょうか。

○田邊 栄教育委員会事務局参事

今現在は、旧住吉幼稚園のほうで住吉貝塚以外の遺物につきましても倉庫として利用させていただいているところで、展示となるとちょっと難しいのかなと思います。展示するとなると、維持管理とか職員も配置しないといけないとか、いろいろ解決しないといけないことが多いと思いますので、あしびの郷のホワイエのほうで今展示しておりますので、その周知をもっと町民の方にしたいと思います。

○西 吉信議員

展示は難しいですか。あまり難しく考えずに、この片隅にでもいいんですが、空いているところに。ど真ん中に置くということじゃなくて、大変広いですよね、中は旧幼稚園跡です。

そこを空いていれば、園舎跡が大分広いですので、どこかの片隅に、あまり多くは要りませんよ。

これは何でかという、やはり住吉の小学校近くに展示すると、貝塚があったんだとかそういうのを子供たちにも見せることもできるし、親御さんも見ながら、こういうのがあったのかというふうな感じにもなるんじゃないかと思って言っていますので、あまり難しい考えじゃなくて、どこか一部の片隅に飾って、小学校の子

供が何時間目には貝塚のあれを見に行きましょと、展示物をね。そういったことによると子供たちのいろんなあれもまたできるんじゃないかと。昔の住吉貝塚って何なのというふうな、今の子供は全然分かりませんので、それを親がまた教えることもできると、こういう考え方を私は言っていますけれども、どうでしょうか。

○田邊 栄教育委員会事務局参事

旧住吉幼稚園は、今誰もいない状況ですので鍵が閉まっております。それよりかは住吉学校のほうに一部でも展示をしたほうがいいのかと思います、担当のほうとちょっと協議したいと思います。

○西 吉信議員

いや、私が言っているのは、小学校に飾る必要はないと思います。なぜだったら、幼稚園跡が空いているからそこに飾って、子供たちが見に行けばいいわけですので、別に小学校にこれを飾る必要はないと思いますが、どこか空いているところがあればそこを利用してできないかと、そう言っていることでありますので、どうでしょうか。

○田邊 栄教育委員会事務局参事

旧住吉幼稚園にということですが、鍵がかかっていますし、あと、ただ見ても子供が分かるかどうかというのもちょっとあると思うんです。大分職員が説明しないといけないかもしれませんし、担当と協議したいと思いますのでちょっと時間をいただきたいと思います。

○今井力夫町長

非常に西議員から、地元の大切な遺跡をどう保存するのか、そしてまたそれを町民、そして次世代を担っていく子供たちにどう引き継いでいくかという視点でお話が進んでいるのではないかなと思います。そういう意味では、町民の皆さんも住吉貝塚がどこにあるのかというのも分からない方もたくさんいらっしゃるだろうし、そして、どんな遺跡が残っているのかというのも分からない方がたくさんいらっしゃると思います。そういう意味から、きちんと展示したり、住吉貝塚をもう少しメジャーにしていくような取組を町としてはしなさいよというご指摘をいただいたものだと思います。

町を預かる者として、教育委員会サイドでなかなか返事ができない部分は予算がここで絡んできますので、そのあたりで私のほうで話をさせていただければと思います。

学校で展示するのは私も一理あるのかなと思っております。住吉貝塚というものはこういうものであるという図解などもきちんと用意した上で、住吉小学校を回し

て、そして次、田皆小学校に回して、そして上城小学校へ行って下平川、知名小学校、場合によっては中学校のほうにも移動博物館みたいな感じであることによって、全ての町内の小・中学生が住吉貝塚というものを認識することができるのかなと。その間に、先ほどご提案いただきましたようなことについてしっかりと準備を始めていくというような方策のほうが今現在行いやすいのかなというのが1点。

もう一点、我々は、安全に鑑賞できる場所であるのかと、これが非常に大きなところでございます。今、私の説明でもありましたけれども、爆裂があったりしておりますよと、それから向こうは無人でありますよというようなことを鑑みたときには、人がいる場所で、そして説明もしやすいような、そういう場所をきちんと提供していく。安全に、そして住吉貝塚の非常に歴史的な意義を持ったそういう遺物というものを町民に理解させていく、この2つの意見から、私は今のお話を聞いておりますと、まず1回目はきちんと学校を回ることによって全ての子供たちにそういうのを見てもらうというのは非常に意義があるのかなと思っておりますので、ご提案をさせていただきたいと思います。

○西 吉信議員

町長、答弁分かりました。

じゃ早速4月から、いつ頃からになりますかね、回すと言ったら。分かりましたけれども、もう一点、であればもう来年度の4月からという、1年間回してするか、あるいは、半年ずつ回すとかいろんな考えがあると思いますが、どうでしょうか。

○今井力夫町長

来月からすぐというふうには、準備段階がありますので、すぐには……。ただ、来年度中には各学校に展示をできるようなことはお約束しておきたいと思いますので、そういうことでご了解いただければと思います。

○西 吉信議員

分かりました。じゃ来年度からですね。ということでありますので、そういうことで分かりましたので、まだちょっと時間はありますが、前のほうですればよかったけれども、もうちょっと……。

昨年度の9月議会では見事に20分という時間をつくりましたので、最短の。今日はもう大分、その倍ぐらいいきましたので、また次の機会には長くできるように頑張っていけたらと思います。

今日はこれをもって私の質問を終わります。

○外山利章議長

これで、西 吉信議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

次の会議は午後 2 時 1 0 分から再開します。

休 憩 午後 1 時 5 9 分

再 開 午後 2 時 1 0 分

○外山利章議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

通告 7 番、高風勝一郎議員の発言を許可します。

○高風勝一郎議員

議場におられる皆さん、それからインターネットをご覧の皆さん、こんにちは。

議席 6 番、高風勝一郎が一般質問を行います。

1、部活動地域移行の取り組みについて。

ブラスバンドや吹奏楽部の民間指導者が見つからず、学校の担当に指導負担がかかっている状況の中、今後、教員の働き方改革などから学校担当の指導者不在になる可能性もあり、離島が抱える問題と考えます。オンラインレッスン、現地訪問指導や成果発表などを行いながら、児童・生徒が継続的に音楽活動ができるような事業の取組ができないか。昨年 9 月議会で前向きな答弁をいただきましたが、その後の状況を伺います。

2、旧役場庁舎およびその周辺エリア等の利活用可能性について。

①昨年 9 月議会で質問をしました国交省先導的官民連携支援事業の調査報告書内容及び今後の利活用可能性を伺います。旧役場庁舎、旧地域包括支援センター、旧中央公民館エリア。

②先ほどの①のエリアと商店街との利活用可能性を伺います。

③旧長寿園、旧保健センターの利活用可能性を伺います。

3 番、役場職員数減少の対策について。

職員数が令和 5 年度当初 1 4 7 名、令和 6 年度当初、今年度です。1 3 8 名、9 名の職員の減、令和 7 年度当初予定 1 3 4 名、令和 5 年度から 1 3 名の減ということになりますとのことです。このままでは行政サービスの低下、1 人の担当業務の増加、職場雰囲気悪化等を懸念しますが、今後の対策を伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○今井力夫町長

それでは、高風勝一郎議員のご質問に順を追って回答してまいります。1 番目

の部活動の地域移行につきまして、これは教育委員会所管事項となりますので、教育長が答弁することにしたいと思います。

では、私のほうでは２番目の町の遊休不動産等の活用につきまして回答させていただきます。

①番、ご質問の先導的官民連携支援事業につきましては、現在、国交省への最終報告書をまとめている段階でございます。

具体的な経緯といたしましては、まず本町の自立性に係る現状の課題等の整理や地域資源の調査を行い、その中で、より現実的で具体性を持った調査結果とするために、旧庁舎を軸とした旧庁舎周辺エリアを本事業の優先検討箇所としております。その後、町内及び島外事業者とのヒアリングや意向調査、現地視察ツアーなどを実施し、これらの調査内容を基に、現在、施設とそこに入るソフト事業の具体的な案、運用後のコストの試算、官民連携でどのような手法、運用形態で行うのが効果的なのかということについて、最終報告書として取りまとめをしている段階でございます。本調査報告書は、国交省への提出の後、町ホームページや国交省のホームページにて公表予定となっております。

②番、ご質問の各遊休施設と小米商店街の関連についても、業者ヒアリングや本事業の中で検討されておりますが、商店街は民有施設がほとんどでございますので、本事業とは間接的な利用方法などを検討してまいりたいと考えております。

③番、旧長寿園につきましては、本事業の現地視察ツアーにおいて内覧等視察を行っておりますが、参加者からは、改修は必要なものの平屋であること、オーシャンビューの立地などを評価されております。

優先検討箇所の旧庁舎周辺エリアからは外れており、本調査において具体的な調査は行っておりませんが、このような関心を寄せられた事業者から提案等も別途承っておりますので、継続して利活用の検討を行っていきたいと考えております。

旧保健センターについても、業者側から利用について現在問合せを受けているところでございます。

最後に、現在本事業に上がっていない町の遊休施設は、そのほとんどが賃貸借契約や指定管理、財産処分などにより運用されておりますので、今後も、町の遊休不動産のスリム化を図りながら、使えるものは利活用していきたいと考えております。

以上で私の回答を終わらせていただきます。

〔発言する者あり〕

○今井力夫町長

大事なところでしたね。ご指摘いただきましてありがとうございます。

役場庁舎職員数について回答します。

ご質問の職員数の減少という課題に対して、本町では将来を見据え、次の対策を総合的に推進することで、行政サービスの質を維持し、職員の負担軽減と働きがいのある職場環境づくりを目指しております。

1つ目に、行政のデジタル化による業務効率を図るということです。

従来の紙媒体での手続をオンライン化するなど、デジタル技術を積極的に導入することにより、事務処理の簡素化、迅速化を図ってまいります。また、AIやRPAなどの最新技術を活用し、定型業務の自動化を進め、職員の業務負担を軽減してまいりたいと考えております。

2つ目に、課の統廃合や業務の見直しによる効率化です。

時代の変化に合わせ、行政組織全体の役割や機能を見直し、重複する業務の整理や部門間の連携強化を図るとともに、業務フローの改善や標準化を進め、無駄な作業を削減し、業務の効率化を図ってまいります。また、外部委託や民間活力の導入を検討し、行政の効率化とコスト削減を両立させます。

最後に、採用試験の見直しや外部人材を活用した人材の確保です。

受験資格の緩和や受験内容の見直しを行い、多様な人材の確保を目指すとともに、働き方改革を進め、ワーク・ライフ・バランスを重視した魅力的な職場環境を構築してまいりたいと考えております。また、地域おこし協力隊や地域活性化起業人制度を活用し、専門人材の確保を行います。

これらの取組を積極的に推進することで、職員一人一人が能力を最大限に発揮し、質の高い行政サービスを提供できる体制を構築してまいりたいと考えております。

以上です。

○田中幸太郎教育長

それでは、高風議員の部活動地域移行の取組についてですが、ご質問は中学校の文化部活動に係る内容であると理解し、回答させていただきます。

これまで本町では、中学校部活動の地域移行、地域連携を計画的に進めてまいりました。文化部活動である知名中学校吹奏楽部については、この2年間、文化協会にも呼びかけて地域指導者の発掘に努めてまいりましたが、現段階では確保できていない状況であります。そのような中であっても生徒が継続的に音楽活動を行うことができる環境を整えることは、部活動の地域移行、地域連携の趣旨に鑑み大切であると考えます。

現在、知名中学校吹奏楽部は、単独での活動以外に和泊中学校吹奏楽部及び城ヶ丘中学校音楽部と合同で活動することも多く、演奏技能は日々向上しているように

感じられます。今後、和泊町との連携は必須となることから、地域指導者の発掘について、できるだけ早期に両町で教育委員会で協議をしたいと考えております。

一方、オンラインでの指導につきましては、昨年10月に鹿児島県教育庁義務教育課に問合せをしたところ、生徒の安全管理の観点から顧問が現場にいない状態での指導については難しいとの回答でありましたが、他の自治体の取組等につきましては引き続き情報収集を継続してまいりたいと思います。

中学校学習指導要領に示されているとおり、中学校の部活動はスポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質、能力の育成に資するという教育的意義を持つことから、今後とも、関係校の校長や顧問の意向を尊重しつつ、和泊町とも連携を図りながら部活動の地域移行、地域連携に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○高風勝一郎議員

それでは、1番から再質問をいたします。

昨年の9月議会で私のほうから、島内で指導者がいないという場合は島外の方の例えばリモート指導方法が検討できるのかという問いに、教育長のほうから、リモートでの指導は全国的に広がっており、こういった活動がまさに中山間地域とか小さな学校において難しい課題でありますので、これは前向きに検討させていただきますという答弁でした。

あわせて、先ほどの県の義務教育課のほうに10月に問合せをしていただいて、その中でリモート等による授業がないというところで、先ほどの答弁、顧問がいない中での安全性を考えたらちょっと授業は難しいというところでしたが、併せて再質問ですが、そのあたり、指導する方がいないという中で、もしそういうふうな継続的に子供たちが音楽をしたいというので、私が9月の議会でも提案をさせていただいて、検討させていただくという答弁でしたが、先ほどの県の義務教育課のお話で終わっているのか、その後どういった検討をなされたのか、お伺いします。

○切通健雄教育委員会事務局指導主事

再質問ありがとうございます。お答えいたします。

まず、リモートでの指導についてなんですけれども、令和6年8月に「部活動の地域連携・地域移行と地域スポーツ・文化芸術環境の整備について」という資料が国のほうから出されました。それを確認しますと、リモートでの事例は載っているんです。ただし、スポット的なものしかありませんでした。しかも2つだけでした。なかなかリモートでの指導は難しいのかなと。

県内も確認してみました。すると、今の段階でもスポット的というのはいましかしたらあるかもしれないけれども、日常的にそういうオンラインを使って指導を受けているところはないんじゃないかというお答えをいただきました。

以上です。

○高風勝一郎議員

質問したかったことを回答いただきました。

今後起こり得るであろう指導者がいなくなった場合、奄美の各市町村、それから県内の離島において現在どのような採用をしているのか現状について、あとは、今後もしそういうふうな取組になった場合、どのような考えがあるのかという調査をぜひ入れていただきたいなと思ったんですが、そのような調べをされたということでしょうか。

○切通健雄教育委員会事務局指導主事

お答えいたします。

まず、鹿児島県内で外部指導者をうまく取り入れることができているところを調べました。そうしましたら、与論町は令和5年度の段階から外部の方が入って、現在3名の方が外部指導者として活躍されているそうです。

あと、県の事業に参加しているところが与論町を含めて5市町ございました。その現状を今日の朝なんですけれども確認しました。すると、そのうちの4市町、与論町も含めてですけれども、4市町は外部の方が入っております。1市町は、1年間探したけれども外部の方を見つけることができなかったということでした。これはもう県内どこも、特に吹奏楽部とか文科系の部活動に関しては指導者がいない、すごく悩んでいるということを聞いております。

本町なんですけれども、和泊町との連携というのがすごく大事になってくると思います。そこで、議会が終わる来週にでも和泊町と協議をしたいなというふうに考えているところです。

以上です。

○高風勝一郎議員

県内で外部の方が活動というか、対応されているところがあるということで調べていただきました。私もそういうところがあるということで興味を持っておりますので、どのような対応をしているのかを教育委員会と共に進めていけたらと思っておりますので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

それから、この調査、5つの市町が取り扱っているということで、今後そういう可能性が出てくるであろうというところは、多分突き詰めていけば出てくると思い

ます。それを、じゃ県としても国としてもそういう事業がないという中で、県内さらにそういう調査をしていただいて、例えば県の事業に取り組んでいけないのか、あるいは、もし離島特有のそういう状況、特徴の中で行うことになりますので、例えば奄振事業、離島振興事業の中でそういうふうな事業が取り込めていけないのかどうかというところまで話が進んでいくと、指導者、先生方の教員の方々の働き方改革に向けても今後の音楽、文化について進めていきやすい、安心してそのような取組ができるんじゃないかなと思います。いかがでしょうか。

○切通健雄教育委員会事務局指導主事

昨年度の段階で、本町でもその補助事業に手を上げるかどうかという協議をいたしました。また県のほうにも問合せをしましたところ、指導者がある程度目星がついているところに手を挙げてもらっているという状態で、本町の現状を見たところ、手を上げる状態ではございませんでした。ただ、本当に指導者不足なんです。指導者を発掘することにこれから努めてまいろうと思います。

以上です。

○高風勝一郎議員

今おっしゃっているその指導者というのは、島内にいる皆さん、それとも島外の方でもそういう対象になる方がいらっしゃれば事業の対象にできるということでしょうか。

○切通健雄教育委員会事務局指導主事

顧問という立場になりますので指導者という立場になりますので、その現場につける方、来てくださってそこについていただける方がいるんでしたら考えたいと思うんですけれども、リモートでというのはちょっと難しいのかなと思います。

以上です。

○高風勝一郎議員

安全面を考えて、なかなかリモートというところは難しいというふうなのは理解をいたしました。

今回の質問は、現在、学校担当の指導者はおられますが、ご理解をいただいて知名中学校、あと冲高の担任の先生方も子供たちの指導を熱心にされております。このような状態がぜひ続いていただければと思います。今回の質問は、今のうちにそういう対策を検討しておかないと、もし指導者が不在となったとき、生徒たちは自主練習、いわゆる自主練をするか、もしくはもう音楽活動ができないという状況になるのを危惧しております。

現在知名町は、知名小学校区の話ですけれども、知名小学校のマーチングバンド

があって、知名町のマーチングバンドで経験した子供たちが今度は知名中のブラスバンドで音楽活動ができて、またそれを沖高の吹奏楽部の中で生かしていけるということで、沖高に吹奏楽部があるから私は僕は沖永良部高等学校に行くんだというふうなことにもつながると思います。

あるいは沖高の3年間音楽をすることによって、島にいて島で島の島唄、民謡及び島の文化を知っていただくことで、さらにその子供たちの郷土愛が培われていくと思いますので、指導されるというか音楽の担当の先生方にはご苦労をかけるかもしれませんがけれども、ぜひ転勤の際はそのような面接をしていただいて、島に来たからにはそのような子供たちの指導も併せてお願いしたいというふうな取組ができますでしょうか。

○田中幸太郎教育長

音楽に対する思いは議員と私も全く同じであります。

私、さっきの答弁で、生徒が継続的に音楽活動を行うことができる環境を整えることが大事であるということを申し上げました。実は、先週の土曜日に和泊中学校に参りまして、ちょうど今度、今月の20日にジョイントコンサートを行います。そのときに私も1曲だけ振らせていただくものですから、その練習のために参りました。3つの中学校の生徒、それから沖高の生徒が本当に一生懸命頑張っております。何とかこの子供たちの音楽活動を維持したいという思いを強く持ったところであります。

指導者が不在になる可能性はどうかというご質問でありますけれども、これはまさに本当に喫緊の課題でありまして、実は昨日、知名中学校の顧問の先生と直接面接を行いました。音楽に対するやりがい、充実感も感じている一方で、なかなか例えば土曜日に練習して日曜日に何かイベントがあれば、もう全く休みなしで自分は勤務することになるということの不安もありましたので、何とかしたいと思って私のほうから、例えば私が土曜日の午前中とか、これは制度の枠を外れて、ボランティアとして子供たちの様子を見ることはできないだろうかという話をしましたところ、そこでは分からなかったんですが、後で帰ってきて県に確認をしたら、そこはなかなか、例えば子供たちが活動の中で何かあったときに、管理上の問題で責任を問えないと、ボランティアであれば。ですから、ちゃんと顧問がついて、あるいは外部指導者という方がちゃんとついていないとなかなかこれは難しいという回答を得ましたので、少し私は個人的には残念な思いはしたんですがけれども、でも働き方改革という観点からすれば、教員がずっと平日勤務して指導して、そしてまた土曜日も指導すると。この土曜日だけでも何とか休ませてあげたいということから

すれば、その方を休ませてある外部指導者をお一人つけて、また私なりどなたか経験がある方が行ってサポートするということはできようかと思しますので、その辺も含めて、先ほど申し上げましたように和泊町としっかりこれは協議をして進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○ 高風勝一郎 議員

教育長の前向きな答弁と、あと、そういうふうに面談をして担当の先生方と取組を話し合われているということで、少し安心をいたしました。

この部活動地域移行、聞きましたら去年の9月に質問した段階では、スポーツ庁、文化庁では部活動地域移行という中で動きをしていたんですが、昨年の12月に見直しがあって、その中間の取りまとめで、部活動の改革は令和8年に一旦はちゃんと文化庁もスポーツ庁も持っていきたいという思いがあったみたいですが、なかなか進め方が難しいみたいで、今回その12月に出た中身ですが、この改革の進め方に、中山間地域や離島など特殊な事情により地域展開、現在、地域展開という表現を使っております。地域展開に困難が伴う場合には、国としてもきめ細かなサポートを通じて地域展開を後押し、それでも地域展開が困難な場合は、当面、部活動指導員の配置等を適切に実施すると、すごくアバウトなことなんですけれども、危機感も国も持っていると思うんですが、なかなか私が今話をしているような具体的などころまでは突っ込めていないんじゃないかなと思っております。

あわせて、この改革についてはかなり長期になりまして、前期は令和8年から10年、3年間、それから中間評価をして、また後期に令和11、12、13年度を合わせてこの部活動の改革については取組を進めていきたいということで、結構長きにわたって国もなかなか苦慮されているんだなというところが分かるんですが、先ほども発言しましたが、ぜひ、離島特有の部分は避けられないので、先ほどの教育長の新たな先生方の人事異動での面談と併せて、途切れることのない音楽の指導者への取組というのは進めていただきたいと思います。

先ほど教育長から、今度3月20日、ジョイントコンサート、現在、沖永良部の知名中学校、和泊中学校、城ヶ丘中学校の先生方がすごく一生懸命に取り組んでいただいております。横の連携もすごく取れているみたいで、今回3月20日のジョイントコンサートもすごく楽しみなんですが、そういう前向きな先生方ばかりが沖永良部に来られているというふうに思っています。ぜひ今後もそのような取組を続けていけるようお願いをしたいと思います。

あわせて、9月でも質問いたしました沖永良部音楽コンクールが休止になりました。

た。４０年近くの長きにわたるすごく意義のあるイベントでしたが、それに代わる取組をしたいというところでしたが、令和７年度は具体的にどのような取組をしたいと考えていらっしゃいますでしょうか。

○田邊 栄教育委員会事務局参事

今までの主催が知名町文化協会でありましたので、知名町文化協会と来年度の実施方法について協議、検討したいと思います。

○高風勝一郎議員

今回の議会で令和７年度の当初予算の審議があると思うんですが、その予算書の中では、音楽に関するいわゆる音楽コンクールも含めて、発表会も含めて、そういう予算の内容があるんでしょうか。

○田邊 栄教育委員会事務局参事

計上してございます。

○高風勝一郎議員

どのようなのを計画されていますか。

○田邊 栄教育委員会事務局参事

音楽コンクールにつきましては和泊町と合同でやっておりましたので、詳細についてはまだ詰めておりませんので、一応予算だけは例年どおりということで計上してございます。

○高風勝一郎議員

沖永良部音楽コンクール、非常に意義深い、歴史あるものが一旦休止となりました。これも、止まるとそれで終わってしまうと思うので、ぜひ知名町、沖永良部のためにも音楽の、子供たち、大人も併せてそういう意識が向くような予算の組み方をしていただきたいと思います。要請をしておきます。

あわせて、昨日の町長の施政方針の中で、教職員の働き方改革で、本年度は部活動の町を越えての統合がある可能性を見据え、和泊町と連携を図りつつ地域連携の体制から今後の方向を見ると。先ほど教育長のほうからはこれから両町との協議に入っていくというふうに聞きましたが、まだ和泊町とのそのような連携を取っていかうという話合いはされていないんでしょうか。

○切通健雄教育委員会事務局指導主事

お答えいたします。

これまでも何回か協議の場を持っております。今回、来週以降話し合おうと思っているのは、特に吹奏楽部についての協議と考えております。

以上です。

○高風勝一郎議員

少し、質問をさせていただいてほった部分もあり、けどまだまだ安心できないという部分もありますが、ぜひ子供たちのために、あと沖永良部の音楽、文化のためにも引き続きご尽力いただきたいと思います。

次にまいります。2番目のほうの質問です。

これも9月議会で町長のほうから、この事業を導入して、まず島内外の事業者とヒアリングを行いながら調査事業を執行していきたいというところでした。9月以降の質問の中でそのように答弁されていますが、経過を伺います。

○成美保昭総務課長

この先導的官民連携支援事業につきましては、今年度、外からの事業所を招いてツアーを行いましたり、遊休施設を全て回って説明を行い、どのような使い道があるか、使途があるか、旧庁舎エリアを中心としたこれからの可能性についていろいろ検討をしていただきました。その結果につきましては、報告書はまだ上がっておりませんが、3月中には結果をホームページに載せていきたいと思っております。一つ一つの詳しい内容につきましては、この場では省かせていただきます。

○高風勝一郎議員

そのとき答弁をされたときに、入居したいとの店舗もありますので、そことの組合せも今後含めてやっていきたいと、年度内にはおおよその青写真をつくり上げてみたいというふうなことを言われましたが、どのようになっていますか伺います。

○成美保昭総務課長

既に、場所をここで言うことはまだ確定ではございませんので、もうかなり詰めの方に行っている箇所が1か所あります。そちらも含めて現在検討中というか、話合いが持たれている状況であります。

○高風勝一郎議員

時期が早かったのかな、質問をするのが。とも思っておりますが、3月に入っておりますので当議会で公表できる段階なのかなと思って質問をいたしました、その公表は今のところいつ予定にしておりますか、伺います。

○成美保昭総務課長

いつということはまだ聞いてはおりませんが、3月中にということではあります。内容を私どものほうもそれを見ましてから、決裁の後に公表に移っていきたいと思っております。

○高風勝一郎議員

今回の国交省のほうの先導的官民連携支援事業の報告書と併せて、町のまちづく

り町民会議の中で町長から諮問をされて、町民会議の皆さんから答申をいただいております。3グループに分かれていろんな案が出ておりますが、もちろんこの事業とまちづくりの町民会議の答申についてはまた内容が違うと思いますが、このあたりの兼ね合いを含めて3月中に公表されて、それと併せて、まちづくり町民会議の皆さんが答申した内容等も含めてどういうふうに今後進めていこうと計画をされておりますか。

○成美保昭総務課長

まちづくり町民会議ですが、令和5年度につきましては町長諮問型ということで進めてまいりました。町長からの諮問についてですが、役場旧庁舎跡地、旧養護老人ホーム長寿園、地域包括支援センター、保健センター、この跡地利用、それについてグループを3つに分けていただいて、各グループで案を出していただいて第8回まで行っております。結果として答申ということで町長へ答申書を渡しております。

また、この内容につきましても、先導的官民連携支援事業の皆様にもこの情報を与えてはありますが、向こうもやはり企業でありますのでメリット等を優先することにはなるとは思いますが、私どもも町民からいただいた意見を大事にするような形でこれからも取り組んでいきたいと思っております。

○高風勝一郎議員

町長からの答弁をいただきたいんですけど。

○今井力夫町長

まちづくりをどうしていくかということで私の施政方針の中でも出したのが、みんなで考えましょうと、そしてみんなで努力をしましょう、最終的にみんなで作るんですよと、協考、そして協創していくということでしてありますので、当然、企業コンサルタントが考えているものと、そして町民会議の中で諮問されて出てきたもの、これらのものを最終的にはミックスしていかなきゃいけないと思っております。

それから、総務課長が話をしましたけれども、幾つかの企業がこの場所を使いたいというのが来ておりますので、使いたいとなると、そこに関しては外から企業が入ってきていただきますので、そういうところ、ある意味では優先的に入ってくる企業に使っていただきたいというような進め方もしていく部分も当然出てくると思っておりますので、2つほどの企業が、それは同じところじゃないんですけれども、別々の場所を提供していただきたいということが出ておりますけれども、ここまでは言えるんです。ここから先、言えない部分がありまして、ですから一応そうして

興味を持っている島外の企業もいるということはお知らせできます。

まちづくり町民会議の皆さんはここはこうして使ったほうが良いというものにつきまして、その２つの企業と関わりのない部分に対しては、当然町民会議で出てきたものを参考にできるものは参考にしながら、今後の遊休不動産をどう使っていくかというものをじっくり検討していきたいなと思っております。

○高風勝一郎議員

早く絵が見えるのを楽しみにしておりますが、ぜひ、先導的官民連携支援事業を導入したことと、まちづくり町民会議の答申もいただいておりますので、行政の財産負担の軽減、併せてにぎわいの創出、そして集客増を望んでおります。それらが実現できるように期待をいたしております。

３番に移ります。

先月、２月１０日の区長会の場で、町長から先ほどの質問した数字が出ておりました。令和７年度に向けては、採用試験を昨年の９月と今年の１月の２回実施して９名の皆様に採用通知をいたしたと。しかし、退職の職員もいるために、実質は１３４名で予定をしておるという２月１０日の区長会の町長の言葉でした。併せて今後、課の統廃合も行うかもしれないという話をされて、これからのことを思ってすごく危惧して今回の質問をいたしました。そのような内容でよろしかったでしょうか、町長。

○今井力夫町長

少し意図が今つかみにくかったんですけども、役場職員の数はこうして減っていきますよ、でもこれは知名町だけの現象かということ、そうじゃないんですよ。ほとんどの日本全国の自治体において、実際、職員の数はどんどん減少していております。まず、分母となる国民の数自体が減ってきているということ、それから民間企業と自治体を比較したときに、どちらかというと自治体というのは、記録に残りますのでオブラートに包んでいますけれども、その職員の事業に対する取り組み方、そしてその結果出来上がった成果というものを非常に評価しにくい部分が行政にはある。と同時に、行政の職員への処遇のやり方というのも、これは民間と比べると非常にアバウトというか、なかなか判断しにくいところがありますので、そういう意図から、なかなか自治体職員を希望する若者というのが減ってきております。

もう一つ、３つ目は、今の働き方というのはどうなっているかということ、終身雇用制度はもう崩れたものだとも思っております。一旦役場に就職するんだけど、２０代後半とか３０代の間に民間企業に替わっていく職員というのはかなりおります。民間企業の中でも終身雇用というのもあり得ません。常に自分をレベルア

ップしていった場合には、ヘッドハンティングによってほかの企業に引っこ抜かれていく。それが本人のキャリアアップになる、稼ぎにもなるという、この流れというのは今後ずっと続いていくものであります。

役場だから最初から最後まで役場で働いてくれるかということ、そんな時代ではもうとてもじゃないけれどもあり得ないと思っておりますので、したがって、人数が今減ってきているのは、ただ単に定年退職で減ったのではなくて、もともとの受験生の数も減った、もう一つ中途退職と、この3つが重なっているために、こういうふうな職員の減少というのが起こっておりますよということです。

○高風勝一郎議員

私は今回の職員の数の減りを、先ほど町長もおっしゃった本町だけでなく全国的なものではあるんですが、採用試験の見直し等を行うべきではないかなと思った視点で今日は質問をしたいと思っておりましたが、先ほども町長が採用試験の見直しもしていきたいというところでしたので、その方向で質問していきたいんですが、その前に、町の職員定数条例、職員の定数は町長部局で130名、選挙管理委員会部局で1名、農業委員会部局で3名、教育委員会部局で20名と、合計154名の条例上は職員の定数という形で条例には載っております。

ただ、町長が就任をされて、平成30年から職員の数が145名から令和3年には148名、あと146名、147名と来て、今年度、令和6年度が138名、そして今度134人になると。ちょっと任用職員の数までは調べてないですが、これを見ると、条例上の154名ではなく、144から148名の職員がふさわしいということで職員の数は進めてこられたのか伺います。

○今井力夫町長

そこに書いてある定数条例というのは、総務省から各自治体の人口、そういうものに合わせて、ある一定の幅で職員定数というのは決まっておりますので、それはあくまでも目安であって、実際にその自治体において予算とか人件費をどこまでで設定していくのかというのを考えていったときに、あくまでも定数条例は上限であって、その上限まで持っていたときに人件費がかなり占めてくるわけですので、職員が効率的な勤務をしていくことによって、その上限の人数よりも下でも業務をこなしていける、そういうのが実際にはあるのではないかなと思っておりますので、一概にその上限まで持っていこうとは、そもそも最初から私自身は思っておりません。

○高風勝一郎議員

そのとおりでありまして、あくまでも総務省が出した数字だとは理解をしております。

ますが、町長が行政を進めていくに当たりどのようなお考えだったのかというのを伺いました。

もちろん人件費もかかるのは当然でございます。ただ、町長が募集をする、申込みをする数が減ってくる、職員の数が減ってくる、これは全国的な問題とはいっても、逆の立場で、以前知名町役場が職員数が多いというときに、何年か採用試験をしなかった年があったんですよ。それはいけないということで、職員が当時の町長に一人でもいいからとにかく採用試験があるということで若干名で募集をかけて、一人でも多く採用してくれというふうに要望した過去があります。

そういうことがあったので、2月1日の年齢別の職員構成を見たんですけれども、町長が就任された当時は、40代の半ばから後はちょっと人数が少ないんですよ。それから8年、今は40代後半から50代の皆さんが少ないということになります。要は、減ってくるからこれはもう全国的な問題だから致し方がないというところではなくて、何とかして一人でも多くの受験生というか、申込みを考えなきゃいけないというところだと思います。

「ジチタイワークス」という本があります。これはネットに出したところなんですけれども、ジチタイワークスのネット、これ去年の9月4日の記事ですが、ここに鹿児島県庁の公務員をめぐる現状ということで、鹿児島県庁の記事が載っております。鹿児島県では職員採用試験、事務職、技術職の受験者数が過去10年間で24.3%減少していると。いわゆる10年間でもう4分の1減っていると。特に技術者では競争率が4分の1に低下して、深刻な人材不足に直面しているというところで、柔軟な採用試験の実施ということで、鹿児島県では年齢制限の撤廃、Uターン枠の創設、民間企業志望者も受験しやすいSPI3の導入、うちの知名町のほうはSCOAを導入しておりますが、積極的な人材確保活動として職場見学会、お仕事ガイダンス、グループワークを中心としたフリートーク座談会、ウェブを活用した面談など多様な形式で情報提供を行い、積極的な人材確保に努めると。また、民間企業への派遣を大幅に拡充し、民間の視点やノウハウを学ぶ機会を増やしているというところなんです。

せっかく建設課参事がいらっしゃるんで、そのように技術者の人材不足をお感じになりますか。

○夏迫裕作建設課参事

建設課参事の立場ではなく、県の職員の一部としてお答えさせていただきますと、こちらに来る前、確かに技術職員不足で試験内容の見直し、応募の数の少なさで、ここに来ている3年間で極端に新採を多数8人とか取ったりして、それもまた途中

で辞めてしまうとか指導が難しいとかという問題は多くあって、空洞になっている30代、40代の世代を相変わらず埋めることができないという実情はあるかと思っています。

○高風勝一郎議員

やはり県のほうもかなり苦慮しているというところで、採用試験の対応年齢制限の撤廃、UIターン枠の創設、次年度から検討する余地があると思いますが、いかがでしょうか。

○成美保昭総務課長

新規採用者の年齢につきましては、毎回協議をいたして、上げる方向で行っているんですが、昨年度ぐらいから社会人枠というのも設けておりまして、経験を積んだ方につきましては1次試験を免除して、面接、2次試験からというようにいろいろな方法は取っております。昨年も、1次試験を全国的な試験センターを利用して募集を行いました。結果としてはかなりの人数が集まったんですが、やはりその後を受けた後者の企業、会社のいい待遇のところへどんどん流れていってしまっていて、2次試験を実際に受けてもらえる人が少ないと。さらに合格した方からもやっぱり辞退が出てくると。

採用試験の内容もですが、日程もかなり今難しくなっておる状態です。年に2回はもう最低でもしないといけないかなと思っているんですが、あまり早めにやっても、その後にその人たちはもう確定するわけではありませんので、また次を受けるというか、もう今やっぱり引っ張りだこ状態なものですから、そういう面も含めまして、来年度、新年度をどのような形で採用試験を行っていくかは、まだまだほかの自治体等を参照にして、この島に、この知名町に合ったやり方を考えていきたいと思っています。

○高風勝一郎議員

うちの島の場合、積極的な人材確保、例えば沖洲会関係の高校生、大学生、社会人を対象に説明会、ウェブの説明会、面接、あと最近は福岡、北九州に行かれる学生、若者が多いところで、高校生の皆さんも以前アンケートを取って、いずれは沖永良部に帰りたいという学生が多くいました。ぜひ多くの方に知名町役場の採用試験をしますよと知っていただくことは大事だと思いますので、取り組んでいただければと思います。

あと、これ議長が持っていて貸していただいたんですけれども、私も気に入って1冊、これちょっと汚してしまったので、新しいのを買ってお返ししますが、ぎょうせいが出している「職員減少時代の自治体人事戦略」という本ですが、すご

く勉強になります。私、人事権はないんですけれども、こうして、これ事例がありまして、京都の福知山市は1回の試験を2回にして、2回の試験を3回にして、ただ多くの人に受験してもらえるようにしてきたところなんですけれども、単に受験のハードルを下げると地域のため、福知山市のために働きたいという意欲の低い者を引き寄せてしまう可能性があるので、2016年に全員面接というのを導入したそうです。いわゆる担当課の職員が全員面接官になって選考基準にしたというのと、あとは2020年から、学生のほうから試験日程を民間企業の就職活動と同時期に早めてほしいという要望が多くあったため、3回試験をしているんですけれども、1回目の試験がもう4月から受験申込みをして、5月に1次試験、面接です。6月に2次試験、3次試験があって、7月に合格発表という取組もしている自治体もあります。

あわせて、その福知山市、インターンシップの導入、よく役所といえば固い事務仕事中心といったイメージが強いんですが、実際の仕事はもっと活動的で、多種多様な業務に携わることができるというふうなのを認識して採用試験を受ける人たちがいたと。

もう一つ、インターンシップを大学の夏休み期間中、8月、9月の月上旬に合わせて実施をしたというところで、インターンシップ経験者が採用試験後に離職したケースはこれまでもなく、離職防止の観点からも非常にインターンシップも有効であるかというふうに書かれております。

時間になりましたので、ぜひ今後、一人でも多くの採用、申込みが増えることを願って、一般質問を終わります。

○外山利章議長

これで、高風勝一郎議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

次の会議は午後3時30分から再開します。

休 憩 午後 3時11分

再 開 午後 3時30分

○外山利章議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

通告8番、川畑光男議員の発言を許可します。

○川畑光男議員

議場の皆様、インターネット配信をご覧の皆様、こんにちは。

議席番号 12 番、川畑光男が次の 3 点について質問いたします。

1、地域・学校の施設について。

①小米字防災センターにおいて階段及び建物にひび割れや爆裂が発生し、非常に危険で使用できない状態です。さらに、通学路の近隣に位置しているため、早急な対応はできないか伺う。

②小米字防災センターの横の擁壁上のフェンスが破損し危険な状態で、通学路の一部でもあり、早急な補修ができないか伺う。

③放課後児童クラブしらゆりの敷地内において擁壁上のフェンスがさびており、至るところで穴が空いて非常に危険な状態です。4 月から新しく児童も利用するので、早急な対応ができないか伺う。

大きな 2 番、道路整備について。

瀬利覚ハジロ窪線において道路の陥没、路肩の傾きがあり、非常に危険な状態であるので、早急な対応ができないか伺う。

大きな 3 番、町の施政方針について。

①魅力ある観光づくりの一環として、昇竜洞、田皆岬では観光施設の立体的なつながりを強化する整備を掲げていました。これまでにどのような整備が行われたか、その結果がどのように現れているか伺う。

②島の伝統芸能品である芭蕉布を絶やさないため、芭蕉布会館の存続の検討はされたか、また、今後どのように対応されたか伺う。

③観光道しるべ再編事業では、約 10 年前に整備された道しるべは一部破損箇所が見られ、観光客に不便を来しているところから、デザインを一新し、より分かりやすい道しるべで観光客の流動化と利便性の向上に向け、5 年度予算、6 年度に計画されましたが、今後の計画はどのようなになっているか伺う。

以上で壇上からの質問を終わります。

○今井力夫町長

それでは、川畑光男議員のご質問 3 点ございます。順を追って回答してまいります。

まず、防災センター近辺のひび割れ等につきまして、ご指摘の爆裂箇所については、放課後児童クラブ側は今年度 9 月に落下のおそれがある場所をバリケード設置により立入禁止としております。また、爆裂箇所の補修及び落下防止のネット張りにつきましては既に発注済みですので、年度内には設置が完了するものだと思います。

続きまして、通学路の一部の危険性につきまして、ご指摘の箇所についても早急

に対応してまいる計画にしております。

1の③につきましてお答えします。

放課後児童クラブしらゆりにつきましては、しらゆり施設内、小米港側の擁壁上に設置されたフェンスは、塩害によりさびるなどして穴が空いている箇所があり、令和3年度以降その都度修繕をしております。議員のご指摘のとおり、現在、フェンスに穴が空いている箇所が5つほどあり、ネットをかけるなどして応急措置をしております。ここについては、3月中に修繕を終わらせることができるように準備を進めております。

道路整備につきまして、ご指摘の瀬利覚ハジロ窪線の陥没や路肩の傾きにつきましては、通行車両や歩行者の安全確保のため、先月中旬にポットホールの補修を行ったところであります。路肩の傾きにつきましては、補修方法などを検討し対策を行ってまいりたいと考えております。

観光施設につきまして、魅力ある観光地づくり事業は、鹿児島県PR観光課が国内外から本県を訪れる観光客の満足度と回遊性を高めるため、地域の自然、歴史、文化等の魅力的な観光資源を生かし、にぎわいや憩い空間の創出、沿道修景等の景観整備を行い、広域観光ルートの拠点とする魅力ある癒やしの観光地の整備を推進することを目的に実施している事業であり、本町は令和5年9月に和泊町と共同で事業申請を行い、翌10月に事業採択を受けております。

その後の計画について、実施主体であります鹿児島県に確認をしたところ、設計図書の完成に時間を要したこともあり、本格的な工事は令和7年度初旬頃から随時開始する計画であるという回答をいただいております。

議員からご質問のありました昇竜洞並びに田皆岬は、本町観光の目玉であると同時に国が指定する国立公園に属しているということから、工事着手前にはあらかじめ国から工事の許可をもらう必要があります。そのことから、国に対し今年度中に許可申請を行い、円滑な工事着手に向け準備を進めてまいります。

②番目、芭蕉布の存続につきましてですけれども、昨日の福井議員への答弁と同様になりますが、長谷川氏に芭蕉工房の未来像、保存・継承のための具体的な方策、そして地域産業としての発展可能性について十分に協議していただきます。その上で、これらの結果を再度行政側と協議させていただき、町としてどのような支援が可能かを検討していく方針であります。

③番、道しるべにつきまして、観光案内道しるべにつきましては、過去に平成22年から平成23年にかけて町内の65か所に設置されたものが、経年劣化等により一部が破損し、機能性の低下や周辺の景観を損ねることが確認されました。こ

のため、奄振交付金を活用する形で昨年度に新たな道しるべを設置する費用を予算計上し、設置工事に要する予算を本年度に繰り越し、本年度内に工事が完了する予定でございます。設置工事に関しましては、既存の65か所の道しるべを撤去し、新たに選定した32か所に改めて道しるべを設置するものであり、資材の納入遅れなどの理由から3月中旬の完成を見込んでおります。また、今回設置する32か所以外の設置箇所においても、必要に応じて設置を検討してまいります。

以上で回答を終わります。

○川畑光男議員

1番から順を追って再質問させていただきます。

先ほど説明にありました。計画されているようですが、小米字防災センターのひび割れ、爆裂はどちらも危険な状態にあるため、適切な補修が必要だと思います。ひび割れは早めのメンテが必要だと思いますが、どのように考えているか伺う。

○成美保昭総務課長

小米字防災センターの爆裂等補修の件ですが、既に業者も決定しておりまして、今工事が終わるのを待っている状況でありますので、仕事の関係で少し遅れているということですが、今年度中には全て終わる予定となっております。

○川畑光男議員

既に工事が始まっているということですが、まだ工事が始まっている状態では見かけないと思いますので、既にコンクリートが剥がれ、もう落下し、非常に危険で、下にある放課後児童クラブにもコンクリート塊が落下し危険な状態であるので、早急な対応を要求しているんですけれど。

○成美保昭総務課長

爆裂箇所の下の方につきましては現在立入禁止として、あと爆裂の落としたりする補修とネット張りについては、現在、業者の方にも急がせている段階ではあります。

○川畑光男議員

1階、2階の爆裂、またひび割れ、階段等の爆裂も起きているようですが、どのような対応をされていて、また、ひび割れをどのような補修を行っていくか、具体的な内容を伺います。

○成美保昭総務課長

今回の工事内容につきましては、かなり高さがありますので、足場を組みまして爆裂箇所をたたいて落とす、あと、そこへのネット張りですね。現在そこまでをということになっております。

○川畑光男議員

小米防災センターの２階が使用できない現状です。今、下の放課後児童クラブ敷地にも落下が心配される状態で、建物との一体化の対策は何か考えていないでしょうか、伺います。

○成美保昭総務課長

今回の補修につきましてはあくまでも応急的な処置でありまして、築数年、かなりの年数がたっております。これはほかの公民館につきましても同じようなところが出ていますので、公的な施設ということで、急いで今回の修繕を行いまして、大規模な改修等につきましては、予算等の関係もありますので公共施設の計画等にも含まれてきますので、今回の補修が終わってからそのあたりを検討してまいりたいと思っております。

○川畑光男議員

４年前に町民体育大会の爆裂がかなり発生して、爆裂の補修がされているようです。ただ、このときの爆裂状態を見ると補修後爆裂がないので、どのような工法で行ったか伺います。

○田邊 栄教育委員会事務局参事

たしか爆裂しそうなところを業者さんのほうに、はつってというんですか、落としてもらって、ちょっと固定するようなやつを塗ってから終わっていたと認識しております。

○川畑光男議員

先ほど、計画されているということでしたけれども、小米宇防災センターの本当に劣化が進んで、具体的な補修計画がどのようになされているか、それまでは使用できない状態ですので、小米宇の皆さんに迷惑をかけているので、具体的な説明をお願いします。

○成美保昭総務課長

この工期につきましても４月までに終わるという工期になっておりますので、このあたり、もう一度業者のほうにも私どものほうからも働きかけて、急いでいただくようお願いして完了させたいと思っております。

○川畑光男議員

本当にコンクリートの爆裂ということはもし落ちてきたら人の命に関わることで、ぜひ早急な対応を取ってもらって、また安全な方法を考えていただければと思いますが、どのように考えていますか伺います。

○成美保昭総務課長

今回の補修につきましては、先ほどから申し上げているとおり、爆裂箇所の予想される箇所の全てをたたいて、ないように、仮にあったとしても防げるような形でネットを張ると、そういう形で応急的ではありますが、今後、けがが及ばないような形で、危険がないような形で対応する工事になっております。

○川畑光男議員

今、小米防災センターが使用できない状態ですが、応急対策で使用可能になる予定ですか、伺います。

○成美保昭総務課長

現在、2階のほうの使用状況等がどのような形での使用になっているか、今使っていないということです、そのあたりにつきましても安全は確保いたしますので、そこから後に関しましては字のほうでも検討していただいて、今の時点でも下のほうで、消防の1階のほうでできる会はやっていると聞きましたので、2階のほうに上がるための階段の上のほうでありますので、そこはもう安全を確保していきたいと思っております。

○川畑光男議員

じゃ、2番に行きます。

その小米防災センターの横の擁壁上のフェンスの金網が腐食して穴が空いている状態ですので、補修の内容を伺いたいと思います。

○成美保昭総務課長

小米の防災センターの擁壁の上のフェンスということですよ。そちらのほうも現在、経年劣化による破損がありまして、修繕を、これが同じ業者になるんですけれども、そちらのほうにお願いしているところでありますので、早急に取りかかるよう指導していきたいと思っております。

○川畑光男議員

小米防災センターの擁壁があるんですけれども、その擁壁のフェンスがほとんどさびて使えない危険な状態であるということです。また、下に児童学童クラブがあるので、またそこにも落下物が落ちていくので、その敷地内の遊び場に柵を設けて、生徒たちが遊ぶ場所が少なくなっているんですけれども、時期的にはいつ頃の予定ですか、伺います。

○成美保昭総務課長

この工事につきましても4月までには終わらす工事となっております。

○川畑光男議員

材料が大量に必要だと思いますが、ぜひ、今物価高騰で仕入れも大変になってい

と思いますが、早急な対応を要求して次の質問にいきます。

同じように、放課後児童クラブの擁壁上のフェンスが至るところで破損し危険な状態で、また半年ぐらい前にも補修されていたようですが、一緒にすることができなかったか伺います。

○原田孝二子育て支援課長

海側のフェンスの件ですね。すみません、子育て支援課のほうでした。申し訳ないです。

海側のフェンス、議員のご指摘のとおり5か所ほど穴が空いているところがありまして、放課後児童クラブさんのほうが現在ネットをかけることによって緊急的な処置をしているところです。

こちらにつきましても、放課後児童クラブの今の指定管理者のほうから連絡を昨年10月頃からいただいておりますので、今年度中、現在見積りのほうも取っておりますので、議員からの質問にもありますとおり、4月から新入学生の子も入りますし、また高さ等もあって危険な状態でありますので、3月中の修繕に向けて現在準備を進めているところです。

○川畑光男議員

放課後児童クラブもかなり前からフェンスが破損している状態ですので、放課後クラブにおいては子供たちが遊ぶ場所ですので安全計画がされていると思いますが、管理対策についてや施設の管理状況についてはどのようなになっているか伺う。

○原田孝二子育て支援課長

安全管理のところになりますが、国のほうが作成しております放課後児童クラブの運営の指針というのがございまして、その中で、事故やけがを防止するため、室内や屋外の環境の安全性について毎日点検するということになっております。そして、知名町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例、この中で指定管理者の行う業務として施設の維持管理というのがございますので、指定管理者のほうで確認をしていただいて、異常、不具合があったらまた連絡をいただいて修繕すると、今回のフェンス等について、町のほうでまた修繕を進めていくというような流れになるかと思います。

○川畑光男議員

知名小学校も2週間前にフェンスが修理されたようですが、もう半年前から穴が空いて、フェンスの補修が30メートルぐらいされていたようですが、もう子供たちがフェンスにもたれて遊んでいる状態が見られたので、フェンスの前にロープを張ったりコーンを置いたり対策をしていったようですが、この半年間の間に対応は

できなかったか伺います。

○池沢由美子教育委員会事務局長

教育委員会のほうでは毎年２回、教育委員の皆さんも含めた学校訪問を行っております。そのうち１０月上旬に行われる学校訪問につきましては、学校施設の修繕要望であったり新たな備品購入要望であったりを聞き取る学校訪問の内容となっております。その中で、知名小学校のほうからは校内のフェンスの修繕について要望が上がってまいりました。

全小・中学校もありますので、当初予算の範囲内でできるものかどうかということについては教育委員会内で修繕計画等を立てまして、１１月の定例教育委員会においてどこを優先して行うかというところを決定させていただいております。

その中で、知名小学校フェンスにつきましては１２月２６日に工事の契約を行いまして、先般２月１９日に完成検査を行ったというような流れになります。

○川畑光男議員

知名小学校においてまだ危険なフェンスがあるので、また今後の計画はどのようなになっているか伺います。

○池沢由美子教育委員会事務局長

この後、来年度以降につきましては、プール周辺のフェンスが少し穴の空いているところも見かけたりしておりますので、そちらのほうについての修繕を計画しているところでございます。

○川畑光男議員

じゃ、続きまして大きな２番、瀬利覚ハジロ窪線において２週間前に陥没は補修されたということですがけれども、交通量も多く歩行者も通るため、道路のくぼみ、傾きがあり、また補修はできないか、考えていないか伺います。

○英 敬一建設課長

まず、特に危険なポットホルの補修を今終わらせたところでございます。また、道路の傾きというお話がありましたけれども、その部分につきましても早急に対応をしたいと考えております。

以上です。

○川畑光男議員

かんがい排水の補修の後に舗装されているようですが、大型の通行もあり、道路が沈下により安定性に欠ける危険な状態ですので、いつ頃どのような状態で計画されるのか伺う。

○英 敬一建設課長

今、年度末ということで、工事業者のほうがなかなか手が回らないという状況がございますので、4月に入ってから早急に対応したいと考えております。

○川畑光男議員

今の時期、農繁期において大型通行量も多く、沈下が進み、側溝にも影響が及び危険な状態が続く中であります。それで、不通のハジロ窪線は側溝があるんですけども、側溝が路肩より1メートルぐらい下がって、路面までのり面があるので、のり面を何とかすれば、ちょっと道路も今は狭い状態ですので改良できないかと思うので、どのように考えているか伺います。

○英 敬一建設課長

その件につきましては、ちょっと現地を確認して、どのような方法が取れるか、また今後検討していきたいと考えております。

○川畑光男議員

ぜひ、この道路は道幅があるんですけども離合できないような状態です。車の離合が非常に厳しく、上から来ると下でどっちかが止まって、待って離合するような状態ですので、ぜひ、改良すれば両方とも離合ができるんじゃないかと思いますので、どのように考えていますか伺います。

○英 敬一建設課長

今すぐ幅員を広げる改良というのはすぐには難しいと考えておりますが、まずは現場のほうをちょっと確認してみたいと思います。

○川畑光男議員

現場を確認してから、ぜひ、交通量も非常に多いので対策を考えてもらえればと思いますので、よろしくお願いします。

じゃ、続きまして大きな3番、町の施政方針について。

町や地域が主体となり、自然や文化などあらゆる資源を生かし、来訪客の増加や地域活性化を図るために、観光まちづくりは地域外からの増加のための期待だと思っておりますが、今後の計画はどのように考えているか伺う。

○永野道也企画振興課長

今後の整備につきまして、現在、県の事業を活用しまして、申し訳ございません、予算の年で言うのではなく、整備の年度で説明させていただきます。

本年度、設計が先ほど完了したという町長の答弁から、令和7年度にウジジ浜にサイクルラック、サイクルステーションピクトサイン、サイクルステーションという銘板ですね。をしながら、ウジジ浜に下りるところの道の整備を行います。なお、工期は令和7年3月から同年の8月末を予定しております。

住吉暗川につきましては、沖永良部バス企業団のバスが止まれる用の駐車場を整備するとともに、先ほどと同様、サイクルラック等を整備します。また、住吉暗川入り口に案内板を設置、道しるべを2基設置させていただきます。

また、鍾乳洞のほうについても同様の整備を行います。先ほど説明の中でありました立体的な整備ということで、平面ではなく高低差がある場所の整備は鍾乳洞と田皆岬になると思います。鍾乳洞は入り口と出口の整備を行うんですけれども、鍾乳洞入り口については自転車のサイクルステーション及びその案内板、既存の看板等の整備を行いますので、その撤去等を行います。また、観光客が休憩できるようにベンチ、コンクリート舗装等を行います。

なお、現在鍾乳洞の入り口には石段で下りる道しかございませんが、迂回路が実際のところありますので、現在、鍾乳洞の管理棟入り口付近にある高倉のほうを撤去し、そこに新たに駐車場を整備する計画を持っております。

また、鍾乳洞出口については、出口の休憩所のところの改修を行い、デッキやベンチ、またコンクリート舗装等を行う予定でございます。この入り口と出口の整備につきましては令和7年7月から翌年2月末を予定しております。

令和8年度以降につきましては、田皆岬のほうと沖泊海浜公園にサイクルラックやあずまやを建設する予定でございます。

以上です。

○川畑光男議員

少子高齢化や人口減少といった課題においても、経済や活性化の地方創生につながります。観光まちづくりの実現には自治体と町民の協力が必要で、住民の前向きな観光客を受け入れる体制が必要です。一時的な観光客増加でなく、各地域が自立し、持続していけるまちづくりが必要だと思いますが、どのように考えているか伺う。

○永野道也企画振興課長

観光についての受入れ方について、地域住民のご理解をいただくという中で、近年、本課のほうで字歩きとか字の探索というものを今後できないかということで検討しております。その元は、地域活性化、地域づくりの観点で、以前からパズルピースという集落の仕事を可視化していくという事業を行ってまいりました。その延長上で導入した字は知名字と住吉字で、本年度が正名字となります。その中で住吉字につきましては、他事業も活用し字の散策マップ等を作っております。これをほかの字でも活用ができるのであれば、地域住民と連携した観光地づくりができないか前向きに検討を図っていきたいと思います。

○川畑光男議員

島の交通課題解決として、昇竜洞で3月16日から、観光歩道出口から入り口駐車場までの町道区間約600メートルで自動運転技術を搭載した低速電動車両グリーンスローモビリティの実証走行を始めたが、その後の計画はどのようなになっているか伺う。

○永野道也企画振興課長

議員ご指摘のとおり、以前、グリーンスローモビリティを活用しまして、鍾乳洞の入り口に車を止めた方を、出口からかなりの距離を歩きますので、電動グリーンスローモビリティで運んだ経緯がございます。令和6年度、本年度には、名古屋大学の協力を得ながら沖永良部高等学生がデザインしたグリーンスローモビリティを製作いたしました。製作したグリーンスローモビリティは、12月の東京ビッグサイトで行われたモーターショーで展示をさせていただいております。その後、正式に公道を走らすために車検を今取っている最中でございます。当初の予定では、3月中には車検を終えて令和7年4月、来月から運行を予定しておりましたが、なかなか今、現時点で車検が下りないということを伺っております。

町としては、グリーンスローモビリティのみならず、その充電ステーションを事業者と連携して鍾乳洞の出口に整備するという今、計画を行っております。

以上です。

○川畑光男議員

グリーンスローモビリティは、予定では今年度予定には計画されていなかったんですけども、今後の計画は7年度から走行可能ということですか。

○永野道也企画振興課長

申し訳ございません。私の説明が足りませんでした。

グリーンスローモビリティ事業の導入実施主体は町ではなく、町と包括連携を結んでいます名古屋大学となります。なので、今年の事業計画に載っていなかったのは申し訳ございません。

具体的には、令和7年度からグリーンスローモビリティを活用しまして、また運行の主体、管理団体も見つけながら、令和7年の今のところは早くも6月ぐらいに稼働しようというふうな計画をしております。

○川畑光男議員

前回の予定では、このグリーンスローモビリティはちょっと大きくするために定員を増やし、本格的な走行を実施されるという予定でしたけれども、そのようになっているのか伺う。

○永野道也企画振興課長

前回の実証時に使ったグリーンスローモビリティはたしか4人乗りの小さいサイズでしたが、今度導入するものにつきましては、すみません、6人から8人乗りで、前回と同じで自動運転レベル2ということで、運転手は乗るものの、基本的には周りの障害物を見ながら自動で運転するという計画を持っております。

○川畑光男議員

ぜひ、昇竜洞を観光するためにも、不便を来すところがあるので、早急なモビリティを入れてほしいと思います。

続きまして、②番、戦前は沖縄県の各地で織られていたようですが、今では大宜味村喜如嘉とごく一部のみで、戦後、芭蕉布の生産が途絶えたが、平良敏子さんにより復興を遂げられたとされています。

芭蕉布は、沖縄県大宜味村喜如嘉を中心として作られた織物で、国の重要無形文化財に指定されています。町ではどのように考えているか伺います。

○永野道也企画振興課長

昨日の福井議員への答弁にも準じますが、町としても、町の貴重な伝統文化財として、その保存、継承に努めてまいりたいと考えております。

具体的に言ったほうがよろしいですかね。

○外山利章議長

それはもう課長が判断してください。

○永野道也企画振興課長

その中で、多分議員のほうのお考えとしては、具体的に町としてはどのような維持継承方法を考えているかというご質問も入っていると思います。

町としてはこれまで、平成29年度に地方創生加速化交付金事業を使いまして、芭蕉布の新しい産業としての維持と観光資源への育成ということを含め、長谷川氏の後継者を育成したいという気持ちと一緒にしまして、施設整備、芭蕉会館の整備とプロモーション、また織り手の後継者育成という事業を行いました。

それから今日まで、長谷川氏の年齢がご高齢になったこともあり、町のほうで引き受けてくれないかというご相談を受けました。その中で、町としては具体的にどのようにその施設を運営するかが一つ。2つ目が、どのようにして後継者をしっかり育てていくか、3つ目は、その後継者を基に芭蕉布技術を継承と観光資源として活用していくかの3つを基本に、長谷川氏とヒアリングを先月行ったところでございます。

○川畑光男議員

芭蕉布は、伝統を途絶えさせることなく、技術の思いを平良敏子さんが遂げられたと思います。沖永良部芭蕉布の代表作家である長谷川千代子さんは、平良敏子さんに弟子入りし、沖永良部から沖縄に通い、技術を学んだ後継者と言われています。芭蕉布を中心に芭蕉布会館の設立などは考えているか伺う。

○永野道也企画振興課長

平成２９年度の事業で芭蕉布会館として整備をさせていただいております。

○川畑光男議員

沖永良部の芭蕉布は芭蕉布会館を設置してやるということで、観光スポットに事業として取り入れることはできないか伺います。

○永野道也企画振興課長

平成２９年度の事業を実施したときに、おきのえらぶ島観光協会と連携して、視察先、観光地の一つの先として芭蕉布会館を訪れるような仕組みづくりを行っております。

○川畑光男議員

芭蕉布の会館は常時在住されているんですか、伺います。

○永野道也企画振興課長

申し訳ございません。把握しておりません。

○川畑光男議員

芭蕉布会館に行っても人がいないのが見受けられたので、それをちょっと確認したところです。

じゃ、次にいきます。

観光道しるべですけれども、現在、大山公園、自衛隊、昇竜洞、大津勘ピーチロック、屋子母海岸、ウジジ浜などで標識を確認することができなかったが、どのような状況か伺う。

○永野道也企画振興課長

これにつきましては、当初、工事につきまして２月初旬に観光案内板のサインを作製する事業者から板の納品を予定しておりましたが、先方から、とても繁忙的な時期であるということ等々を踏まえ、２月下旬に納期が移ってしまいました。なので、本日時点で従来の案内板のほうの撤去は完了しております。案内板の基礎部分の完成も終えております。本日から支柱とそのサインですね、羽根矢印の部分を随時設置していくというふうになっておりますので、これから３月１４日までには事業が完了する見込みとなっております。

○川畑光男議員

今、標識を取り設置しているということでしたので、永良部を回ってみてもなかなか確認できなかったから、3月いっぱいできるかということでしたので、物価高騰によりまた補正が必要になってくるかなと思っているが、その点はどのように考えていますか、伺います。

○永野道也企画振興課長

補正の必要は今の現時点ではなく、工期の延長で対応させていただいております。

また、町長からの答弁もありましたように、設置状況を今後見ながら、観光客の皆様意見を聞いて増設等々は検討してまいりたいと思います。

○川畑光男議員

先ほど町長の答弁にもありました。知名町に32か所ということでしたので、32か所で足りる予定ですか、伺います。

○永野道也企画振興課長

このたびのリニューアルに伴い、観光関係者、事業担当者を含め現地の検討を行ったところ、32か所で足りるということの結論が出ましたので、足りているというふうには認識しておりますが、そこについては今後は臨機応変に、観光客のご意見を聞きながら検討を進めていきたいと思っています。

○川畑光男議員

ぜひ、沖永良部も観光資源は大事だと思いますので、観光客に、来訪客に迷惑をかけないような対策を取っていただければと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○外山利章議長

これで、川畑光男議員の一般質問を終わります。

先ほどの西吉信議員の一般質問の中で、議員、そして教育委員会事務局参事の発言の中で不穏当と思われる部分がありましたので、後ほど記録を調査の上、措置をいたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

明日6日は午前10時から会議を開きます。

お疲れさまでした。

散 会 午後 4時20分

令和 7 年 第 1 回 知名町 議会 定例会

第 3 日

令和 7 年 3 月 6 日

令和 7 年第 1 回知名町議会定例会議事日程
令和 7 年 3 月 6 日（木曜日）午前10時00分開議

1. 議事日程（第 3 号）

○日程第 1 一般質問

①福川 勝久議員

○日程第 2 議案第 8 号 知名町庁舎建設基金の設置及び管理に関する条例
を廃止する条例について

○日程第 3 議案第 9 号 令和 6 年度知名町一般会計補正予算（第 7 号）
について

○日程第 4 議案第 10 号 令和 6 年度知名町国民健康保険特別会計補正予算
（第 3 号）について

○日程第 5 議案第 11 号 令和 6 年度知名町介護保険特別会計補正予算（第
3 号）について

○日程第 6 議案第 12 号 令和 6 年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予
算（第 3 号）について

○日程第 7 議案第 13 号 令和 6 年度知名町水道事業会計補正予算（第 4
号）について

○日程第 8 議案第 14 号 令和 6 年度知名町下水道事業会計補正予算（第 3
号）について

○日程第 9 議案第 15 号 知名町過疎地域持続的発展計画の変更について

○日程第 10 議案第 16 号 知名町辺地総合整備計画の変更について

○日程第 11 議案第 17 号 知名町職員の給与に関する条例及び知名町一般職
の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正
する条例について

○日程第 12 議案第 18 号 知名町長等の給与等に関する条例及び知名町議会
議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する
条例について

○日程第 13 議案第 19 号 第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉
手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例について

○日程第 14 議案第 20 号 第 2 号会計年度任用職員の給与等に関する条例の

一部を改正する条例について

- 日程第 15 議案第 21 号 知名町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 22 号 知名町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 23 号 デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 18 議案第 24 号 知名町光ブロードバンドサービス施設の設置条例及び知名町光ブロードバンドサービス分担金徴収条例を廃止する条例について
- 日程第 19 議案第 25 号 知名町消防団条例の全部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 26 号 知名町フローラルパークの指定管理者の指定について
- 日程第 21 議案第 27 号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 22 議案第 28 号 固定資産評価員同補助員に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 23 議案第 29 号 知名町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24 議案第 30 号 知名町老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 25 議案第 31 号 知名町立認定こども園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 26 議案第 32 号 田皆放課後児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第 27 議案第 33 号 知名町道路線の廃止について
- 日程第 28 議案第 34 号 知名町道路線の認定について
- 日程第 29 令和 7 年度 各会計当初予算一括提案（議案第 35 号～議案第 42 号）
- 日程第 30 令和 7 年度 予算審査特別委員会の設置（各会計当初予算 8 件を付託）

○散会の宣告

1．本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1 番	田 尻 博 樹 議員	2 番	長 山 美 香 議員
3 番	原 崎 幸 雄 議員	5 番	西 吉 信 議員
6 番	高 風 勝 一 郎 議員	7 番	福 川 勝 久 議員
8 番	窪 田 仁 議員	9 番	根 釜 昭 一 郎 議員
1 0 番	西 文 男 議員	1 1 番	福 井 源 乃 介 議員
1 2 番	川 畑 光 男 議員	1 3 番	外 山 利 章 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

藤 田 孝 一	議会事務局長	元 榮 聡 子	議会事務局主事
---------	--------	---------	---------

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

氏名	職名	氏名	職名
今 井 力 夫	町 長	赤 地 邦 男	副 町 長
田 中 幸 太 郎	教 育 長	成 美 保 昭	総 務 課 長
西 富 士 雄	総務課長補佐	永 野 道 也	企画振興課長
岡 越 豊	農 林 課 長	上 村 隆 一 郎	農業委員会事務局長
英 敬 一	建 設 課 長	下 田 浩 治	耕 地 課 長
平 和 仁	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	井 上 修 吉	税 務 課 長
元 栄 吉 治	町 民 課 長	中 村 里 佐 子	保健福祉課長
根 元 幸 治	保健福祉課参事	久 永 裕 一	上下水道課長
原 田 孝 二	子育て支援課長	池 沢 由 美 子	教育委員会事務局長
田 邊 栄	教 育 委 員 会 事 務 局 参 事	東 里 樹	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長
夏 迫 裕 作	建 設 課 参 事	切 通 健 雄	教 育 委 員 会 事 務 局 指 導 主 事
小 倉 孝 予	保健福祉課課長補佐		

△開 会 午前１０時００分

○外山利章議長

議場におられる皆様、ご起立ください。

おはようございます。お座りください。

これから本日の会議を開きます。

△日程第１ 一般質問

○外山利章議長

日程第１、昨日に引き続き、一般質問を行います。

通告９番、福川勝久議員の発言を許可します。

○福川勝久議員

議場におられる皆様、また傍聴席で傍聴されている皆様、そしてインターネット中継でご覧になられている皆様、改めまして、おはようございます。朝一番ではございますが、今定例会一般質問、最終質問者となります。どうぞ最後までお付き合いいただければと思います。

議席７番、子育て世代代表、福川勝久が一般質問を行います。

１、下平川小学校渡り廊下について。

令和５年度第４回定例会において、下平川小学校の渡り廊下の建設について質問をした際、教育長からは、学校側と協議を持ち、事業規模を決定次第、関係課と相談して進めてまいりたいとの答弁をいただきました。

そこで、お伺いします。

①その後、学校側との協議はどのように進められたのか。

②事業規模の決定に至るまでの検討過程について、具体的にどのような議論がなされたのか。

③関係課との相談の結果、現在の進捗状況はどの段階にあるのか。

④事業の実施時期や予算の見通しについて、現時点での方針を伺う。

２、ＧＩＧＡスクール構想について。

現在、ＧＩＧＡスクール構想の下、全国の学校で１人１台端末の活用が進められております。本町においても、児童・生徒の学びの環境向上を目的に導入され、教育のデジタル化が進んでいることを評価しております。しかしながら、ＧＩＧＡスクール運用に関して幾つかの懸念点があると考え、以下の点について質問します。

①端末の管理について。端末の故障や不具合の発生状況及び修理対応はどのようなになっているのか。

②更新に伴う財政負担について。端末の更新時期を見据えた計画や予算確保はどのように考えているのか。

③教育、学力の質について。ICTを活用した学習が子供たちの学力向上にどの程度寄与しているのか、また具体的な成果はどのように把握しているのか。教師の負担軽減のため、ICT支援員の配置や研修体制は整っているのか。

④子供の健康影響について。端末の長時間使用による視力低下や姿勢悪化への対策はどのように行われているのか。集中力低下や疲労、睡眠不足などの影響について実態把握はされているのか。また、その対策は講じられているのか。

3、ゼロカーボンアイランドおきのえらぶ事業について。

①デジタルグリッドルーターの評価試験の結果はどうだったのか。

②九州電力送配電との調整はスムーズに進んでいるのか。

③本事業の計画期間は令和9年度までとされていますが、現時点での進捗を踏まえ、当初掲げられた目標が達成できるのか。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○今井力夫町長

私も、それでは本日最初ですので、改めまして、皆さん、おはようございます。

最終日を福川議員のほうから全般的なご意見をいただきましたので、ご質問の1番と2番につきましては、教育委員会所管事項となりますので教育長答弁に代えさせていただきます。私のほうでは、ゼロカーボンアイランド構想についてのご質問に対してお答えをまいります。

ご質問の1から3につきまして、関連がかなり深うございますのでまとめて回答いたします。

まず、①番目のデジタルグリッドルーター、以下DGRと言わせていただきますが、これらの評価試験につきましては、国立研究開発法人産業技術総合研究所において前年度1月9日から18日まで実施され、本年度の6月末には関係者に対して試験報告書が送付されてきました。評価試験では、DGRの基本的な動作の確認、電力系統における周波数安定化性能の確認が行われ、周波数安定化における一定の成果が確認されております。

②番目、九州電力送配電との調整につきましては、本年度8月13日付の接続検討回答書において条件付で系統連携は可能とする回答をいただいております。現在も調整中の状況でございますが、九州電力送配電としてもDGRの系統連携につき

ましては新技術ということもあり、通常よりも技術検討に時間を要しているのが現状でありますと伺っております。引き続き、関係者と協力しながら協議を進めてまいりたいと考えております。

③番目につきまして、ゼロカーボンアイランドおきのえらぶ事業は、第1回目の脱炭素先行地域として選定され、令和4年度から令和9年度を期間として各種事業に取り組んでおります。令和4年度に九州電力送配電、関係企業と検討したところ、技術面及び制度面で課題が判明しているため、新たな離島モデルとなるべく事業計画の変更を行っておりますが、その後、本年度まで事業計画に沿った施設の整備が進められており、引き続き目標の達成に向けて事業を推進してまいります。

以上でございます。

○田中幸太郎教育長

それでは、福川議員の下平川小学校渡り廊下についてのご質問にお答えをいたします。ご質問の①から④までは全て関連しますので、まとめてお答えをいたします。

下平川小学校におきましては、校舎と体育館間の移動の際、雨天時は傘を差して階段を上り下りすることとなり、豪雨などの際には体育館の使用時間を変更したり、見合わせたりするなど安全面等に配慮した工夫をしていると承知をしております。

教育委員会では学校の要望を受け、その状況改善のために、昨年度末に急勾配の階段部分に手すりを設置し、階段下の水のたまりやすい部分は傾斜をつけるとともに、滑りにくくするための溝をつける工事を行いました。渡り廊下の建設につきましては、今年度実施のバリアフリー改修工事に含むことができないか検討を行いましたが、補助事業の対象外であり、実現することはできませんでした。

現在、教育委員会においては、令和12年度まで各学校の予防改修工事、バリアフリー改修工事、教員住宅建設工事などの大型工事を切れ目なく予定しております。今のところ、本件に対応するための補助事業がなく、単費で多額の費用がかかる見込みの渡り廊下の建設につきましては、優先順位等も鑑みて計画を見合わせているところであります。そのため、具体的な実施時期や予算の見通しについては未定となっております。また、その状況につきましては、下平川小学校長へも共有をさせていただいているところでございます。

教育委員会としましては、今後も財政状況を踏まえつつ、学校との連携を図り、学校施設の維持管理、改善に努めてまいります。

次に、大きな2番、GIGAスクール構想についてでございます。

まず、2の①GIGAスクール構想に基づく1人1台端末は、令和3年度から利用を開始し、これまで全582台中累計75台の端末を修理しております。端末の

主な故障内容は、落下や衝撃による画面破損、経年劣化や取扱い不良によるキーボードと画面の結合部分の破損が主となっており、カメラの切替え不能や電源が入らない等の不具合も発生しております。

修理対応につきましては、町で保険に加入しており、重大な過失や故意による場合を除き、保険の範囲内で速やかに対応しております。

次に、②についてでございます。

現在の端末は、令和２年度末に導入し、令和３年度初めから利用を開始しております。GIGA第２期を見据えた端末の更新は、来年度から本格的に始まり、本町は令和８年度以降、順次更新を行う予定としております。

端末の更新に当たっては、県が主体となった共同調達に参加し、補助金を活用しながら児童・生徒の学びに必要な十分なスペックの端末を整備できるように計画してまいります。

次に、③でございます。

端末を導入し、４年が経過しようとしておりますが、授業ではそれぞれの考えをお互いリアルタイムに共有したり、教員から配付された課題に対し回答したりする活動が、これまで以上に活性化しております。また、AIドリル等の活用により、それぞれの課題に対し、児童・生徒が自らのペースで主体的に学習に取り組んでいる姿が見られ、児童・生徒の学習状況や進捗等が教員側で視覚的に確認しやすいなどのメリットがあります。

学習の成果につきましては、全国学力・学習状況調査において、５年生までの学習の中でパソコン・タブレットなどのICT機器を活用することについて、「画像や動画、音声等を活用することで学習内容がよく分かる」等の設問に対し、どれくらい当てはまるかという回答状況により確認することができます。この設問に対しましては、本町の９６％以上の児童・生徒が「とてもそう思う」、「そう思う」を選んでおります。これは県や全国と比べても高い結果であり、学習理解に役立っていると実感していることが分かります。つまり、学習指導要領に示されている資質・能力の３つの柱のうち、「学びに向かう力、人間性等」の育成に寄与しているものと考えております。

また、全国学力・学習状況調査以外では、NRT標準学力検査や鹿児島学力・学習状況調査、単元末テスト、定期テスト等で把握するように努めております。

次に、教師の負担軽減のためのICT支援員の配置や研修体制についてであります。来年度からICT支援員の配置を予定しており、教職員とも連携しながら校務改善やGIGAスクール構想の推進、ICT活用に係る情報収集に積極的に取り組

んでまいります。

教職員に対するＩＣＴ活用研修については、今年度、教育委員会主催で４回実施し、個別の研修やセミナー等についても共有の掲示板で案内を行いました。来年度以降も計画的に実施できるよう取り組んでまいります。

最後に、２の④でございます。

まず、端末の長時間使用による視力低下や姿勢悪化への対策についてです。

町内の学校におきましては、端末の長時間使用を避けるために時間割を調整したり、ＩＣＴの活用時間に配慮したりしております。姿勢悪化の対策につきましては、各自の体格に応じた机と椅子の高さ調整を行ったり、都度声かけをしたりするなど、児童・生徒が学習に最適な姿勢を意識できるように取り組んでおります。

次に、集中力低下や疲労、睡眠不足などの影響についてであります。

各学校において、生活リズムチェックカードを配付・回収したり、アンケート調査を実施したりするなど、保護者と連携して実態把握及び健康指導を実施しております。加えて、学校保健委員会で成果や課題を明らかにし、改善策について協議しております。また、毎朝の健康観察等を通した児童・生徒の表情や行動の観察、教育相談時における実態把握及び指導・助言を行っており、学校保健委員会や学校だより等も活用し、必要に応じて保護者に生活習慣の改善を促すよう努めているところでございます。

以上でございます。

○福川勝久議員

それでは、順を追って再質問をしていきたいと思います。

まず、１の渡り廊下についてですけれども、なかなか財政が厳しいのも分かっておりますが、学校、地域の方からの子供を思う気持ちがあって、やはりまだ渡り廊下を建設してほしいという声が多いと思います。その中で、実際に事業規模としてどのぐらいの予算が必要なのか、金額は幾らぐらいかかるのか、お分かりでしたら教えていただきたいと思います。

○池沢由美子教育委員会事務局長

まだ実際に見積りを取ったわけではございませんけれども、台風対策非対応の安価な屋根を設置した場合の製品だけでも５００万円以上はかかるということから、工事費等を含めると優に１，０００万円は軽く超えるような規模の事業になるかと想定しております。

○福川勝久議員

その渡り廊下についてなんですけれども、町として、下平川小学校の渡り廊下建

設はどの程度の優先順位で位置づけているのでしょうか。例えば、ほかの学校施設改修との比較において、どのような判断をされているのか。また、財政面の見直しと併せてご説明いただきたいと思います。

○池沢由美子教育委員会事務局長

昨日、学校訪問の際に、各学校からの要望を受けて対応しているというお話をさせていただきましたけれども、教育委員会のほうで今年度取り組んでいる大なり小なりの修繕工事は、現在のところ145件ほどございます。各学校から上がってくる急ぎの要望については、都度都度対応しているところでございますが、下平川小学校の渡り廊下につきましては、今年度の10月の要望の時点でも特には上がってこなかったというところもあり、また規模も大きいというところで、今のところ優先的には低いというふうに教育委員会のほうでは考えているところでございます。

○福川勝久議員

今のところ上がっていないということなんですけれども、学校側とも話をするんですけれども、やはり町の組織なのでなかなか要望しづらいとかそういったところもあるようです。

実際これ、体育館の予防改修工事のときに、こういった渡り廊下はできないかなという多分検討されたと思うんですが、それから数年たっている中で優先順位としてどう思われているのか。要望が上がってこないから、そこに優先順位に含まれていないのかと思うんですけれども、もともとそういった話が出た時点で、もうこれ無理だからなくなったのか、そもそも優先順位に上げる必要があると思うんですけれども、その辺についてお答えいただきたいと思います。

○池沢由美子教育委員会事務局長

その渡り廊下の必要性というところをよく考える必要があるかと思います。学校のほうから、令和5年度に上がってきた要望の中では、渡り廊下が必要とされる理由として、雨天時に体育館を利用する際、傘を差さなくてはならず不便であるということが1点と、1段が急なつくりになっているため、児童がけがをするおそれがある。それから、石段が雨天時には特に滑りやすく大変危険であるというような3つの理由が示されておりました。その中で、後のほうの2つの点、急なつくりになっているためけがをするおそれがあるということにつきましては、手すりの設置で対応させていただいております。また、滑りやすく大変危険であるというところにつきましても、工事をしまして滑りにくく、雨が池のほうに流れるようなつくりにして溝をつくってというような形にさせていただいております。

あとは、傘をささなくてはならず不便であるというところなんですけれども、不

便であるということだけに対して、果たしてこれだけの大規模な工事を今後計画する必要があるのかというところで、現在は一旦置かせていただいているという状況になります。

○福川勝久議員

不便であるということなのですが、これは学校でいろんな会合がありまして、やっぱり上の体育館の駐車場に車を止めて学校を訪問される方とかもおられると思うんですが、やっぱりそういった方々のためにも、年齢層でいえば若い方からお年寄りまで、学校に来られる方がいると思いますが、そういった方たちのことも含めて考えていただきたいと思います。

手すりもついて滑りにくくなったことは分かります。それは本当にありがたいことだと思いますが、やはり渡り廊下に屋根までつけてもらいたいという地域からの声もいただいておりますので、ぜひそこを対象になる補助金がない等々はあると思いますが、何かできる方法を考えていただきたいと思います、実際思うところがございます。

やっぱり職員さんの中にも、下平川小学校卒業生の方々もおられると思います。母校に対しての気持ちもあると思います。また、地域からの声も聞かれていると思います。どうか本当に知恵を絞ってやってやろうという気持ちになっていただいて動いてもらいたいと思うんですが、諦めずにちょっと頑張っていただきたいと思います、その辺どうでしょうか。

○田中幸太郎教育長

福川議員の学校への熱い思いは十分理解できますし、心情面の理解もできます。私、先ほど財政面のことについての理由から、なかなか難しいところであるというふうにお答えをさせていただきましたけれども、それ以外にも実は今まさに始まっている少子化、この流れについてもやっぱり考慮していかなければならないと思います。

ご案内のように、本町では児童・生徒数は、もう小学校では既に減少傾向が始まっております。中学校も令和10年度ぐらいまでは横ばい、あるいは微増でいくんですけれども、10年度をピークに減少に転じます。そういったときに、教育委員会として学校の在り方というものを、これは首長部局と連携しながら考えていく必要があるんだろうというふうに思います。

そうした中で、いわゆる学校の在り方をどうしていくのか、再編協議を進めていく中で、学校施設のいわゆる維持、修繕等も考えていかなければいけない。その議論の中で、この施設の関係をどうするかということも含まれてくるだろうと思い

ますから、その辺もまた念頭に置きながら、教育委員会としては対応してまいりたいと考えているところでございます。

○福川勝久議員

この渡り廊下の件については本当、町長のほうからも校長先生に対して造ってやりたいという気持ちはあることは聞いておりますが、なかなか財政が厳しいという面でできない。今、教育長が言われたように、少子高齢化の中でこれから学校施設をどうしていくかというのも本当に大切なところだと思います。ですが、これは今必要なものでもあると思います。また、渡り廊下を造ったとしても、また今後、子供が少なくなったとしても、再利用、利活用は多分できると思うので、その辺を考慮した上で、別に渡り廊下も必要であるのかなとは考えます。

そこで、1つ伺いたいんですけれども、下平川小学校ゼロカーボン事業なんですけれども、これは令和6年度2月の計画なんでちょっと変更されている部分があるかと思いますが、校舎の屋根の上のパネル設置工事とカーポートの計画になっておりますが、そのカーポートの計画が変更されてなければ、渡り廊下式で渡り廊下の上にパネルを設置するという方法もできないのかなとは思いますが。そうすることになれば、ゼロカーボンと融合させて渡り廊下の建設も行えるとなれば財政負担も少しは軽減されて、学校側にもいいし、子供たちにもいいし、環境にもいい。ゼロカーボンの事業についても、やはりそういった新しい発想、新しい考えを取り組むことでもっとゼロカーボンに対しての理解も増えてくることだろうと思いますが、そういった可能性というのはあるのかないのかと、またそういった方向性で進めていけるのかをお伺いしたいと思います。

○永野道也企画振興課長

福川議員の子供たちに対する環境教育について、前向きなお話ありがとうございます。

昨年度の2月の議会特別委員会においてご提示させていただきました下平川小学校の太陽光パネルについて、その当時は、既存の場所を入れ替えるというものが一つと、議員のご指摘のとおり、職員駐車場、県道からすぐ入るところにカーポートの設置を検討しておりました。その後、見直し等と電力の消費量を見たところ、計画策定時には約9万キロワットアワーの消費があったんですが、最新の30分単位の電力の消費量を確認したところ約4万9,000、5万キロワットアワーということで、電力の消費量が落ちているということが判明しました。そのことを受けまして、カーポートの設置は現時点で断念しており、既設の太陽光パネルを設置した場所ということで検討を今進めております。

ただ、カーポートを活用した太陽光パネルの設置については、今後、各種施設の
また見直しもありますので、その中でも検討を図っていきたいと思っております。

以上です。

○福川勝久議員

変更については、職員駐車場のカーポートまでは必要ないということによろしい
ですか。

○永野道也企画振興課長

はい。

○福川勝久議員

こういうことをおっしゃいましたのは、やはりゼロカーボンも含めてなんですけれども、やっぱり先行地域として新しい取組、ただ当たり前のことではなくて、こっちが求めているものもありますが、やはりゼロカーボンの事業として進めていかないとということもあります。その中でやっぱり複合させることで本当にいい効果が出るのかなと思います。いつも町長がおっしゃる、限られた財源の中で最大限の効果を発揮するという言葉がありますが、やはりそういった面で見えてみると、そうできないのかなとも思います。

渡り廊下のパネルの電力は、上の旧幼稚園のぼてとさんで使うとか、そうすることによれば、電力は減らす必要はないんじゃないんでしょうかと思いますが、その辺についてどうですか、お伺いします。

○永野道也企画振興課長

ご提案ありがとうございます。

現時点で、公共施設を以前から主に太陽光パネルを設置し、自家消費もしくは施設間での電気の融通ということを考えておりました。現時点で先ほど提案のありましたぼてとについては調査を行っておらず、電気の融通がまずできるかどうか、その前提にありますのがまず公共施設ということがありますので、調整という部分については公共施設はスムーズにいつているんですけれども、民間もしくはそういう事業者が入った場合、いろいろ手順を踏まなければいけない段取りが増えてくると思います。現時点では、今調査を行っていないので検討をさせていただければと思います。

○福川勝久議員

ぜひ検討されて、いろいろ計画変更とか調査したりするのは大変かと思うんですが、やっぱりいろいろとこれからいろんな課題もあり、いろんな案、アイデアとかも出てくると思うので、そういうのを絡めていきながら、大変だとは思いますが

れども、しっかりといいものができるように、変更するところは変更して、新しい取組も取り入れていってもらいたいと思います。

最後、町長にお伺いしたいと思いますが、下平川小学校、平成８年に創立１００周年を迎えました。令和８年ですか、次、１３０周年とあります。ぜひ、その令和８年までに渡り廊下で、その渡り廊下の屋根には太陽光パネルが載っているというものをやはり下平川出身者、ＯＢの方々や今通われている子供たち、保護者の皆様に見ていただけるようにぜひ進めていってもらいたいと思いますが、町長のお考えをお伺いします。

○今井力夫町長

下平川小学校を学びやとして巣立っていった社会人はたくさんいらっしゃる。その人たちの思いというのは、我が母校の発展というか、思い入れというのが非常に高いのがどの学校においてもあるというのは重々承知をしております。

先ほど教育委員会側から話が出ましたが、学校の大規模改修というのが当分の間、計画がかなりあるんです。その中で、下平川小学校においては１億数千万円かけて大改修してあるんですよ。それは子供たちの学びやをどう確保していくのかと、雨漏りが非常に激しいという話がありましたので普通の教育環境としては適さないであろうということから、町としても最初想定した以上の金額をかけて大規模改修をさせていただいております。

同じようなことが、ちょっと順番を変えざるを得ないようなところが、例えば田皆小と田皆中学校の場合、田皆中学校に先般、小学校の文化祭のついでに中学校の雨漏りがひどいというので見に行きましたら、もう普通教室の壁の板が取れている状況でしたので、急遽これは田皆小学校と田皆中学校の順番を入れ替えてでも子供たちの学ぶ環境を確保していかなくちゃいけないということで、田皆中学校の雨漏り対策というのを急遽移動させたりしております。あと、住吉小学校においても、体育館との間のいわゆる子供たちが安全に渡ることができるようにということも、次年度あたりから計画を入れていかなくちゃいけないというような状況でございます。

まずは、普通に子供たちが教室等で教育活動がきちんとできるというようなものを最優先してまいりたいと思います。１３０周年という非常に節目の中に何かモニュメントということも大切ではあるんですけれども、今実際に学んでいることに対しての環境面の保持というのはしっかりしていきたいなと思っておりますので、下平川校区の皆さんが我が母校に対する思いというのが多々あると思います。ぜひそういう方たちの意思を集めて、クラウドファンディングという手もありますので、

そういうものも仕掛けながら、ここまで我々がやりました、あと足りないのがこれだけありますというような話をしていただくと、非常に町としても、そこまで校区民が頑張っているんだと、そうすると少し計画変更もして取り組んでいかなきゃと。

例えばこの前、正名集落においても、公民館前が一部舗装されておりましたけれども、凸凹になっておりましてご老人の乗っている電気移動車がひっくり返ったりしたという経緯もありましたので、どうにかしてくれということでしたので、正名字民がみんなで集まって、若い者が集まって、じゃ、私たちでしますから材料費は町でどうにか工面してくれんかということでしたので。そういうふうな感じで、これからの時代というのは、これだけは私たちがやれることはやります、この後、自助、共助でここまでできる。公助として、ここは町のほうで残りはバックアップいただけませんか、これからの時代というのは、そういう時代が私は町の活性化というか、いい字づくりとか、いいまちづくりに非常に関わってくるかなと思います。

子供たちがぬれないように配慮していく、議員のその意図は非常に重々理解しておりますけれども、いろいろな策を我々は考える必要があるのかなと。そういうものを考えながら、町と一緒に学校の学びやをどう子供たちの最適な教育環境をつくっていくかというようなあたりで一緒に考えていければなと思っておりますので、今の段階ではそういうふうにご理解していただければと思っております。

以上です。

○福川勝久議員

いろいろ寄附を募ったりクラウドファンディングという方法もあります。実際この寄附を募ったりクラウドファンディング、そういった中で地域の方々に集めて、どのぐらいの予算が必要なのか、はっきりした数字は分からないんですけれども、確認になりますけれども、集めた寄附とあとは町からの支出で、そういった工事は可能なんじゃないかな。

○今井力夫町長

私が今申し上げた、一例としてこういうやり方もありますよということで、こうしなさいということではなくて、こういうやり方もあるのでということでご提案させていただいたところでございます。

あと一つは、教育長がお話ししましたがけれども、これからの少子高齢化の中で、学校の目的をきちんと達成するためには、どういうふうな公の小・中学校の在り方というのを考えていかなきゃいけないので、私の施政方針の中にも今回は出しましたけれども、これからの知名町の小・中学校の在り方というのをしっかりと論議していく、もうそういう時期に来たのかなと思っておりますので、そういう準備委員

会の中でもまたいろいろ案が出てくると思いますので、先ほど私が一例を申し上げました。そして、教育長が話をしたように、これからの学校の在り方というのをどうしていくのかというものは、十分我々も後に置けない大きな課題だと思っております。そういういろいろなものを考えながら、学校の施設の再編、充実というのも考えていく必要があるかなと思っておりますのでご理解いただければと思います。

以上です。

○福川勝久議員

これはまた地域の方とも相談して、いろんな方法を探しながら進めてまいりたいと思います。また、必ず渡り廊下というのを私は実現させたいと思うので、今後多分、議会で質問があろうかと思いますが、またそのときはよろしくお願いします。

次、2番のGIGAスクール構想についてです。

端末の管理について、七十何台かの修理が出たとあります。町の保険で対応できるということでした。この中で意図的かどうか、間違って壊した等あると思うんですけど、その保険とかに適用できない、対応できなかった台数とか、お分かりでしょうか。自己負担になった件です。保護者の。

○池沢由美子教育委員会事務局長

これまでの故障等による破損については全て保険対応ということで、保護者の自己負担は発生しておりません。

○福川勝久議員

保護者負担はないということですね。管理体制についてなんですけれども、学校側として、子供たちにどういった形で端末についての管理の教育はされているのか、お伺いします。

○切通健雄教育委員会事務局指導主事

お答えいたします。

各学校に持ち帰りとかも含めて、使い方のガイドラインを示してあります。その中には、このタブレットについては学習目的で使うこととか、丁寧に扱うこと、そのような基本的なルールが設定されております。それを発達段階に応じた言葉で、各学級にきちんと指導した上で使いましょうというふうに指導していただいています。

以上です。

○福川勝久議員

はい、分かりました。

次、財政負担については、更新時期のときにもまた国・県からの補助があるとい

うことで理解いたしました。

あと、この端末についてなんですけど、その機種というか、その物についてなんですけれども、どのぐらいの性能というか、物によっていろいろランクがあると思うんですが、本町ではどの程度の端末が使用されているのかを教えてくださいたいと思います。

○切通健雄教育委員会事務局指導主事

本町では、ほかの市町村と同じレベルです。どの市町村も大体、本町が使っているものと同じレベルになります。ただ、使っているOSが、クロームブックなのか、アップルなのか、マイクロソフトなのかという違いはありますが、本町ではクロームブックを使っておりますが、どの市町村もスペックは大体同じです。

以上です。

○福川勝久議員

なぜそれを聞いたかというのと、特にあまり安価なものであれば壊れやすいとか支障が出やすい、そういったことがあればまたいろいろと更新したりとか、子供たちがその期間中使用できなくなったりとかあるので、その辺を伺いました。他の市町村とも同じようなもの。

実際、使用されているもので使いやすさ、その程度についてなんですけれども、実際に支障はないのか。今ので問題ない、使いやすいとかあるのか、またこれはちょっと使いづらいな、故障が多いなとか、その辺についてお伺いします。

○切通健雄教育委員会事務局指導主事

お答えいたします。

まず、今回調達しました機械は、ファーストGIGAのときに調達した機械でありまして、ある高さから落としてもあまり故障がないとか、フル充電の状態での起動時間が何時間ぐらいあるとか、そういうのはある程度統一された仕様となっております。仕様があっても大体どこの市町も同じなんです。その機種によってはタッチパッドの反応が少しよくないとかいうのもあるんですけれども、使うアプリにもよりますけれども、今のところほとんど支障がない状態では使っていただいていると認識しております。

以上です。

○福川勝久議員

次、教育、学力の質についてです。

この件については、先生方の声を聞いたときに、やはり新しい学習方法とか、そういった学力じゃなくて、自分で見つけて学習ができるというすばらしい評価をい

いただきました。そういった中でも、一部ではやはり書けなくなるんじゃないかとか、そういった心配をされている先生もおられました。その辺について、今後、集中力の低下とか、書けなくなるんじゃないかとか、そういったことについての何か対策というか、心配されていることはありますでしょうか。

○切通健雄教育委員会事務局指導主事

デジタルを使った教育だけではなく、やはりアナログの教育も一緒に進めていっておりますので、書けなくなるんじゃないかという心配はないのかなと考えております。

以上です。

○福川勝久議員

次の4の健康影響についてですけれども、実際、今も家に持ち帰ったりしても使用できるようになっていると思いますが、学校では時間割等で多分時間が制限されていると思うんですけれども、家に持ち帰っての使用については保護者がしっかり見てやらないといけないところもあるんですが、やっぱり持ち帰って使用することによって、親が不在のとき、仕事でまだ帰ってきていないときとか、多分、子供なんか実際使うのかなと思うんですが、そういった面は先生方、保護者もあまり使わないよと、時間制限して使ってねとか教えているとは思いますが、家で子供だけだったらやはり使ってしまうと思うんですが、その辺の対策としてはどういった方法があるのでしょうか。

○切通健雄教育委員会事務局指導主事

学校での使用もなんですけれども、明るさを適正に保つとか、画面との距離を取る、またある程度正しい姿勢で操作するという指導を繰り返すしかないのかなと思います。そのことが本人のためになるんだということもきちんと理解させた上で指導を続けていく、これに尽きるのかなと思います。

以上です。

○福川勝久議員

まあそうですね、指導を引き続き行っていきながら、本当に子供なんかが自らで気づいてもらうようにしていただければいいと思います。

このICTの活用についてなんですけれども、もう一つちょっと気になる点がありまして、いじめ、誹謗中傷等です。ネットいじめは従来のいじめと異なり、加害者と被害者が現実世界で接触する必要がありません。デジタル端末さえあれば、24時間いつでもどこからでもいじめが行われます。悪質なネットのいじめ等あるかと思います。また、従来のいじめであれば、学校から帰れば開放されることも

できますが、ネットいじめは、自宅にいる間も含め四六時中続き逃げることができません。そのため被害者の心が休まる時間が奪われ、より深刻な事態に発展してしまいやすいことが大きな問題点だと思います。

また、その中で端末を使用しているのそういうのって、教師や親からも発見しづらいことだろうなと思います。その点についてのこれはもうあれだと思うんですけども、やはりこういうものがあるからそういうことが起きるということもあるので、その辺についての対策としてはどのように取られていますか。

○切通健雄教育委員会事務局指導主事

お答えいたします。

まず、ネットいじめの特性として今議員がおっしゃったように、24時間だったりとか見つかりにくいとか、また、あと大きい特性として匿名性というのがあると思うんです。これらのことに関しては、やっぱり心の教育を充実していくしかないのかなということと、あと、そういう事例をやっぱり子供たちにも知らせた上で、それについてどう思うかというのを考えさせる。これはネットに限らず、いじめというものの全てに関するものなんですけれども、それがどのような行いであるのか、それをきちんと子供に分からせる。ひどさとか、人間性としてそれで正しいのかどうかとか、そういう心の教育を充実させていく、これに尽きると思います。

以上です。

○福川勝久議員

これまで本町でそういったタブレットを使用して、家に帰っても多分メールか何かでやり取りしたり、グループで会話ができるようになっていっていると思うんですけれども、本町でのそういった、学校からのそういった相談とか何かありましたら教えていただきたいと思います。

○切通健雄教育委員会事務局指導主事

お答えいたします。

ここで具体はもう申し上げませんが、そういうことがあったということは聞いております。そのために学校のほうできちんと把握し、子供と話をし、解決に向けて取り組んでいただいていると考えております。

以上です。

○福川勝久議員

これがあってからじゃ手後れだと思うので、やはり起こる前に何か対策を立てないといけないのかなと私は思います。まず、使っている中で、対面で分からないですよ、見えないですもんね、何やっているのかも。そういったこともあるし、ま

た授業中、休み時間であったり、その学習のことだけできる状態であればいいと思うんですけども、またそういうほかのこともできるような機能であったり、そういうところを先にそこだけは使用できないような、そういった制限というかできるようなことを、最初から実際これを導入するときにそういったことは考えられたのか、考えられなかったのか、お伺いします。

○切通健雄教育委員会事務局指導主事

お答えいたします。

例えば言葉は誰でも使えますけれども、人を攻撃する武器になります。そう考えますと、このタブレットを使ってできることも、必要なことを使って人を攻撃することができるというふうに考えられるんです。よくないことだけにしか使えないものであれば、最初から削除するんですけども、必要なツールを使って、それをよくないことに使ってしまう。これは教育の力でそこはしないようにさせるのが大事だと思います。

また、いろいろ起こる前の対応ももちろん大事なんですけれども、もっと大事なのが初期対応だと思うんです。何か異変があったときにすぐに対応できる、また、すぐ相談できる体制、そのようなものを大事にしていきたいなと思っております。

以上です。

○福川勝久議員

そうですね、対応していかなければなりません。

こういったことは多分気づく、気づかないというのは、子供たちが申し出て気づくのかどうなのか、ちょっとその辺は難しいところなんですけれども、これ多分、分からないというか、言えない子供たちがいたら多分そのまま誰も気づかないまま進んでいくという可能性があると思います。だからこの辺だけは子供たちに心の教育も必要だと思いますが、人間なのでやっぱり多数派の意見に流されて同調圧力で無意識に自分もその加害者になり得る可能性もあると思うので、その辺は今後もしっかりと徹底して、子供たちにも心の教育をしていていただきたいと思います。

最後、ゼロカーボンについてです。

①デジタルグリッドルーターの評価、評価はもう確認済みでそれなりのデータ、数値が出ているということで、もう実際に機械自体もその庁舎の下に設置済みということは確認いたしました。

九州電力との調整も引き続き進めていくということで、また、やはり技術面に多分すごく難しいところはいろいろとあると思いますが、どうかしっかりと調整をしていき、うまくいくようにしていただければいいのかなと思います。

最後の３番です。令和９年度までとされていますが、このまま推進していくということでございます。

最後に、ゼロカーボン事業に関してなんですけれども、もうちょっと何と言った方がいいのか、庁舎内の職員であったり私たち議員、町民、まだ何か浸透し切れていないのかなと思います。これだけの大規模な事業、予算も相当使われております。進めていく中でもっと周りを巻き込んで理解させて、本当にすごい事業ということをもっと説明してもらい、進めていってもらいたいと思います。先行地域１００のモデル地域となるようにしていきたいと思います。

さっき言われたいろんな施設との複合型であったり、渡り廊下にパネルという、これもいいことなのかなと本当に思いますので、そういった中でやることによってやっぱり地域の方々も少しは、少しじゃないけれども、本当に多分理解されて、もっと頑張ってもらいたいと町にも意見等々あると思いますが、そういった形でもっと声も聞きやすくなるのかなと思います。目標達成に向けて、しっかりと進めていってもらいたいと思います。

そしてまた、議会のほうへも早めに説明等々もらえたらありがたいと思います。私たちが町民にしっかりとこの事業を説明できるように、しっかりとした説明をもらいながら、また何かあるときにはそういった執行部だけで進めるわけではなく、特別委員会等ありますので、その中でしっかりと深い話をして進めていけるように要請して、私の一般質問を終わりたいと思います。

○外山利章議長

これで、福川勝久議員の一般質問を終わります。

以上で、通告による一般質問は全部終了しました。

執行部当局におかれましては、これらの質問や要請事項を真摯に受け止め、適切な対応をお願いいたします。

４日の３名、昨日の５名、本日の６日の１名、計９名の議員の皆さん、ご苦労さまでした。

△日程第２ 議案第８号 知名町庁舎建設基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

○外山利章議長

日程第２、議案第８号、知名町庁舎建設基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○今井力夫町長

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第8号は、知名町庁舎建設基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についての案件であります。

本案は、庁舎整備に係る事業が全て完了したことに伴い、当該事業に必要な財源に充てるために設置した知名町庁舎建設基金を廃止するものでございます。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○福井源乃介議員

新庁舎が完成して廃目ということなのですが、以前、旧庁舎の解体費用として1億円は残しておくという方針でしたが、次の議案第9号を見ますと200万円ぐらい今残高があるということなのですが、旧庁舎の解体費用として残しておくという中で、恐らく建設費に充当された残りが200万円ということだとは思いますが、その解体費用の捻出等についてはどのように考えていますか。

○成美保昭総務課長

今ご質問のあった解体費用につきましてですが、公共施設等総合管理基金というものをつくってあります。こちらのほうに今回の補正予算のほうでも上げてありますが、順番を一つ前にしてあるのも、補正予算の可決の前にこちらを可決しておかなければということで、今回の庁舎建設基金の残額は全てそちらのほうへ充てることとなっております。

○福井源乃介議員

了解です。

○外山利章議長

ほかにごいませんか。

○西 文男議員

念願の新庁舎建設で町民のシンボルということで、しかも省エネの庁舎ということで、町民福祉の充実に資するという等々の目標もあったかと思って達成ができているのかなというふうに思っております。

基金の積立年数と、それから総額どれぐらいだったか、お伺いします。

○成美保昭総務課長

庁舎建設基金の積立額ということですね。平成４年３月に条例を設定して設置基金を設置しております。令和２年度からの分しか、今のところ私の資料にございませんが、それでよろしければ、令和２年度の末残高が４億６，１４４万円、令和３年度が４億７，１９５万円、令和４年度が５億８，１９８万９，０００円、令和５年度末が２億９，１９９万６，０００円となっておりまして、現在の残高が２０３万４３１円となっております。

○西 文男議員

総務課長、最初の総額だけでよかったんですが、２００万円はもう先ほどの質問で分かった。そうじゃなくて、要は充当したのがどれぐらいあったのかという金額ですね。なぜその基金がそれだけで必要だったのかということの数字的なものを確認するために質問したんです。

物価高騰で当初建設費が、町長が町民説明等々で言った金額よりも５億円以上膨らんだ。これはもう物価高騰等による物理的なものですから理解はできておりますが、それに対する柔軟な建設基金であったのかどうかというふうな形の検証のために聞いたもので、もう一度、数字の金額を示していただければと思います。

○成美保昭総務課長

この基金から庁舎建設基金へ充当した額がどれだけあったかということですか。それでよろしいですか。ちょっと調べてから、すぐ後でお答えいたします。

○西 文男議員

分かりました。それを調べて、数字は大体どうだったのかというのを、やっぱり我々も町民に説明しないといけないような形を思っています。

それから、その基金において、先ほど福井議員からあったんですが、解体費用についてですけれども、それも当然基金の中で考えていたということで、その解体費用についても、現在、当初よりは上がっていくと思います。労務賃等々含めて、その辺もあるので、予算としてはしっかりとした計画を立てるかどうかの確認で数字の確認をしておりますので、解体費用についてもどれぐらいの金額を見積りさせているのか。それとも、させていなかったら今後どのような形でして、どれぐらいの基金としての充当金額を考えているか、示していただければと思います。

○成美保昭総務課長

先ほどの新庁舎への充当ですが、令和４年度で３億円、令和５年度で３億円、合わせて６億円をこちらの基金から入れております。

解体費用に関しての質問でございますが、今回の議会の一般質問でもありましたとおり、まだ使っていない公共施設につきましての見通し、計画が立っていない段

階ですので、今のところはこの基金のほうへ財政調整基金からも、県の指導もありまして、財政調整基金のほうをあまり増やすなというところもございますので、この基金のほうへ今は入れておいて、なかなか解体に対する補助もあまりないものですから、こちらを優先的に使えるようなふうにしていっております。

○外山利章議長

庁舎解体のおよその金額が質問の中にありましたので、そちらも答弁してください。

○成美保昭総務課長

それにつきましては、現在、正確な試算はしておりません。

○外山利章議長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わります。

次に、ページごとによる質疑を行います。

1 ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで、ページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、知名町庁舎建設基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

△日程第3 議案第9号 令和6年度知名町一般会計補正予算（第

7号)について

○外山利章議長

日程第3、議案第9号、令和6年度知名町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○今井力夫町長

では、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第9号は、令和6年度知名町一般会計補正予算（第7号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,198万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ75億7,844万円と定めております。

主な補正の内容につきましては、歳入については、国の補正により農業創出緊急支援事業費補助金を新規に計上しております。

歳出につきましては、農業創出緊急支援事業費を新規に計上し、町民体育館のトイレ及びフロア修繕のため、社会体育設備管理費を増額計上しております。

債務負担行為は、契約により変更を行いました。

地方債は、事業費の確定により変更を行っております。

その他、事業量の変更等に伴い増減を行いました。

詳細につきましてはお手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1ページ。

○根釜昭一郎議員

令和6年度が最後になるということで、総括でお伺いしたいんですけども、昨年の9月議会の令和5年の決算で繰越事業のほうが数件見受けられて、もう令和6年も末になる中で、令和5年が残っているかどうか幾つか確認したい案件がありますので、それについて質問させてください。

まず、この財産管理費のほうで、令和4年、令和5年と適正な財産管理をすることということで、令和5年、未登記地が5件あったうちの令和5年度中には1件しか解消されていないと。令和6年度中に進行中というような答弁を9月議会でお伺いし

たかと思うんですけれども、令和6年も末になる今日現在で、未登記地5件全て完了されていますでしょうか。

○成美保昭総務課長

新庁舎の土地の売買に関する登記のほうは全て終了しております。残りまた次年度へ、今回の補正でもありますが、繰り越した分につきましては、また別の場所でございます。新庁舎関係の土地の登記につきましては終了しております。

○根釜昭一郎議員

令和5年度に課題とした5件については、全部完了しているという認識でよろしいでしょうか。

また、それとは別件になるんですけれども、ちょっと全部の案件については私の記憶も定かでなかったのが調べられなかったんですけれども、昨日、川畑議員の答弁でもありました道路標識、道しるべの案件に関しましては、令和5年度の予算計上で、なおかつ補正を令和5年度中に組んで、令和6年度も完成しない。令和7年度に持ち越すような案件となっておりますので、予算執行に関して、我々議員のほうも町民へのご説明をする際には、予算がついたら何年度以内にはできるはずだという旨の説明をしていきますので。執行部におかれましても、次年度への繰越しは案件が発生する時期等にもよりますし、予算がつく時期等にもよります、業者等の事情もありますので、次年度への繰越しは構わないと思うんですけれども、今後、翌々年度までの予算の繰越し等が発生しないように、この繰越し事業に関して、繰越しとなった理由と執行時期の見込みに関しては、常に目を光らせるような状態で臨んでいただきたいと思いますと思いますが、どうでしょう。

○永野道也企画振興課長

議員ご指摘の観光道しるべ事業につきまして、昨日の一般質問におきまして川畑議員へ答弁させていただきました。そのとき、私の説明が足りなくて勘違いをさせているものではないかと思っております。

観光道しるべ事業につきましては、令和5年度に実施設計を終え、工事費用も含めていましたので設計に想定外の時間がかかったということで、令和6年度に繰越しをさせていただきました。多分、事業が今、看板が立っていないから終わらないんじゃないかということだと思うんですが、昨日から基礎部分はもう終えていますので、看板を設置して、3月の中旬には終える予定でございます。

そこで、次年度に繰り越すんじゃないかということにつきましては、不足が生じた場合は次年度以降検討させていただくことをしておりますので、この事業は令和6年度中には完了する見込みでございます。

○根釜昭一郎議員

すみません。標識事業は、私が記憶していたのが標識事業しかなかったのでもっと述べさせてもらったんですけれども、総務課が管理するサイドとして、繰越し事業に対してその進捗状況等を今後目を光らせていただきたいという旨の質問でしたので、その答弁を総務課長、お願いします。

○成美保昭総務課長

財政系のほうから資料として毎回いただいております。今回繰り越した事業に関しましては、今年度で全て終われるような形になっております。

○外山利章議長

続けます。歳出、2ページ。

3ページ。

○根釜昭一郎議員

すみません。総括でもう一件だけ。昨年の町長の施政方針演説のほうで、令和6年度中にこども家庭センターを設立する旨の施政方針があったかと思うんですけれども、そのこども家庭センター、私のほうが把握できていないだけかもしれませんが、現状どのようなになっているかのご説明を求めます。

○原田孝二子育て支援課長

こども家庭センター、6年度の施政方針のほうで触れられておりまして、総務文教委員会からの提言のほうでも設置のほうの提言をいただいております。こども家庭センターというのは、今まで旧庁舎のほうでは子育ての部門と保健、妊娠・出産のほうに分かれておりました。こども家庭センターというのは、妊娠・出産、そして子育てに関してのものを1つのところで一括で行うというところであります。

新庁舎に引っ越すに当たりまして、その配置を、保健センターと子育て支援課について、こども家庭センターの設置を見越して隣同士に配置しております。

正式な設置というのは要綱のほうで定めまして、1月に設置ということで、業務自体につきましては、子育て支援課と保健センターが隣り合わせとなった新庁舎へ移転して、5月から連携を密にしながら進めているところです。

○根釜昭一郎議員

施政方針でもうたわれていたように、設置を施政方針でうたわれているということは、今後のビジョンと現状は、移転後の配置のほうは町民の方も理解、なじみができてきていると思うんですけれども、今後のビジョンに関しては、こういった計画等をされているのか、これから詳細なビジョンについて検討していくのか等、現段階での計画のほうをお答えしていただきたいと思います。

○原田孝二子育て支援課長

こども家庭センターのほうですけれども、一元のほうで妊娠・出産・子育てまでのところの流れ、切れ目なくというところで仕事を進めていくというところでして、今、2つ、子育て支援課と保健センターは一緒にしているところでして、これからこのところにおきましては、保健師のほうはいるところですのでけれども、その専門の子ども家庭支援員というか、そういったところの資格を有する職員のほうはいませんので、子供の関係の相談についてまた適切にスキルアップできるように、またそういったところの研修のほうをして、相談対応の拡充ができればというふうに考えているところです。

○根釜昭一郎議員

現段階では詳細なビジョン等はなかなかないようなんですけれども、ぜひ書類上の設置は終わっているようなんですけれども、一般の町民の皆様にも分かるような形で設置、設立したのであれば町民の方が何らかの享受を得られるような体制の構築を目指して取り組んでいきたいと思いますので、要請をして私のほうから終わります。

○外山利章議長

続けます。第2表、繰越し明許費、4ページ。

5ページ。

第3表、債務負担行為補正、6ページ。

第4表、地方債補正、7ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次に、事項別明細書による質疑を行います。

歳入、8ページ。

歳出、9ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで事項別明細書による質疑を終わります。

次に、歳入歳出による質疑を行います。

歳入、10ページから11ページ。

12ページ。

13ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

続いて、歳出、14ページから。

15ページ。

16ページ。

17ページ。

18ページ、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

19ページ。

20ページ。

21ページ。

22ページ。

23ページ。

24ページ。

25ページ。

○根釜昭一郎議員

24ページなんですけれども、24ページの27目の新規就農者育成総合対策事業費のほうは減額になっているんですけれども、減額理由について説明を求めます。

○岡越 豊農林課長

27目の新規就農者育成総合対策事業費についてでございますが、説明のほうの経営発展支援事業が1,072万5,000円、それから経営開始資金支援補助金のほうが450万円の減額となっております。

西議員のご質問に対しても答弁をいたしました。今現在この新規就農の給付金事業に関する事業のメニューは、給付金の交付のものと、それから機械等の事業導入を図っていく経営発展支援事業、この二本立てで行っております。

1つ目の経営開始資金支援補助金のほうからご説明をいたしますが、450万円の減についてです。こちらにつきましては、対象者は令和6年度当初では6名新規で入ってくるということで想定をしておりましたが、今年度実際対象になった方が3名ということで、こちらが余裕を持って予算化したのに対して、実際の新規就農者の人数が減となったための減額でございます。

もう一方の経営発展支援補助金につきましては、各新規就農者、この給付金を受けられている事業者の方から、倉庫であるとかトラクターの導入について事業化できないかということで申込みがありまして、事業採択に向けて進めておりましたが、

この経営発展支援事業につきましては、各新規就農者の取組がポイント制になっておりまして、その中では研修を受けているか、それから所得目標、家族経営協定を結んでいるか、農業法人化を目指しているかとかいろいろ項目がございまして、その中で例えば研修につきましては、農大とかでしっかりと研修を学んできている方がどうしてもポイントが高くなる。そういったことでポイントを積み重ねていくと、満点で18点のポイントなんです。その関係から1点1点のポイントの重みが非常に大きくて、今回、知名町で申し込んでいる方のポイントということで、それに達しなかったということで不採択となった関係から今回は断念をいたしております。

○根釜昭一郎議員

要件関連だとは認識しているんですけども、この新規就農者自体のニーズ、昨今の状態のニーズ、一昨日来、新規品目等々いろいろな声も上がっていますけれども、新規就農される方もこれまでに必要と見込まれたニーズではなくて、新たなニーズ等が出ているのか、新規就農する際にこの新しいニーズとかは声は出ていないかどうか伺います。

○岡越 豊農林課長

根釜議員のご質問というのは、ちょっと確認なんですけど、国の新規就農者育成総合対策事業に関する要望であるのか、それとも就農に当たっての課題等に対することなんでしょうか。

○根釜昭一郎議員

国であつたり県であつたり事業があると思うんですけども、それに対して今を生きる若い子たちが、従来の援助に欠けている部分、新しい子たちがこれから目指すものに差異が出ていないかと。差異が出ているようだったら、町で拾って要請してほしいということを含めての案件、声が上がっているかどうかお願いします。

○岡越 豊農林課長

まず、今回不採択となりました経営発展の支援事業につきましては、以前、給付型であれば5年間の150万円の給付でございました。これが3年に短く変更されて、別メニューで事業化をされましたけれども、事業が採択されないのであれば、当然5年間、150万円のほうが選択としてはよかったわけで、そういった短くなったこと、それから事業が非常に全ての人が対象になるわけではないというところで、以前に戻してほしいというような声もございます。

それから、新規就農者については、いろんな農地の課題とかいろんな課題がございまして、まずは技術的な部分、それから、いろんな土づくりであるとか病害虫のことであるとか、いろんなまだまだ勉強したいとそういう意欲的なところもござい

ますので、そういうフォローアップについては行っておりますけれども、さらに充実を望むような声はいただいているところでございます。

○外山利章議長

最後です。

○根釜昭一郎議員

最後、要請して終わりたいと思うんですけれども、この農業に関しましては一般のサラリーマンとは違い、いかんせん初期投資が莫大な経費がかかってしまうので、新しく就農される方のバックアップ、後押し、現状の事業等に合致しない場合等におかれましても、近年ではこの地区ではどういったのを必要とするであつたりとか、新規就農に向かう若い人たちの現状に合ったサポートができるような体制を県であつたり国であつたりのほうにも、また町単でできるものに関しては町単で行っていきなり、とにかくこの最初のハードルがあまりにも高いので、後押しをしっかりとさせていただくよう要請して、終わります。

○外山利章議長

続けます。２５ページ。

○西 文男議員

２４ページの３１目、シマ桑茶の販売力向上業務委託ということになっています。どこに、どのような形で業務委託をしているか、お伺いします。

○岡越 豊農林課長

特産品加工場、シマ桑の加工につきましては、民営化に向けて取組を進めておりまして、その第一歩といたしまして、今年度、これまで会計年度任用職員さん等で対応してきた加工業務、それから受入れの業務、そういったところを今サンジキサンですね。これまで勤めていた方が会社を起こして、シマ桑の特産加工の販売、それから加工業務に取り組んで知名町の特産化を図っていきたいという意気込みで会社を起こしておりますので、民間支援ということもございますので、そちらに委託する形で今現在、業務を行っております。

○西 文男議員

町の行政改革の一環で、民間にできるのは民間にという趣旨で理解してよろしいですか。私が言ったのは、販売の業務委託と、それから指定管理という形なのか、協議の仕方は販売、工場の業務委託と書いてあります。ですから、どちらなのかなということを明確に答弁を求めます。

○岡越 豊農林課長

今現在、この予算書のほうにもございますけれども、中山間地農業ルネッサンス

推進事業におきまして販売戦略の見直し、それからいろんなシマ桑の強みというものをしっかり認識した上でブランディング化をしていこうということで取り組んでおります。

それとあわせまして、３年後の民営化ということを見据えておりますが、今現在、民営化後は指定管理等々で指定をして運営をしていただくという方向性は持っておりますが、今年度については、まだ運営体制がうまくいくのか、それから売上げの部分、商品の見直し等々いろいろ行いながら、町のほうとしても一緒に取り組んでいくというような形で両輪で進んでおりますので、その途中経過にあるということと理解していただけたらと思います。

○西 文男議員

どこの行政機関においても、民営化できるところは民営化ということで事業を推進しているかと思えます。これ非常にいい取組で、また若い方が、しかもずっとそこで桑茶に携わって仕事をしてきた中でまた独立すると、非常に知名町が目指している一つの稼げる方向かなというふうに理解します。

ただ、当初、補正でマイナス１７０万円になっていると。しかもこれ国庫支出金なんですね。町の財政を一切使わない中で、非常にこの１７０万円というのは１７％に当たるのかな、もったいないなというふうに思っております。なぜそこまでマイナスが出たか、具体的に説明を求めます。

○岡越 豊農林課長

本事業につきましては、議員がおっしゃるように１００％国庫事業でございまして、町の手出しはございません。その中で当初１，０００万円ということで事業を要望いたしました。結果的に国の内示が今示された額で全国の各市町村に割り当てていきますので、事業採択上、事業費の中で示された内示額に伴いまして、こちらでも事業変更の見直しを行っておりますので、国の事業補助金の内示額に伴う減額ということで理解していただけたらと思います。

○外山利章議長

最後です。

○西 文男議員

国の事業内容の決定の金額ということで理解できますが、例えばせっかくこれだけ１００％の補助事業ですから、それを覆す販売戦略の計画等々の文書を作成して、国から知名町が１，０００万円出しましたと、マイナス１７０万円の結果なり、８３０万円ですよという回答が来た中で、今度はそれを返して、いやまだまだ知名町の特産品でこういう形でこういう事業をして、これだけの売上げをして、これだ

けの認知度を持ってやっていきますのでという返しの形も今後強くやっていただくよう要請して終わります。

以上です。

○外山利章議長

続けます。25ページ。

26ページ。

○高風勝一郎議員

26ページの13目、多面的機能支払交付金、説明の欄では長寿命化の金額が減額になっておりまして、財源のところでは、逆に国庫支出金が増えて一般財源が落ちております。長寿命化の落ちた内容の説明と財源のほうの説明をお願いします。

○下田浩治耕地課長

ご説明いたします。

農地維持支払事業費のほうは満額ついてございまして、資源向上支払共同活動事業費も満額ついておりまして、先ほどの説明にもありましたが、交付金が満額つかなかったことにより長寿命化のほうで調整を行いまして3,770万円という、満額がつかなかったのもそういう予算となっております。

歳入のほうですが、当初予算を7,181万4,000円予定しておりましたが、変更交付決定が7,757万4,000円来たということで575万9,000円ですか、576万円の国庫支出のほうの増というふうになっております。

以上です。

○高風勝一郎議員

財源のほう、分かりました。

あと、この多面的機能で耕地課の職員、正と副の職員の配置をされていると思うんですけども、多面的事業も大変ありがたく、いろんな部分で活用ができるということで、細かい部分から多面的な部分まで幅広く対応しなきゃいけないということで、現在、正の担当が1人いると思うんですけども、職員の配置方法は今どのようにしてそのような業務に当たられているのか、お伺いします。

○下田浩治耕地課長

昨日もございましたが、職員の減もございまして、マンパワー不足というのもあるんですが、今年度の11月にも豪雨の災害がございましたが、昨年度も6月にありまして、その施設の修繕、そして農道の修繕という担当が2人いるんですが、その2人だけでは災害の際には追いつかないということで、副担当もこの多面的業務に、もちろん副担当でするので会合だったり、研修だったりというところにも参加さ

せて育成、育てるという意味で異動の場合にも、また副担当がスムーズに担当できるようにということで設置というか、事務をお願いしているところであります。

以上です。

○高風勝一郎議員

この多面的事業は、すごい多くの対応をすることがもう多々あると思うので、今お聞きして、ぜひ職員の削減もありますけれども、昨日の一般質問でもいただきましたが、少ない中でもどのように対応していくかというのも、町長も昨日発言されましたので、職員一人一人の健康管理も含めて職員の業務にぜひ当たっていただきたいというふうに要望して、終わります。

○外山利章議長

続けます。

○福井源乃介議員

総括でやるべきだったんですが、この後取り上げる機会がないので、ここで一つ聞いてみたいと思います。

町内の老朽ため池の整備が8か所、ほぼ終わっているんですが、一番肝腎なオクため池の整備がいまだに改修、改修で完了していない状況にあります。ミニ基盤中山間で農地整備をした皆さんは、やっぱり水を待っているわけですよね。だから、そういった意味で完成が遅れると、畑かんまでずっと遅れてしまいますので、まずオクため池がいつ完成、事業完了するのか、お尋ねします。

○下田浩治耕地課長

12月にも福井議員のほうからご質問、ご指摘がございましてお答えしたんですが、今年度3月いっぱいでは完了するというふうに聞いておりましたが、県のほうにまた確認したところ、部品が届かなかった。調達が難しかったということで、令和7年6月まで少し延びるというふうに聞いてございます。6月に完了するというものでした。

○福井源乃介議員

資材調達が間に合わないということなんですが、先般見に行ったら水を満々とたたえていたのに、また抜いて、今補修をしていますよね。原因は何なんですか。

○下田浩治耕地課長

当初、水を抜いて工事のための準備をしていたんですが、堤体を傷つけるということで再度水をためまして、工事の準備が整ったということで、また再度水を抜いて工事を進めたところ、先ほどあったように調達がまた難しかったということで、先ほど答弁しました6月になるということに聞いております。

○福井源乃介議員

ぜひ6月に完了するように、県のほうには引き続き要請をしていただきたいと思います。

以上です。

○外山利章議長

続けます。27ページ。

28ページ。

29ページ。

30ページ。

31ページ。

○高風勝一郎議員

4目、あしびの郷維持補修費954万8,000円の補正内容の説明と、財源はもう一般財源なんです、地方債の対象にならなかったのかも併せて伺います。

○田邊 栄教育委員会事務局参事

あしびの郷ちな管理費の修繕料でございますが、ホワイエの床の張替え工事のほうが495万円、同じくホワイエのブラインドの取替え工事のほうが396万円、この2つの諸経費のほうが63万8,000円で合計しますと954万8,000円というふうになります。

財源のほうは、これは3月補正ということで総務課のほうで予算を調整してもらってつけたところでございます。

地方債はついてございません。

以上です。

○高風勝一郎議員

あしびの郷も大分年数もたちまして、雨漏りを含め補修をしなければいけない部分が多々あると思います。ステージの舞台の補修等は、ほぼ終わったんでしょうか、伺います。

○田邊 栄教育委員会事務局参事

あしびの郷の舞台照明のLED化の工事でございますが、2月20日に完成検査をして、終了してあります。

○高風勝一郎議員

今後とも、島唯一の文化ホール施設ですので、長く使えるように維持管理を進めていってほしいと思います。終わります。

○西 文男議員

13目のアグトラスト基金について、3,000万円ということで非常にありがたい、町にとってまた事業ができる基金だというふうに思っております。これ具体的に締切り期間、金額、限度金額を示していただければと思います。

○田邊 栄教育委員会事務局参事

この事業費のほうですが、令和7年度の補助金を対象にしておりまして、今現在、令和7年度事業についての募集をしているところでございます。締切りのほうが今月の10日まで、3月10日ということになっております。

来年度の事業費につきましては、上限が300万円、各団体の申込みの限度額につきましては、50万円ということになってございます。

○西 文男議員

来年度、令和7年度300万円、1団体、上限50万円ということで答弁がありました。今現在、申込みは何件で、申込み金額、全てが満額かどうかちょっと分かりかねますので、件数と金額を示していただけますか。

○田邊 栄教育委員会事務局参事

先ほどの区長会のほうで意向確認をしたところ、8字が手を挙げたところがございます。それ以外にも私のほうで確認をしているところがありまして、大体10件ぐらい要望が上がるのかなという状況です。今現在、申請書を提出されたのが3つございます。2つが上限の50万円で、1つのほうが32万円ほどだったと認識しております。

以上です。

○西 文男議員

実は、昨日、まちづくり町民会議がありまして、その中で女性の方々に非常に志のある方々がいました。それで、町長の質問の中でその方々、資金はどうするのということがあり、できたらこれとこれとという形で話があって、また町長から今度は提案があって、アグトラストという事業があると、ぜひ応募したらというふうな話がありました。

そこで、今現在、2件は50万円上限、あと1件は約32万円と、もし10件ということで結構、全員が、集落含めて、今話ある中で、予算を300万円という今度の令和7年度当初予算に上げてありますが、志を持って事業計画をして実行しようとしている方、団体が、その予算がオーバーした場合、非常にうれしい悲鳴だと思います、町としても。その辺の対応は補正で、プラス補正等々の考えはあるかどうか、お伺いします。

○田邊 栄教育委員会事務局参事

まだ締切りが３月１０日でございますので、どれだけ来るかちょっとまだ分からない状況ですが、もし予算がオーバーした場合は、総務課の財政係とか上席とも協議して検討したいと思います。

○外山利章議長

続けます。３２ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで歳入歳出による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

○成美保昭総務課長

申し訳ありません。冒頭に根釜議員からのご質問がありました。９月の議会の土地の登記の繰越しの件です。私が庁舎の関係と勘違い……。

４件繰り越した件がありまして、その件を委託はしておるんですが、なかなか進捗が滞った状態で、現在もまだそのまま４件はできていない状況にあります。申し訳ございません。

○外山利章議長

続けます。

これから議案第９号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第９号、令和６年度知名町一般会計補正予算（第７号）については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

次の会議は午後１時から再開します。

休 憩 午前 １ 時 ５ 分

再 開 午後 １ 時 ０ 分

○外山利章議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第４ 議案第１０号 令和６年度知名町国民健康保険特別会計
補正予算（第３号）について

○外山利章議長

日程第４、議案第１０号、令和６年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○今井力夫町長

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第１０号は、令和６年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ１万７，０００円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ１２億２，８０５万９，０００円と定めております。

主な補正内容は、歳入につきましては、繰入金を増額計上しております。

歳出につきましては、総務費、諸支出金を増額計上し、保険給付費を減額計上しております。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから総括的質疑を行います。

第１表、歳入歳出予算補正、歳入、１ページ。

歳出、２ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次に、事項別明細書による質疑を行います。

歳入、３ページ。

歳出、４ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで事項別明細書による質疑を終わります。

次に、歳入歳出による質疑を行います。

歳入、５ページ。

歳出、６ページから７ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで歳入歳出による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第１０号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第１０号、令和６年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）については、原案のとおり可決されました。

△日程第５ 議案第１１号 令和６年度知名町介護保険特別会計補正
予算（第３号）について

○外山利章議長

日程第５、議案第１１号、令和６年度知名町介護保険特別会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第１１号は、令和６年度知名町介護保険特別会計補正予算（第３号）についての案件であります。

今回の補正は、歳出予算の組替えを行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ８億７，４７５万１，０００円と定めております。

主な補正内容は、歳出につきましては、地域密着型介護サービス給付費、居宅介

護サービス計画給付費を増額計上し、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費を減額計上しております。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから総括的質疑を行います。

第1表、歳入歳出予算補正、歳出、1ページ。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次に、事項別明細書による質疑を行います。

歳出、2ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで事項別明細書による質疑を終わります。

次に、歳出による質疑を行います。

歳出、3ページ。

○根釜昭一郎議員

3ページ、保険給付費の1目と5目、似たような案件になると思いますので、一緒に質問のほうをしていきます。

両方とも実績による減額だとは思いますが、各事業所においてマンパワー不足により対応ができなくなっているところとかの声は、町のほうでは把握していますでしょうか。

○中村里佐子保健福祉課長

この予算に関してのマンパワー不足での減額というところをお聞きしているのでしょうか。

○根釜昭一郎議員

それが影響しているかどうか。

○中村里佐子保健福祉課長

こちらのほうは、特にマンパワー不足のことではなく、実績に応じた減額と増額になっております。

○根釜昭一郎議員

事業実績が落ちている理由として、マンパワー不足で、ケアマネさんとかが訪問介護であったり訪問入浴であったり、居宅介護サービス案件、また、短期入所等を利用者さん、またご家族としては申し込みたいんだけど、マンパワー不足で施設のほうに対応ができない、そういう案件が出てきての最終的な結果として事業実績の減額につながっている、そういう声は上がっていないかという質問になります。

○小倉孝予保健福祉課課長補佐

先ほどの根釜議員の質問についてお答えします。

一応今回地域密着型サービスのほうが、県の指定の事業所のほうから地域密着型のほうに移動しまして、令和6年4月から移動です。また、ホームかがやきのほうがあおさんのほうに変わったりとかで、またそれに伴って利用者さんのほうが増えてきたということで、地域密着型のほうが増額になってきたところです。

もともとこちらの減額になる訪問通所、短期入所サービス等の居宅介護サービス給付費のほうは、当初予算のほうで計画されたときも、その当時前年度の実績のほうの予算額が、前年度がちょっと高かったものですから、それに伴って当初予算額が多めにありました。こちらとしては予想外に余っているという形になりましたので、そこから組替えのほうをさせていただいたというところで。

今のところ私のほうで、まだ4月からなんですけれども、やっている中でマンパワー不足のところは、できればもっと人材確保のほうはしたいというところではあるんですけれども、介護事業所さんのほうも人員が足りているので、またこちらのほうで追加で地域密着型サービスのほうを増やしたいというご意見とかもありますので、知名町としては実際もうちょっとあったほうが安心だと思うんですけれども、特にこちらのほうに強く要望があるということはありません。こちらでよろしいでしょうか。

○根釜昭一郎議員

最後。

今現在農繁期となっていまして、農繁期等に短期入所、また島外に出られる際に短期入所等の声が結構利用者さんのほうから出る機会が多いかと思うんですけれども、減額の理由として、施設不足であったりマンパワー不足であったりというのが現時点では影響がないということでしたら大丈夫なんですけれども、もし今後そういう状況が、発生するようにならないのが一番なんですけれども、そうなってくると、働くほう、共働きが我が町のほうは多いですから、そういったところにも影響が出てくるかと思いますので、この介護保険に関しましては、その辺のところにも注視していただくよう要請して、終わります。

○外山利章議長

続けます。

○高風勝一郎議員

説明書の２款１項介護サービス等諸費のところ、３目と７目と９目、利用者が増えたことに伴い、それぞれ増額計上となっております。当初の計画と、この増額に伴って最終的にどのぐらいの件数なのか、その数字を教えてくださいというのと、まだ当初予算は見えていないんですが、当初予算としては、その実績で当初予算に計上されているのか、そのお考えを伺います。

○小倉孝予保健福祉課課長補佐

先ほどの高風議員の質問についてお答えします。

件数については、今こちらのほうで資料のほうの手元にありませんので、後ほどお答えさせていただければと思うんですけども、当初予算に関しては、実績のほうを見越して組んでありますので、今回、地域密着型は増額してありますので、それに伴って令和７年度当初予算のほうは、地域密着型のほうは増額計上で、あと、またこの移動可能な便座・特殊尿器等の補助金など、住宅改修とか令和６年度実績の中で増えている分については、その実績額と伸び率を基にして令和７年度予算のほうは組ませていただいております。

○外山利章議長

続けます。

歳出、３ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで歳出による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第１１号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号、令和 6 年度知名町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。

△日程第 6 議案第 12 号 令和 6 年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について

○外山利章議長

日程第 6、議案第 12 号、令和 6 年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第 12 号は、令和 6 年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）についての案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 82 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 1 億 391 万 1,000 円と定めております。

主な補正の内容につきましては、歳入につきましては、後期高齢者医療保険料を増額計上しております。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金を増額計上しております。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから総括的質疑を行います。

第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入、1 ページ。

歳出、2 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次に、事項別明細書による質疑を行います。

歳入、3 ページ。

歳出、4 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで事項別明細書による質疑を終わります。

次に、歳入歳出による質疑を行います。

歳入、５ページ。

歳出、６ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで歳入歳出による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第１２号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第１２号、令和６年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）については、原案のとおり可決されました。

議場の整理を行いますので、しばらくお待ちください。

△日程第７ 議案第１３号 令和６年度知名町水道事業会計補正予算
（第４号）について

○外山利章議長

日程第７、議案第１３号、令和６年度知名町水道事業会計補正予算（第４号）についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○今井力夫町長

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第１３号は、令和６年度知名町水道事業会計補正予算（第４号）についての案件であります。

今回の補正は、収益的収入を４５０万９，０００円、収益的支出を１７０万８，０００円それぞれ増額しております。

主な補正の内容につきましては、収益的収入においては、令和6年度公営企業会計物価高騰対策事業補助金を新規に計上し、収益的支出においては、路面復旧費や材料費をそれぞれ増額計上しております。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

補正予算、1ページ。

実施計画、2ページ。

実施計画明細書、3ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、令和6年度知名町水道事業会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第14号 令和6年度知名町下水道事業会計補正予算（第3号）について

○外山利章議長

日程第8、議案第14号、令和6年度知名町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第14号は、令和6年度知名町下水道事業会計補正予算（第3号）についての案件であります。

今回の補正は、営業外費用増額のため、収益的支出を組み替えました。

主な補正の内容といたしましては、収益的支出の管渠費、処理場費をそれぞれ減額計上し、消費税及び地方消費税へ組替えを行っております。

詳細につきましては、お手元の予算説明書をご覧ください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

予算補正、1ページ。

○高風勝一郎議員

総括でよろしいんですね。

下水道管工事が始まって、まず、もう何年がたっているのかが1点目。

あと、先日の福井議員の、埼玉県八潮市の例もありますが、下水管の管理、運営、行われているのかという回答が、目視をして現在確認を取っているという回答でしたけれども、耐用年数を含めて、いわゆるひび割れ、クラック、腐食等の確認を目視でできる状態なのかも併せて伺います。

○久永裕一上下水道課長

下水道の経過年数ですけれども、管路でいいますと、早いもので30年たっております。

点検については目視でやっておりますが、当然、下水道についてはマンホールがありますので、そのマンホールからカメラを入れて確認をしているというところですよ。今のところマンホール自体には若干の腐食はありますが、管路自体には影響はないのかなと。特に知名町の管については、9割方が塩ビ管を使っております。塩ビ管については耐用年数50年とかという話にもなりますので、今のところは大丈夫だと思っております。

○高風勝一郎議員

失礼しました。ミラーでの目視の点検だと思っていたんですが、カメラをも導入されると。いわゆるずっと下水管の中を走らせて確認を取っているということですか。

○久永裕一上下水道課長

管の中に入れるカメラではなくて、マンホールからカメラを入れて、そのマンホールのところから撮影をしたやつで確認をしているというところなんです。知名町のマンホールからマンホール管の間というものは、長いもので100メートル、基準的には50メートルから75メートル間隔でマンホールが入っております。特に曲がりがあるところについては当然短くはなってきましたけれども、長いところでも75から100メートルというところで、両サイドのマンホールから確認ができますので、そのような対応をさせていただいております。

以上でございます。

○高風勝一郎議員

30年、長いのでたっているというところと、塩ビも耐用年数50年ということですので、先ほどのミラー、カメラを入れているというのはぜひ後で見せていただきたいんですけども、目視で対応できているというところであれば安心しますが、今後のこともぜひ八潮市のようなことがないように、いわゆる沈下等、陥没等ができないような今後措置を取れるように点検を進めていってほしいと思います。

以上です。

○外山利章議長

続けます。

実施計画、2ページ。

実施計画明細書、3ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、令和6年度知名町下水道事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

議場の整理を行いますので、しばらくお待ちください。

△日程第9 議案第15号 知名町過疎地域持続的発展計画の変更について

○外山利章議長

日程第9、議案第15号、知名町過疎地域持続的発展計画の変更について、本案についての説明を求めます。

○今井力夫町長

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第15号は、知名町過疎地域持続的発展計画の変更についての案件であります。

本案は、知名町過疎地域持続的発展計画に事業内容を追加することによる計画の変更であり、「第9章 教育の振興」において、学校教育関連施設に知名小学校、田皆中学校及び知名小学校プールを追加したので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項で準用する同条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○福井源乃介議員

確認します。今後、プールの更新計画等々があって載せたということによろしいのでしょうか。

○成美保昭総務課長

当初の計画から変更があった場合に、金額等の変更があった場合にこちらのほうに載せることになっておりますので、計画に変更があったという届けを受けて、私どもは今回こちらに載せております。

○福井源乃介議員

新人議員のためにとまって質問をしているんですが、その計画の変更内容等はどうなっていますか。

○池沢由美子教育委員会事務局長

まず、知名小学校につきましては、バリアフリーの工事を来年度予定しております。およそ３８０万円ほどの予算を組んでおります。

あと、田皆中学校につきましては、令和８年度に校舎の予防改修を行う予定としており、令和７年度にはそのための設計業務を行う予定としており、３２０万円ほどの予算を組ませていただいているところです。

また、知名小学校のプールにつきましては塗装工事を新たに行うということで、来年度、プールの底面の工事を行うということで６３０万円ほどの予算を７年度に組ませていただいたところです。

以上です。

○福井源乃介議員

了解しました。新たな事業する上で計画の変更を載せたということですね。

○西 文男議員

お伺いします。

先ほどの答弁の中で、田皆中学校はバリアフリーという変更がありましたが、これ、町長は一般質問の中で答弁がありましたが、雨漏り等があるんですけれども、そこら辺の対策についても、計画変更、過疎債でできるかどうか、お伺いします。

○池沢由美子教育委員会事務局長

田皆中学校につきましては、バリアフリーではなくて予防改修工事のほうを予定しております。予防改修工事のほうでは、雨漏り対策等全面的な改修が行われる予定となっておりますので、お願いしたいと思います。

○西 文男議員

ちょっと私のメモが上と下とにこうなって、字が小さいな、これ、わざとか。

知名小学校がバリアフリーで３８０万円ということで、財源の非常に厳しい中で過疎債でいけば、これ６０％前後かな、今ぱっと計算したら。補助率です。ですから、優先順位、持続発展的支援に関する特別措置をということで、学校関連施設ということですが、まず教育を受ける場、それから周りというような形になってくるかと思います。ですから、その辺、知名中学校は今載っていませんが、新築して間もないということで、いずれか何か理由等が出た場合には追記で可能ということで理解してよろしいでしょうか、お伺いします。

○池沢由美子教育委員会事務局長

各学校施設で大型の工事が入る際には、そのように対応してまいりたいと思います。

○外山利章議長

続けます。

これで総括的質疑を終わり、次に、ページごとによる質疑を行います。

1 ページ、第 9 章 教育の振興。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第 15 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号、知名町過疎地域持続的発展計画の変更については、
原案のとおり可決されました。

△日程第 10 議案第 16 号 知名辺地総合整備計画の変更について

○外山利章議長

日程第 10、議案第 16 号、知名辺地総合整備計画の変更について。

本案についての説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第 16 号は、知名辺地総合整備計画の変更についての案件であります。

本案の変更は、知名辺地に係る総合整備計画書第 3 項、公共的施設の整備計画の表中、「道路・橋りょう」、「消防施設」の事業費が増額、「教職員住宅」の事業費が減額及び令和 7 年度に事業を予定している「観光・レクリエーション施設」の追加を行ったことに伴い、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項で準用する同条第 1 項の規定に基づき議会の議決

を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次に、ページごとによる質疑を行います。

1 ページ、1 辺地の概況から（6）観光・レクリエーション施設まで。

2 ページ、3 公共的施設の整備計画。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、知名辺地総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

△日程第11 議案第17号 知名町職員の給与に関する条例及び知名町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

○外山利章議長

日程第11、議案第17号、知名町職員の給与に関する条例及び知名町一般職の

任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案についての説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第17号は、知名町職員の給与に関する条例及び知名町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についての案件であります。

本案は、令和6年人事院勧告及び改正後の一般職の職員の給与に関する法律に準じ、各種手当の改定並びに社会人経験者等の処遇の確保及び中堅層以上の職員を対象に給料水準の見直しを図るため、令和7年4月以降の給料表を改定するものでございます。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○高風勝一郎議員

昨日の一般質問で町長に、職員の数が減っていつている状況を危惧して一般質問をさせていただきましたが、町長の答弁の中では、ある程度は今、情勢が企業に目が向いていて、自治体のほうへの募集がなかなかないというところでしたが、今回この給与改正、給料のわたりがあると思うんですけれども、今後、仮に想定なんです、職員数が減っていった場合、一人一人の業務の負担等も考えれば、わたりの見直しも考えていかれるのかどうか、伺います。

○成美保昭総務課長

高風議員がわたりという言葉を使いましたが、あまりほかの皆様は聞き慣れない言葉だと思います。1級の在職期間が何年か達していないと2級に上がれないとか、そういったものが規定で決まっております、この件につきましては、先日、協議を重ねております、町長も含めまして。

今の段階ですぐに反映させることは、ほかの在職職員との均等性というか、公平性を保たないといけないということも勘案しまして、すぐという結論には至っておりませんが、協議は重ねております。

○高風勝一郎議員

今までの段階等もあるのですぐにはというのは理解はできるんですが、いずれはそのあたりも加味していかないと、職員の業務負担も含めて早めに対応すべきだと思うんですけれども、そのあたりは、例えば町村会とか各自治体、あとは職員組

合等々からそのような要望というか、依頼等は出ていないでしょうか。

○成美保昭総務課長

職員組合のほうからは以前にそういったニュアンス的なものがあったと思うんですが、私どもも規定の中でやっておりますので、特別なことを私どもの町だけやるわけにはいきませんので、そのために人事評価というのがありまして、そちらのほうでも差をつけていきながら、今、年齢を上げて経験者の採用枠も設けておりますので、そこも何とかしながら、いきなり年老いた、ほかで経験があっても入って1級からしかできないというのは費用的にもかなり無理がありますので、そのあたりも考えながら、次、そこも協議の一つに入っておりますので、今現在進めておるところでございます。

○高風勝一郎議員

ぜひ、職員組合とは言いませんが、いずれは職員もお互いの中で頑張っているという気持ちになれるように、給料面も措置ができればと思いますので、さらなる検討、対応をしていただければと思います。要望します。

以上です。

○外山利章議長

続けます。

これで総括的質疑を終わります。

これからページごとによる質疑を行います。

1 ページ、第1条から。

2 ページ、別表第1、給料表、行政職給料表（一）。

3 ページ。

4 ページ。

5 ページ。

6 ページ。

7 ページまで。

8 ページ、附則第1条から第5条、附則別表、号給の切替表。

9 ページ。

10 ページ。

11 ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第１７号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第１７号、知名町職員の給与に関する条例及び知名町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△日程第１２ 議案第１８号 知名町長等の給与等に関する条例及び
知名町議会議員の議員報酬等に関する
条例の一部を改正する条例について

○外山利章議長

日程第１２、議案第１８号、知名町長等の給与等に関する条例及び知名町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案についての説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第１８号は、知名町長等の給与等に関する条例及び知名町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についての案件であります。

本案は、令和６年人事院勧告及び改正後の特別職の職員の給与に関する法律に準じ、令和７年度の期末手当支給月数を平準化するため改定するものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次に、ページごとによる質疑を行います。

1 ページ、第 1 条から附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第 18 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第 18 号、知名町長等の給与等に関する条例及び知名町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△日程第 13 議案第 19 号 第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○外山利章議長

日程第 13、議案第 19 号、第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

本案についての説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第 19 号は、第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての案件であります。

本案は、令和 6 年人事院勧告に準じ、令和 7 年 6 月期からパートタイム会計年度

任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を改定するため、所要の改正をするものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次に、ページごとによる質疑を行います。

1 ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△日程第14 議案第20号 第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

○外山利章議長

日程第14、議案第20号、第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一

部を改正する条例について。

本案についての説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申しあげました議案第20号は、第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての案件でございます。

本案は、令和6年人事院勧告に準じ、フルタイム会計年度任用職員の給料月額及び期末手当の支給月数を引き上げるため、所要の改正をするものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次に、ページごとによる質疑を行います。

1 ページ、別表第1、給料表から。

2 ページ。

3 ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第 15 議案第 21 号 知名町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○ 外山利章議長

日程第 15、議案第 21 号、知名町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案についての説明を求めます。

○ 今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第 21 号は、知名町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての案件であります。

本案は、令和 6 年 8 月 8 日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告における仕事と生活の両立支援の拡充の一部の項目に対応するため、所要の改正をしようとするものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○ 外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次に、ページごとによる質疑を行います。

1 ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 外山利章議長

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第 21 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号、知名町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第 16 議案第 22 号 知名町職員の育児休業等に関する条例
の一部を改正する条例について

○ 外山利章議長

日程第 16、議案第 22 号、知名町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案についての説明を求めます。

○ 今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第 22 号は、知名町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての案件であります。

本案は、育児・介護休業法の改正等を踏まえ、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、改定するものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○ 外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次に、ページごとによる質疑を行います。

1 ページ、第 2 条から。

2 ページ。

3 ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 外山利章議長

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第２２号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第２２号、知名町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△日程第１７ 議案第２３号 デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

○外山利章議長

日程第１７、議案第２３号、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について。

本案についての説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第２３号は、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての案件であります。

本案は、デジタル社会形成基本法等の改正に伴い、国において行われる社会基盤となるデータ群の整備や利用促進の実施及びマイナンバー及びマイナンバーカードの機能拡充等に対応するため、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○西 文男議員

町民課長、なかなか答弁の機会もないので、町民に知らしめる上で、マイナンバーカードの対象者、つまり人口ですね、全員。何人で、今、マイナンバーを申請した町の取得率、何％ぐらいか示していただけますか。

○元栄吉治町民課長

全国で統一された交付率につきましては、現在 96.3% になっております。この 96.3% に対する人口は、令和 6 年 1 月 1 日時点の人口ごとに算出していますので、現在人口が 5,382 ですので、少しは差があると思います。

それから、実際に現在手元に持っていらっしゃる方、知名町で持っていらっしゃる方の所有率というのは大体 10% ぐらい下がって 85% か 86% ぐらいだと思っています。これは随時転入転出があったり、死亡があったり、出生があったりする関係で交付率とは数字が変わってくるということでございます。

以上です。

○西 文男議員

全国に類を見ない高取得率じゃないかなというふうに思います。施設等々でなかなか利用できない方もいるかと思うので、96% ということは非常に素晴らしい。皆さん、町民課はじめ役場職員等々の努力の結果だと思います。

そこで、取得した方々の最大のメリット、どのような形かなかなか理解できない町民の方がいますので、具体的に示してください。

○元栄吉治町民課長

メリットといたしましては、今現在確定申告等を行っておりますけれども、まず、マイナンバーカードを使って確定申告が 24 時間いつでもどこでも行えるということでございます。マイナンバーカードを使用しますと、例えば我々公務員であっても確定申告を必要な方は、源泉徴収票が自動的に読み込まれたりとか、あとマイナポータルで連携をすれば、家族の医療費の控除も自動的に計算されまして、すぐ確定申告、e-Tax でできるというメリットもございます。

また、マイナンバーカードを持っている、持っていないにかかわらず、マイナンバーが付与されていますので、そのマイナンバーを国が取得いたしまして、例えば年金の手続におきましては、住民票の添付がなくなったりとか、所得証明書の添付がなくなったりとか、戸籍の添付がなくなったりとか、今までつけないといけなかった添付書類の省略が随時増えているということでございます。

また、携帯電話等でマイナンバーカードを交わすことによって、ご自分の年金の加入歴であったりとか、医療費が幾らかかったとか、あと年金の今までどういう会社に働いていたとか、戸籍の情報とか、いろいろ今、随時取れる情報が増えていますので、カードを持っているだけであればただのプラスチックにしかないんですけれども、ぜひカードをご利用いただきたいと思います。

○西 文男議員

いろいろなサービスが利用できるということで、私は理解できましたが、その広報について、防災無線であったり、町のホームページであったり、少し大きめの文字でいろいろ使って分かりやすくぜひしていただければというのが一つと。

もう一つ、セキュリティーの問題が非常に懸念されています。サイバー攻撃ということの中で、町としてはしっかり対策はしていますが、そこら辺もまた随時チェック機能をどのような形で行うのか具体的に決めていますか、お伺いします。

○元栄吉治町民課長

マイナンバーカードのセキュリティー面につきましては、国が責任を持ってやっているということと、あと、年に1回監査がありまして、これはマイナンバーカードに限らず、住民票関係のことも含めて監査があります。その中でどういうことを取り組んでいるかという点数づけみたいなものがありますけれども、これにつきましても昨年の10月に監査を受けまして、知名町は問題ないということで報告を受けております。

○外山利章議長

続けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次に、ページごとによる質疑を行います。

1 ページ、第1条から。

2 ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第 23 号、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、原案のとおり可決されました。

△日程第 18 議案第 24 号 知名町光ブロードバンドサービス施設
の設置条例及び知名町光ブロードバン
ドサービス分担金徴収条例を廃止する
条例について

○外山利章議長

日程第 18、議案第 24 号、知名町光ブロードバンドサービス施設の設置条例及び知名町光ブロードバンドサービス分担金徴収条例を廃止する条例について。

本案についての説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第 24 号は、知名町光ブロードバンドサービス施設の設置条例及び知名町光ブロードバンドサービス分担金徴収条例を廃止する条例についての案件であります。

令和 6 年 12 月 1 日に当該設備を西日本電信電話株式会社鹿児島支店に譲渡したことから、条例を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次に、ページごとによる質疑を行います。

1 ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第２４号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第２４号、知名町光ブロードバンドサービス施設の設置条例及び知名町光ブロードバンドサービス分担金徴収条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

△日程第１９ 議案第２５号 知名町消防団条例の全部を改正する条例について

○外山利章議長

日程第１９、議案第２５号、知名町消防団条例の全部を改正する条例について。

本案についての説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第２５号は、知名町消防団条例の全部を改正する条例についての案件であります。

今回の改正は、現行の知名町消防団条例の基本的な内容は維持しつつ、条例制定根拠法である消防組織法の規定に合わせて所要の整理を行うため、条例の全部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○福井源乃介議員

総括というか、ページごとで早めに差し替えの必要もあるのかなと思って指摘をしたいと思います。

３ページの第１６条の３、費用弁償として１回につき２００円と。合っているか。別表の１の２では８，０００円になっていますよね。日当と……

〔「要はそれは」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

しばらく休憩します。

休 憩 午後 2 時 1 6 分

再 開 午後 2 時 1 6 分

○外山利章議長

再開します。

総括的質疑はございませんか。

○高風勝一郎議員

1 ページの第 4 条の消防団の定員は 1 4 5 名ということ、ページに入ってしまったけれども、現在の消防団員の数と、先日の出初め式で高校生の爽やかな非常に頼もしい展示がありましたが、今後も続けていていただきたいなと思うんですけれども、どのように町としては考えていますか。

○西 富士雄総務課長補佐

消防団の人数につきましては、3 月 1 日現在で 1 3 1 名です。ただし、この中に 2 名休団がおりますので、実質 1 2 9 名でございます。

出初め式につきましては、今年初めてあいった形を取りましたけれども、非常に評判がよかったということで大変うれしく思っております。団長、副団長の話の中でも、来年度、またちょっと違うことをやろうかというような話をしておりまして、それもまた楽しみにしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○高風勝一郎議員

分かりました。

○外山利章議長

続けます。

これで総括的質疑を終わり、次に、ページごとによる質疑を行います。

1 ページ、第 1 条から第 8 条第 2 項まで。

2 ページ、第 9 条から第 1 5 条第 8 号まで。

3 ページ、第 1 6 条から附則まで。

4 ページ、別表第 1 から別表 1 の 3 まで。

5 ページ、別記様式まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第２５号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第２５号、知名町消防団条例の全部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△日程第２０ 議案第２６号 知名町フローラルパークの指定管理者
の指定について

○外山利章議長

日程第２０、議案第２６号、知名町フローラルパークの指定管理者の指定について。

本案についての説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第２６号は、知名町フローラルパークの指定管理者の指定についての案件であります。

当該施設については、本年度末をもって指定期間が終了することから、知名町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第２条に基づき公募を行ったところであります。指定を受けようとする団体からの申請を受けて、同条例施行規則第５条の規定に基づき、設置した選定委員において審議を行い、本年度４月１日から２か年、当該施設の指定管理者として特定非営利活動法人沖永良部スポーツクラブ・ＥＬＯＶＥを選定しております。

今回の指定に際し、知名町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第５条第１項の規定により議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○西 文男議員

総括でお伺いをします。

指定管理者ということで、昨日もちよっと維持管理について質疑の中でありましたが、今、スポーツクラブ・E L O V Eは多分、町民体育館と大山のグラウンドも指定管理を受けていると思います。そして、当初、その中で大山のグラウンドにおきましては、除草、伐採等もグラウンドを利用する際にということで契約に入っていたが、できないということで、指定管理の中の条項をグラウンドの伐採は外した経緯があると思います。

内容についてお伺いします。

今回、このパークの指定管理についての業務の内容、詳細に示していただけますか。お伺いします。

○永野道也企画振興課長

フローラルパークの指定管理の業務内容の主なものについて説明させていただきます。

業務内容は基本的に、まず施設の使用許可に関すること。2つ目が、利用料金の徴収、減免に関すること。これは指定管理者制度の中で、料金代行制、行政の代わりに指定管理者がお金を徴収するというものがあります。3番目が、施設の構成に記載された施設及び備品等の管理に関すること。主なものがグラウンドゴルフの使う用品であったり、ペダルゴーカート、そういう備品等についての管理等を指します。それ以外については、その施設の管理に関し町長が必要と認めるものとなります。

主に、先ほどの西議員からご指摘があった管理については、従来、フローラルパークの現指定管理者とどういう範囲をどのタイミングで清掃を行うかということについて協議をしておりますので、募集段階でその詳細についてはうたっております。

以上となります。

○西 文男議員

提案するのであれば、備えがないと審査ができかねるという部分になっています。今の規約等において我々理解できませんので、資料提出の上、再度審議を求めたいと思いますが、いかがですか。

○永野道也企画振興課長

すみません、従前の形で今回提案をさせていただいたんですが、これは前指定管理に関して同様の資料提出を求めているということで間違いないでしょうか。

○外山利章議長

しばらく休憩します。

休 憩 午後 2 時 2 5 分

再 開 午後 2 時 2 8 分

○外山利章議長

再開します。

総括的質疑、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第 2 6 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 6 号、知名町フローラルパークの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

△日程第 2 1 議案第 2 7 号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について

○外山利章議長

日程第 2 1、議案第 2 7 号、督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について。

本案についての説明を求めます。

○今井力夫町長

それでは、提案理由を申し上げます。

ただいまご提案申し上げました議案第２７号は、督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例についての案件であります。

これまで本町では、督促状を発行した際の手数料として督促手数料を徴収していましたが、手数料に関わる問合せの対応や手数料を徴収するための経費が手数料以上にかかっている状況にあります。

本案は、事務負担の軽減、効率化を図るため、令和７年４月１日以降に納期限が到来する町税、保険料、使用料等の督促手数料を廃止し、それに伴い関係条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次に、ページごとによる質疑を行います。

１ページ、第１条から附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第２７号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第２７号、督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例については、原案のとおり可決されました。

△日程第２２ 議案第２８号 固定資産評価員同補助員に関する条例

を廃止する条例について

○外山利章議長

日程第２２、議案第２８号、固定資産評価員同補助員に関する条例を廃止する条例について。

本案についての説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第２８号は、固定資産評価員同補助員に関する条例を廃止する条例の制定であります。

本条例は、地方税法第４０４条及び４０５条に基づいて制定されていましたが、同法第４０４条第４項の規定で、「固定資産税を課される固定資産が少ない市町村においては、第１項の規定にかかわらず、固定資産評価員を設置しないで、この法律の規定による固定資産評価員の職務を市町村長に行わせることができる。」と定められており、本町においても評価員及び補助員を置かない運用としたいことから、廃止するものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次に、ページごとによる質疑を行います。

１ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第２８号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第２８号、固定資産評価員同補助員に関する条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

△日程第２３ 議案第２９号 知名町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○外山利章議長

日程第２３、議案第２９号、知名町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

本案についての説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第２９号は、知名町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての案件であります。

今回の改正は、令和７年度税制改正の大綱に基づき、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、５割軽減及び２割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正するものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次に、ページごとによる質疑を行います。

１ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第 29 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第 29 号、知名町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△日程第 24 議案第 30 号 知名町老人福祉センターの指定管理者
の指定について

○外山利章議長

日程第 24、議案第 30 号、知名町老人福祉センターの指定管理者の指定について。

本案についての説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第 30 号は、知名町老人福祉センターの指定管理者の指定についての案件であります。

当該施設につきましては、本年度末で指定期間が終了することから、知名町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 5 条の規定に基づき設置した選定委員会において審議を行ったところであります。審議の結果、本年 4 月 1 日から 5 か年間、当該施設の指定管理者として社会福祉法人知名町社会福祉協議会を選定しました。

今回の指定に際し、知名町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条第 1 項の規定により議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第３０号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第３０号、知名町老人福祉センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

△日程第２５ 議案第３１号 知名町立認定こども園条例の一部を改正する条例について

○外山利章議長

日程第２５、議案第３１号、知名町立認定こども園条例の一部を改正する条例について。

本案に対する説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第３１号は、知名町立認定こども園条例の一部を改正する条例についての案件であります。

今回の改正は、認定こども園きらきらの民営化に伴い、施設名を削除するとともに、認定こども園すまいるの園則に合わせて開所時間を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○高風勝一郎議員

この４月１日から、きらきらにおられた職員、任用職員もいらっしゃると思いま

すが、皆さんが異動されてこられるのか、一部はもう辞められたりするのか、発表できる範囲で結構ですので、お知らせください。

○今井力夫町長

本町の正規職員として勤務していただいていた職員につきましては、こども園、もしくは庁舎内への再配ということになると思います。

それから、向こうで会計年度任用職員としてご勤務していただいた皆さんにつきましては、本人の希望を優先するということになります。希望で本人が旧きらきらで勤務したいという方がいらっしゃる場合には、しらゆり園においては採用するという方向で進めると。希望しない場合には、そのまま退職ということになると思います。

以上です。

○高風勝一郎議員

それはもう、それぞれ一人一人の面接は終わっているというふうに理解してよろしいでしょうか。

○今井力夫町長

既に今後の勤務先等につきましては、本人たちとの面談も全て終了しまして、決定しております。

○高風勝一郎議員

了解。

○外山利章議長

続けます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わり、次に、ページごとによる質疑を行います。

1 ページ、附則まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第 3 1 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 1 号、知名町立認定こども園条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△日程第 2 6 議案第 3 2 号 田皆放課後児童クラブの指定管理者の
指定について

○外山利章議長

日程第 2 6、議案第 3 2 号、田皆放課後児童クラブの指定管理者の指定について。

本案についての説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第 3 2 号は、田皆放課後児童クラブの指定管理者の指定についての案件であります。

当該施設については、本年度末で指定期間が終了することから、知名町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 5 条の規定に基づき設置した選定委員会において審議を行ったところであります。審議の結果、本年 4 月 1 日から 5 か年間、当該施設の指定管理者として社会福祉法人幸福福祉会を選定しました。

今回の指定に際し、知名町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条第 1 項の規定により議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで総括的質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第３２号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第３２号、田皆放課後児童クラブの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

△日程第２７ 議案第３３号 知名町道路線の廃止について

△日程第２８ 議案第３４号 知名町道路線の認定について

○外山利章議長

日程第２７、議案第３３号、知名町道路線の廃止について及び日程第２８、議案第３４号、知名町道路線の認定についてを一括議題とします。

本案についての説明を求めます。

○今井力夫町長

ただいまご提案申し上げました議案第３３号、議案第３４号につきましては、一括提案とさせていただきますので、併せてご説明します。

議案第３３号にてご提案いたしました３路線は全て町道認定されておりますが、新庁舎建設に伴い道路整備を実施したため、瀬利覚上田水線、あしびの郷通線の起終点の変更及び瀬利覚モーキ線の線形に変更がありました。町道認定されている路線の起終点の変更及び線形の変更には、９路線の廃止及び新路線の認定の二重の手続が必要なことから、議案第３３号にて３路線を廃止し、議案第３４号にて３路線を認定するものでございます。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○外山利章議長

まず、議案第３３号、知名町道路線の廃止についての質疑を行います。

廃止の路線、瀬利覚モーキ線、瀬利覚上田水線、あしびの郷通線まで、これで質

疑を行います。

○西 文男議員

路線の改正、起点、終点が変わったということは理解できますが、交付税の件についてお聞きしたいんですが、例えば、これでいきますと役場庁舎のあしびの郷通線というのは、例えば価値が上がって長くなったので評価額等々がプラスになるのか、そこら辺を分かれば示していただきたいと思います。

○成美保昭総務課長

今言われた質問ですが、総延長とか新規にできた分と今、廃止された分を詳しく計算させてみてからお答えいたします。

○外山利章議長

よろしいですか。

○西 文男議員

はい。

○外山利章議長

続けます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第３３号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第３３号、知名町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３４号、知名町道路線の認定についての質疑を行います。

認定の路線、瀬利覚モーキ線、瀬利覚上田水線、あしびの郷通線まで、これで質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

これから議案第３４号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第３４号、知名町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

△日程第２９ 「予算審査特別委員会」付託

○外山利章議長

日程第２９、議案第３５号、令和７年度知名町一般会計当初予算から議案第４２号、令和７年度知名町下水道事業会計当初予算までの８件は、一括して議題とします。

ただいま一括議題となっています議案第３５号から議案第４２号までの８件の議案は、後ほど設置予定の予算審査特別委員会に付託したいと思いますので、会議規則第３９条第２項の規定により、町長の提案理由の説明は省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第３５号から議案第４２号までの８件の議案は、提案理由の説明を省略することに決定しました。

△日程第３０ 予算審査特別委員会の設置

○外山利章議長

日程第３０、特別委員会の設置についてお諮りします。

先ほど一括提案されました議案第３５号から議案第４２号までの８件の議案は、議長を除く１１名で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第３５号から議案第４２号までの８件の議案は、予算審査特別委員会に一括して付託することに決定しました。

○成美保昭総務課長

先ほどの西議員のご質問ですが、道路延長面積が増えれば増えますし、減れば減るんですが、その細かいものについて、担当のほうで詳細なそういう増減の計算まで行っておりませんので、そこが現在よりも増えれば交付税も増える、減れば減るというだけしか今のところお答えできません。

○外山利章議長

よろしいですか。

〔発言する者あり〕

○外山利章議長

閉じますよ。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

明日７日は午前１０時から会議を開きます。お疲れさまでした。

散 会 午後 ２時５３分

令和 7 年 第 1 回 知名町 議会 定例会

第 4 日

令和 7 年 3 月 11 日

令和 7 年第 1 回知名町議会定例会議事日程
令和 7 年 3 月 1 1 日（火曜日）午前 11 時 12 分開議

1. 議事日程（第 4 号）

○開議の宣告

○日程第 1 予算審査特別委員会付託事件の報告について（令和 7 年度各会計当初予算（議案第 3 5 号～議案第 4 2 号））

○日程第 2 陳情第 1 号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性のある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の陳情について

○日程第 3 発委第 1 号 持続可能な学校の実現をめざす意見書について

○日程第 4 発議第 1 号 議員派遣の件について

○日程第 5 決定第 1 号 閉会中の継続調査の件について

○日程第 6 決定第 2 号 閉会中の継続調査の件について

○閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1 番	田 尻 博 樹 議員	2 番	長 山 美 香 議員
3 番	原 崎 幸 雄 議員	5 番	西 吉 信 議員
6 番	高 風 勝 一 郎 議員	7 番	福 川 勝 久 議員
8 番	窪 田 仁 議員	9 番	根 釜 昭 一 郎 議員
1 0 番	西 文 男 議員	1 1 番	福 井 源 乃 介 議員
1 2 番	川 畑 光 男 議員	1 3 番	外 山 利 章 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

藤 田 孝 一	議会事務局長	元 榮 聡 子	議会事務局主事
---------	--------	---------	---------

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

氏名	職名	氏名	職名
今 井 力 夫	町 長	赤 地 邦 男	副 町 長
田 中 幸 太 郎	教 育 長	成 美 保 昭	総 務 課 長
西 富 士 雄	総務課長補佐	永 野 道 也	企画振興課長
岡 越 豊	農 林 課 長	上 村 隆 一 郎	農業委員会事務局長
英 敬 一	建 設 課 長	下 田 浩 治	耕 地 課 長
平 和 仁	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	井 上 修 吉	税 務 課 長
元 栄 吉 治	町 民 課 長	中 村 里 佐 子	保 健 福 祉 課 長
根 元 幸 治	保 健 福 祉 課 参 事	原 田 孝 二	子 育 て 支 援 課 長
池 沢 由 美 子	教 育 委 員 会 事 務 局 長	田 邊 栄	教 育 委 員 会 事 務 局 参 事
東 里 樹	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	夏 迫 裕 作	建 設 課 課 長 補 佐
西 田 耕 輔	上 下 水 道 課 課 長 補 佐		

△開 会 午前 1 1 時 1 2 分

○外山利章議長

これから本日の会議を開きます。

3月7日の一般会計予算での西 文男議員の質問に対する回答が教育委員会事務局長よりあります。

○池沢由美子教育委員会事務局長

当初予算審議の際、西 文男議員からご質問がありました各種検定料補助金の実績について報告いたします。

令和6年度は3月10日現在ではありますけれども、漢字検定179名、英語検定95名、数学検定54名、計328名、延べ人数になりますけれども、のお子さん方が受験をされております。補助総額は、合計で87万6,800円となります。

各家庭へのご案内につきましては、年度当初に各学校経由で行っておりまして、その中でふるさとまちづくり基金を活用して受験する検定の全ての回数、検定料全額の補助が行われるということを案内しております。その中で多くの児童・生徒の皆さんに積極的にご活用いただいているものと思っております。

以上です。

○西 文男議員

すばらしい取組で非常にいい評価を聞いていたものですから、ぜひ推奨して、より一層推奨していただければというので、今、人数の確認をしたのは、数学について人数が減ってきています。できたら中学生以上だと思うんですけども、ごめんなさい、英語とかは数字の中で結構パーセンテージ高い率だと思うんですが、幅広く挑戦させていただくようなまた普及活動していくよう要請します。その旨はまた地域に帰って保護者等々にも話をしたいと思います。

以上です。

○外山利章議長

続けます。

△日程第1 予算審査特別委員会付託事件の報告について（令和7年度各会計当初予算（議案第35号～42号））

○外山利章議長

日程第1、予算審査特別委員会付託事件の報告の件を議題とします。

本定例会において付託しました予算審査特別委員会から審査報告書が提出されていますので、委員長の報告を求めます。

○窪田 仁議員

令和7年3月11日。

知名町議会議長、外山利章殿。

知名町議会予算審査特別委員会委員長、窪田 仁。

委員会審査報告書。

本委員会は、令和7年第1回知名町議会定例会において付託された下記事件を審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1、委員会名称、予算審査特別委員会。

2、設置年月日、令和7年3月6日。

3、審査期間、令和7年3月7日から3月11日までの5日間。

4、付託事件、議案第35号、令和7年度知名町一般会計当初予算。

議案第36号、令和7年度知名町国民健康保険特別会計当初予算。

議案第37号、令和7年度知名町介護保険特別会計当初予算。

議案第38号、令和7年度知名町後期高齢者医療特別会計当初予算。

議案第39号、令和7年度知名町奨学資金特別会計当初予算。

議案第40号、令和7年度知名町土地改良事業換地清算特別会計当初予算。

議案第41号、令和7年度知名町水道事業会計当初予算。

議案第42号、令和7年度知名町下水道事業会計当初予算。

5、審査結果、付託事件全てを原案のとおり可決すべきものと決定する。

以上です。

○外山利章議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

議案第 35 号、令和 7 年度知名町一般会計当初予算についてから議案第 42 号、令和 7 年度知名町下水道事業会計当初予算についてまでの 8 件は、一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、8 件とも原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔「起立多数」〕

○外山利章議長

起立多数と認めます。

したがって、議案第 35 号、令和 7 年度知名町一般会計当初予算についてから議案第 42 号、令和 7 年度知名町下水道事業会計当初予算についてまでの 8 件は、委員長の報告のとおり原案可決されました。

△日程第 2 陳情第 1 号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性のある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の陳情について

○外山利章議長

日程第 2、陳情第 1 号、「持続可能な学校の実現をめざす」実効性のある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の陳情についてを議題とします。

この陳情に対する総務文教委員常任委員長の報告は採択です。

お諮りします。

この陳情は、総務文教常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、陳情第 1 号、「持続可能な学校の実現をめざす」実効性のある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の陳情については、採択することに決定しました。

△日程第 3 発委第 1 号 持続可能な学校の実現をめざす意見書について

○外山利章議長

日程第3、発委第1号、持続可能な学校の実現をめざす意見書についてを議題とします。

意見書は配付してありますので、朗読を省略します。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、発委第1号、持続可能な学校の実現をめざす意見書については、原案のとおり可決されました。

△日程第4 発議第1号 議員派遣の件について

○外山利章議長

日程第4、発議第1号、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第129条第1項の規定によって、お手元に配付してありますとおり議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、議員派遣の件については、お手元に配付してあります

とおり派遣することに決定しました。

△日程第５ 決定第１号 閉会中の継続調査の件について

○外山利章議長

日程第５、決定第１号、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、目下委員会において調査中の件について、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付してあります申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△日程第６ 決定第２号 閉会中の継続調査の件について

○外山利章議長

日程第６、決定第２号、閉会中の継続調査の件を議題とします。

ゼロカーボンアイランドおきのえらぶ事業調査特別委員会委員長から、目下委員会において調査中の件について、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付のゼロカーボンアイランドおきのえらぶ事業調査特別委員会に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

ゼロカーボンアイランドおきのえらぶ事業調査特別委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

休 憩 午前 1 1 時 2 2 分

再 開 午前 1 1 時 5 7 分

○外山利章議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第 7 条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山利章議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和 7 年第 1 回知名町議会定例会を閉会します。

ご起立ください。

お疲れさまでした。

閉 会 午前 1 1 時 5 7 分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

知名町議会議長 外山 利章

知名町議会議員 長山 美香

知名町議会議員 原崎 幸雄